

旧上瀬谷通信施設地区  
土地区画整理事業

環境影響評価書

【要約書】

令和4年3月

横 浜 市



本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図 (タイル) を加工して作成したものである。





## はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

本事業は、「環境影響評価法施行令」（平成9年12月政令第346号）第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」（国土交通省都市局市街地整備課 平成25年11月）を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめ、令和2年1月15日に公告するとともに、横浜市長宛てに送付し、令和2年2月14日まで縦覧を行いました。なお、第一種土地区画整理事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域が横浜市内に限られるものと判断したため、主務省令※第14条第5項の規定に基づき、計画段階環境配慮書については、横浜市長に直接意見を求めました。

※主務省令：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第13号）

その後、計画段階配慮事項等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第5条に基づき、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）として取りまとめ、令和2年7月21日に公告するとともに、横浜市長と神奈川県知事宛てに送付し、令和2年9月3日まで縦覧等を行いました。

その後、方法書及び方法書に対する横浜市長、神奈川県知事及び一般からの意見等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第14条に基づき、都市計画対象事業に係る調査、予測及び評価を行った結果等を記載した環境影響評価準備書として取りまとめ、令和3年6月25日に公告するとともに、横浜市長と神奈川県知事宛てに送付し、令和3年8月10日まで縦覧等を行いました。

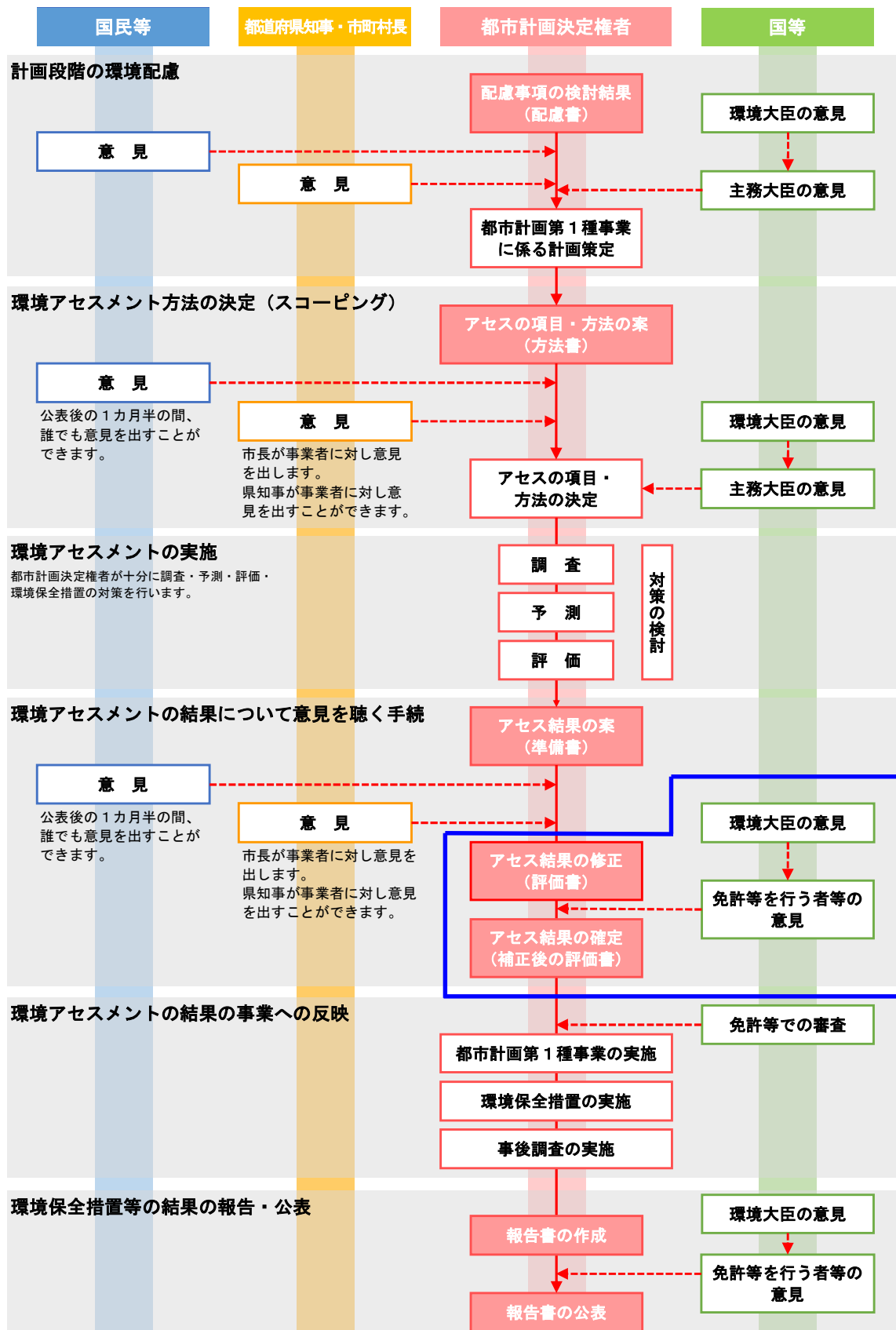
さらに、準備書に対する横浜市長、神奈川県知事及び一般からの意見等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第21条に基づき、環境影響評価書として取りまとめ、令和4年1月17日に免許等を行う者（国土交通省）に送付しました。これに対して、国土交通省関東地方整備局長から、令和4年2月25日に環境大臣の意見を勘案した意見書を受領しました。本環境影響評価書はその意見を勘案して、評価書の記載事項に検討を加え補正したものです。

なお、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第38条の6第1項に基づき、環境影響

評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

本書の作成にあたって、環境影響評価の対象となる都市計画対象土地区画整理事業については「都市計画対象事業」と記述することとし、「都市計画対象事業」の実施する区域については、「対象事業実施区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



今回の手続き

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（計画段階環境配慮書 関連）

項 目	日 付	備 考
計画段階環境配慮書の送付	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の公告	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の縦覧	令和2年1月15日～2月14日	縦覧期間：30日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年1月15日～2月14日	意見書：4通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日 会場：関内中央ビル	意見聴取、 配慮書の説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月10日 会場：関内中央ビル	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年2月28日 会場：関内中央ビル	審査会意見確認
市長の意見 受領	令和2年3月10日	
環境大臣の意見	令和2年3月13日	
市長の意見 公告	令和2年3月25日	
市長の意見 閲覧	令和2年3月25日～4月8日	閲覧期間：15日
主務大臣の意見	令和2年3月31日	主務大臣： 国土交通大臣

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（方法書 関連）

項 目	日 付	備 考
方法書の送付	令和2年7月21日	
方法書の公告	令和2年7月21日	
方法書の縦覧	令和2年7月21日～9月3日	縦覧期間：45日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年7月21日～9月3日	意見書：164通
神奈川県環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月27日 会場：産業貿易センター	諮問、 方法書の説明
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月31日 会場：横浜市庁舎	諮問、 方法書の説明
方法書説明会（1回目）	令和2年8月1日 会場：瀬谷公会堂	(仮称)都市高速鉄 道上瀬谷ライン整 備事業と同時に開 催
方法書説明会（2回目）	令和2年8月2日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（3回目）	令和2年8月4日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（4回目）	令和2年8月5日 会場：瀬谷公会堂	
神奈川県環境影響評価審査会（2回目）	令和2年8月27日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年9月3日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月28日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月29日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月22日 会場：産業貿易センター	答申案の検討
横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月26日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
知事の意見 受領	令和2年11月10日	
横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和2年11月24日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和2年12月7日 会場：横浜市庁舎	答申案
市長の意見 受領	令和2年12月16日	
市長の意見 公告	令和2年12月25日	
市長の意見 縦覧	令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	閲覧期間：30日

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（準備書 関連）

項 目	日 付	備 考
準備書の送付	令和3年6月25日	
準備書の公告	令和3年6月25日	
準備書の縦覧	令和3年6月25日～8月10日	
都市計画決定権者による縦覧	令和3年6月25日～7月26日	
環境の保全の見地からの意見の受付	令和3年6月25日～8月10日	意見書：31通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月28日 会場：横浜市庁舎	諮問、 準備書の説明
神奈川県環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月29日 会場：神奈川県庁舎	諮問、 準備書の説明
準備書説明会（1回目）	令和3年7月16日 会場：瀬谷公会堂	(仮称)旧上瀬谷通信 施設公園整備事業 方法書と同時に開催
準備書説明会（2回目）	令和3年7月17日 会場：瀬谷公会堂	
準備書説明会（3回目）	令和3年7月19日 会場：旭公会堂	
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月27日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月29日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月30日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月31日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和3年9月30日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（4回目）	令和3年10月7日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和3年10月27日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明 意見陳述
神奈川県環境影響評価審査会（5回目）	令和3年11月4日 会場：神奈川県庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和3年11月11日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和3年11月29日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（6回目）	令和3年12月2日 会場：神奈川県庁舎	答申案
横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和3年12月9日 会場：横浜市庁舎	検討事項一覧
横浜市環境影響評価審査会（9回目）	令和3年12月21日 会場：横浜市庁舎	答申案
知事の意見 受領	令和3年12月23日	
市長の意見 受領	令和4年1月5日	
市長の意見 公告	令和4年1月14日	
市長の意見 縦覧	令和4年1月14日～ 令和4年2月14日	閲覧期間：30日
評価書（補正前）の送付	令和4年1月17日	
免許等を行う者の意見 受領	令和4年2月25日	免許等を行う者： 国土交通省

## 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等.....	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称.....	1-1
1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1-1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容.....	2-1
2.1 都市計画対象事業の名称及び種類.....	2-1
2.2 都市計画対象事業の目的.....	2-1
2.3 都市計画対象事業の概要.....	2-1
2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模.....	2-1
2.3.2 都市計画対象事業の内容.....	2-5
2.3.3 都市計画対象事業の工事計画.....	2-16
2.3.4 関係車両の主な走行ルート.....	2-21
2.3.5 今後のスケジュール.....	2-23
2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について.....	2-24
2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯.....	2-28
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況.....	3-1
3.1 調査対象地域等の設定.....	3-1
3.2 自然的、社会的状況の概要.....	3-2
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法.....	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定.....	4-1
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果.....	5-1
第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	6-1
6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-1
6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-3
6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解.....	6-5
第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-3
7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解.....	7-5

<b>第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法</b> .....	<b>8-1</b>
8.1 環境影響評価項目の選定.....	8-1
8.2 調査、予測及び評価の手法.....	8-9
8.2.1 大気質.....	8-9
8.2.2 騒音及び振動.....	8-22
8.2.3 水質及び底質.....	8-33
8.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素.....	8-39
8.2.5 地盤及び土壌.....	8-46
8.2.6 動物.....	8-51
8.2.7 植物.....	8-59
8.2.8 生態系.....	8-62
8.2.9 景観.....	8-64
8.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場.....	8-68
8.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス.....	8-73
8.2.12 地域社会.....	8-75
8.2.13 文化財等.....	8-79
8.3 専門家の助言の内容及び専門分野.....	8-80
<b>第9章 環境影響評価の調査結果並びに予測及び評価の結果</b> .....	<b>9.1 (大気)-1</b>
9.1 大気質.....	9.1 (大気)-1
9.1.1 調査結果の概要.....	9.1 (大気)-1
9.1.2 予測及び評価の結果.....	9.1 (大気)-5
9.2 騒音.....	9.2 (騒音)-1
9.2.1 調査結果の概要.....	9.2 (騒音)-1
9.2.2 予測及び評価の結果.....	9.2 (騒音)-2
9.3 振動.....	9.3 (振動)-1
9.3.1 調査結果の概要.....	9.3 (振動)-1
9.3.2 予測及び評価の結果.....	9.3 (振動)-2
9.4 水質.....	9.4 (水質)-1
9.4.1 調査結果の概要.....	9.4 (水質)-1
9.4.2 予測及び評価の結果 (水の濁り) .....	9.4 (水質)-5
9.4.3 予測及び評価の結果 (水の汚れ) .....	9.4 (水質)-10
9.5 底質.....	9.5 (底質)-1
9.5.1 調査結果の概要.....	9.5 (底質)-1
9.5.2 予測及び評価の結果.....	9.5 (底質)-2



9.6 地下水.....	9.6 (地下水)-1
9.6.1 調査結果の概要.....	9.6 (地下水)-1
9.6.2 予測及び評価の結果.....	9.6 (地下水)-2
9.7 その他の水環境.....	9.7 (その他の水環境)-1
9.7.1 調査結果の概要.....	9.7 (その他の水環境)-1
9.7.2 予測及び評価の結果.....	9.7 (その他の水環境)-2
9.8 地盤.....	9.8 (地盤)-1
9.8.1 調査結果の概要.....	9.8 (地盤)-1
9.8.2 予測及び評価の結果.....	9.8 (地盤)-3
9.9 土壌汚染.....	9.9 (土壌汚染)-1
9.9.1 調査結果の概要.....	9.9 (土壌汚染)-1
9.9.2 予測及び評価の結果.....	9.9 (土壌汚染)-2
9.10 動物.....	9.10 (動物)-1
9.10.1 調査結果の概要.....	9.10 (動物)-1
9.10.2 予測及び評価の結果.....	9.10 (動物)-4
9.11 植物.....	9.11 (植物)-1
9.11.1 調査結果の概要.....	9.11 (植物)-1
9.11.2 予測及び評価の結果.....	9.11 (植物)-6
9.12 生態系.....	9.12 (生態系)-1
9.12.1 調査結果の概要.....	9.12 (生態系)-1
9.12.2 予測及び評価の結果.....	9.12 (生態系)-9
9.13 景観.....	9.13 (景観)-1
9.13.1 調査結果の概要.....	9.13 (景観)-1
9.13.2 予測及び評価の結果.....	9.13 (景観)-13
9.14 人と自然との触れ合いの活動の場.....	9.14 (人触れ)-1
9.14.1 調査結果の概要.....	9.14 (人触れ)-1
9.14.2 予測及び評価の結果.....	9.14 (人触れ)-23
9.15 廃棄物等.....	9.15 (廃棄)-1
9.15.1 調査結果の概要.....	9.15 (廃棄)-1
9.15.2 予測及び評価の結果.....	9.15 (廃棄)-1
9.16 温室効果ガス.....	9.16 (温効ガス)-1
9.16.1 調査結果の概要.....	9.16 (温効ガス)-1
9.16.2 予測及び評価の結果.....	9.16 (温効ガス)-2
9.17 地域社会.....	9.17 (地域)-1
9.17.1 調査結果の概要.....	9.17 (地域)-1
9.17.2 予測及び評価の結果.....	9.17 (地域)-15

9.18 文化財等.....	9.18 (文化財)-1
9.18.1 調査結果の概要.....	9.18 (文化財)-1
9.18.2 予測及び評価の結果.....	9.18 (文化財)-1
<b>第10章 環境保全措置の検討.....</b>	<b>10-1</b>
10.1 環境保全措置の検討方法.....	10-1
10.2 環境保全措置の内容.....	10-1
10.3 工事用車両の運行に伴う検討.....	10-19
<b>第11章 事後調査等.....</b>	<b>11-1</b>
11.1 事後調査.....	11-1
11.2 モニタリング.....	11-1
<b>第12章 総合評価.....</b>	<b>12-1</b>
<b>第13章 環境影響を受ける範囲と認められる地域.....</b>	<b>13-1</b>
<b>第14章 準備書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解.....</b>	<b>14-1</b>
14.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解.....	14-1
14.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	14-3
14.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解..	14-6
<b>第15章 環境影響評価準備書からの相違点.....</b>	<b>15-1</b>
<b>第16章 評価書についての意見及び都市計画決定権者の対応.....</b>	<b>16-1</b>
<b>第17章 評価書の補正.....</b>	<b>17-1</b>
<b>第18章 環境影響評価の受託者の名称.....</b>	<b>18-1</b>

## 第1章 都市計画決定権者の名称等

### 1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

### 1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所

#### (1) 名称

横浜市

#### (2) 代表者の氏名

横浜市長 山中 竹春

#### (3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10



## 第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

### 2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

### 2.2 都市計画対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ケ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

### 2.3 都市計画対象事業の概要

#### 2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模

対象事業実施区域は、図2.3-1～図2.3-3に示すとおりであり、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約2.2kmに位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約0.7km、一般国道16号（保土ケ谷バイパス）上川井インターチェンジから約0.3km（いずれも、対象事業実施区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図2.3-4に示す範囲であり、面積は約248.5haです。なお、環境影響評価方法書では、面積は約242haとしておりましたが、隣接する道路の一部を対象事業実施区域に加えたこと、詳細測量を実施し面積が確定したことから増加となっています。

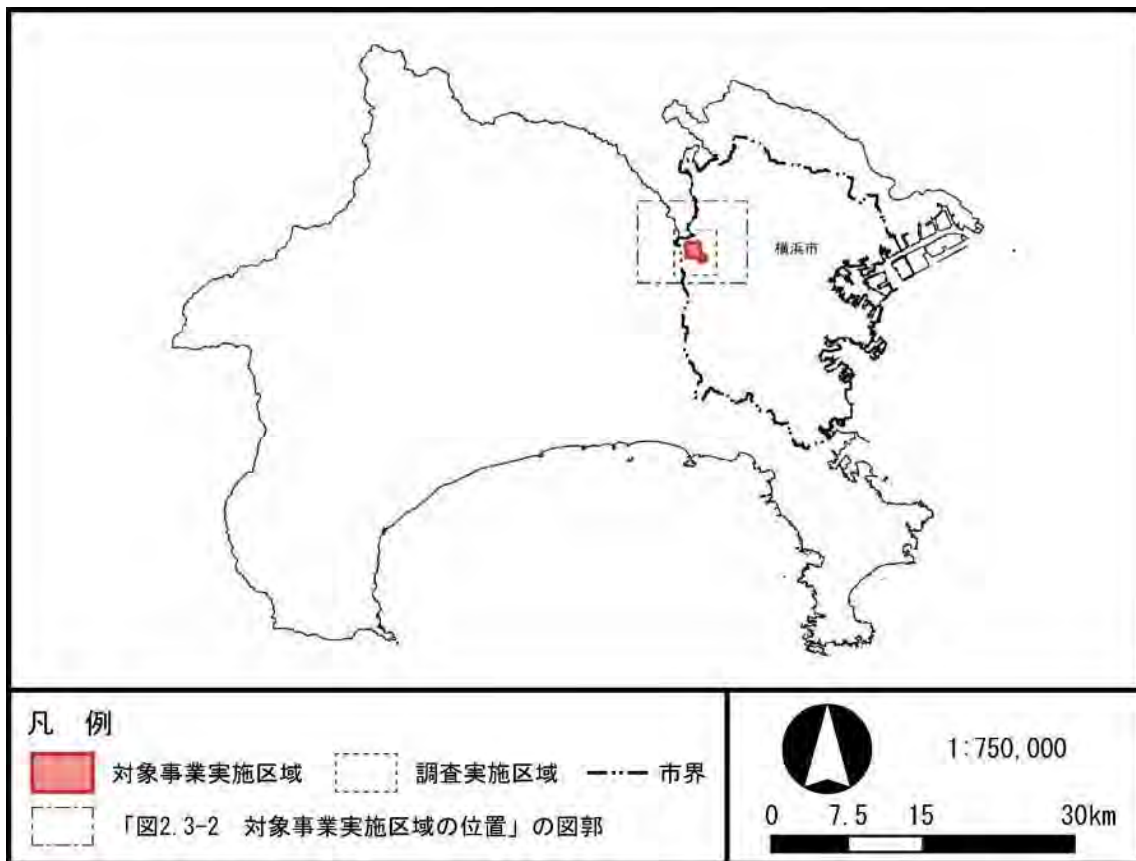


図 2.3-1 神奈川県における対象事業実施区域の位置図

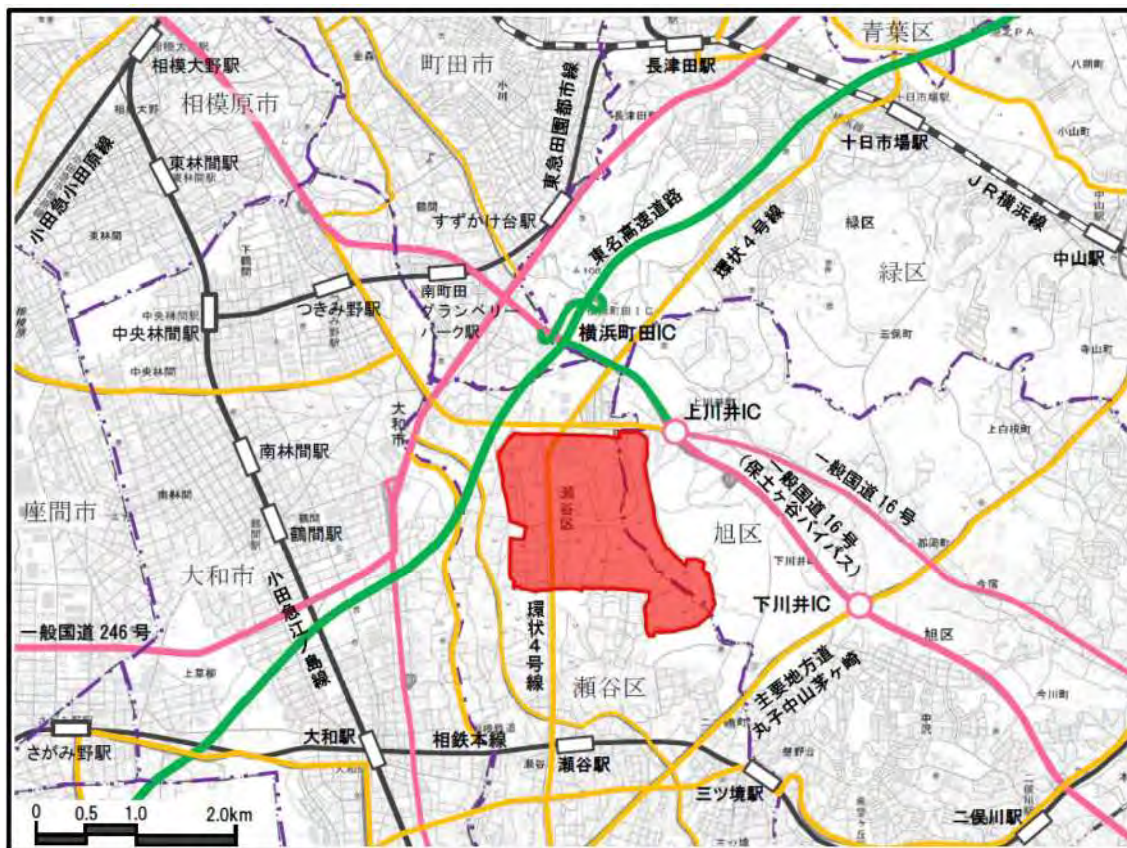


図 2.3-2 対象事業実施区域の位置



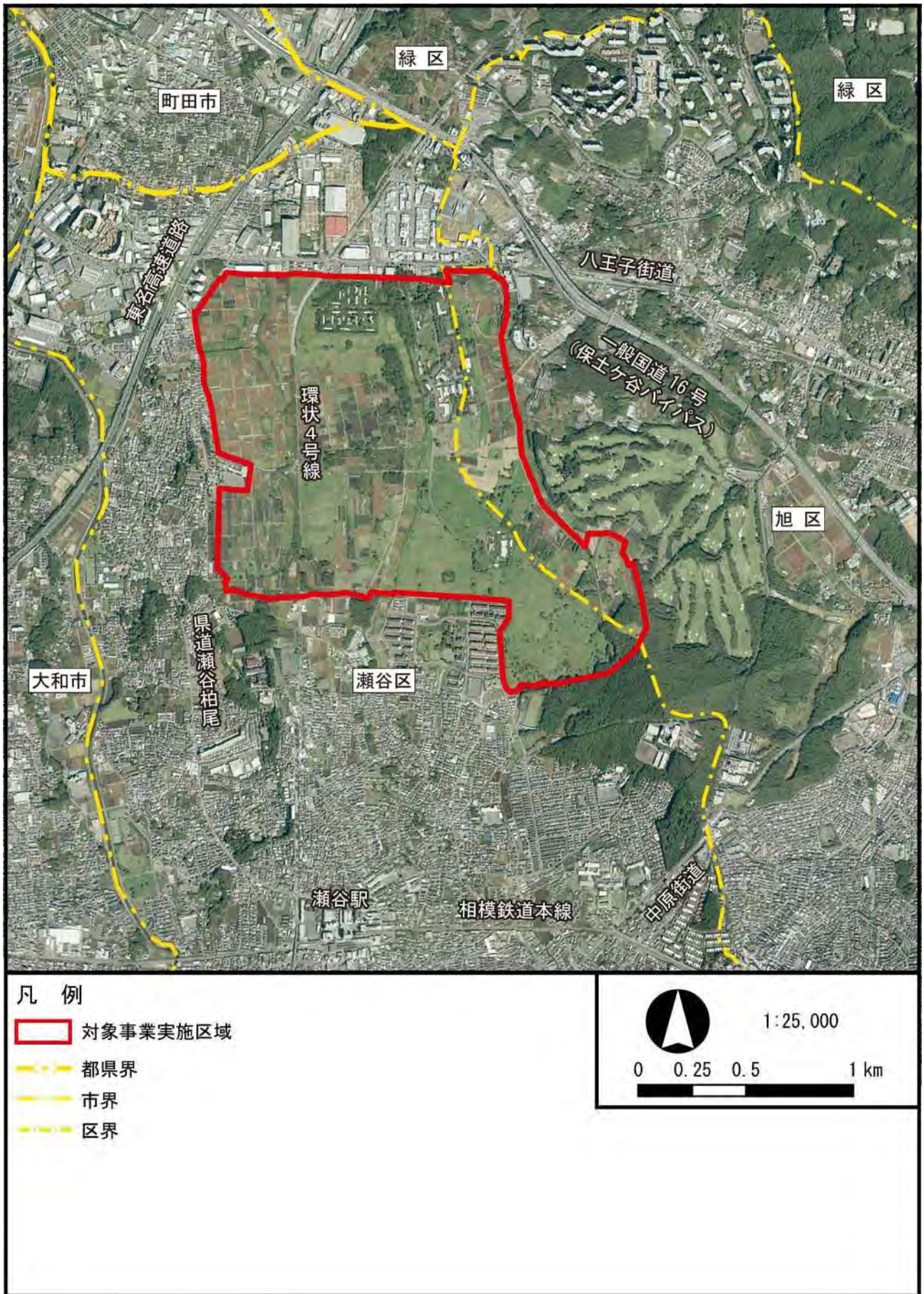


図 2.3-3 航空写真



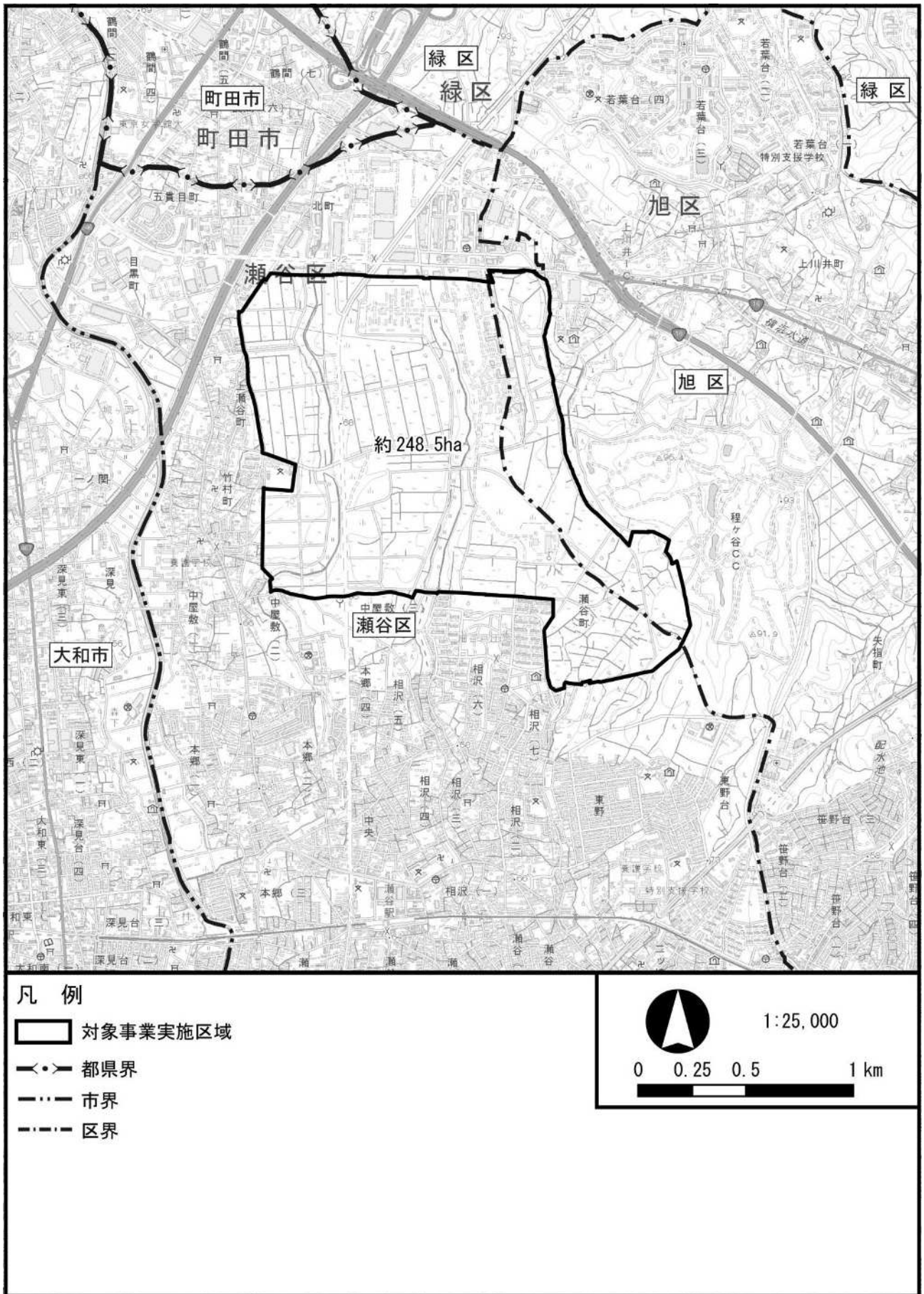


図 2.3-4 都市計画対象事業の規模



## 2.3.2 都市計画対象事業の内容

### (1) 土地利用計画の基本方針

土地利用計画の基本方針は、P. 2-50 に示す「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、表 2.3-1 に示すとおりです。

表 2.3-1(1) 土地利用計画の基本方針（基本方針）

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
------	--

表 2.3-1(2) 土地利用計画の基本方針（土地利用ゾーンの配置の考え方）

土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。</li> <li>・瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。</li> <li>・周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。</li> <li>・「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。</li> </ul>
----------------	---

この土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、図 2.3-5 に示すとおり土地利用計画図としてまとめました。また、土地利用面積は表 2.3-2 に、代表的な模式断面は図 2.3-6 に示すとおりです。

土地利用計画図の地区、用地の考え方は次のとおりです。

旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置することで、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。なお、農業振興地区には農道等を整備しますが、周辺の緑地との連続性に配慮し、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備が行えるよう、今後、地権者と調整を図っていきます。

「観光・賑わい地区」では、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わい拠点の形成を図ります。

「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。

「公益的施設用地」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。

また、対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要へ対応するため、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）の検討を進めている「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の関連用地として「交通施設用地」を配置します。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、この土地利用計画図に基づいて実施していきます。

なお、この土地利用計画図は現在検討中のものであり、関係機関との協議及び詳細設計により変更する可能性があります。

表 2.3-2 土地利用面積

土地利用地区	面積	割合
農業振興地区※ <sup>1</sup>	約 53.4 ha	約 21.5 %
観光・賑わい地区	約 89.8 ha	約 36.1 %
物流地区	約 23.1 ha	約 9.3 %
公益的施設用地（公園・防災等用地）※ <sup>2</sup>	約 47.2 ha	約 19.0 %
交通施設用地	約 7.7 ha	約 3.1 %
調整池	約 3.5 ha	約 1.4 %
道路等	約 23.8 ha	約 9.6 %
合計	約 248.5 ha	100.0 %

※1：面積には、農業振興地区に整備する農道等を含みます。

※2：面積には、公園内に整備する調整池を含みます。

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

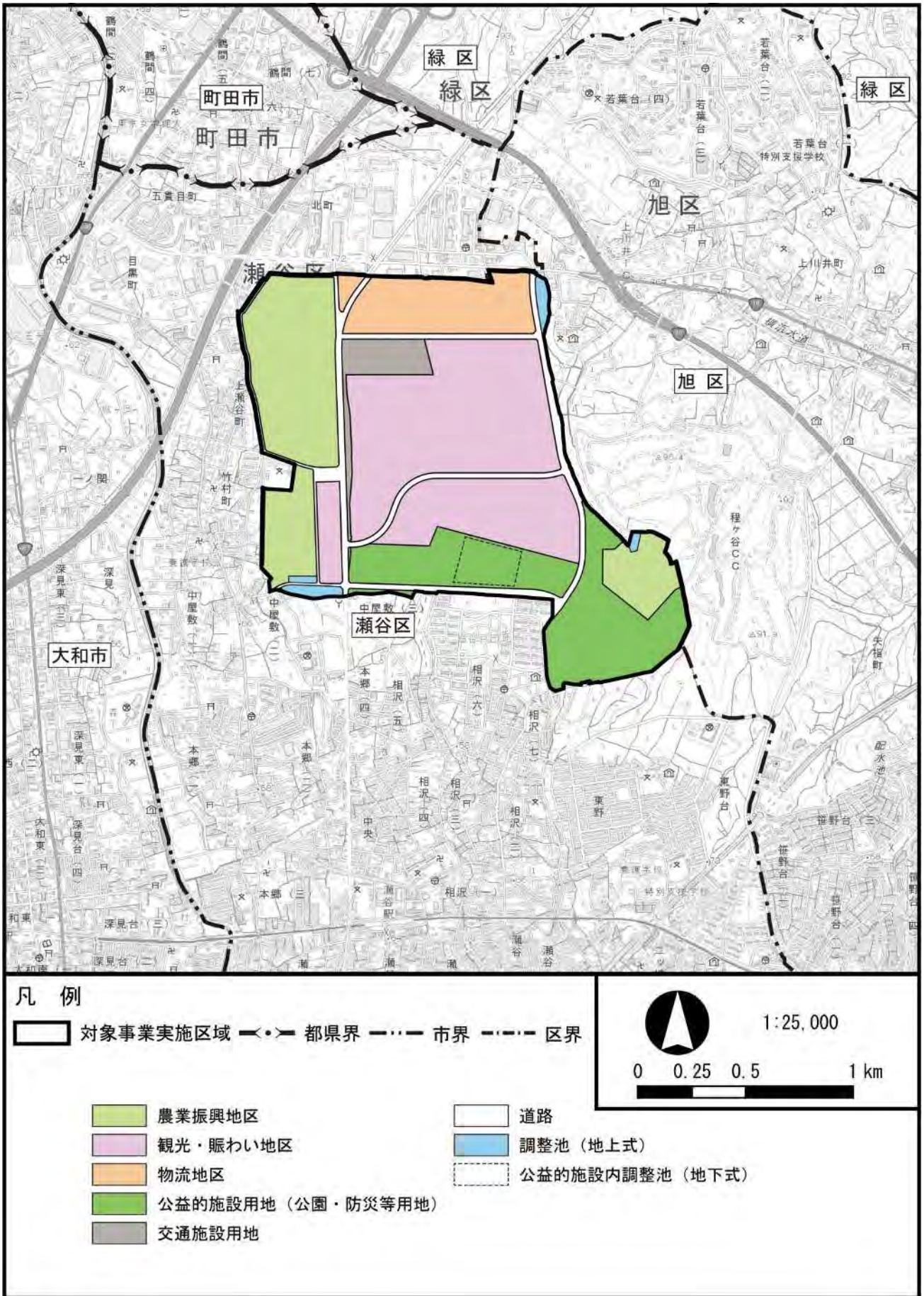
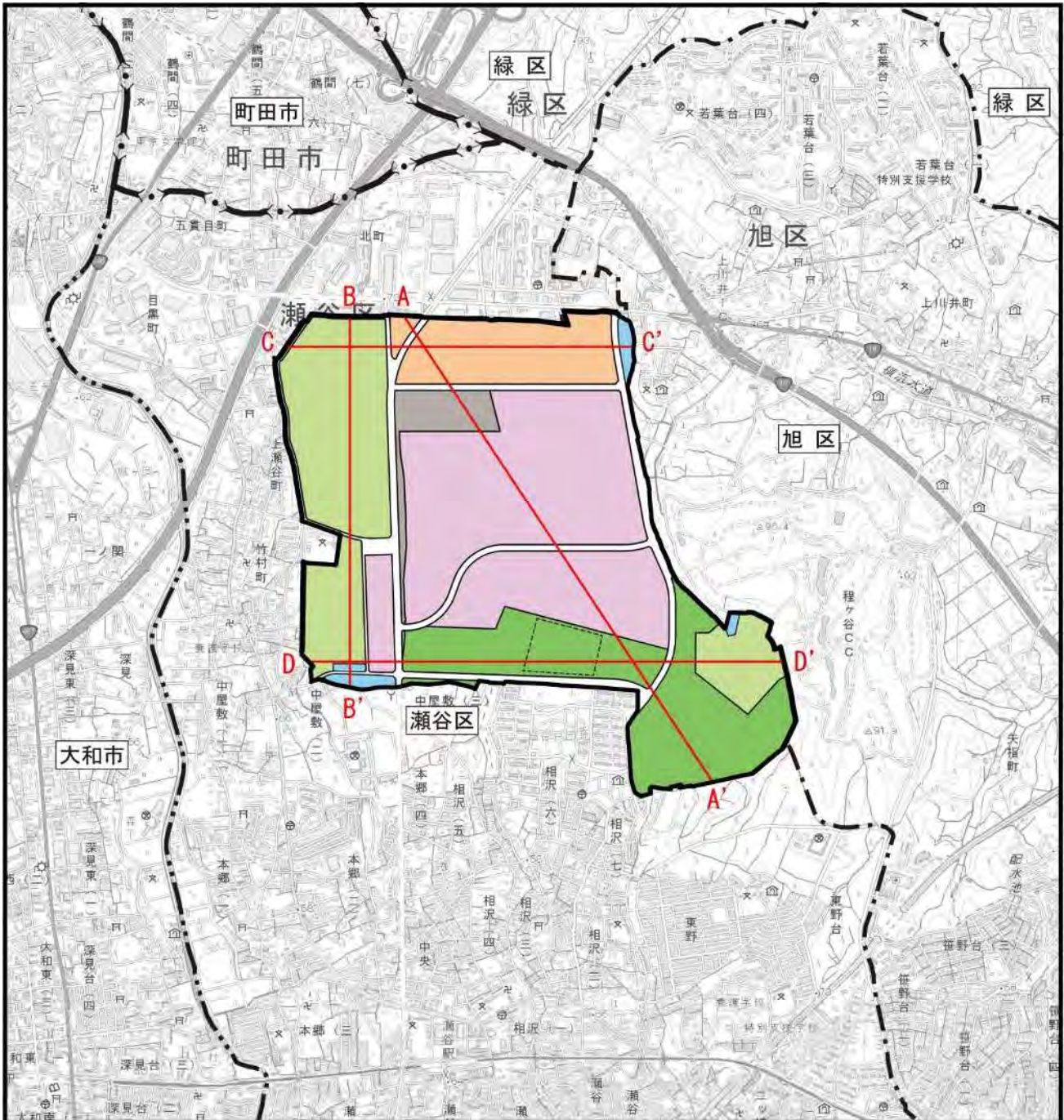


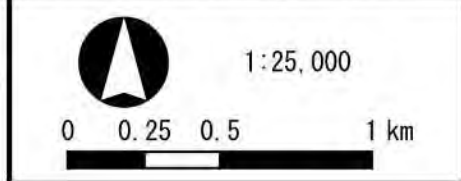
図 2.3-5 土地利用計画図





凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界



- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 農業振興地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 観光・賑わい地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 物流地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設用地（公園・防災等用地）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 交通施設用地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 調整池（地上式）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px dashed black; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設内調整池（地下式）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border-top: 1px solid red; margin-right: 5px;"></span> 断面線位置</li> </ul> |
|--|---|

図 2.3-6(1) 断面の位置

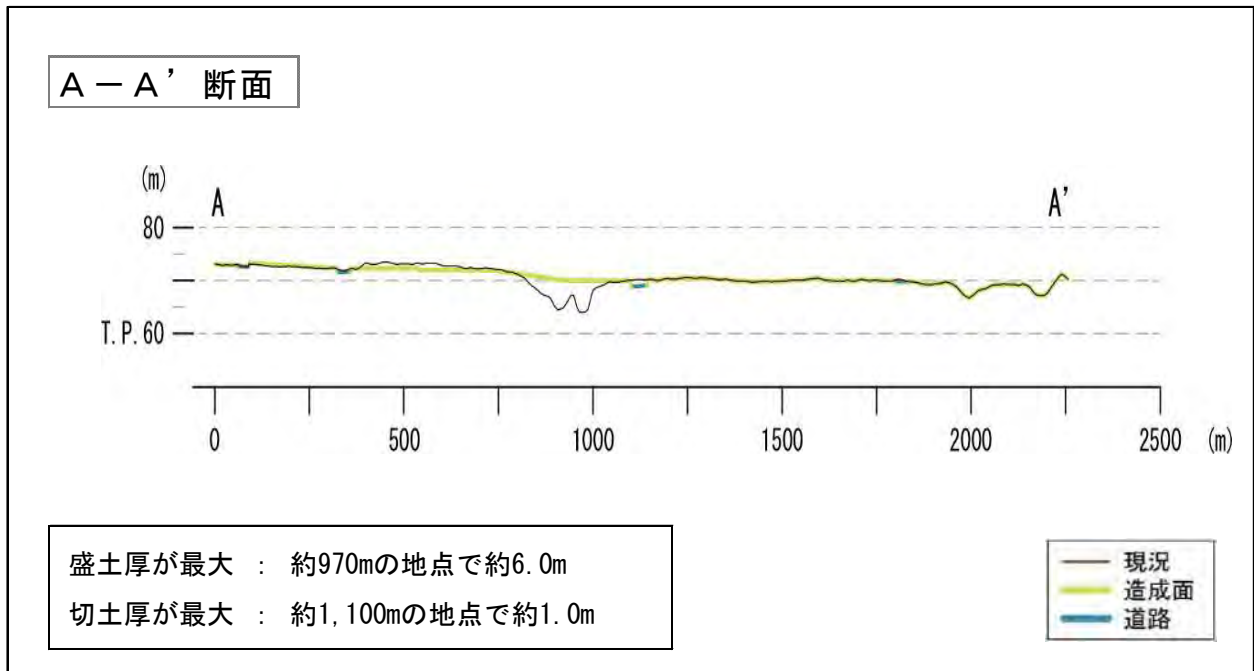


図 2.3-6 (2) 模式断面図 (A - A' )

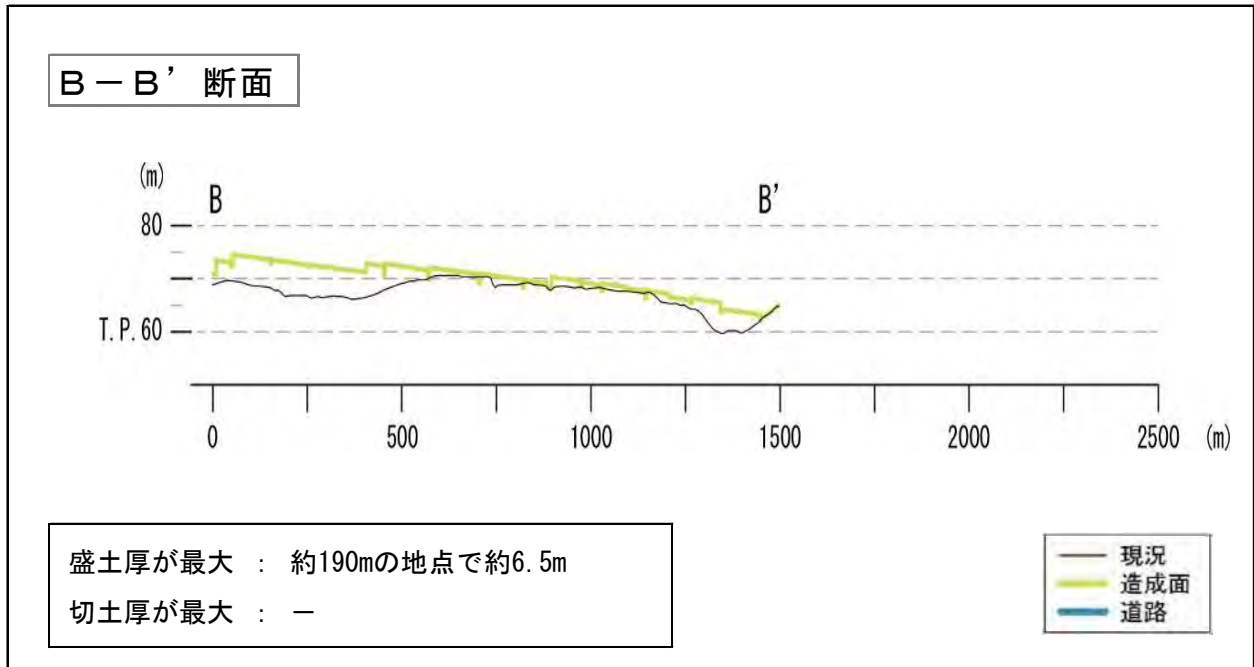


図 2.3-6 (3) 模式断面図 (B - B' )

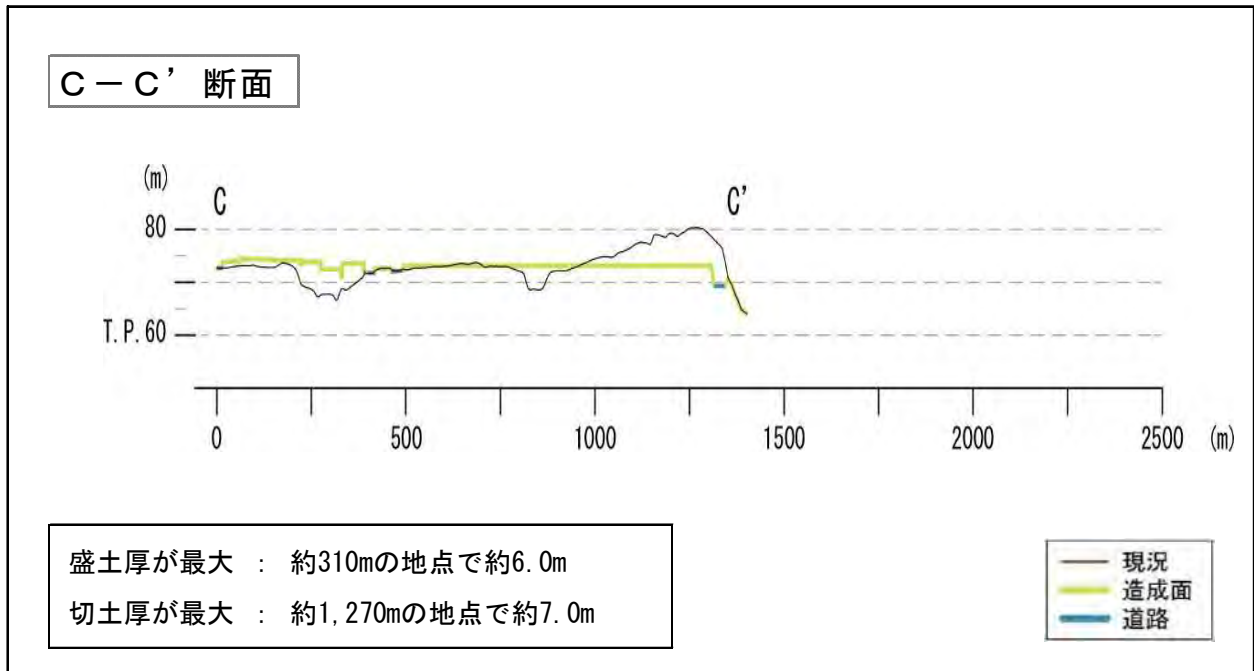


図 2.3-6(4) 模式断面図 (C - C' )

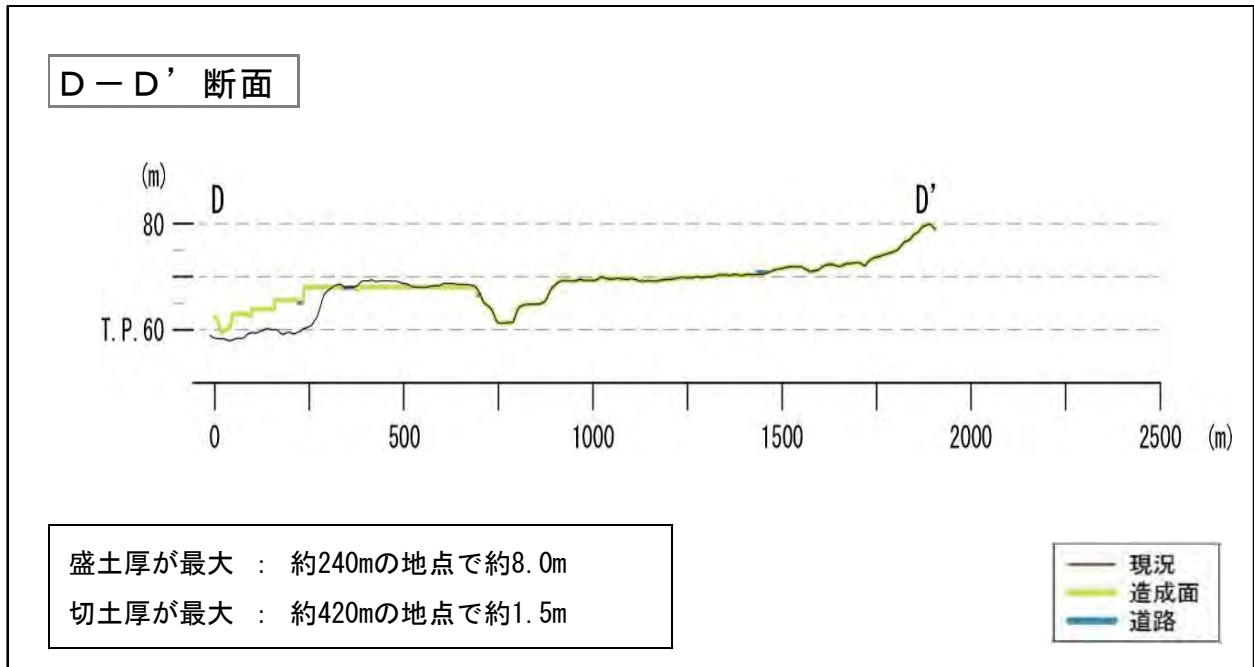


図 2.3-6(5) 模式断面図 (D - D' )

## (2) 都市計画対象事業に係る公共施設の配置

### ① 道路計画

対象事業実施区域を南北に縦断する環状4号線の一部(環状4号線(南区間))については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

物流地区及び観光・賑わい地区の東端、公益的施設用地を南北に縦断、地区南端を東西に横断し、環状4号線に接続する区域内道路1号を整備する計画です。また、環状4号線と区域内道路1号を起終点とし、物流地区と観光・賑わい地区の境界に配置する区域内道路2号、観光・賑わい地区内を横断する区域内道路3号を整備する計画です。

対象事業実施区域内の道路の名称、幅員等は表2.3-3に、標準的な道路断面図は図2.3-7に、道路の位置は図2.3-8に示すとおりです。

表 2.3-3 対象事業実施区域内の道路の概要

No.	名 称	車線数	幅 員 (m)	全 長 (m)
1	区域内道路1号	2	26	約 2,650
2	区域内道路2号	2	26	約 930
3	区域内道路3号	2	26	約 1,180
4	環状4号線(南区間)	4	31	約 1,160
5	環状4号線(北区間)	4	25	約 320

注：1. 表中のNo.は図2.3-8に示す番号と対応しています。

2. 関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

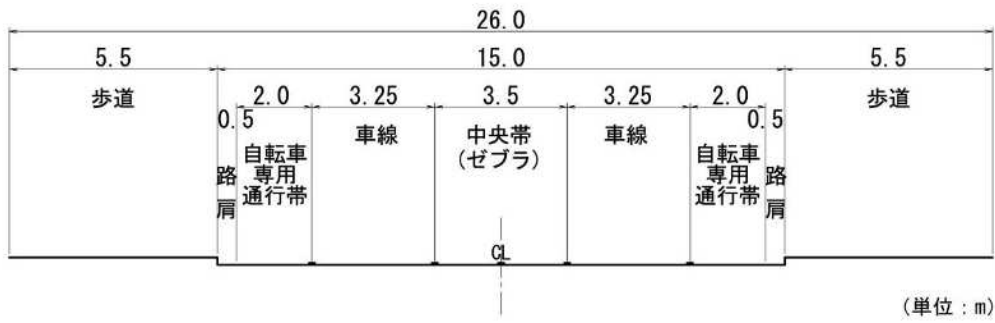


図 2.3-7(1) 区域内道路 1 号～3 号の標準断面図

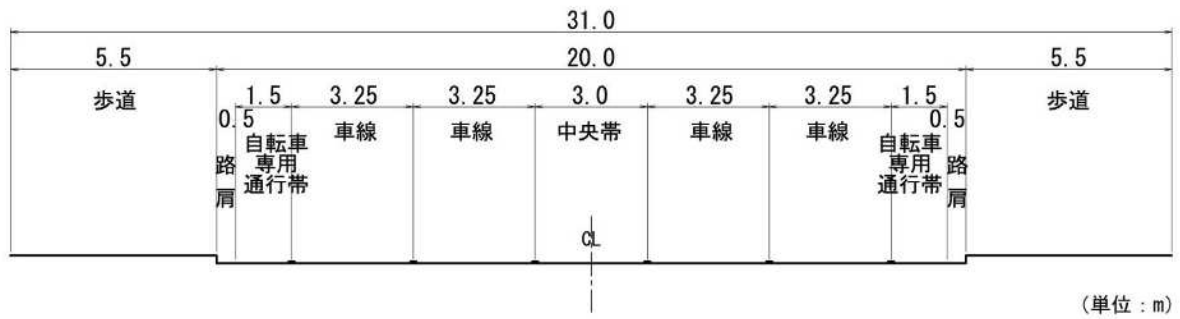


図 2.3-7(2) 環状 4 号線 (南区間) の標準断面図

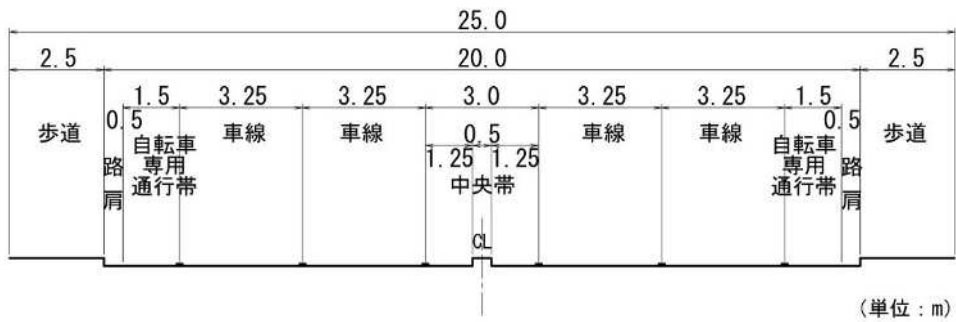
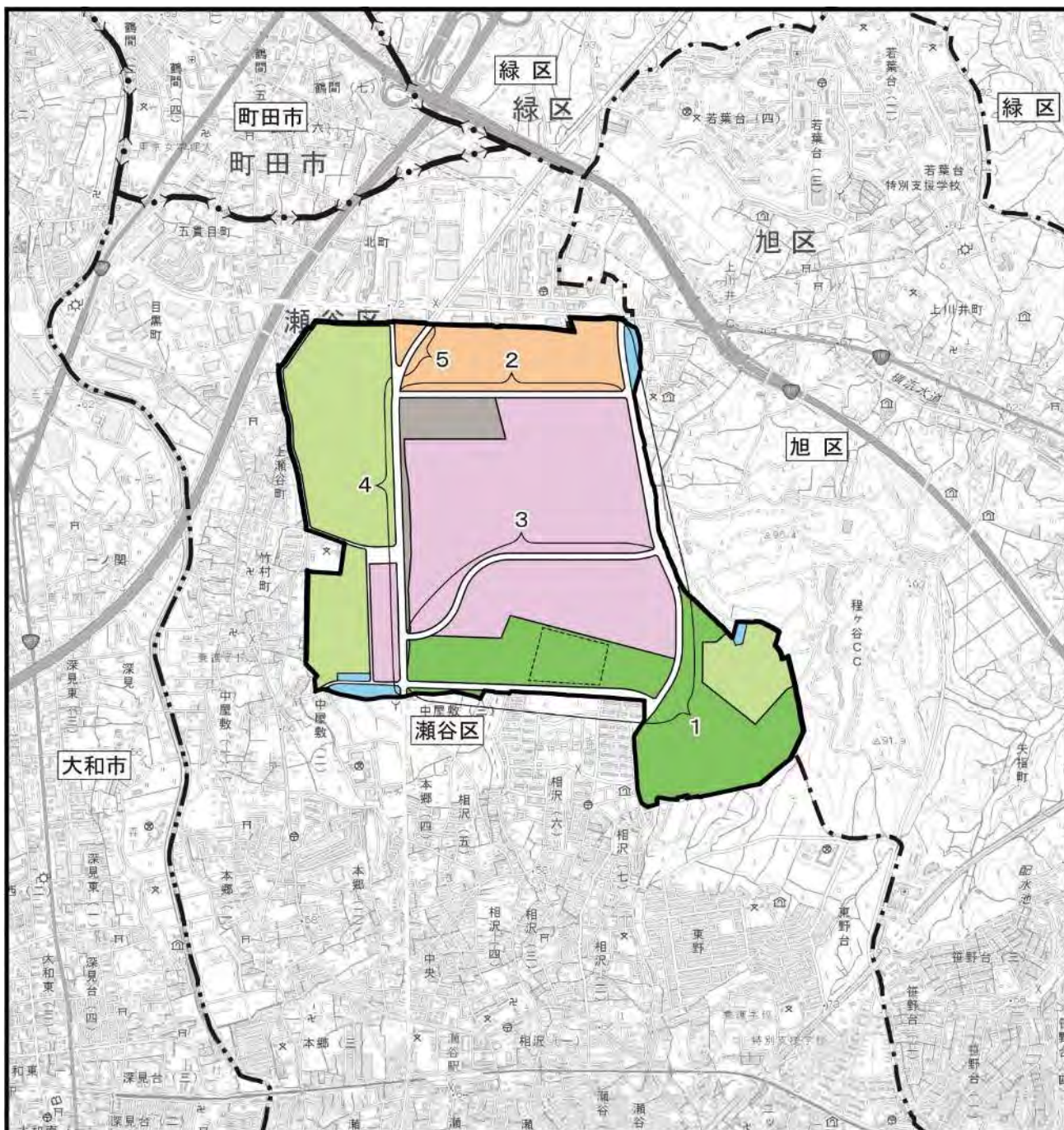


図 2.3-7(3) 環状 4 号線 (北区間) の標準断面図





凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 農業振興地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFB6C1; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 観光・賑わい地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 物流地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設用地（公園・防災等用地）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 交通施設用地</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 道路</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 調整池（地上式）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; border: 1px dashed black; margin-right: 5px;"></span> 公益的施設内調整池（地下式）</li> <li>1~5 対象事業実施区域内の道路</li> </ul> |
|--|--|

図 2.3-8 道路等の配置計画

## ② 排水施設計画と河川切り回し（又は河川改修）計画

対象事業実施区域は図 2.3-9 に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域が主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。各調整池の位置及び容量は図 2.3-10 及び表 2.3-4 に示すとおりです。調整池4については、公園整備事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息環境の創出に寄与するような調整池を検討する中で、位置についても検討していきます。なお、污水排水は公共下水道に接続する計画です。

また、対象事業実施区域の南東側に一部矢指川流域が含まれています。（矢指川は対象事業実施区域から南東に離れた位置に流れています。）矢指川流域については、直接放流とします。

工事中においては、造成工事等の進捗に応じて順次調整池を整備するとともに、必要に応じて、仮設調整池等を設置し、工事中に発生する濁水の適切な処理に努めます。

また、対象事業実施区域を流れる大門川については、農業振興地区の勾配をできる限り少なくし、効率的に農地を利用できるよう暗渠化し切り回しを行い、同じく、対象事業実施区域を流れる相沢川については、観光・賑わい地区と物流地区の一体的な宅地としての利用を促進するために、暗渠化し切り回しを行う計画です。

対象事業実施区域内の降雨の流し方については、対象事業実施区域内に降った雨を、暗渠化した相沢川に流入させることを想定しています。また、途中で分水することで、生息・生育環境の創出場所へ平常時と同様に取水するとともに、地区降雨相当分は調整池を経由して下流に接続することとします。大門川についても、暗渠化して切り回し、地区内降雨分は調整池を経由して下流に接続することとします。和泉川及び堀谷戸川については、地区内降雨分が調整池を経由し、下流に接続することとします。

表 2.3-4 調整池の容量及び集水区域面積（計画）

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m <sup>3</sup> )
調整池 1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池 2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池 3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池 4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池 5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池 6	大門川	約 33.7	約 24,300

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

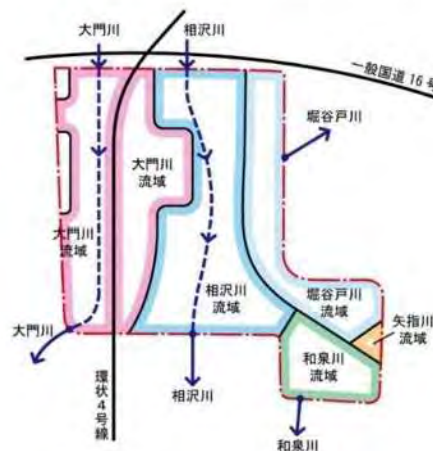
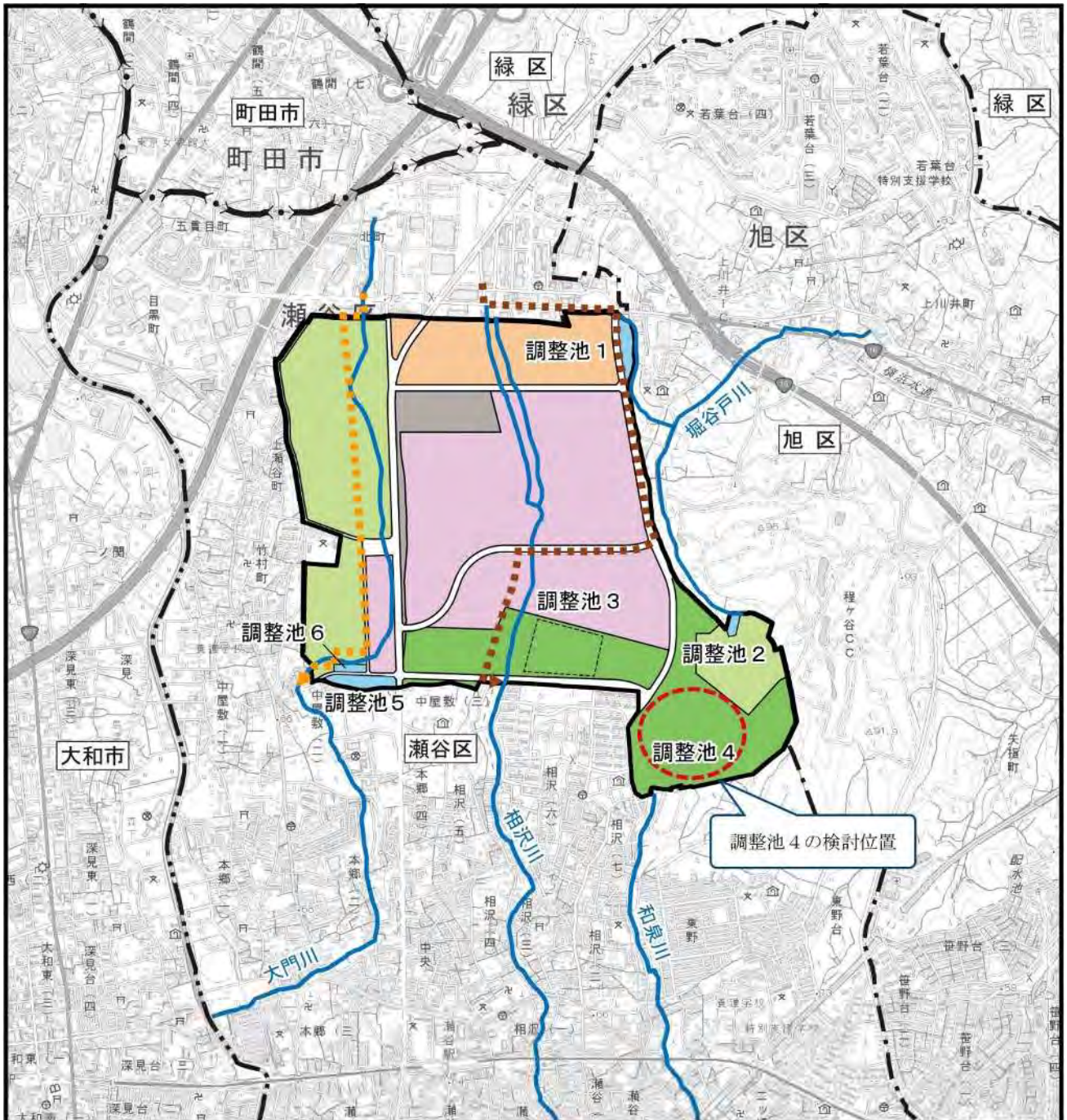


図 2.3-9 流域の状況





凡 例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地  
(公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池 (地上式)  
— 調整池 1、2、5、6
- 公益的施設内調整池 (地下式)  
— 調整池 3

※調整池4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池(地上式)について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



相沢川切り回し

大門川切り回し

図 2.3-10 調整池の位置及び河川切り回しルート

### 2.3.3 都市計画対象事業の工事計画

#### (1) 工事概要

都市計画対象事業の工事計画の概要は、以下に示すとおりです。

##### ① 工事期間等

対象事業実施区域において、米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地等の造成、道路、調整池等を整備する計画です。

概略工事工程は表 2.3-5 に示すとおりです。工事期間は概ね 54 ヶ月を予定しています。

##### ② 工事時間帯

工事時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜日の作業は原則として行いません。ただし、対象事業実施区域内において、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少ない施工計画となるよう努めます。



### ③ 工種と主な施工機械

都市計画対象事業における工種と主な施工機械は、表 2.3-6 に示すとおりです。

表 2.3-6 工種と主な施工機械

工種	主な施工機械	主な施工内容
米軍施設撤去工事	油圧ショベル、ダンプトラック	既設建築物、既設工作物の撤去
準備工事	なし	仮設事務所等の設置
土工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	地盤の盛土、切土による造成
調整池工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	調整池、排水路の整備
擁壁工事	油圧ショベル	擁壁の設置
下水道工事	油圧ショベル	下水設備の整備
道路工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	対象事業実施区域内の道路の 整備、舗装
河川切り回し工事	油圧ショベル	切り回し河川の整備

注：土工事には、土壌汚染対策工事を含まれます。

### ④ 造成工事計画

対象事業実施区域全域において、造成工事を行い、切土・盛土の状況は、図 2.3-11 に示すとおりです。切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

また、切土・盛土工事においては、造成地盤高を調整することにより、可能な限り対象事業実施区域外への建設発生土の搬出量の低減に努めます。

農業振興地区における造成については、地権者の意向を踏まえ、平坦な農地環境の創出に向けて調整を進めているところですが、引き続き、農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、周辺の緑地との連続性に配慮していきます。

対象事業実施区域内全体では、切土量約 2,816,000m<sup>3</sup>、盛土量 2,104,000m<sup>3</sup>を計画しています。

#### (2) 工事用車両の運行ルート

都市計画対象事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の主要運行ルートは、図 2.3-12 に示すとおり、環状 4 号線や市道五貫目第 33 号線とします。

#### (3) 土壌汚染対策

対象事業実施区域内において、鉛等で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する汚染土壌が確認されていますが、これらについては、国による適切な対策の後、事業者が土地を造成する際に、改めて事業者により土壌汚染対策法に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。



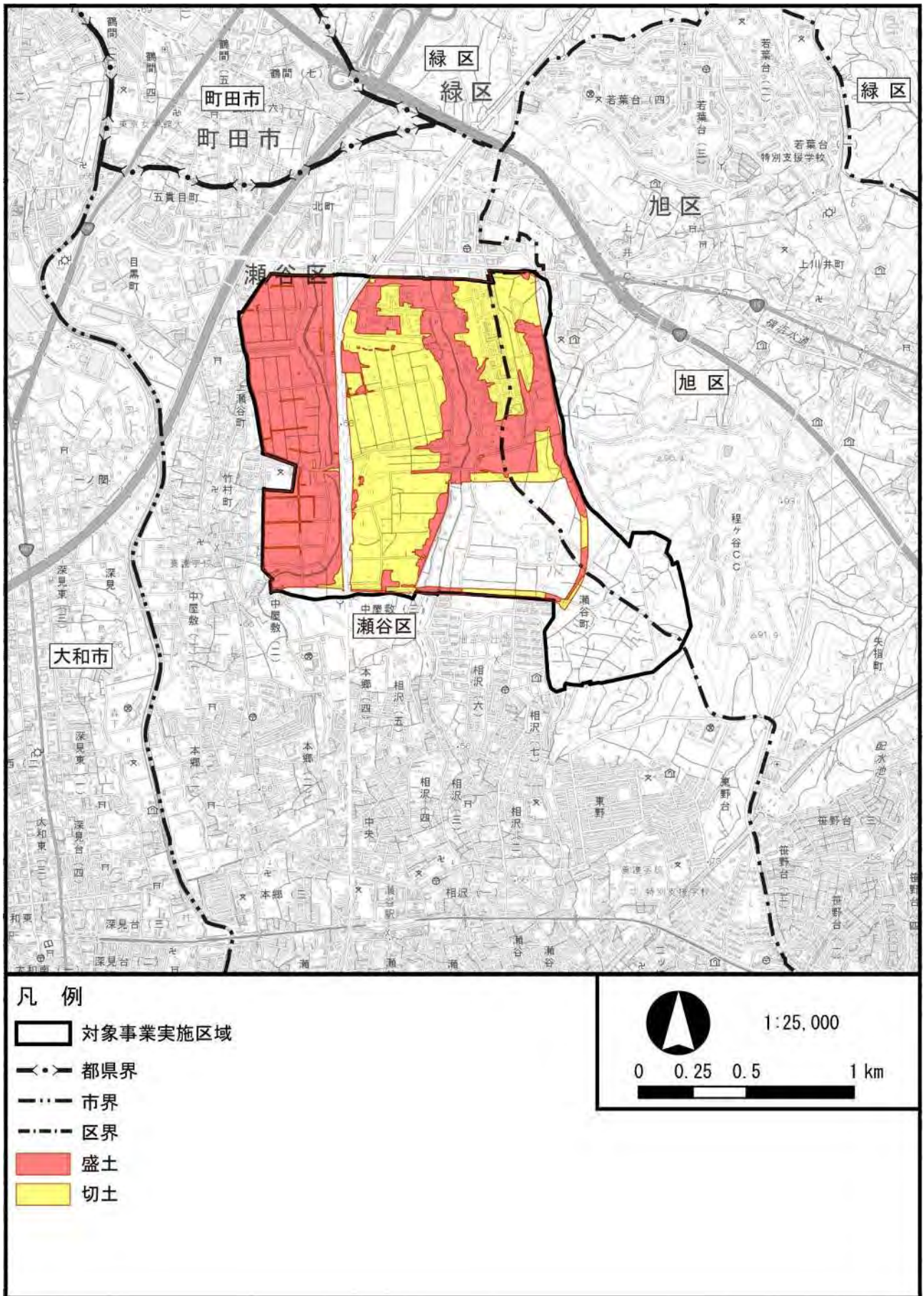


図 2.3-11 切土・盛土の状況



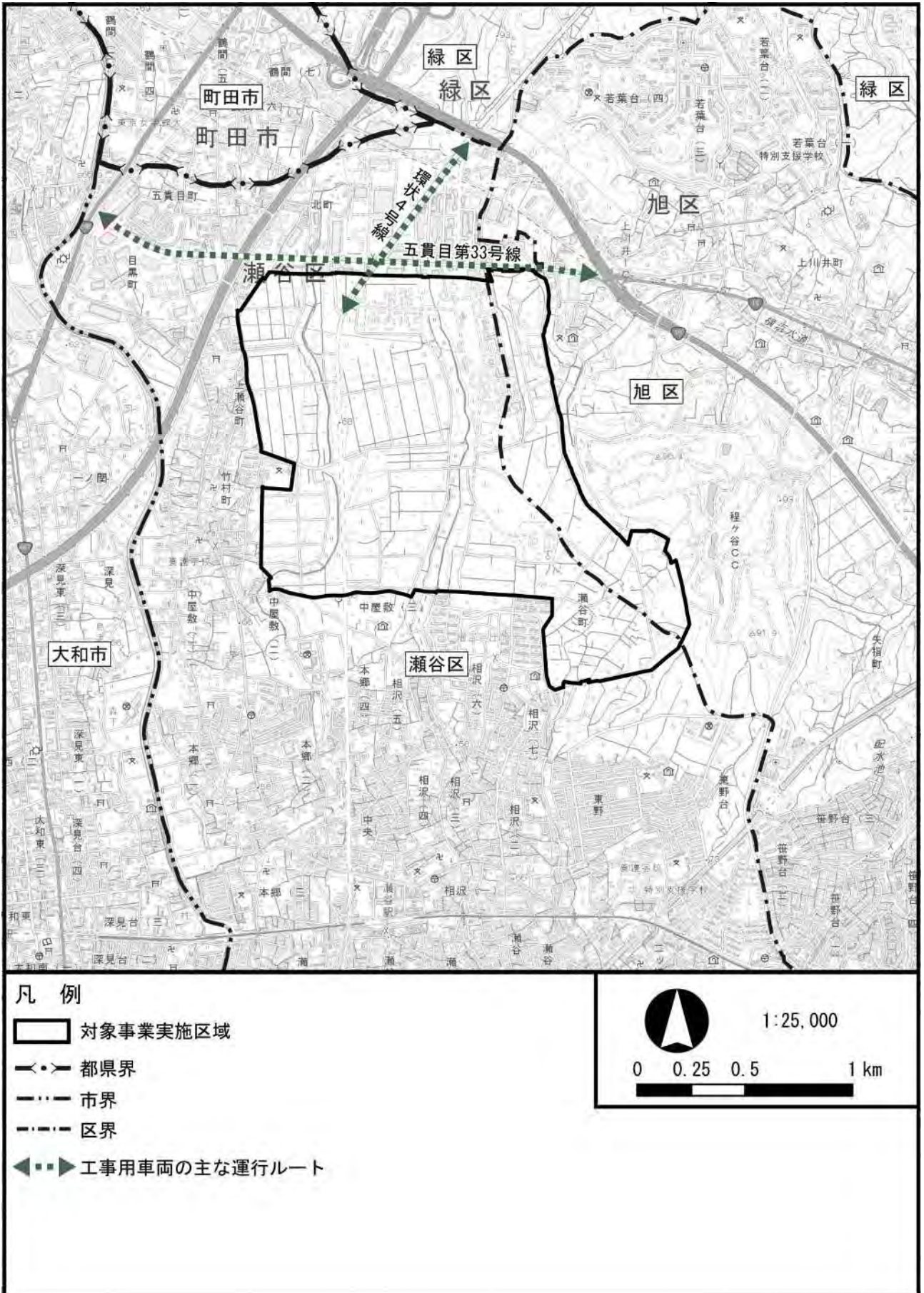


図 2.3-12 工事用車両の主な運行ルート



#### 2.3.4 関係車両の主な走行ルート

対象事業実施区域には、将来、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公益的施設用地」の各地区、用地に整備された施設へ、従業員や来客者等の車両（以下、「関係車両」といいます。）が出入りすることになります。

関係車両の主な走行ルートは、図 2.3-13 に示すとおりで、「2.3.2 都市計画対象事業の内容 (2) ①道路計画 (P. 2-11～13)」に記載した環状 4 号線と区域内道路 1 号～3 号が想定されます。

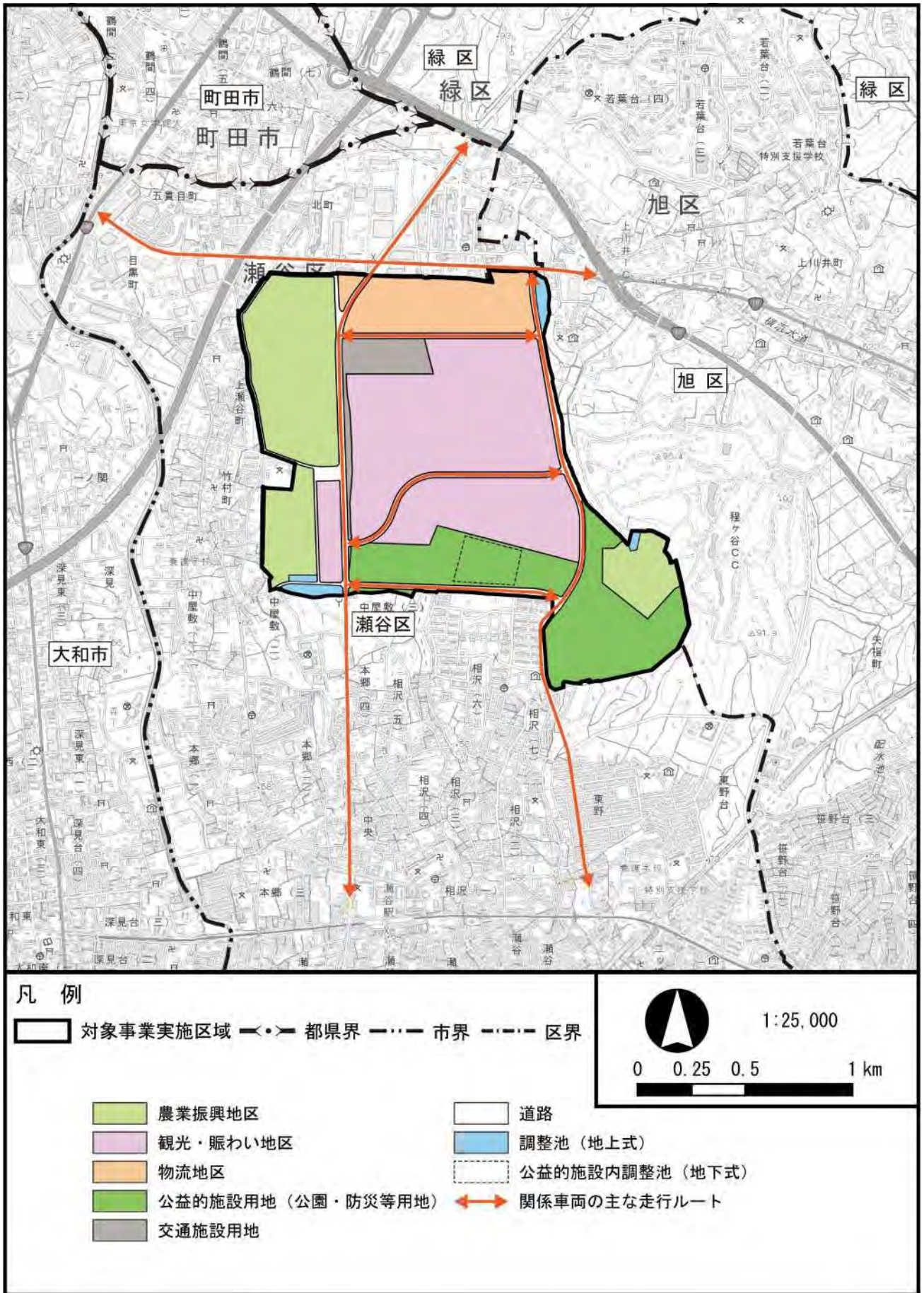


図 2.3-13 関係車両の主な走行ルート

### 2.3.5 今後のスケジュール

都市計画対象事業は、令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手续等を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。

関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに次のとおり整理されます。

「公益的施設用地」の一部において、広域公園を整備する公園整備事業は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書(令和3年6月)」によると、着工準備期間(環境影響評価等の手続、国との協議など)ののち、令和5年度からの整備が想定されています。

また、対象事業実施区域及び公園整備事業実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組が進められています。「(仮称)横浜国際園芸博覧会 計画段階配慮書(令和3年3月)」では、令和9年3月から9月までの開催が想定されており、国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、都市計画対象事業及び公園整備事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手が想定されています。

なお、公園整備事業については、国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会後の整備再開が想定されています。

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応を目的とした交通整備事業については、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書(令和2年7月)」によると、令和4年度からの整備が想定されています。

都市計画対象事業及び関連事業における今後のスケジュールは、図2.3-14に示すとおりです。

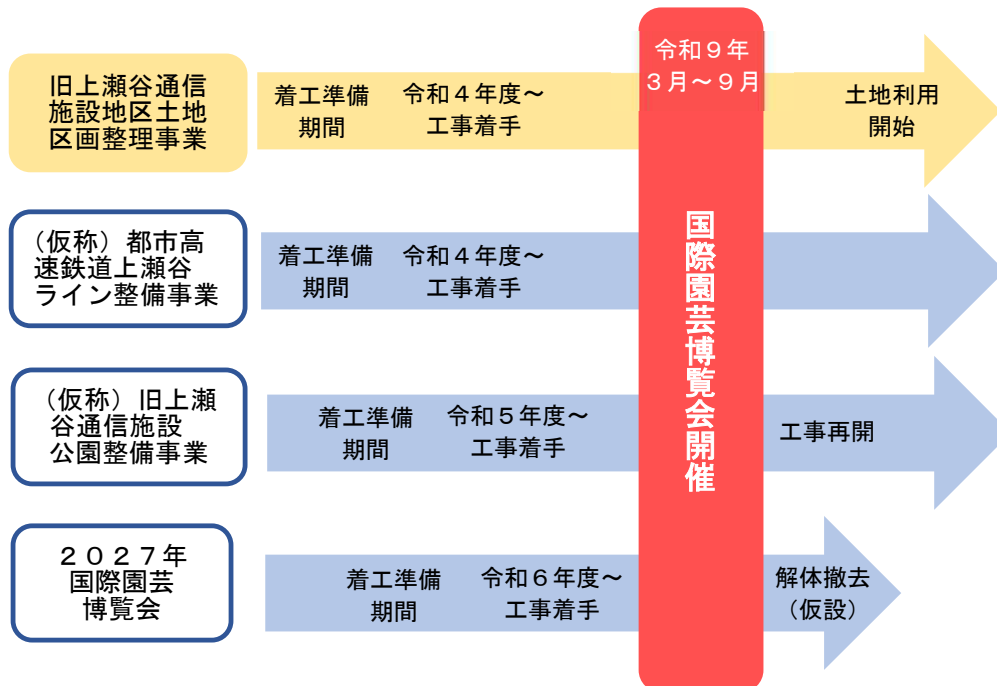


図 2.3-14 都市計画対象事業及び関連事業の今後のスケジュール

## 2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

### (1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）※を整備する「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成22年12月横浜市条例第46号）に基づく手続を進めており、令和2年1月24日から2月7日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を、令和2年7月21日から9月3日まで方法書の公告及び縦覧を行いました。

（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要は、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業環境影響評価方法書（令和2年7月）」によると、表2.3-7、図2.3-15に示すとおりです。

表 2.3-7 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項 目		内 容
対象事業実施区域		起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長		約 2.6km
輸送システム		新交通システム（AGT）
構造形式		北区間：地表式 南区間：地下式
駅施設		（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅
車両基地		（仮称）上瀬谷車両基地（約 5.1ha）
単線・複線の別		複線
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車 8.55m/両、中間車 8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運行本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36 本/時
		終日（上下線）：414 本/日
列車速度	設計最高速度 60km/h	
事業予定期間		令和 4 年度～令和 8 年度（予定）
供用開始予定時期		令和 8 年度（予定）

※1：「新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）」

桁上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

※2：表 2.3-7 は、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業環境影響評価方法書（令和2年7月）」をもとに整理しています。

## (2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部に広がる瀬谷市民の森などの既存緑地との一体性を考慮して、広域公園を整備する計画です。

「公益的施設用地」の一部において、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく手続を進めており、令和2年1月24日から2月7日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を、令和3年6月25日から8月10日まで方法書の公告及び縦覧を行いました。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書(令和3年6月)」によると、表2.3-8、図2.3-15に示すとおりです。

表 2.3-8 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項 目	内 容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 45.2ha
形質変更区域面積	約 45.2ha

※：表 2.3-8 は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書(令和3年6月)」をもとに整理しています。



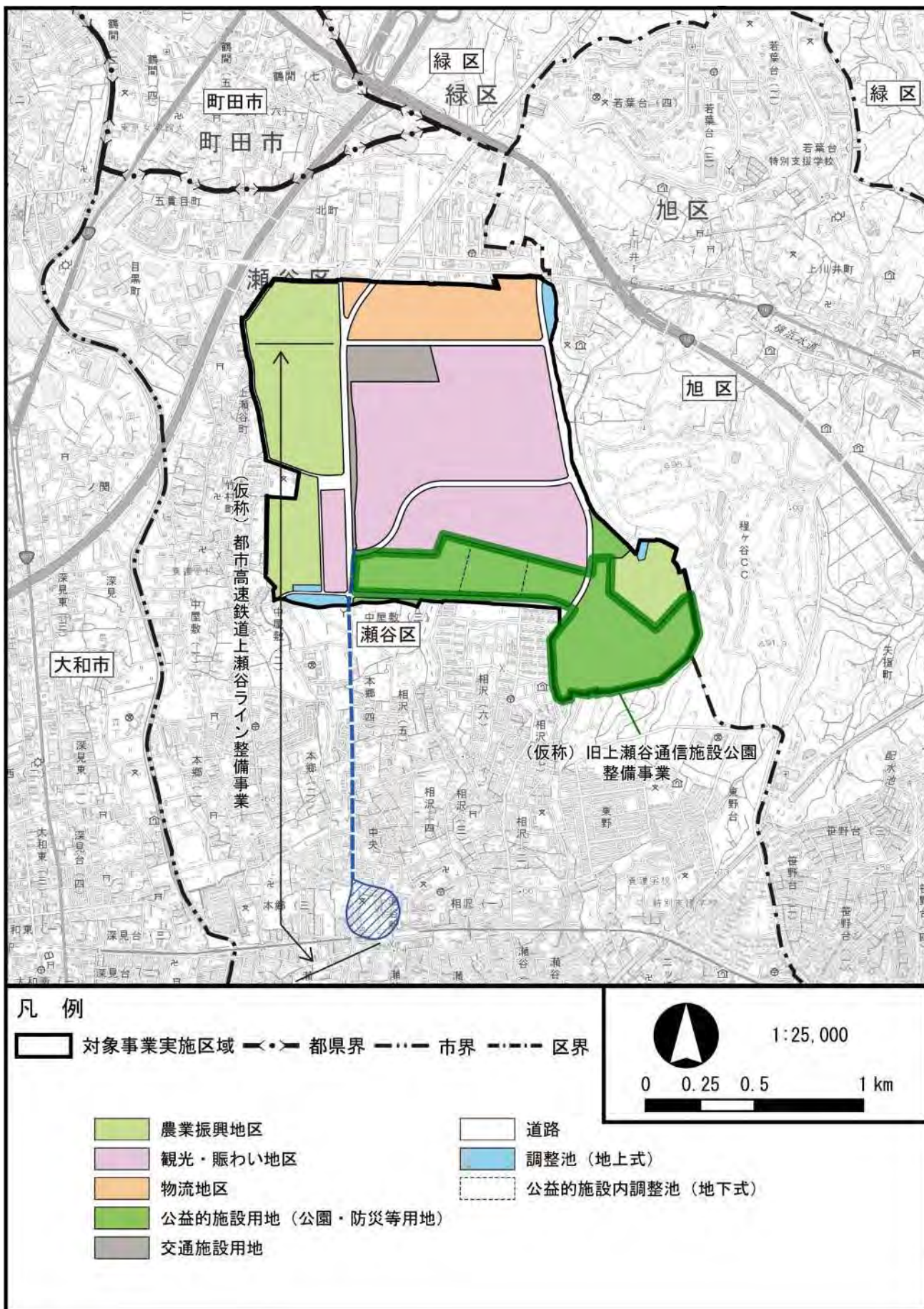


図 2.3-15 関連事業により整備される公共施設

### (3) 国際園芸博覧会

国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、対象事業実施区域及び公園整備実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

現在、「横浜市環境影響評価条例」（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）に基づく手続を行っており、令和 3 年 4 月 5 日から 4 月 19 日まで「(仮称) 横浜国際園芸博覧会計画段階配慮書」の公告及び縦覧を行いました。

令和 3 年 6 月には、国際園芸博覧会を令和 9 年に神奈川県横浜市において開催することについて、国際博覧会条約上の手続きを進めることが閣議了解され、11 月には国際園芸博覧会の開催運営等を行う「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」が設立されました。

表 2.3-9 2027 年国際園芸博覧会の概要

開催期間	2027 年（令和 9 年）3 月～9 月（6 か月間）
博覧会区域	約 100ha
参加者数	1,500 万人 (ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む) (有料来場者数：1,000 万人以上)
開催組織	一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of The Future for Happiness～

## 2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯

### (1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況

横浜市においても、既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、平成 28 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。また、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。さらに、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4% に対し、対象事業実施区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6% と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

旧上瀬谷通信施設地区は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線、地区北側に市道五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。また、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

戦前は農地や山林でしたが、旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接収され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接収され、米軍の通信施設として使用されてきました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、横浜市では、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただきました。この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてとりまとめ、これらに基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用の検討を進めてきました。その結果、旧上瀬谷通信施設地区は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（囲障区域）は米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。一方、囲障区域の外側は、国有地でしたが、そのうちの約 22ha が道路拡幅整備用地や農道用地として横浜市へ譲渡され、約 110ha が耕作者に売り渡されました。

その結果、民有地が旧上瀬谷通信施設地区の約 45% を占めていますが、戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって、自由な土地利用が制限されてきました。土地利用制限の下で、大部分が市街化調整区域に指定されています。耕作

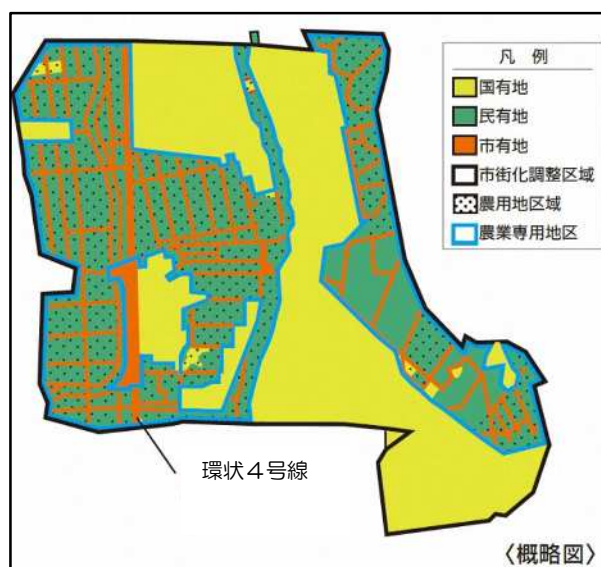


図 2.3-16 土地所有状況



が認められていた民有地の大部分は農業振興地域で、通信設備のあった一部の地区を除き、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用区域や横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に指定されています。しかし、農業基盤の整備も制限されていたため、農道や排水施設などの最低限の農業基盤が整備されていません。また、米軍の電波受信基地としての役割から、昭和 35 年の日米合同委員会にて、旧上瀬谷通信施設地区にも電波障害防止地域を設けることが合意されました。その結果、建物の高さや構造物の建築、栽培する作物などへ厳しい制限がかけられ、対象事業実施区域を含む周辺地域のまちづくりに大きな制約を与えてきました。

そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

なお、平成 27 年 6 月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

土地利用の検討にあたっては、令和 2 年 3 月に策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、旧上瀬谷通信施設地区は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、構造改革特区計画「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」を申請し、国から認定され、市街化調整区域内であっても、旧上瀬谷通信施設地区で市施行による土地区画整理事業が実施できることとなりました。現在、市街化調整区域内で、横浜市施行による土地区画整理事業の実施を前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、旧上瀬谷通信施設地区において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、令和 9 年の国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。

令和元年 9 月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として令和 9 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けました。令和 2 年度には、国が設置した「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」を通じて、横浜市が基本計画案の作成を進めるとともに、開催組織の設立準備や全国的な機運醸成等を目的とした「2027 国際園芸博覧会推進委員会」を設立しました。

令和 3 年 6 月には、国際園芸博覧会を令和 9 年に神奈川県横浜市において開催することについて、国際博覧会条約上の手続を進めることが閣議了解され、11 月には国際園芸博覧会の開催運営等を行う「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」が設立されました。

## (2) 土地利用の検討状況について

昭和 26 年からの都市計画対象事業に係る主な経緯は、表 2.3-10 に示すとおりです。

土地利用については、旧上瀬谷通信施設地区の約 45% を占めている民有地地権者の理解が必要であるため、約 250 名の地権者と意見交換しながら検討を進めています。

平成 16 年の日米合同委員会における返還方針の合意後、まだ返還日が決まる前から地権者（農家）が所属する上川井農業専用地区協議会、上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で、農業振興や土地活用に関する勉強会を開催し、返還後は地権者が設立した「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）と横浜市で検討を進めています。

また、横浜市は地権者全員を対象とした個別面談を数回実施し、土地利用の意向を確認しています。

### ① 検討の経緯

#### ア. 日米合同委員会における返還方針合意から返還まで（平成 16 年～平成 27 年 6 月）

平成 16 年の日米合同委員会における返還方針の合意後、横浜市は平成 18 年に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定し、返還後の土地利用の具体化に向けた検討を進めてきました。

一方、地権者とは、まだ返還の見通しが立たないなか、平成 20 年から土地利用について意見交換を行ってきました。平成 26 年 3 月の返還時期の公表を契機に、土地利用に関する意向調査を行うとともに、将来の土地利用の検討を開始するための調整を行い、平成 27 年 2 月に上川井・上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で検討を開始することになりました。

#### イ. 跡地利用ゾーン（案）の公表（平成 28 年 4 月）

平成 27 年 8 月に、土地利用に関する意向調査を行いました。これを受け、平成 28 年 4 月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した、図 2.3-17 に示す、跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。

ゾーン設定の考え方は、民有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため旧上瀬谷通信施設地区の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。

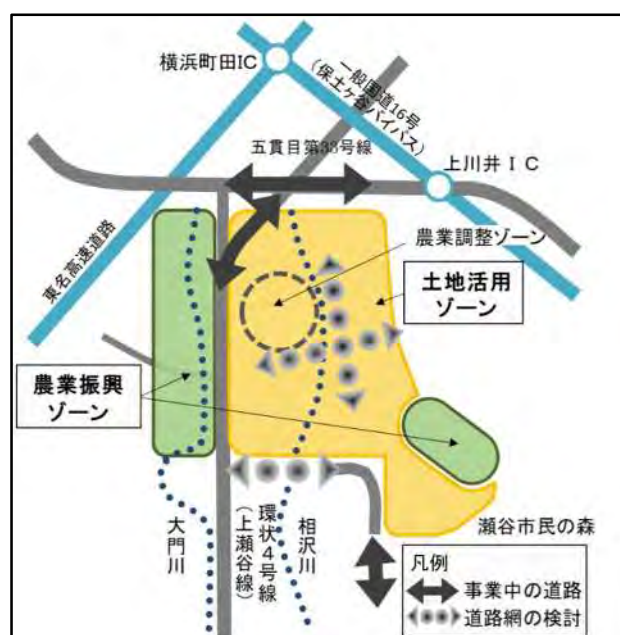


図 2.3-17 跡地利用ゾーン（案）【平成 28 年 4 月】

#### ウ. 地権者によるまちづくり協議会の設立（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月には、上川井・上瀬谷農業専用地区協議会と横浜市で農業振興勉強会及び土地活用勉強会を開催しました。平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

#### エ. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」の公表（平成 30 年 5 月）

まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった対象事業実施区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の 3 つの要素で整理しました。

#### オ. まちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性をとりまとめ（平成 31 年 4 月）

その後も、まちづくり協議会で農業振興部会・土地活用部会を開催し、将来の土地利用を検討し、平成 30 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠とまちづくり協議会が意思決定しました。

その後、平成 31 年 1 月からは、将来の農業振興と土地利用の実現に向けて、大学や民間企業からの提案も参考にした検討を行いました。なお、大学や民間企業からは、農業振興として、市民利用型農園や大学の地域連携の可能性の提案、土地活用として、商業系施設や観光系施設、研究施設、物流施設などの活用の可能性などが提案されました。

これらの提案も踏まえ、平成 31 年 4 月にまちづくり協議会は大区画化を目指して検討を進めることをまとめており、土地活用の方向性を「賑わい、集客力、活気、人を呼び込む」（テーマパークなどの大規模集客施設）としました。あわせて、農業振興については、市の支援を受けながら収益性の高い農業経営等を検討していくこととしました。

カ. 横浜市からまちづくり協議会へ「土地利用ゾーン案」を提示（令和元年6月）

令和元年からは、今後の土地利用の検討をより深度化させるため、土地利用ゾーンの検討を開始し、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点に向け、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、土地利用ゾーン案として、令和元年6月に横浜市からまちづくり協議会に提示しました。

土地利用ゾーン案は、図 2.3-18 に示すとおりです。



図 2.3-18 土地利用ゾーン案【令和元年6月】



#### キ. 「土地利用ゾーン」について合意（令和元年11月）

土地利用ゾーン案をたたき台として、まちづくり協議会と意見交換を行いながら、検討を進めました。「農業に適している位置に物流ゾーンを配置するのは適当ではない」「風や日照の影響も考慮してほしい」などの意見を踏まえ、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました。

土地利用ゾーンは、図 2.3-19 に示すとおりです。



図 2.3-19 土地利用ゾーン【令和元年11月】

#### ク. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（令和2年3月）

横浜市とまちづくり協議会で合意した土地利用ゾーンを基に、土地利用を具体化するため、まちづくりの方針や土地利用の考え方を「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」として、令和元年12月に公表し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施しました。

市民意見を踏まえ、素案を一部修正し、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

## ② 土地利用ゾーンの考え方

### ア. 土地利用ゾーンの選定及び規模

平成 28 年 4 月の跡地利用ゾーン案では農業振興ゾーンと土地活用ゾーンに分けており、平成 30 年 5 月の協議会・横浜市素案では、土地活用ゾーンをさらに公共・公益と活力創造の 2 つの要素に分けました。

そして、平成 31 年 4 月のまちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性を踏まえ、図 2.3-20 に示す 4 ゾーンを選定しました。

農業振興ゾーン	民有地を中心に、営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、現時点での農業継続意向や、市の農業施策を踏まえて、概ね 50ha と設定しました。
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。国際園芸博覧会の跡地として、広域的に利用される公園と位置づけられることを想定し、概ね 50ha と設定しました。
観光・賑わいゾーン	民有地を中心に、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大街区化による土地利用を前提に、集客力の高いテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を想定し、概ね 125ha と設定しました。
物流ゾーン	民有地を中心に、交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ、約 15ha と設定しました。

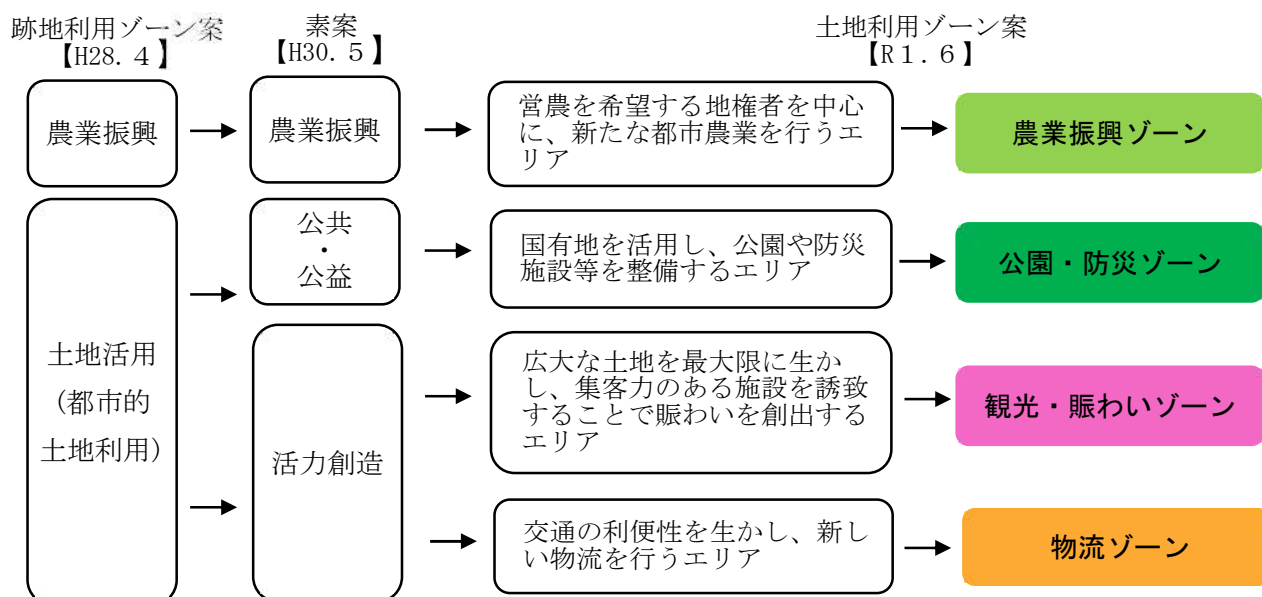


図 2.3-20 土地利用ゾーン選定の経緯

## イ. 土地利用ゾーンの配置

配置については、上位計画や旧上瀬谷通信施設地区の土地利用状況を踏まえ、環境にも配慮し、前提条件として設定しました。なお、土地利用現況図は図 2. 3-21 に示すとおりです。

### a. 現況の環境に配慮した計画

対象事業実施区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

### b. 営農意向を踏まえた計画

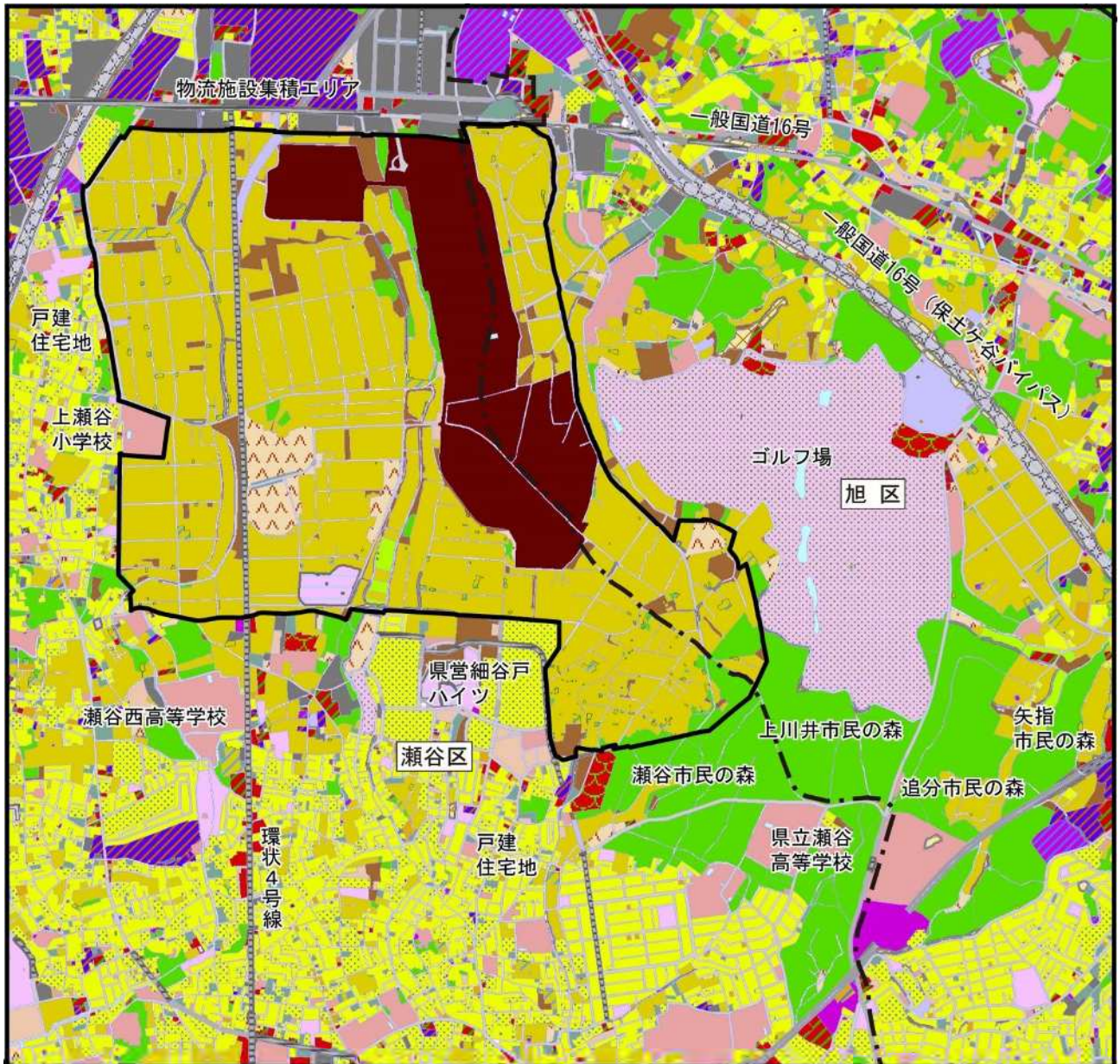
営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

### c. 周辺の土地利用に配慮した計画

旧上瀬谷通信施設地区の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は道路交通の利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が旧上瀬谷通信施設地区の西側に立地しています。

周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリアに隣接する北側へ配置するとともに、環状 4 号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状 4 号線東側へ配置します。



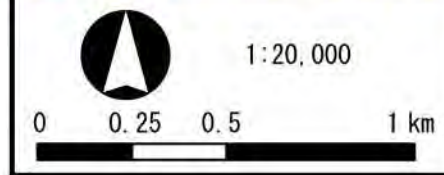


凡例

対象事業実施区域

区界

- |         |            |             |            |            |
|---------|------------|-------------|------------|------------|
| 田       | 住宅用地       | 文教厚生用地      | 駐車場        | 道路：その他     |
| 畑       | 集合住宅用地     | 運輸倉庫用地      | その他空地      | 道路：15m~22m |
| 農業用施設用地 | 店舗併用住宅用地   | 重化学工業用地     | 自動車専用道路    | 道路：12m~15m |
| 平地地山林   | 店舗併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地    | 道路：幅員22m以上 | 道路：6m~12m  |
| 河川・水路   | 作業所併用住宅    | 防衛用地        | 道路：4m未満    | 道路：4m~6m   |
| 湖沼      | 業務用地       | 都市公園        |            |            |
| プール・貯水槽 | 商業用地       | ゴルフ場        |            |            |
| 荒地      | 宿泊娯楽施設用地   | その他オープンスペース |            |            |
| 海浜      | 商業用地（複合系）  | 未利用地        |            |            |
| 人工法面等   | 公共用地       | 取壊・改変工事中    |            |            |



資料：横浜市建築局平成 25 年基礎調査データ（地図情報レベル 2500）より作成

図 2.3-21 土地利用現況図

表 2.3-10(1) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599m <sup>2</sup> ）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501m <sup>2</sup> ）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26m <sup>2</sup> ）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト <sup>*1</sup> 」を設置
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 <sup>*2</sup> 」が設立
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 <sup>*2</sup> 」から「返還施設の跡地利用に関する提言 <sup>*3</sup> 」をいただく
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 <sup>*3</sup> 」に対して、意見募集を実施
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 <sup>*4</sup> 」を策定
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 <sup>*4</sup> 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 <sup>*5</sup> 」としてまとめる
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 <sup>*5</sup> 」を改訂
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末までの使用が認められた

表 2.3-10(2) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27.10.1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始
平成 28.3.28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通
平成 28.4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示
平成 28.10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29.3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29.11.27	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30.5.14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表
令和元.6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元.6～11	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行う
令和元.9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認
令和元.11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元.12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2.1	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和 2.1～2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2.3	計画段階環境配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2.3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表
令和 2.7	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価方法書 送付
令和 2.11	環境影響評価方法書に対する県知事意見書 受領
令和 2.12	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 3.2	都市計画決定に向けたオンライン説明会の開催
令和 3.2～3	都市計画決定について、市素案説明会及び縦覧の実施
令和 3.6	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書 送付
令和 3.6	「2027 年国際園芸博覧会の開催申請について」閣議了解
令和 3.11	「一般社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会」を設立
令和 3.12	環境影響評価準備書に対する県知事意見書 受領
令和 4.1	環境影響評価準備書に対する市長意見書 公告
令和 4.1	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 送付
令和 4.2	環境影響評価書に対する免許等を行う者の意見書 受領

※ 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

< 検討事項 >

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること

- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

※2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成17年6月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5回の会議を開催し、検討を行いました。

※3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

※4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

※5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指し、共同使用の手続きを進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成23年3月に改訂しており、環状4号線の八王子街道交差箇所の早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標として更新しています。



### (3) 上位計画

都市計画対象事業は以下に示す上位計画との整合を図りつつ計画の検討をしています。

- ① 横浜市中期4か年計画 2018～2021
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン
- ④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン
- ⑤ 横浜市水と緑の基本計画
- ⑥ 横浜都市農業推進プラン
- ⑦ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画

### (4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

#### ① 配慮書時点の対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

##### ア. 複数案等について

対象事業実施区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用の方向性については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえると、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

計画段階環境配慮書では、事業の位置および規模について複数案を設定することが基本となっていますが、このような背景から、都市計画対象事業においては、旧上瀬谷通信施設全域での事業実施が必要となるため、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案は設定しませんでした。また、土地区画整理事業（都市計画決定を伴うもの）によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、対象事業実施区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、建造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「まちづくり協議会」とともに検討を進めてきました（前掲「2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯」（P.2-28～39））。

なお、土地利用のゾーンの選定及び配置等については、様々な案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、前掲図2.3-19（P.2-33）に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本としました。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境にも配慮しながら、対象事業実施区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（前掲「②土地利用ゾーンの考え方」（P. 2-34～36））。

#### イ．事業計画の概要

事業計画の考え方は表 2. 3-11、事業計画の土地利用面積は表 2. 3-12 に示すとおりです。

表 2.3-11 事業計画の考え方

<p>事業計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。</li> <li>・現況の環境に配慮した計画とします。</li> <li>・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。</li> </ul>								
<p>事業計画の 配置の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。</li> <li>・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを対象事業実施区域の南側に配置します。</li> <li>・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。</li> <li>・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。</li> </ul>								
<p>事業計画</p>	<table border="1" data-bbox="392 1666 1385 1957"> <tr> <td data-bbox="392 1666 644 1738">農業振興ゾーン</td> <td data-bbox="644 1666 1385 1738">営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1738 644 1809">公園・防災ゾーン</td> <td data-bbox="644 1738 1385 1809">国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1809 644 1881">観光・賑わいゾーン</td> <td data-bbox="644 1809 1385 1881">広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1881 644 1957">物流ゾーン</td> <td data-bbox="644 1881 1385 1957">交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</td> </tr> </table>	農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア	公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア	観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア	物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア
農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア								
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア								
観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア								
物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア								



表 2.3-12 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積※	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

※：面積には、道路、調整池等を含みます。

#### ウ. 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響への比較を行いました。

計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置は、表 2.3-13 のとおりです。

表 2.3-13(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減されるものと評価します。	・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。 これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減されるものと評価します。	・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月法律第 53 号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)

表 2.3-13(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減</li> <li>・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり</li> </ul>
植物	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減</li> <li>・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等</li> <li>・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出</li> </ul>
生態系	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減</li> <li>・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり</li> </ul>

表 2.3-13(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景 観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化</li> <li>・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画</li> </ul>
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出</li> </ul>

## ② 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

### ア. 配慮書における検討結果

配慮書において、環境配慮事項として選定した地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、前掲表 2.3-13 に示す環境保全措置を講じることにより、都市計画対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

### イ. 構想段階評価書の状況

都市計画運用指針の改定に伴い取りまとめて公表した「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 構想段階評価書」(横浜市 令和2年1月)において、配慮書における環境面以外に、社会経済面の観点から評価を行いました。その結果、表 2.3-14 に示すとおり、施行区域周辺の土地利用との総合性、区域外との道路ネットワークと、区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性、歩行者自転車の移動性・安全性、郊外部の新たな活性化拠点の形成について確保等がなされていると評価しました。

表 2.3-14 社会経済面の観点からの評価結果

項目	評価結果
<p>都市計画の 一体性・総合 性の確保に 関する評価</p>	<p>施行区域周辺の 土地利用との総 合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興ゾーンについて、旭区側は民間ゴルフ場や市民の森の近くに配置し、瀬谷区側は環状4号線西側、既存の住宅地近くに配置することで、営農環境を確保することが可能と評価します。</li> <li>・公園・防災ゾーンは、対象事業区域の南東側に配置することで、既存緑地である市民の森とまとまりのある緑地が形成でき、広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点）としての機能が確保されると評価します。</li> <li>・物流ゾーンは、対象事業区域の北側に配置することで、既存の物流施設集積エリアと一体となり、操業環境を形成、保全することが可能と評価します。</li> <li>・観光・賑わいゾーンは、対象事業区域の中央に配置することで、市街地の連続性が確保され公共施設を効率的に整備できると評価します。ただし、観光・賑わいゾーンの東側には、第3種風致地区が指定されていることから、緑との離隔となる、道路やゾーン外周の緑の配置等を今後検討していく必要があると考えます。</li> </ul> <p>区域外との道路 ネットワーク と、区域内の都 市施設計画と土 地利用計画との 整合性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外との道路ネットワークは、主要な地区内道路を、地区外の八王子街道、環状4号線、瀬谷地内線につなげ、交通需要に対応した計画とすることから整合していると評価します。</li> <li>・主要な地区内道路と土地利用の関係は、主要な地区内道路を「各土地利用ゾーンへのアクセス」や「観光・賑わいゾーン外周での円滑な交通処理」を考慮して配置していることから整合していると評価します。</li> <li>・新たな交通は、「大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するよう導入を図る」としており、土地利用と都市施設の計画は連携していると評価します。</li> </ul> <p>歩行者自転車 の移動性・安全 性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、対象事業区域周辺は自転車通行空間、歩行者空間及び車道は明確に分かれておらず、都市計画対象事業で、主要な地区内道路に自転車通行空間と歩行者空間を確保することで、移動性・安全性は確保されると評価します。</li> </ul>
<p>施行区域の 一体的な開 発、整備の必 要性に関す る評価</p>	<p>郊外部の新たな 活性化拠点の形 成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、対象事業区域周辺の産業は、農業や一部物流倉庫などがあるものの大きな産業はありません。このため、テーマパークを核とする集客施設を立地させることで、周辺住民の雇用の場の創出が期待できます。また、現在インバウンド（訪日外国人旅行者）による消費の取り込みが行えていない状況ではありますが、当該施設ができることで、インバウンドによる消費を取り込むことが可能となります。</li> <li>・観光・賑わいゾーンに、テーマパークを核とする集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光拠点を形成することで、交流人口の増加が期待できます。また、対象事業区域での一体的な開発、整備を進め、各ゾーンの連携を促進できる事業手法や区域を検討することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することが期待できます。</li> <li>・そのため、施行区域の一体的な開発、整備の必要性があると評価します。</li> </ul>

資料：「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地地区画整理事業 ～構想段階評価書(概要版)～」(横浜市 令和2年1月)より作成

上記を踏まえ、配慮書に示した事業計画を基に、詳細な計画を検討しました。

### ③ 準備書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

#### ア. 対象事業実施区域内におけるグリーンインフラの検討状況

令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、土地利用を実現する基盤整備の考え方として、豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしています。

令和2年度では、地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、グリーンインフラの考え方や取組について検討を行いました。検討内容については、以下に示すとおりです。

今ある緑や農地を保全しつつ、人や企業が集うこと、交流人口の増加による横浜経済の更なる活性化を目標としつつ、国際園芸博覧会で掲げている「自然からの視点」に加えて、「人からの視点」を示し「グリーンインフラ」と「グリーンコミュニティ」のあり方を提示するというグリーンインフラの考え方を継承することを基本に、「環境保全・改善」、「防災・減災」、「景観」、「グリーンコミュニティ」の4つの視点から、まずは農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災等用地）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか、検討を行いました。

令和3年度では、令和2年度に行った検討内容を基に、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行い、「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けて検討を行いました。グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容は、図2.3-22に示すとおりです。



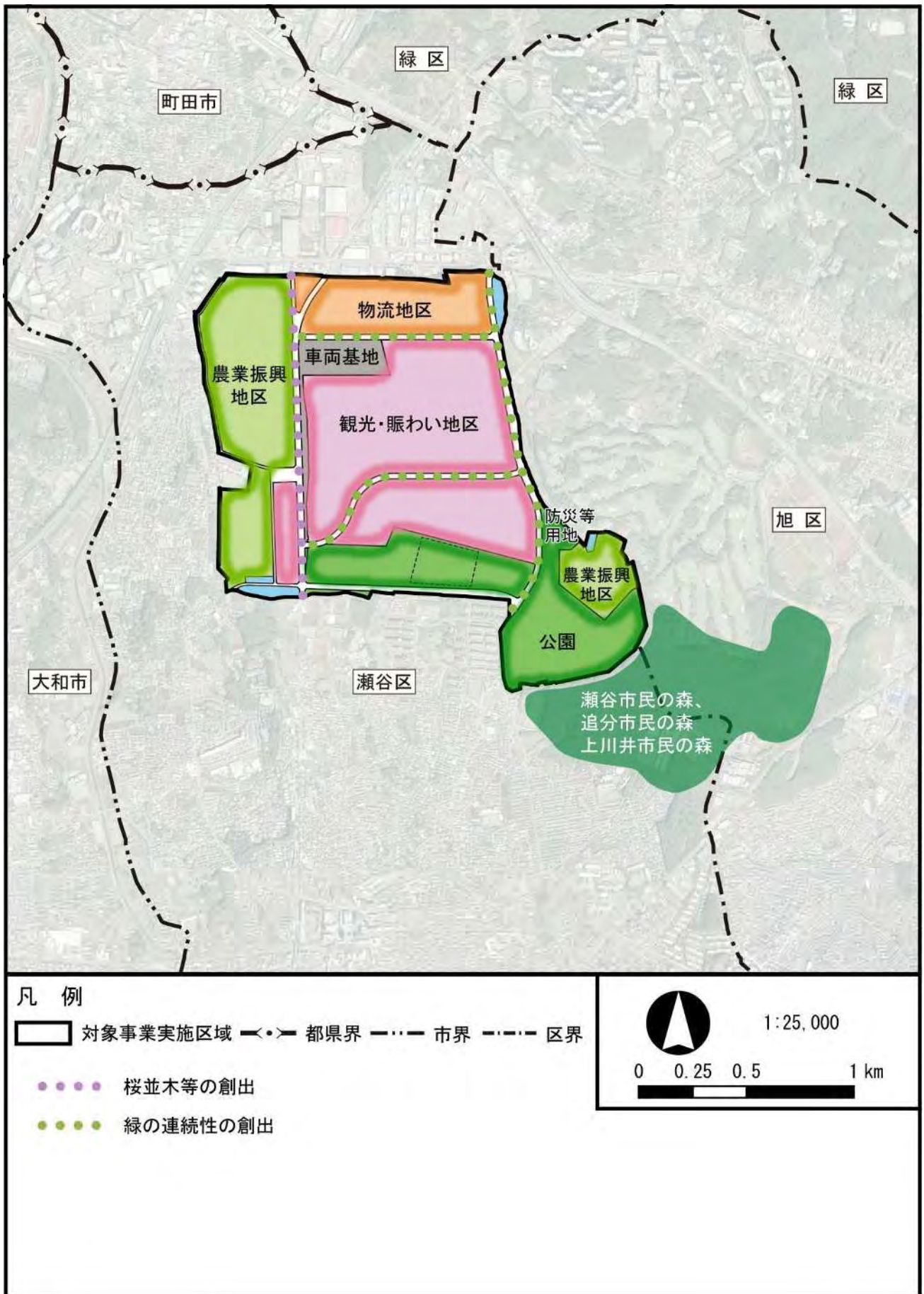


図 2.3-22(1) グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容

## ■グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容



	農業振興地区	道路	民有地 (観光・賑わい、物流)	公益的施設用地
環境保全 ・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の表土（黒土、赤土）の再利用</li> <li>畑かんがい施設の整備による農業生産性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存木の残置や移植による利活用</li> <li>公園の緑や農地との連続性の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹と一体となった緑空間創出</li> <li>壁面・屋上緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草地の一部保全</li> <li>既存木の残置、活用</li> </ul>
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制</li> <li>透水性・保水性舗装の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透水性・保水性舗装の活用</li> <li>雨水浸透溝等の活用</li> <li>雨水貯留浸透蓋壁の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透水性・保水性舗装の活用</li> <li>雨水浸透溝等の活用</li> <li>雨水貯留浸透蓋壁の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における広域的な防災拠点</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜改善による農景観の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地隣接地や農業振興地区と調和した、新たな景観の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な草地の景観の保全・創出</li> </ul>
グリーン コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わい施設などと連携した農作物の取穫体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の各地区と連携し、活動が生まれるコミュニティ活動の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出</li> </ul>

図 2.3-22(2) グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容

## イ. 海軍道路の桜並木の検討状況

海軍道路の桜並木は、横浜市瀬谷区を代表する桜のスポットであり、区民から親しまれている空間です。一方で、植樹から40年近く経過しており、老木化も進んでいることにより、台風被害による倒木が発生しています。(平成30年：2本、令和元年：2本) また、対象事業実施区域内における海軍道路は、2車線から4車線に拡幅される予定であることから、現状の桜並木を残すことは困難となっています。

そこで旧上瀬谷通信施設のまちづくりや、2027年に開催を予定している国際園芸博覧会を契機とし、令和2年度より、海軍道路の桜並木を今後、どのように再生していくべきか、検討を行いました。

現状の海軍道路の桜並木に対する管理については、道路管理者が健全度調査を行っています。令和2年度の健全度調査の結果は表2.3-15に示すとおりです。

また、令和3年7月から、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を開催しています。第1回懇談会では、海軍道路の桜並木の現状や課題、今後の方向性などについて、参加者と意見交換を行い、第2回懇談会では、現地説明会を実施し、第3回懇談会では、今後の進め方等について、参加者と意見交換を行いました。第4回懇談会以降は、桜並木再生等の整備方針の策定に向けて、具体的な樹種や整備イメージなどについて、参加者と意見交換を行っていく予定です。

表 2.3-15 令和2年度 健全度調査結果

判定	本数	割合
A判定 (健全か健全に近い)	61本	約20%
B1判定 (おおむね健全)	149本	約50%
B2判定 (不健全に近い)	72本	24%
C判定 (不健全)	18本	6%
合計	300本	100%



## ウ. 工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書、方法書及び準備書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

また、方法書、準備書において、他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測していた環境影響評価項目（大気質、騒音、振動、水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域社会）につきましては、関連事業の事業者と協議を行い、少しでも環境への影響が低減できるように、協議、調整を行っていきます。

### a. 大気質（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械及び工事用車両は、できる限り最新の排出ガス対策型又は排出ガス規制適合型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近く場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、転圧や散水等は適切な時期に逐次行います。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域内を移動する際には必要に応じて敷鉄板の上を通ることを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域の工事用車両出入口付近には、タイヤ洗浄機を設置するとともに、作業員による散水や清掃を逐次行います。

### b. 騒音（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低騒音型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近く場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・工区の周囲には、仮囲いを設置します。

### c. 振動（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低振動型の物を使用します。

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの間所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

#### d. 水質（雨水の排水による水の濁り、水の汚れ）

- ・造成箇所は速やかに転圧を行います。法面には、速やかに植栽または養生シートを設置します。
- ・土砂流失防止柵等を設置します。
- ・調整池等の濁水処理施設の設置と適切な管理を行います。

#### e. 底質（造成工事の実施）

- ・汚染土壌の流出等による底質の汚染を未然に防止するために、土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（汚染状況の把握を含みます。）を行います。

#### f. その他の水環境（造成工事の実施による湧水の流量）

- ・対象事業実施区域南東部の湧水の分布エリア及びその周辺における帯水層に及ぶ切土工は可能な限り回避します。
- ・草地環境や樹林環境又は農耕地をできる限り保全し又は創出します。
- ・新たに舗装を行う場合は、可能な限り透水性舗装を採用します。

#### g. 地盤

- ・対象事業実施区域北東部にある土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を得た上で、法面の傾斜度を 30° 未満、傾斜地の高さを 5 m 未満とします。

#### h. 土壌（土壌汚染）

- ・国による適切な対応後、事業者が土地を造成する際には、改めて事業者により「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。
- ・掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬に当たっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4 版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 31 年 3 月）に準じるものとします。また、処理・処分は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する



- ガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壤環境課 平成 31 年 3 月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行います。
- ・造成工事において予期せぬ廃棄物等が確認された場合には、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」（財団法人土木研究センター 平成 21 年 10 月）により、適切な対応を行います。

#### i. 動物

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・猛禽類を始めとする、貴重な種の繁殖時期に配慮した施工計画とし、建設機械は低騒音型を採用します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。

#### j. 植物

- ・保全対象種の生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

#### k. 生態系

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息、生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED 照明の採用並びに光漏れの防止を行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

#### l. 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域内においても他の工区と連携を取り合い、対象事業実施区域の全体においても工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。

#### m. 廃棄物等

- ・建設発生土は、対象事業実施区域内でできる限り利用するとともに、関連事業の事業者と調整を図ることで、可能な限り場外搬出量の低減を図ります。

- ・できる限り廃棄物等が発生しないように抑制を行います。
- ・排出された廃棄物は、分別を徹底するとともに、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない廃棄物は適正に処理します。

**n. 温室効果ガス（建設機械の稼働、工事用車両の運行）**

- ・建設機械や工事用車両は、できる限りエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、省エネ運転に努めます。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

**o. 地域社会（工事用車両の運行）**

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くで工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・交通に伴う安全への配慮を促進します。

**p. 文化財等**

- ・造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。そのうえで文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、改めて関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

#### 3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、都市計画対象事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の2市3区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

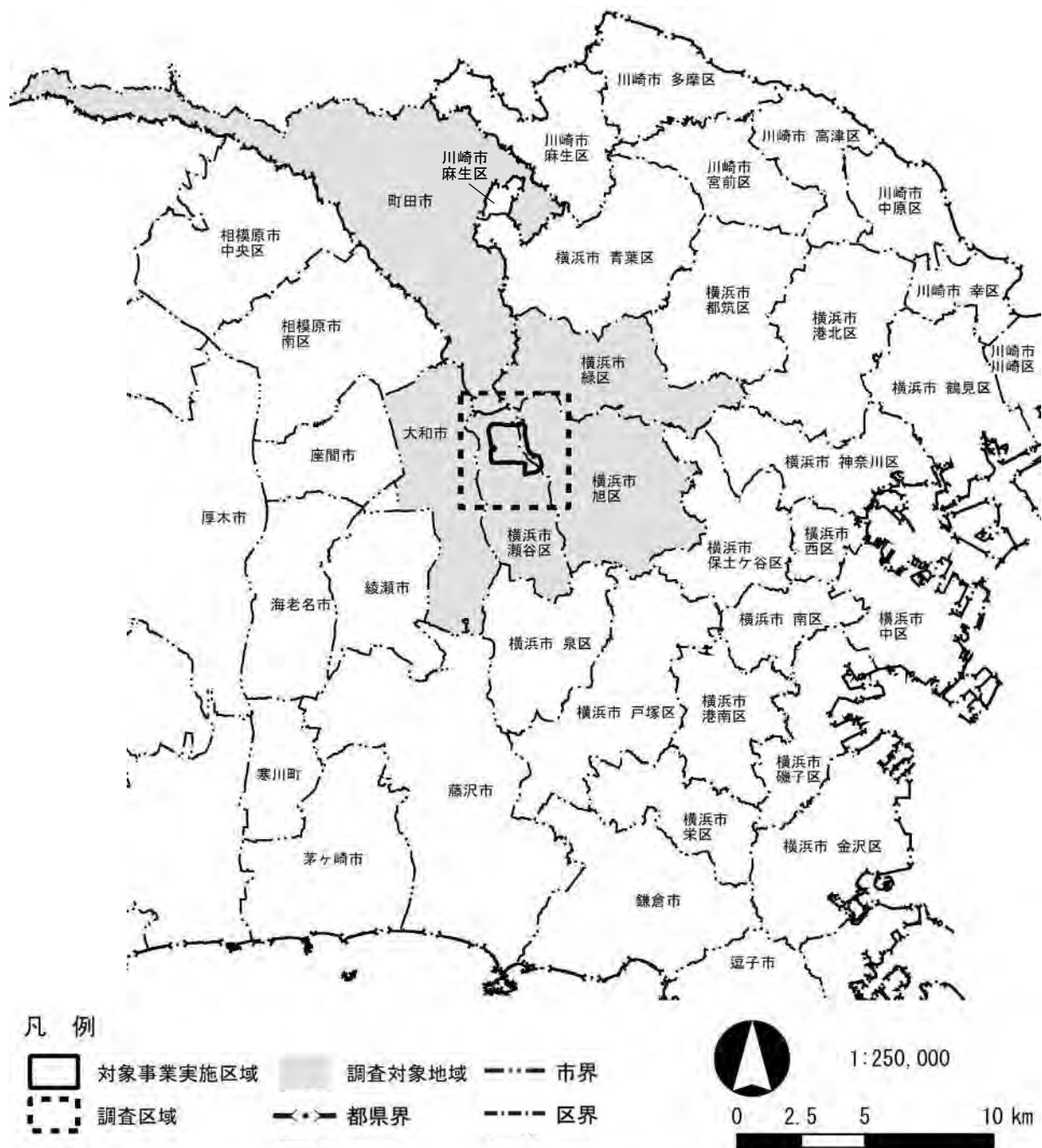


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

### 3.2 自然的、社会的状況の概要

対象事業実施区域及びその周辺における自然的、社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。その概要は表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1(1) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	大気環境の状況	<p>気象</p> <p>横浜地方気象台における令和2年の平均気温は 17.0℃、平均湿度 70%、平均風速 3.6m/s、最多風向は北、降水総量 1,687.5mm となっています。</p> <p>大気質</p> <p>調査区域には一般環境大気測定局は「瀬谷区南瀬谷小学校測定局」と「大和市役所測定局」があります。令和元年度の測定結果は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質は環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントは、環境基準に不適合でした。ダイオキシン類は「瀬谷区南瀬谷小学校測定局」でのみ測定されており、環境基準に適合していません。</p> <p>自動車排出ガス測定局は「旭区都岡小学校測定局」と「大和市深見台交差点測定局」があり、令和元年度の測定結果は、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素のいずれも環境基準に適合していません。微小粒子状物質は「大和市深見台交差点測定局」でのみ測定されており、環境基準に適合していません。</p> <p>騒音</p> <p>道路交通騒音は、調査区域にある9地点の測定場所のうち、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（瀬谷区二ツ橋町）、一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）（旭区上川井町）、一般国道246号（大和市下鶴間2572付近）、一般国道16号（町田市鶴間1685-2）の昼間及び夜間、一般国道246号（大和市下鶴間二丁目-12付近）、一般国道467号（大和市深見台四丁目1-1付近）の夜間が環境基準に不適合でした。</p> <p>一般環境騒音は、調査区域にある3地点の測定場所の全ての地点において、昼間も夜間も環境基準に適合していません。</p> <p>振動</p> <p>道路交通振動は、調査区域にある4地点の測定場所のうち、一般国道246号（大和市下鶴間2572付近）の夜間が要請限度を上回っていました。</p> <p>悪臭</p> <p>調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。また、「悪臭防止法施行令」（昭和47年5月政令第207号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。</p>	
	水環境の状況	水象	<p>対象事業実施区域内には、大門川、相沢川及び堀谷戸川及び和泉川が、その周辺では東側には帷子川、西側には境川が流れています。各河川流量の年平均値は、大門川 0.021m<sup>3</sup>/s、相沢川 0.017m<sup>3</sup>/s、堀谷戸川 0.034m<sup>3</sup>/s、帷子川 3.150m<sup>3</sup>/s、和泉川 0.047m<sup>3</sup>/s、境川 0.265~2.130m<sup>3</sup>/s となっています。</p> <p>また、対象事業実施区域の北東側及び南東側の周辺には湧水がみられます。</p>
		水質	<p>【河川の水質】 鶴間橋（境川）の pH、DO、BOD、SS は、最近5年間（平成27年度～令和元年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の DO、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、最近5年間（平成27年度～平成29年度）において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成27年度から平成29年度にかけて環境基準に不適合でした。</p> <p>【地下水の水質】 平成27年度から令和元年度において、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。</p>
	土壌及び地盤の状況	土壌	<p>対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。</p>
		土壌汚染	<p>調査区域内には、形質変更時要届出区域が1箇所あり、対象事業実施区域内に位置しています。また、対象事業実施区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。</p>

表 3. 2-1 (2) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
自然的状況	土壌及び地盤の状況	<p>対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点のうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。</p> <p>調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。</p>
	地形及び地質の状況	<p>対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上 100m 未満の丘陵地があります。</p> <p>三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編平成 14 年 3 月）に記載されています。</p>
	地質	<p>【表層地質】 対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。</p> <p>【地質断面】 対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・砂礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。</p>
	土砂災害関係法令による指定状況	<p>調査区域において、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。</p> <p>対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はありませんが、北東側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。</p>
	災害の状況	<p>【災害による被害の発生状況】 対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和元年の被害総数は住家被害が 66 棟、非住家被害が 8 棟、その他の被害が 38 件（箇所）、旭区では、住家被害が 223 棟、非住家被害が 49 棟、その他の被害が 131 件（箇所）となっています。</p> <p>【地震】 調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。</p> <p>【浸水想定区域】 対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。</p> <p>【液状化】 対象事業実施区域には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在しています。</p> <p>【災害用井戸】 調査区域における災害用井戸は、瀬谷区に 45 箇所、旭区に 35 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物 <p>【動物相の概要】 調査区域及びその周辺の動物相の概要として、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。</p> <p>【動物の重要な種】 学術上又は希少性の観点から重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。</p> <p>【動物の注目すべき生息地】 調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。</p>	



表 3. 2-1 (3) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
自然的状況	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p><b>植物</b></p> <p>【植物相の概要】 調査区域及びその周辺の植物相の概要として、維管束植物（シダ植物及び種子植物）953種が確認されています。</p> <p>【植生の概要】 対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群集、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。</p> <p>【重要な種及び重要な群落】 植物の重要な種は、ミズニラをはじめとする56科131種でした。調査区域には、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）が確認されています。調査区域には、植生自然度10に該当する植生はなく、植生自然度9に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。</p> <p>調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が13本指定されています。</p>
	生態系	<p>【環境類型区分】 調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類され、対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。</p> <p>【生態系の概要】 調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます。</p> <p>陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息し、さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ等の猛禽類が生息すると考えられます。</p> <p>水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはトンボ類やテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナ等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息し、さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>【重要な自然環境のまとまりの場】 対象事業実施区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場としては、植生自然度9（シラカシ群集）、追分特別緑地保全地区をはじめとする9箇所の特別緑地保全地区、生物多様性保全上重要な里地里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）、ホタル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット、湧水（瀬谷市民の森等）、緑の10大拠点があります。</p>

表 3.2-1(4) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観	<p>【対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況】 対象事業実施区域は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。</p> <p>【主要な眺望点の分布及び概況】 対象事業実施区域からおおむね3kmの範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。</p> <p>【景観資源の分布及び概況】 海軍道路沿いの桜並木や農地景観があり、調査区域では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあります。対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。</p> <p>【主要な眺望景観の概況】 対象事業実施区域及びその周辺は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です</p> <p>【法令等による指定状況】 調査区域は、「景観法」に基づく景観計画区域となっています。また、南東側の一部は、「都市計画法」に基づく風致地区があります。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場の状況】 ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおる、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。</p> <p>対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>【法令等による指定状況】 特別緑地保全地区や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります。</p> <p>【野外レクリエーション等に係る計画等】 横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和9年（2027年）3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。</p>
社会的状況	人口及び産業の状況	人口の状況	<p>調査対象地域のうち、対象事業実施区域がある瀬谷区の令和元年10月1日現在の人口は122,166人、1世帯あたりの人員は2.38人、人口密度は7,140人/km<sup>2</sup>、旭区の人口は245,169人、1世帯あたりの人員は2.31人、人口密度は7,479人/km<sup>2</sup>となっています。平成27年から令和元年の人口等の推移を見ると、瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向がみられます。</p>
		産業	<p>調査対象地域のうち、対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。</p>
	土地利用の状況	土地利用の状況	<p>対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地で、対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。</p>

表 3. 2-1 (5) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況
社会的状況	土地利用の状況	<p>国土利用計画法に基づき、調査区域全体が都市地域となっています。対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されており、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。調査区域には、自然公園地域、自然保全地域の指定はありません。</p> <p>対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されているほか、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されており、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。</p> <p>都市計画区域等は、対象事業実施区域の大部分が市街化調整区域、一部が第1種中高層住居専用地域に指定されています。対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。</p> <p>調査区域には、特別緑地保全地区の区域がありますが、緑地保全地域はありません。</p> <p>対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。</p>
	自然的土地利用の状況	<p>対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。</p>
	その他	<p>対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状4号線に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。</p>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水利用の状況	<p>対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れており、和泉川の鍋屋堰で農業用水を取水していますが、工業用水としての取水はありません。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺においては、内水面漁業の漁業権は設定されていません。</p> <p>対象事業実施区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。また、営農を継続するために必要となる暫定的な井戸施設が2箇所を整備されています。</p> <p>調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。</p>
交通の状況	道路交通の状況	<p>対象事業実施区域内には環状4号線が南北に通っており、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第33号線、南側には県道瀬谷柏尾が通っています。</p> <p>調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。</p>
	鉄道の状況	<p>対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成27年度以降おおむね横ばい（22,000人／日程度）で推移しています。</p>
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		<p>対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、「横浜三育小学校」、「横浜市細谷戸保育園」、「横浜市立上瀬谷小学校」があります。主な医療機関等は、「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」があります。主な官公庁等は、「横浜卸本町簡易郵便局」、「中瀬谷消防出張所」があります。主な福祉施設等は、「シャローム横浜」、等があります。主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」があります。主な公園・緑地等は、北東側に「上川井市坂公園」、西側に「上瀬谷公園」、「上瀬谷町東公園」、「竹村町公園」があります。</p> <p>住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています。</p>

表 3.2-1(6) 地域の概況

項目		対象事業実施区域及びその周辺地域の状況	
社会的状況	下水道の整備状況	対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が69.2%となっています。また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。	
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	都市計画第一種事業に係る環境関連法令等としては、環境基本法や神奈川県環境基本条例、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例をはじめ、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、廃棄物関連の諸法令、自然環境保全関連の諸法令、災害防止の諸法令、地球環境保全関連の諸法令、景観、まちづくり方針、文化財等に係る諸法令等があります。	
	文化財等の状況	指定・登録文化財	調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ（横浜市指定天然記念物）、旧小倉家住宅宅地（大和市指定史跡）があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。 調査区域には、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区はありません。対象事業実施区域内には、指定・登録文化財はありません。
		埋蔵文化財の状況	対象事業実施区域内をはじめ、調査区域には、埋蔵文化財包蔵地があります。
その他の事項	公害苦情処理件数	対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ57件及び50件であり、瀬谷区では大気汚染及び騒音、旭区では騒音、緑区では悪臭、大和市及び町田市では騒音が最も多くなっています。	
	廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物の総排出量（ごみと資源の総量）は、対象事業実施区域のある横浜市では、令和元年度のごみと資源の総量は約122.1万トンで、前年度に比べ、約2.6万トン増加（約2.2%）しています。 平成30年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約10,595千トン（前年度比約0.4%減少）であり、減量化量は約7,697千トン、再生利用量は約2,449千トン、最終処分量は約450千トンとなっています。	
	その他の環境の保全を目的とした計画等	都市計画第一種事業に係る計画等としては、横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～、横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画[2019-2023]、横浜市都市農業推進プラン（2019-2023）、横浜市防災計画震災対策編、横浜市景観計画、横浜市景観ビジョン、横浜市公共事業景観ガイドライン、横浜市都市計画マスタープラン・区プラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画、横浜市SDGs未来都市計画などがあります。	





## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

### 4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令\*<sup>1)</sup> 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令\*<sup>2)</sup> 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令\*<sup>1)</sup> 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令\*<sup>2)</sup> 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

- 
- \*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）
- \*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 4.1-1(1) 計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由

影響要因の区分 環境要素の区分			土地または工作物の 存在及び供用		選定した理由・選定しなかった理由
			敷地の存在 (土地の改変)	建造物の 存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、建造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
		地盤	地盤の安定性	○	—
	地盤沈下		×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。
	土壌	土壌汚染	○	—	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。
重要な土壌		×	—	事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、建造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	植物	重要な種及び群落	○	—	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

注1：○：参考項目の中から選定した事項  
 ×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項  
 —：参考項目がなく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 4.1-1(2) 計画段階配慮事項の選定結果及び選定した理由又は選定しなかった理由

影響要因の区分 環境要素の区分		土地または工作物の 存在及び供用		選定した理由・選定しなかった理由	
		敷地の存在 (土地の改変)	建造物の 存在		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、建造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、建造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

－：参考項目がなく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。



## 第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果は表 5. 1-1 に示すとおりです。

表 5.1-1(1) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
地盤	調査結果	事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めていますが、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第 33 号線斜面（旭区上川井町）の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。
	予測結果	事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。
	評価結果	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。
	環境保全措置	・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	調査結果	調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。 一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接収された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。 過去の空中写真によると、旧日本海軍の建造物があった場所は環状 4 号線（上瀬谷線）沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所は五貫目第 33 号線沿道付近にあります。
	予測結果	「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。 <sup>*1)</sup> 一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。
	評価結果	旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。 これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。
	環境保全措置	・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

\*1) このページに記載した内容は、令和 2 年 1 月に公告した計画段階環境配慮書のもので、現時点では、令和 3 年 9 月に対象事業実施区域の北西側に、形質変更時要届出区域が指定されています。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。



表 5.1-1(2) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
動物	調査結果	<p>動物の重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫类等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。</p> <p>動物の注目すべき生息地については、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。</p>
	予測結果	<p>現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果、事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。</p> <p>直接的改変により消失する樹林は、調査区域全体の 1 割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。</p> <p>草地については調査区域内の約 4 割、水辺・湿地については約 2 割が直接的改変により消失します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連担性を確保できるよう、緑地の創出を行います。水辺・湿地については、大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、環境保全措置において汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。</p> <p>調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します。なお、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します。</p>
	評価結果	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減</li> <li>・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり</li> </ul>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(3) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
植物	調査結果	<p>植物の重要な種は、56科 131種が確認されています。</p> <p>植物の重要な群落は、調査区域において横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度9の群落（シラカシ群集）が存在します。事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。</p> <p>調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は16件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。</p>
	予測結果	<p>現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果、事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。</p> <p>直接的改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。</p> <p>草地については調査区域内の約4割、水辺・湿地については約2割が直接的改変により消失します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連担性を確保できるよう、緑地の創出を行います。水辺・湿地については、大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、環境保全措置において汚濁水の流出対策や水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。</p>
	評価結果	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減</li> <li>・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等</li> <li>・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出</li> </ul>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(4) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
	調査結果	<p>環境影響を受けやすい種又は場等については、調査区域には、自然植生として植生自然度9（シラカン群集）が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。</p> <p>環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等については、調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。</p> <p>法令による指定はないが地域により重要な種又は場については、調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）、湧水及び緑の10大拠点が存在します。環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の10大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。</p>
生態系	予測結果	<p>事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>ホタル生息確認地域については、調査区域内に8か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>湧水については、調査区域内に6か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p> <p>緑の10大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。</p>
	評価結果	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>
環境保全措置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施</li> <li>・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置</li> <li>・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減</li> <li>・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり</li> </ul>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。

表 5.1-1(5) 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

環境要素	調査、予測及び評価の結果	
景観	調査結果	<p>主要な眺望点については瀬谷市民の森等をはじめとする 14 地点があり、全ての地点において事業実施想定区域を視認できない状況でした。</p> <p>景観資源の状況については、旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域等 14 地点がありました。また、事業実施想定区域から西方向の眺望として、丹沢の山並み（遠景）及び富士山（遠景）があります。</p>
	予測結果	<p>景観資源、主要な眺望点の直接的改変については、景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失します。</p> <p>旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の 2 割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約 4 割が緑農地域の景観として残ります。</p> <p>海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。</p> <p>なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。</p> <p>眺望景観への影響については、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点がおり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。</p> <p>また、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。当該地点は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。</p>
	評価結果	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約 5 割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化</li> <li>・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画</li> </ul>
人と自然との触れ合いの活動の場	調査結果	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、調査区域に 13 地点あり、事業実施想定区域には「海軍道路の桜並木」と「鎌倉古道 北コース」が存在しています。</p>
	予測結果	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失します。</p> <p>「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道北コース」上の桜並木については、その延長の 3 割弱が消失します。</p>
	評価結果	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約 5 割及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>
	環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全</li> <li>・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出</li> <li>・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出</li> </ul>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書を要約したものです。



## 第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

表 6. 1-1(1) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 土地利用等の検討経緯について</p> <p>今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書に記載しました。</p> <p>また、今後の都市計画対象事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容について、準備書以降に記載します。</p>
<p>(2) 工事計画の検討について</p> <p>想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、本事業の工事実施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業の工事実施により、住居等に対して騒音等の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、これらの環境要素を環境影響評価項目として選定しました。今後、これらの環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、住居等への影響を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講じるものとします。</p>
<p>(3) 他事業の影響について</p> <p>想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下「周辺事業」という。）が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業と同時に施工が計画されている周辺事業による複合的な影響が懸念されることから、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>



表 6.1-1(2) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について            想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見を参考にするとともに、専門家等の助言を踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、都市計画対象事業による影響を回避又は極力低減することに努めます。なお、環境保全措置を講じる場合は、その内容についても、専門家等の助言を得て判断するものとします。</p>
<p>(2) 廃棄物等について            本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。            このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。</p>	<p>廃棄物等について環境影響評価を行う項目に選定し、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制のための環境保全措置を検討するとともに、詳細な整備計画に反映させます。</p>
<p>(3) 温室効果ガスについて            工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて環境影響評価を行う項目に選定し、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置の検討を行うとともに、これを施工計画に反映させること等により、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう努めます。</p>

## 6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 全般的事項</p> <p>本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めてください。</p> <p>今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行ってください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体化に当たっては、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内で行える限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めます。</p> <p>今後の事業の熟度を高める過程においては、環境に関する国や横浜市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。また、方法書以降の図書の作成に当たっては、以下の(1)～(5)の事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行います。</p>
<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。</p>	<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、都市計画対象事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第8章の調査位置を示す図面の統一を図りました。</p>
<p>(2) 農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの選定、面積、配置に関する考え方及びその決定の経緯について、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載してください。</p>	<p>(2) 方法書の作成に当たっては、土地利用に係る各ゾーンの選定や、その規模や配置などの考え方及びその決定の経緯について、分かりやすい記述に努めました。</p>
<p>(3) 関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。</p>	<p>(3) 関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>

表 6. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行ってください。</p>	<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行いました。また、神奈川県環境影響評価技術指針についても勘案しました。(その考え方は、第8章 8.1 (P. 8-1～8) に示しました。)</p> <p>なお、表 8.1-2 (P. 8-3、4) の脚注に、参考項目、参考項目にはないが基本的事項の別表に掲載されている項目、市条例に基づく項目のいずれに該当するかがわかるように記述しています。</p>
<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めてください。</p>	<p>(5) 今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めます。</p>
<p>2. 個別の環境要素に関する事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>事業実施想定区域に軍事施設があったことを考慮し、土壌汚染に係る調査を行うとともに、土壌汚染が周辺地下水に及ぼす影響の把握に努めてください。</p>	<p>(1) 土壌汚染</p> <p>土壌汚染対策法に基づき国が実施した調査結果の情報収集に努めるとともに、事業者としても土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染が懸念される場所を中心とした調査を行う予定であり、その手法を方法書に記載しました。</p>
<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施により生態系への影響が想定されることから、生態系に対するより具体的な配慮について方法書以降の図書に記載してください。</p> <p>イ 事業実施想定区域にホタルが生息する場合は、ホタルが地域の在来種であるか否かの把握に努めてください。</p>	<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 都市計画対象事業の実施による生態系の影響について適切に予測することにより、影響の程度を明らかにした上で、その影響を回避・低減又は代償するための具体的な配慮について準備書に記載します。</p> <p>イ 対象事業実施区域にホタルが生息する場合は、DNA 解析等の手法により、地域の在来種であるか否かの把握に努めます。</p>

### 6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

配慮書を令和2年1月15日～令和2年2月14日まで縦覧に供し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果4通の意見書、延べ4件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表6.3-1に示すとおりです。

表 6.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画について</p> <p>(1) 横浜市内の緑を保全する立場で、開発はできるだけ避けてください。</p>	<p>(1) 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、旧上瀬谷通信施設のまちづくりのコンセプトにおいて都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくことを位置付けています。この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(2) 横浜市の「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月)は市民(区民)の要望に沿うものであり、同指針の立場に戻るべきです。</p>	<p>(2) 「米軍施設返還跡地利用指針」では、「水や緑」、「魅力ある景観」、「経済活動」、「レクリエーションやスポーツ」などの環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくという主旨となっています。</p> <p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」は、指針策定後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、まちづくりのテーマを「豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点の形成」としており、指針の考え方を継承するものであり、この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(3) 公有地は市民のために使うべきであり、テーマパークとして利用するのは、地権者の持ち分の範囲に限定してください。</p>	<p>(3) 土地区画整理事業を実施することで、旧上瀬谷通信施設の国有地や民有地等の混在を解消することを検討しています。</p> <p>国有地の配置(換地)については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンや将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>

表 6.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2. 生態系の評価、環境影響の代償等について</p> <p>(1) 生態系の評価については、当地の生態系を代表する種を評価対象種とした生物多様性定量評価手法を用い、誰でも理解できるように、影響の程度を数値で示して頂きたい。</p>	<p>(1) 生態系の予測・評価については、対象事業実施区域及びその周辺を代表する種として、上位性、典型性、特殊性の視点から対象種を選定することによりとともに、生物多様性の視点も含めた知見を踏まえ、できる限り分かりやすくとりまとめるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価により明らかになった環境影響については、開発区域外の緑地の保全活動を行うことで代償して頂きたい。域内の緑地を一部保存し、維持管理することにも積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>(2) 今後の環境影響評価の手続きにおいては、対象事業実施区域内において緑地を一部保存し、維持管理すること等による環境影響の回避・低減の考え方を重視するとともに、必要に応じて、環境影響の代償措置についても検討し、生態系に対する影響を、できる限り低減できるようにします。</p>

## 第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1 (1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1 総括事項</p> <p>本事業は、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」※<sup>1</sup>及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」※<sup>2</sup>が関連事業として計画されている。本事業の環境影響評価手続きを行うに当たっては、関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置(事後調査を含む。)の検討を行うとともに、その結果を地域住民等に対して分かりやすく説明すること。</p> <p>また、審査の過程において事業実施区域内に土壌汚染が判明し、本事業の実施による汚染の拡散が懸念されるとともに、事業実施区域の大規模な改変により、都市部に残された広大な草地環境の消失が見込まれる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p> <p>※1：事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とする新交通システムを整備する事業(横浜市環境影響評価条例の対象事業)</p> <p>※2：「公園・防災ゾーン」の一部で国際園芸博覧会(令和9年開催予定)のレガシーを継承する公園及び「観光・賑わいゾーン」の一部で公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備する事業(横浜市環境影響評価条例の対象事業)</p>	<p>関連事業である「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の実施による環境影響についても適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置(事後調査を含む。)の検討を行い、その結果についてできるだけ分かりやすく「周知用パンフレット配布」、「説明会」や「インターネット動画配信」などの手段で説明を行います。なお、本事業による準備書提出時点で、当該関連事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続の中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。</p> <p>土壌汚染の拡散並びに草地環境の消失による影響の回避、低減又は代償に係る措置については、次の個別事項に示す見解に沿って、適切に対応を図りました。</p>



表 7.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 土壌</p> <p>ア 土壌汚染対策について</p> <p>防衛省の調査結果により、事業実施区域内で土壌汚染について環境基準値の超過が確認されているにもかかわらず、対策の実施主体や対策の具体的な取組が明らかにされていない。これに対し、地域住民等から不安や懸念が寄せられていることから、対策の実施主体によらず、土壌汚染対策の内容について明らかにすること。</p> <p>イ 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>調査に当たっては、土壌汚染の状況について、その調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示し、不安の解消に努めること。</p> <p>また、予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の内容も踏まえて、周辺環境への影響を明らかにすること。</p> <p>特に、事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠、搬出ルートを明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 環境保全措置について</p> <p>事業者が土壌汚染対策を実施する場合は、濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、環境保全措置を示すこと。</p> <p>(2) 動物・植物・生態系</p> <p>ア 環境保全措置について</p> <p>本事業により、樹林が点在する広い草地環境の多くが失われることから、整備される公園以外にも含めて、まとまった草地環境をできる限り保全、創出するなど事業実施区域の生物多様性に配慮した環境保全措置を明らかにすること。</p>	<p>準備書提出時点において、対策の実施主体によらず明らかとなる土壌汚染対策の内容を準備書に記載することにより、地域住民等の不安解消に努めます。</p> <p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>土地区画整理事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>土地区画整理事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>整備される公園以外のエリアにおいても、実行可能な範囲でできるだけ草地環境の保全、創出に努め、その内容(生物多様性の確保に関する効果を含む。)を準備書にて明らかにしました。</p>

## 7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画</p> <p>(1) 予測の前提条件となる土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池、公園、緑地等の位置・規模を準備書により詳細に記載してください。</p> <p>(2) 総合的な土地利用の観点から、グリーンインフラの保全・活用の考え方を準備書に記載してください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体的な内容について準備書に記載するよう努めました。特に、土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池（工事中の濁水処理施設を含む。）、公園、緑地等の位置・規模等については予測の条件として設定した内容について明らかにしました。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方について、準備書に記載しました。</p>
<p>2. 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 土壌</p> <p>(ア) 土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染が事業実施区域内で確認されていることから、土壌汚染対策の実施主体に関わらず、必要な対策について明らかにしてください。併せて、市民に対し、わかりやすく情報提供を行ってください。</p> <p>(イ) 土壌汚染については、汚染の程度や対策内容を明らかにして準備書に記載するとともに、これらを踏まえて予測、評価を行ってください。</p>	<p>土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染に関する措置については、その考え方を準備書に記載するとともに、今後の説明会等の場において市民にできるだけわかりやすく説明するよう努めます。</p> <p>土壌汚染については、汚染の程度（分布範囲、濃度）や対策内容（対策方法や掘削除去時の運搬の考え方など）をできるだけ明らかにして準備書に記載し、これらを踏まえて予測、評価を行いました。</p>
<p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 動物</p> <p>(ア) 鳥類調査については、調査地域全域で定量的に均一なデータが得られるよう、適正に行ってください。</p> <p>(イ) ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行ってください。 なお、調査に当たっては地域住民へのヒアリングを行い、得られた情報も参考にしてください。</p>	<p>鳥類調査については、調査対象とした範囲内で均一なデータが得られるよう、定点観察の位置やラインセンサーの配置に配慮しました。</p> <p>ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行いその結果を準備書に記載しました。 なお、調査に当たっては地元で活動されている市民、団体へのヒアリングを行い、得られた情報を参考にしました。</p>

表 7. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>イ 生態系</p> <p>(ア) 河川の水位変動や河床、河畔の変化は動植物の生息・生育に影響を及ぼすことから、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行ってください。</p> <p>(イ) 環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における水質、底質等の違いを考慮してください。</p> <p>ウ 景観</p> <p>事業実施区域内外には農地の広がりや崖線の連なりのような景観資源が存在することから、事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行ってください。</p> <p>なお、評価に当たっては、事業実施区域周辺の景観的特性を踏まえ、見通しの変化についても整理してください。</p> <p>エ 地域社会</p> <p>住居系地域である事業実施区域の南東側について、関係車両の走行に伴う交通混雑等が懸念されることから、走行ルート沿道においても予測、評価を行ってください。</p>	<p>対象事業実施区域内を流れる河川が暗渠化されることによる影響を踏まえ、実行可能な範囲でできる限りの環境保全措置を講じることを前提に予測、評価を行いました。また、周辺河川への影響の予測、評価にあたっては、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行いました。</p> <p>環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における動植物の生息・生育環境（水質、底質等の違いを含む。）を考慮しました。</p> <p>対象事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行いました。</p> <p>なお、評価に当たっては、対象事業実施区域周辺の景観的特性を十分把握した上で、見通しの変化についても整理し、準備書に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域の南東側は、現況では道路網が整備途上で、一部分断されているため交通量は少ない状況ですが、将来は瀬谷地内線等の延伸が予定されており、かつ、住宅、学校等の保全対象も多く存在することから、道路網の整備を前提とした将来推計交通量を踏まえて、予測、評価を行いました。</p>

### 7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書を令和2年7月21日～令和2年9月3日まで縦覧に供し、方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果164通の意見書、延べ226件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表7.3-1に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書のうち、「(仮称)旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業」に係る意見については、参考として表7.3-2に事業者の見解を示しています。

表 7.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 事業計画について	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
今、求められている福祉、医療に力を注ぐといった見地から上瀬谷の跡地問題もすすめてほしい。	
「テーマパーク構想」はコロナ禍のもと必ず、破綻するため、只ちに撤回しろ。	
新型コロナウイルスの出現により人が集まる事業においては、新しい概念を構築する必要がある。	
コロナ禍が今後も続くと思われるので、テーマパークがよい土地活用ではないと思う。医療・福祉施設の設置こそ計画に入れるべきだと思う。	
客を呼び込むより、市民一人ひとりが実感として「住んでいて良かった横浜」と思えるように、保育所の増設、学童の充実、中学校給食の実施、安心して老後が迎えられる福祉の充実をしてほしい。	
コロナ禍の中でテーマパーク構想は成り立つのか。もう一度立ちどまって計画の見直しが求められている。	
年間1500万人を集める計画ありきでは、自然を守ることはできないと考える。計画はコロナ前に立てられたものなので、過大な集客計画そのものを見直し、ゼロベースで環境影響評価を行ってほしい。	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
自然と人間とが共存できる社会を目指すことが、これからのポストコロナの時代の方向であると思う。豊かな自然環境を壊すようなテーマパークの構想は絶対にやめてほしい。	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
コロナ禍の現在、テーマパークを核とした基本構想には魅力を感じない。自然環境保全を優先していただくようお願いしたい。	
(次ページへ続く)	

表 7.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今のコロナ危機の最中に人を大量に呼び込むテーマパークづくりを計画する等ピントがズレている。貴重な緑を生かした市民優先の計画に練り直してほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>大テーマパーク構想は長年市民が望み要望して来た公園や防災、文化スポーツ、福祉施設などの設置とはかけ離れている。コロナ禍のもとで、もっともふさわしくない構想であり、自然環境を生かした計画に改めてほしい。</p>	
<p>テーマパーク構想は周辺の自然環境を壊してしまう。収束の目途もつかないコロナ禍の中、基本構想はあらためるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>コロナの影響等を踏まえると、テーマパークなど作って経営的にやっていけるのか、はなはだ疑問だ。せっかく緑豊かな地が広くあるのだから、もっと別な自然を活かした方法を考えてもらいたい。</p>	
<p>1500万人をこの横浜のはずれの瀬谷に呼びこむなど不可能だと思う。また、コロナで大変な時代にテーマパークなど絶対に必要ない。それより自然を残して木も植えて、自然の中で子ども達が遊べる様にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を最優先してほしい。人災と言われる「コロナ」から学び、これ以上自然を壊さないでほしい。</p>	
<p>豊かな自然を破壊してテーマパークを作るのは止めてほしい。現在地球上でコロナウイルス感染拡大が進んでおり、今後も別の感染症が発生する可能性は大いにある。そんな中、1500万人もの人を集めてこそペイする事業というのは時代錯誤ではないか。自然環境を守り、市民がゆったりくつろげる場にしてほしい。</p>	
<p>今後感染症との共存が人類の課題となる。横浜に残された最後の広大な自然環境を守り、突然のテーマパーク構想は再検討すべきだ。</p>	
<p>テーマパークや施設、駐車場などのコンクリートの建物にしてしまうのではなく、緑を残し自然を生かした計画に修正すべきだ。子ども達にあの自然と緑を私達の責任で守り残すことが横浜市としてすべきことだと考える。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1 (3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今の社会の状況から考えて、このようなテーマパークを市が率先して取り組むべき事業なのか。 市内の緑地が開発によってどんどん減っている中で、この場所は非常に貴重な所だと思う。人を集めることより自然環境を重視した事業にしてほしい。</p>	
<p>大型「テーマパーク」大反対です。動植物を守り、自然を守ってほしい。市民の自然を守ってほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。また、公有地であり、市民全体の財産である。テーマパークを核とした基本構想は改め、市民の願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。</p>	
<p>今すぐ見えるような「テーマパーク構想」ではなく、50年100年先を見て市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>開発はやめ、静かな自然そのものをこのままぜひ残してほしい。</p>	
<p>反対だ。テーマパークを中心とした計画では、環境汚染にしかない。</p>	
<p>テーマパーク構想は、地元の期待しているものとは違う。自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>年間1500万人が押し寄せると言うことは、大量の自動車で渋滞や排ガス問題など環境悪化は必死だと思う。テーマパークはやめてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画を進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>



表 7.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想はそもそも無理がある。現在の最大のテーマは新型コロナ対策だ。年間 1500 万人を呼びこむなど夢物語だ。鉛やヒ素などの有害物質を除去する又はフタをするにしろその前に現実の大問題であるコロナ対策が先決問題だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>旧上瀬谷通信施設の半分は公有地で、市民の財産だ。民間に売却したりせず、市民のために使われるべきと考える。土壌汚染状況を調査し、汚染があれば取り除き、安心して市民が使えるように整備することを望む。</p> <p>緑豊かな環境を生かした緑地公園や防災拠点など、市民にとって有効・有益な使われ方を望む。テーマパーク構想の取り下げを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価にあたっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>コロナ禍の中で、その後も、自然を大事にすることが大事だと思う。地球環境を大切にしなければならない。</p> <p>この時期にテーマパークは必要ではない。市民の意見を大事にしてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>このコロナ渦中、命を第一に考える時代なので、テーマパーク構想などんでもない。自然や緑地を活かした公園や文化、スポーツ、災害や今回の緊急医療対策にもつながる様な活用を希望する。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>

表 7.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2006年の指針に立ち返り、自然環境を守る都市づくりを横浜から発信する立場が全く見られず、小手先の環境保全の方向しか見られない。上瀬谷基地への交通アクセスは今でも渋滞しており、年間1500万人の移動手段と立地条件からは非現実的と思われない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>世界的なコロナパンデミックが考えられる中で、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は自然をこわすので改めるべきと思う。</p> <p>確認されている、鉛やヒ素の有害物質の除去がまず必要であり、人々が集まるテーマパークは考えられない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>自然豊かなこの土地は市民の財産だ。交通量が増え、大渋滞と大気汚染を招くことは必然だ。市民が望む自然環境の保全を優先してほしい。今のようなコロナ感染と同じようなことが、将来、また起こるといわれている。そんな状況でテーマパークは市民の借金を増やすだけのものだ。</p> <p>もっと市民の声に耳を片むけてほしい。市民あつての横浜市だ。テーマパークなど必要ない。観光・賑わいゾーンはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>コロナ禍がおさまらないこの時期、環境をこわす計画には反対だ。2月の市民意見を参考にされたのか。テーマパークや物流ゾーン計画は自動車の排ガスが増え、自然への大きなダメージをおこす。市民は手つかずの自然保護を願っている。テーマパーク中心ではない計画を立案してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>



表 7.3-1(10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>貴重な自然環境を破壊することになる大規模テーマパークの建設は、SDGs に反するものと考えます。                  大量の自動車の流入による大気汚染や交通渋滞を招くことになる基本構想は断じて認めることは出来ません。                  環境保全を優先した土地活用を行ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画を進めていきます。                  また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。                  都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>利潤中心のテーマパーク構想では、環境の悪化はまちがいない。更に自動車の集中による渋滞の多発は、生活に深刻な影響を与える。                  多くの市民が願う、自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車交通量で大渋滞や排ガスなど環境悪化になる。                  半分以上は公有地であり、市民全体の財産なので、テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>市内でも自然が残され動植物の多様性が保たれていると聞いている。多くの人々を呼び込む計画は、交通量も増え、排ガスなど環境悪化を招くことだろう。SDGs の社会がさげばれている今、横浜市だけでなく近隣の自治体も含め、市民が願う自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>テーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車が行き交うし環境悪化、自然をこわす原因になると思う。                  市民の環境保全を願うことを優先してほしい。</p>	

表 7.3-1(11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>この事業には反対だ。あの広大な土地の緑に手を入れて地球温暖化や生物の保護への配慮。また一番の理由として生活している住民にとっては道路渋滞、騒音、振動。現在でも問題を抱えているのに何もわざわざこれ以上問題を多くして欲しくない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>国有地は、テーマパークではなく自然を守ってほしい。</p> <p>一度破壊された自然は、もどらない。自然環境を大切にしたい計画にしてほしい。有害物質をすべて、とりのぞくのは当たり前だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>市民にとって生活環境が守られる土地として活用されるべきだ。土壌汚染も放置されるものではなく、安全な土地に戻って当たり前だ。自然、緑地を生かした多くの市民が暮らす豊かな場所として意見を聞いてほしい。公園、農業、文化、スポーツ施設などに活用されるべきだ。テーマパークは東京他すでにあるもので充分だ。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>何故、環境破壊をするのか。1500万人を呼び込むことに何の意義があるのか。ゴミのみならず、大気汚染も引き起こすことは間違いない。</p> <p>1500万人呼びこみの目玉はなにか。そのような能力、調査力、企画力があるのか。どうして当初計画を変更するのか。環境保全なんて本当にどこまで考えているのか。この土地の有害物質の除去の具体策はあるのか。市民目線に沿った説明責任を果たしてほしい。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地も、横浜市に一つでも多くの緑地を残す拠点としての位置づけが何より大切だ。失われて人工的なテーマパークが広大な土地を占めるようになれば、また一つ生きもののオアシスが失われてしまう。上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地の生物相の調査をしっかりと行うべきだ。その上で保存すべき緑地ゾーンの大幅な確保が何よりも大切だと考える。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>現在広い土地の利用が考えられている、テーマパーク構想は自然環境を著しく破壊すると思われるこの構想には反対だ。</p> <p>様々なエリアに分け、今私たちの周りに足りない施設を拡充して欲しい。例えば、スポーツ振興につながる施設、医療に関する研究施設、福祉に関する施設、伝統文化の振興につながる施設など沢山ある。</p> <p>観光・賑わいゾーンの様な騒々しい構想ではなく、市民が健康で穏やかな生活が出来る土地の利用方法を考えてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、自然環境を広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>
<p>テーマパークは、これからの横浜市にとって不要だ。自然環境を活かし文化的な生活環境を育む施設を望む。</p> <p>敷地の半分程度の緑地の中に美術館&amp;屋外美術庭園の設置はどうか。消費だけを主な目的とするアミューズメント施設ではなく、敷地内の132haの公有地を森林浴や自然環境を満喫しながら、文化的な創造を育める“森の中の素晴らしい美術館・庭園”施設とすることを望む。芸術・文化都市横浜のイメージがさらに高まり、世界から多くの人を訪れると思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、観光・賑わいゾーンにおける具体的な施設については、今後、まちづくり協議会とともに、特定のテーマも含め、幅広く検討を行っていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>

表 7.3-1(13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p> <p>豊かな自然環境を子供や孫たちに残す事を願う。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>この地域は、数多くの動植物が息づいている、自然豊かな地域だ。自然環境の保全を優先した土地活用を是非推進してほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>世界的に自然に壊されているため、跡地の利用は自然の状態にもどすことを一番に考えることが大切ではないか。</p>	
<p>米軍基地跡地という性格上、自然が豊かに残っていると聞く。その環境をこわすことなく、その地域に住む人たちのための施設となるよう希望する。</p>	
<p>市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用をしてほしい。</p>	
<p>自然環境を活かした、土地活用をしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地にしてほしい。</p>	
<p>瀬谷の豊かな自然を壊すことは、今するべきではないと思う。</p> <p>自然環境を生かした計画に変更するべきだ。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>多くの動植物が確認された自然が豊かな所だ。市民の皆さんが願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然豊かな安全・安心できる、土地活用をするべきだ。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が生息する、自然豊かな緑地だ。多くの市民や地域住民が願う環境保全優先の土地利用にしてほしい。</p>	
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。瀬谷市民の森も近く市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	
<p>通信隊跡地は広大な自然が残されていて、カルガモ キジ 狸 ウズラ ウグイス などの自然動物も多数生息している。せめて公園などの形で自然を残すべきだと思う。残された自然を破壊しないで欲しい。それが住民の願いだ。</p>	

表 7.3-1(14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>この計画は地元の方の意見をしっかりと聞いているのか。自然豊かな土地を活かした計画に変更してほしい。緑をたくさん残し、市民が、ゆったりとすごせる大切な空間が欲しい。テーマパークはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>市民の声に沿った土地利用を願う。市民の森は、今、数が少なくなり市の中でも数カ所が残るのみと聞いている。自然の豊かさを生かし、子ども達、大人もホッと一息つけるような場に私共の税金を使っしてほしい。 住民の意向を大切にしたい市政をやってほしい。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>市民の意見も聞かず環境を破壊し、誰のためにテーマパークなどを作るのか。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>住民の声を基本に行政をしていくのが民主主義だ。地図の会の方達が、海軍道路は軍の引き込み線になっていた事やどの様に使われていたかを調べている。その方達の意見も聞いてほしい。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>住民はテーマパークを要望していない。テーマパーク構想最優先の市の計画が環境破壊を含め、区民無視のやり方を生みだしている。跡地計画について市が一方向的に決めるのではなく、テーマパーク構想に固執することなく市民の合意を最優先することを求める。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>コロナ禍の中で、世間の人々の認識がかわってきていると思う。 また、自然破壊にもつながっていると思うので、もう少し、皆が納得することに使用するよう再検討してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>

表 7.3-1(15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパークは、この地に必要ない。自然環境を利用した、住民本位の場として活用してほしい。 住民の意見を丁寧に聞いて、具体化してもらいたい。市民がゆったり憩える公園を中心に、考えましよう。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。当初市の計画では、多くが要望していた跡地利用である、自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置をかかげている。それが突然土地全体の50%以上を観光・賑わいゾーンにするような構想は、どこで誰が決めたのか。年間1500万人を呼び込むような計画は環境悪化、自然破壊そのものだ。 市民の声を広く聞き、市民の要望に応える構想に改めるよう強く要求する。</p>	<p>土地利用基本計画では、地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていくこととしています。 今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>テーマパークは市民のためにならないと思う。もっと市民の意見をきくべきであり、スポーツなどにつかうべきだ。</p>	
<p>土地全体半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間1500万人の利用を見込むテーマパーク構想は、市財政を第一優先とした実現性がない計画ではないか。 他県からの人の呼び込みではなく、県、市民の要望に添った計画にすべきだ。 確認された鉛やヒ素の有害物は無視できない。 むしろ、自然・緑地を活かした公園や農業、防災や文化スポーツ、医療や福祉、教育施設を中心とした計画を望む。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。 また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていく予定です。 今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。 土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。 予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。 事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。 事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>



表 7.3-1(16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク計画は、環境破壊（自動車排ガスや人混みによる諸々の害など）が生じてしまう。もっと市民に密接な計画をたててほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>年間 1500 万人の来場者を見込むテーマパーク構想は、環境破壊と周辺地域の交通混雑を招くことになる。</p> <p>コロナ後の社会、経済の在り方を考えた場合、時代逆行の計画といえるので、市民、地元住民の声を活かした跡地利用計画となるよう希望する。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>上瀬谷花博はオン・ラインでやるべきだ。テーマパーク構想はただちにやめるべきだ。区民の声を素直に聞くべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>
<p>住民の声を生かすことが第一だ。</p>	<p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様にご情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>
<p>市の構想に反対だ。もっと市民の声を聞いて、市民の生活が安全・安心・豊かになるよう考えてほしい。</p>	
<p>市民の声を良く聞いてほしい。</p>	
<p>市民無視の上瀬谷跡地計画強行は納得できない。</p>	

表 7.3-1(17) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>「テーマパーク構想」は見直すべきだ。</p> <p>少子高齢化に向かうこれからにおいて、テーマパークに納得することは難しいことだ。近隣の住民が健康的で文化的な生活ができるような工夫をされることを望む。</p> <p>人が集まればそれで良いというものではない。それに伴うマイナスの点の方が大きくなることだろう。これからは人間として豊かな生活が望ましい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	
<p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	
<p>交通障害や混雑が発生するため、テーマパーク計画はやめるべきだ。</p> <p>いろいろな年齢層の人がいろいろな要求をもって、ささやかに暮らしていて、それを、応援するような計画が良い。金もうけになるテーマパークに集う人だけを応援する市政は、再考してもらいたい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>どれだけの市民の税金を使って、テーマパークを作ろうとしているのか。</p> <p>特に心配なのは、土壌の汚染の問題だ。全ての土壌が安全でなければ、その上に人々が住むことも、その上で過ごすことも絶対に許すことはできない。</p> <p>テーマパークなどという時代に逆行するような構想はただちに止め、市民の為に本当に必要な案を模索してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>

表 7.3-1(18) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にするべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を、年間 1500 万人を呼びこむテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものなので、基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものだ。基本構想自体から改めるべきだ。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>	
<p>平成 18 年 6 月に策定された「米軍施設返還跡地利用指針」に沿った土地利用にすべきだ。「国際園芸博覧会」の開催を取り入れたことはあまりにも唐突過ぎて是認できない。</p> <p>利用指針に示されている「広く首都圏に住む人々の豊かな生活創造に寄与する自然リクリエーション空間を確保することを目指します。」との宣言を守ってほしい。年間 1500 万人もの人々を呼び込むテーマパーク構想は自然環境、生活環境を破壊する。じっくりと時間を掛けて利用計画を練り直してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>瀬谷市民の森、静かな住宅が広がる地域、学校や福祉施設のある地域に連結した「静かな環境の街」を継続した街づくり（ゾーン）こそ未来に向かって必要であり、“集客力のある、賑わいを創出するゾーン”を唱っている「観光・賑わいゾーン」は基本方針から除外してほしい。</p>	
<p>防災重点の利用など、返還時の基本構想に立ち戻るべきではないか。</p>	
<p>環境アセスの方法についての意見を聞くということは、基本構想ありきの意見を聞くということではないか。まず基本構想の是非について意見を聞くべきではないか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>

表 7.3-1(19) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>上瀬谷のテーマパークは年間 1500 万人を呼びこむというが、Y150 の二の舞になるのではないか。365 日で 1500 万人が絶え間なく入場する。当時よりも子供の数はさらに減っている。テーマパークは、横浜市の財政の負担を増やすことは目に見えている。</p> <p>また、物流ゾーンも、どこか、成果を出しているところがあるのか。</p> <p>市民のいこいの場の緑地と、貸農園と、有害物質のない所に、泉区の緑園都市のような緑の多い住宅にしたらどうか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>
<p>年間 1500 万人をよぶテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になります。市民生活をおびやかす、現構想は改めてほしい。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。この様な構想は改めてほしい。</p>	<p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。</p> <p>市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画では、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなどにより、環境悪化は避けられない。市民の生活を脅かす構想の中止を求め、市民のための市政を求める。</p>	
<p>環状 4 号線も付近で慢性的な渋滞が発生している。更に渋滞が発生すると環境にも生活にも悪影響を与える。基本構想を改めるべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1 (20) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>市民からの血税を「遊興のため、集客のための施設」よりも、教育・福祉の予算に振向けてもらいたい。</p> <p>例えば、「市立中学校の完全給食」「小・中・高のオンライン学習の整備」「市立小・中学校の教員数の拡充とカウンセラーの配置」「保育園の待機児童の完全0化」「多目的研修センターの設置」「高齢者への無料の感染病予防接種」「特別養護老人ホーム増設援助（待機者0化）」「総合病院の誘致」「アレルギー疾患の病院の再設置」（以前二ツ橋の今の二ツ橋地域ケアプラザの地にあった）などがある。</p>	<p>土地区画整理事業は道路、上下水道等の公共施設や宅地等の基盤を整備する事業であり、事業実施にあたっては、地権者の減歩による保留地処分金のほか、国費導入等も検討します。一方、テーマパークや物流などの施設は土地区画整理事業による基盤整備後に民間事業者により整備されるものです。</p>
<p>市民の要望を広く聞き民主的な活用を見いだしてほしい。</p>	<p>本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>自然豊かな広い土地だ。多くの市民は自然保全の立場で土地の有効利用を願う。また、この土地は市民の財産だ。市民生活が豊かになるような方向で計画を進めてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
<p>半分以上が公有地であり、私たち市民の財産だ。自然・緑地を生かした公園・農業を中心に自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様との要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>
<p>半分以上は公有地です。医療、介護施設などに活用してほしい。</p> <p>市民に赤字を押しつけるテーマパーク構想に反対する。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>テーマパーク構想は環境をこわすもので作ってはいけない。</p> <p>半分以上は、公有地であり市民全体の財産だ。多くの市民が願う公園病院老人ホームなど計画してほしい。</p> <p>また、花のある公園 スポーツ広場など市民の為になる事を計画してほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>
<p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(21) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>緑を残して低年金でも入居できる介護老人ホームを希望する。</p> <p>旭、瀬谷には総合病院が少ないので、医療施設をつくってほしい。</p> <p>集会場をつくって欲しい。150～200人位で少々酒を飲み憩う場所が特に旭区には無い。</p> <p>テーマパークは不要だ。観光よりは市民の財産の土地は市国の為に使ってほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>半分以上は公有地で市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間1500万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すものだ。多くの動植物が生息するところを生かした活用こそとめられるものだ。半分以上が公有地なので、市民の要望に沿った使い方にすべきだ。</p>	

表 7.3-1(22) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されているとの事なので、有害物質を取除く事が大前提だ。</p> <p>公有地の大半は市民の財産だ。民間業者の考える様なテーマパーク構想は論外だ。市民がゆっくり楽しめる大自然公園にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様のご要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>
<p>テーマパーク構想は、市民のメリットはほぼ無い。半分以上は公有地なのだから、市民の意見・要望にちゃんと耳を傾けてほしい。緑豊かな自然と利便性がうまく共存できている現在の環境をこわすことなく、防災や医療・福祉の為に有効活用されることを希望する。土壌調査で有害物質が確認されたとのことなので、情報を広く公開し、市民が納得する形で除去した上で再考を願う。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>



表 7.3-1(23) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想は絶対反対。</p> <p>自然を生した公園、文化、スポーツ、防災、医療、福祉等の施設の設置を希望する。市民生活を脅かす環境悪化は絶対に許さない。税金は市民のために、特に子供、老人のために使ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>テーマパークは、環境保全の視点から納得ができない。海軍道路沿いに広がる大きな公園、そのままあまり手を加えず、若干整備すれば、自然公園ができそうだ。自然環境は緑の空間、広場の整備、水路水場を作れば憩の広場になる。防災上の視点からも、日常的に使えるスポーツ施設を備えた建物を設置すると、緊急時に対応できる。</p> <p>テーマパークでは、その設備を作るまでの過程での環境破壊、出来たあとの利用行程で、何ができるのか。仮に多くの客が来た場合、環境を守れるのかどうか非常に疑問だ。</p>	
<p>今必要なものはテーマパークのようなものではなく、子供達が自然とふれあい、その中で環境の保存の大切さや生命の尊さを感じることでできるような場所にすべきと思う。自然を人工でも復活させなければならないと思う。</p>	
<p>テーマパーク等の誘致には反対ということと、市の方針「首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置付け、平常時には多く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指す」これを推進するという意見を出した。</p> <p>広大で自然が残る形を活かし、「里山ガーデン」のような四季折々の植物が楽しめる公園にしてもらいたい。また、災害時には広域防災拠点としての避難場所または施設を含む公園が望ましく、市民が家族づれで楽しめる公園を希望するという意見も加えた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>広大な土地、自然豊かなところをわざわざ人工的なものを作る必要はないと思う。もっと地元の人が活用できて活性化するもの考えるべきであり、広い土地＝テーマパークは、安易すぎる。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(24) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>ゾーンごとのテーマをつくり、みんなが利用できる場所にして欲しい。大型のテーマパークは不要だ。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. みんなが憩える公園ゾーン</li> <li>2. 医療・介護関係のゾーン</li> <li>3. 文化関係施設ゾーン</li> <li>4. ショッピング関係ゾーン</li> </ol>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>テーマパークをつくる計画に反対する。</p> <p>現在残っている自然を生かし、防災・文化スポーツ、医療・福祉施設を作ることのほうが、よっぽど市民のためになる。SDGs の方向に合っているのがこのやり方だ。</p> <p>IR カジノ、テーマパーク、共に発想が古すぎる。コロナ後を考えたらどちらもありえない。</p>	
<p>企業の利益を追求する為にしようとしてほしくはない。林や森の緑が失われていく中、市民、区民のために活用してほしい場所だ。</p>	
<p>テーマパークではなく、多くの市民が利用できる大きな公園などを作ってほしい。</p>	
<p>テーマパークは、世界的に利用が減っているので、この事業は失敗する可能性がある。公園事業や、教育施設に使ってほしい。</p>	
<p>自然、緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療、福祉施設の設置をするべきだ。特に今回の広い感染症問題では、隔離施設をつくる広場を確保するべきだ。</p> <p>テーマパークは、子供の減少傾向を考えてほしい。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>	

表 7.3-1(25) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパークを作るのであれば住民税を下げてほしい。学校や公園などの市民のための施設を充実させてほしい。代々木公園や等々力溪谷のような、市民が無料でくつろげる所にしてもらえると良い。横浜市に失われつつある自然環境の保全に役立つと思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>テーマパークとか物流ゾーン等の事業主体ではなく、隣接の農地や森林公園などと合体した広域な里山緑地公園や近年多発している災害対応の拠点（退避スペースや施設）などにすべきだ。あくまでも市民が後世まで気軽に有益に利用できる跡地利用であるべきだ。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>
<p>自然環境を生かした公園や、広域災害の避難場所、大きな病院、福祉施設、文化施設をつくってほしい。</p>	
<p>テーマパーク構想は、自然環境を壊す事になり、反対です。自然環境を活かした公園や大規模災害に対応できる様な広域避難場所として整備してほしい。</p>	
<p>上瀬谷通信施設の土地利用計画では、これまでは災害時避難場所や自然を残すことを考えていたのではないかと。今回急に「テーマパーク構想」が出てきたのは驚きだ。</p>	
<p>テーマパークでなく横浜ならではの緑の公園が望ましい。断固反対。</p>	
<p>多くの市民が期待していた跡地利用でしたが「テーマパーク事業」が全体面積の半分以上を占めている。私たち市民は、自然・緑地を生かした公園や農業を中心に、防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置を求めている。</p>	
<p>テーマパークが横浜の財政を潤すとは考えられない。採算が取れなければ新たな市民の負担になるのではないかと思います。災害時の避難場所などにしてほしい。</p>	
<p>上瀬谷にテーマパークは必要としない。区民や周辺住民が安心して暮らせる土地活用を望む。広い土地はそのまま公園にしてもよいと思う。</p>	
<p>当初、市民との話し合いで計画されていた自然・緑地・公園・農業・防災・スポーツ・医療・福祉等に戻して市民の願う土地利用にしてほしい。</p>	
<p>テーマパーク・物流ゾーン計画に反対する。年間1500万人、1日3万人を呼び込む計画は自然環境を壊すものだ。市民が願っているのは、いまの環境を生かした防災や文化・スポーツ施設、区民や市民が憩える公園や瀬谷区で遅れている医療・福祉施設の充実だ。                  コロナウイルス感染症拡大の中いつ収束するか見通しが無いなかで、その対策のために税金を使うべきだ。                  (次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(26) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(前ページからの続き)</p> <p>テーマパークで年間 1500 万人も呼び込んで騒騒しい町になるのはごめんだ。横浜は観光の町(市)ではなく、横浜市民の住む町だ。市民でパブリックパークをつくってほしい。アスレチックもよし老人がゆったりと憩えるカフェもよし車椅子で移動出来る道など、いろいろ考えると楽しくなる。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>
<p>大型テーマパークには反対だ。 今の広場のままで年に何回か草取り費用を予算の中に入れた方がよほどいいのでは。今回のコロナでも区民は3密がさけられるのでよく散歩していた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。 また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。 せっかく返還された豊かな自然環境を生かし市民のための公園や福祉施設をつくってほしい。</p>	
<p>跡地利用の基本計画はテーマパーク事業が全体面積の半分以上を占め、多くの市民が期待している自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化・スポーツ、医療、福祉施設の設置等は無視されている。市民意見募集でも 702 通も要望が寄せられているため、市民の意見に沿った基本計画にするべきだ。 コロナ禍の中でテーマパークは、これまでと同じような収益は見込めないのではないか。 テーマパーク事業には事業責任の所在や横浜市の財政負担など不明な部分が多くあり、1,500 万人という集客にも疑問が残る。もともと市民要望はないため、テーマパーク事業は見直してほしい。</p>	
<p>自然豊かな跡地を「テーマパーク事業」を計画するという住民無視、税金のむだ使いになるような事は中止すべきだ。 本来は、公園、農業を中心にし、将来の環境に役にたつ事業を考えるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。 また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>

表 7.3-1(27) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>テーマパーク構想が提案されていますが、年間1,500万人の集客はとても無理だ。集客はプラスだけではないことも明らかだ。</p> <p>地域にとっては大気汚染や夜間の騒音、交通事故が心配だ。ぜひ「物流ゾーン」でなくスポーツ広場などを整備してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(28) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>もっと市民国民のための利用方法はないのか。土壤汚染対策が、先だ。 まず経済の、立直しには①減税②公共事業の推進③貿易の拡大だ。これをやらないと復活はありえない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>環境保全の見地からの視点が全く欠如していると言うより真逆のものを計画していることに先ず憤りを感じた。公園モデルとしては、市民に解放されて自由に利用できるものこそ必要だ。もし、箱物を作るとしたら横浜の歴史や平和や戦争について考える事のできるテーマ施設が必要だ。 提案の商業施設としてのテーマパークはコロナと共に生きる社会には無用の長物である。自然を作るのは難しいが残された自然を活かしたテーマ公園なら歓迎する。これに関してはボランティア参加ができるものにすれば一石二鳥である。専門家と素人と市民が意見を出し合って維持管理できるものが今特に必要だからだ。教育水田ももっと発展させれば他の学校でも参加できるはずだ。農業技術の継承にもなるし世代間交流も可能だし現にやっている小学校もある。儲け第一のテーマパークはこの跡地には似合わない。 有害物質について、最初から検討もされていないということは、有害物質が残ったままである可能性が払拭できない。 真面目に市民の豊かな生活を作るのが自治体の役割なので、それに徹して欲しい。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>テーマパークなど経済優先の活用でなく、市民の為の環境保全優先の土地活用を強く願うものだ。一部の土地に有害物質が有るようですが、その除去をきちんと行い、農業振興を基にした食料開発ゾーン、また市民が憩える公園ゾーン、文化・体育・運動施設など心身共に豊かに生活してゆける土地開発を切に望んでいる。</p>	
<p>汚染土壤を除去の上、自然公園とすべきだ。自然環境の保全を主な目的として東京の昭島にある昭和記念公園のようにして災害時の避難所となるようにすべきだ。また直ぐに用途変更が可能だ。</p>	

表 7.3-1(29) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1,500万人の観光客を集める交通システムによって、海軍道路や八王子街道は現在でも交通量は多く、更に厳しい大渋滞と排ガスによる環境破壊は、周辺地域全体に広がるものだ。</p> <p>私達は緑地を生かした自然公園やスポーツ施設と農業振興策を最重点にして欲しいと思う。テーマパーク構想の見直しを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>立川の昭和記念公園を参考にして大規模公園を造成していただきたいと思う。感染症対策に中心をすえた医療施設も大切。農業体験できるスペースもここに十分な広さを確保するのも大切だ。農業体験も環境保護を大切にすることを醸成すると思う。テーマパークは、仮に年間1500万人の来場が達成できた場合には、深刻な交通渋滞を発生させる事が心配だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>



表 7.3-1(30) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>広大な土地の自然をいかし、子供から高齢者まで幅広い世代が利用し、楽しめる場所にしてほしい。 (サイクリンコース、ウォーキング道路、アスレチック、ジャンボスベリ台、季節の花々を楽しむ)</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>上瀬谷通信施設跡地利用計画横浜市素案に見直しが必要だ。 大きな公園等に造り変え、市民から思いでの木や記念日の木等の寄付を募り、横浜市民に愛され、親しまれる公園にしてはどうか。</p>	
<p>市内に残っている広い自然環境の地域なので、昭和記念公園のような、自然環境を生かした公園にしてほしい。</p>	
<p>「市民がつどい」、「自然を生かした」公園などにすべきだ。自然環境が失われて行く時代少しでも自然を子ども達の為にも残す方向で実現してほしい。</p>	
<p>旧上瀬谷通信施設の跡地は、ぜひ舞岡公園のような自然を生かし市民が憩える場として活用されるよう切望している。</p>	
<p>出来たら横浜令和記念公園を作してほしい。</p>	
<p>植物を見せるような場所にしてほしい。 子供もお年寄りもみんなが楽しめる施設にしてほしい。</p>	
<p>防災・文化・公園を柱に、散歩、サイクリングコース、公園、農園等の整備のように横浜独自の政策をしてほしい。 「交通渋滞・環境悪化」現在でも環状4号線などの周辺道路が恒常的に混雑している。「交通渋滞・環境悪化」につながる。 市民を蔑ろにした行政ではないか。当初大手ゼネコンが大もうけし、その後は国民に負担させる構造を市民に示してほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(31) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>有害物質の比素、鉛は確実に調査し除去した上で植樹や水利施設をして自然環境を創造する。 ピクニックやハイキングをやれる公園を作ってほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>2027年に開催される「花博」を閉会後の有意義な活用を目指す点で、「花と緑の園」のゾーンこそ考えるべきだ。例えば、「桜公園」「フラワーガーデン」「花と園芸体験館」「全国の各県代表の花園」「四季の花園」など。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、計画地において、基盤整備の促進、国内外への地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。開催後の土地利用にあたっては、計画地全体でそのレガシーを継承・発展していきます。</p>
<p>テーマパーク構想は市民が決めたことではない。市民の要望が702通出ているので尊重してほしい。</p>	<p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>

表 7.3-1(32) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>大型「特別養護老人ホーム」用地としての活用を基本に、森もしくは芝生に池や清流を通すなど、全国的にも模範となるような「特養団地」として全国的に入居者募集をしてはどうかと思う。</p> <p>静かで緑豊かな瀬谷の町に相応しい開発を未来の若者、子ども達のために創造してほしい。</p> <p>①若者から高齢者まで練習したり、展示発表したり、発表（演技）したりできる文化・芸術・音楽等の多目的施設</p> <p>②世界中で評価の高い日本の漫画やアニメやイラスト画を展示したり、体験できる施設</p> <p>③江戸・明治以来の文明発祥地の神奈川の歴史を学び体験できる歴史館</p>	<p>令和2年3月に策定した土地利用基本計画は、まちづくりの方針や土地利用の考え方を示したものであり、具体的な施設については、今後、詳細を検討していきます。</p>
<p>「テーマパークを中心とした観光・賑わいゾーン」の開発に関して、具体的な提案が二つある。</p> <p>1 相沢川沿いの水田を残し、活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川が異常水位になった時の「遊水地」の役割を果たす。水路をコンクリートで覆うのではなく低地である水田を自然なシステムとして活用する。（グリーンインフラ）</li> <li>・「冬水田んぼ」で安全で安心な稲作を行う。小学校との連携や市民による会員制で取り組む。一年中水をたたえることで多くの生物が生息可能になる。特に瀬谷市民の森には猛禽類等多くの貴重な生物が生息している。この森に繋がるグリーンベルトを形成する。管理については市民の力や横浜市の「みどり税」を活用する。</li> <li>・相沢川両岸を多自然型の工法により整備し、河岸林を形成し市民の憩いの場とする。同じ瀬谷区のと泉川が良い見本になっている。また瀬谷にある「日本の原風景」・瀬谷区最後の「水田のある谷戸」・自然の遺産として、人工的に造成されていくであろう隣接する区域との対比を見せることができる。そのことによって自然を大切にしながら開発されていることを来場者には印象付けることができるであろう。</li> </ul> <p>2 すべてのゾーンで地下水が涵養できるように用地の表面を雨水透水し易いように造成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発対象地域は、瀬谷区で最も標高の高い場所になっている。2002年の瀬谷区防災マップに表された「災害用井戸」の分布からも、この地域から瀬谷区南部のと泉川中流に向かって地下水の水道が形成されていることが読み取れる。宮沢地区のと泉川には毎分100リットルを超える湧水が出ているところが数か所ある。開発によって地表が覆われることによって地下水が減少する恐れが大きい。下水道が完備されている現在、支流からの水の供給がないと泉川の水の殆どが瀬谷市民の森からの湧水であり、降雨に頼る不安定な流量となっている。川の安定した水量を確保するためにも雨水浸透を考慮した開発が必要であると考えます。</li> </ul>	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-1(33) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>国際園芸博覧会（花博）を横浜へ招致する際「グリーンインフラ」を世界にアピールしていますが、博覧会の為の「新交通システム」建設→レガシーの一部として「新交通システム」が残るため「土地利用計画」を立てる。実際の目的は花博ではなく「開発」「集客」が主な目的の「土地利用計画」であるように思う。その後の環境負荷が大きすぎる。</p> <p>また、「1,500万人のテーマパーク」「物流ゾーン」が重なると瀬谷付近はトラック・車だらけになる。これが世界へアピールする「グリーンインフラ」なのか。</p> <p>「花博」を行う結果、海軍道路のサクラ伐採も世界へアピールしているのか。</p>	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>
<p>今後計画されている開発行為によって近隣地域に対する気温変動の評価方法が織り込まれていないようなので追加で評価をしてほしい。</p> <p>相沢近辺は他区に比べて気温が低い傾向にある。自動車では他区から瀬谷方面へ戻ってくる時観察していると、どの季節でも海軍道路と野境道路を通り抜ける時点で車載の外気温計が1℃から4℃下がっている。</p> <p>今後開発で道路新設、鉄道及び駅開通、賑わいゾーンの開発によって、最終的に現在緑で覆われている地表の半分程が舗装される計画となっているようだが、地表の蓄熱性が高くなり、地域の住環境の悪化を懸念している。</p>	<p>気温変動については、主務省令<sup>※1</sup>の参考項目や横浜市の技術指針<sup>※2</sup>の別表2に規定される環境影響評価項目になっていないため選定していませんが、地区全体でグリーンインフラの導入や、緑の確保などによるヒートアイランド効果の低減に向けたまちづくりを進めていきます。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p> <p>※1：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月建設省令第13号)</p> <p>※2：横浜市環境影響評価技術指針(横浜市、平成23年6月)</p>
<p>年間1,500万人を呼び込むテーマパークとなると、電車の新設だけでは事はすまないと考える。自動車(マイカー、観光バスなど)量は大量になり大渋滞・排ガスでの環境悪化は目に見えている。</p> <p>現在でも「動物園」への道路は土・日、祝日は大渋滞、空気が悪い。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>瀬谷区内の道路は狭いイメージあり、大渋滞や排ガスなどの環境悪化が予想される。</p>	
<p>環境破壊、交通の大渋滞などを考えた事があるのか。</p>	
<p>道路拡張・道路整備・排水設備などの工事が開始となった場合、駐車場が不足する。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>工事中においては、対象事業実施区域周辺における工事関係車両の路上駐車や不法駐車などがなく、指導を徹底してまいります。</p>

表 7.3-1(34) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等、交通の集中による騒音等の回避、低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。
1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる	
1,500万人来訪の場合の交通機関の影響度をアセスメントしてほしい。	
年間1,500万人の来客を見込むテーマパークを構想しているが、毎日平均で4万人、土・日曜日は10万人が来ることが前提となっているうえ、半永久的な来客数と考えている。街の道路環境、騒音、生活環境などが悪化することは、間違いない。まず、そのことを考えてみてほしい。	
<p>瀬谷地区の都市化開発に基本的に賛成だが、対象の地域の交通アクセスについては環境調査として実態の調査をするべきだと思う。</p> <p>生活環境として道路の混雑状況は調査・評価・改善するべきだ。</p> <p>実際のところ、周辺道路は交通量が多いわりに、道路の設計が貧弱であるため慢性的な渋滞状態が起きており、都市化開発したとしても成果の妨げになるかもしれないし、大型車を伴う慢性的な渋滞は自然環境にも影響が甚大と思われるため、せつかく大型開発のタイミングで道路設計を改善することを検討する上でも、生活環境、主に交通の流動性の観点での調査もすべきと思う。</p>	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。
年間1,500万人の人が来る事は1日4万人もの人が来場し、交通など大変になる。	都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。
人体に有害な鉛やヒ素が確認されたというので、有害物質は除去が必要不可欠だ。	防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。
米軍基地返還に際しては、米軍がつくった建造物は米軍の責任で撤去することはもちろんのこと、土壌が汚染されている状態ではなく、鉛やヒ素の有害物を完全に除去し、問題ない土壌に責任を持って戻してもらいたい。	予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。
8月1日の瀬谷の説明会で、土壌汚染についての説明がなかった。	事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。
土壌汚染は、この辺りだけの問題ではなく、相沢川の上流域であることから下流域の汚染及び生態系への影響を考えた時、除染が必要になる。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。
防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認されたそうなので、有害物質は早く完全に除去してほしい。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。
人体に有害な鉛やヒ素はまず撤去するのが当然。確認された鉛やヒ素の有害物質は封印でなく、完全に除去するのが前提だ。	事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。

表 7.3-1 (35) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
有害物質は完全に除去してほしい。	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
地下の汚染土壌は徹底的に除去してほしい。	
汚染土壌を除去すべきだ。	
確認された鉛やヒ素の有害物は封印では問題だ。完全に除去すべきだ。	
汚染土壌については、徹底的に除去する必要がある。	
防衛省の調査では有害な鉛やヒ素などが検出されたと聞いている。有害物質は必ず除去してほしい。	
この土地には有害物質が確認されているとの事なので、開発する前に完全に除去をしてほしい。	
防衛省の調査で確認された有害物質の鉛やヒ素は、必ず除去すべきだ。いつか事故につながる事にもなる。	
<p>基地跡地利用は、大テーマパークの構想の由。基地の跡地は汚染されているのは常識でも考えられる事だ。防衛省の調査でも、鉛、ヒ素が確認されている由。土壌は、汚染を除去し、返還してほしい。</p> <p>1,500万人の人を呼び込む事も道義上許せない事だ。</p>	
汚染除去は必ず実施が前提だ。	
防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認された。いつかは有害物質による事故につながるものであり、完全に除去すべきだ。	
<p>まずは、有害物質を取り除くことが先決だ。</p> <p>防衛省の土壌汚染が発表されているのに、この処理について横浜市の方針が示されていない。国の責任で処理することは当然ですが、土地区画整理事業推進の最初に取り組むことだと思う。</p>	
防衛省が実施した土壌調査結果は①鉛及びその化合物②ひ素及びその化合物③フッ素及びその化合物とともに、基準値より検出値は高い含有量を示している。まずこのことを解決する必要がある。「表土土壌をはぎ取って処理することを国に実施させること」が跡地計画を進める前提として必要だ。	
<p>米軍が地下で何をし、何を作り、何をうめていたか分からない。</p> <p>上瀬谷跡地は土壌汚染されている事は認めているのに防衛省や国と相談で決めるは無責任ではないか。</p> <p>汚染されている土地を100%安全と言えるまで除去処理をしてほしい。</p>	
土壌汚染の問題が今回の環境アセスの項目に無く、防衛施設庁が土壌汚染除去をすべきではあるが、横浜市の態度として無責任すぎる。土壌汚染の防衛施設庁が対策を講じた後の結果の再調査を横浜市は責任を持ってすべき。	
汚染土壌問題は、市民に明らかにして、調査すべきである。有害物質は完全に除去することが市長の役目である。	

表 7.3-1(36) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>防衛省が旧上瀬谷通信基地跡地の国有地の土壤汚染結果を発表しましたが環境影響評価説明会では、市民からの質問に横浜市担当者は汚染されている結果は認めながらも防衛省や国と相談して対応を決めるという無責任な回答だ。汚染された土壤を取り除いて将来にわたって安心して利用できるような処理対応を国にさせるべきだ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>
<p>PCB、油、その他の化学物質の有無を確認してほしい。(もちろんその後の処置を含む)</p>	<p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続きを行い、工事に入っていきます。</p> <p>また、土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>



表 7.3-1 (37) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>防衛庁の調査では、ヒ素と鉛が出ていますが、PCBとかカドミウムとか調査されているのか。未調査なら再調査すべきだ。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p>
<p>年間 1,500 万人が訪れる計画ですが、1 日平均 4 万人が来ることによる経済効果と自然に与える影響など、事前にしっかり調査していただきたいと思う。自然環境に対する影響があるなら見直すべきだ。</p>	<p>動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>2. オリジナル（環境影響評価項目） 計画実行した場合の回りへの騒音、大気汚染等をアセスメントしてほしい。</p>	<p>工事中においては、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、供用時においては、関係車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、それぞれ調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載しました。</p>
<p>カラスや野良猫、ヘビ、トカゲ、毒ヘビが多いため、調査・対策をしてほしい。</p>	<p>環境影響評価項目として動物を選定し、カラス、ムクドリ、ヘビ類、トカゲ類などを含む対象事業実施区域及びその周辺の動物相の実態を調査し、準備書に記載しました。</p>
<p>環状 4 号線は慢性的な渋滞で、沿線に生活している住民は車での移動に苦労している。工事が始まれば渋滞が増々ひどくなる。</p>	<p>土地の造成工事においては、切土量と盛土量のバランスを図り、区域外への土砂運搬関連の車両の走行台数の最小化を図ること、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして対象事業実施区域の南側には車両を進入させないこと、走行量の平準化を図り、朝夕の通勤時間帯と走行量のピークが重ならないようにすること、安全運転の指導徹底等により工事中の渋滞を防ぐ取り組みを検討し、その結果を準備書に記載しました。</p>
<p>旧上瀬谷通信施設は、返還前は生物調査が出来ておらず、瀬谷環境ネットが 2008 年から毎月施設内の田んぼの生物調査を続けてきた。動物や植物の選定基準となった文献や資料は古く、瀬谷環境ネットの調査にない生き物も確認されているため、更に調査が必要である。</p>	<p>方法書には「計画段階環境配慮書」の手続きにて実施した既存文献による調査に基づく簡易的な予測評価結果を示していますが、次の環境影響評価手続きのステップとなる準備書において、事業者が現地調査を行った結果に基づく、より詳細な調査並びに予測及び評価の結果を記載しました。</p>

表 7.3-1 (38) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>3.その他 上瀬谷ラインは、学校をつぶして、わずか2kmあまりの距離を多額の税金投入をして、整備するもので、前提計画が将来性が見い出せなくなった今、一度立ち止まり、リスクや見通しなど再検討が必要と考える。</p>	<p>頂いたご意見については、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の環境影響評価手続の中で、都市計画決定権者の見解を参考で示しています。</p>
<p>新交通システムも地元の人には何の利点もない計画です。地盤沈下の心配もあり、無意味な計画ではないか。</p>	
<p>赤字必死の新交通システムは、只ちに撤退すること。</p>	
<p>鉄道は失敗する。2kmのために数100億円使うのは反対。</p>	
<p>地下鉄に税金を使うなんて、とんでもない。</p>	
<p>新交通システムの地下鉄計画だが、出発駅のため、瀬谷中の移転は反対。また、中間には駅がない計画では周辺住民にとって何も還元なしであって、バスでも良いから住民が使える交通システムの方が良いのではないかと思う。</p>	
<p>新交通システムは瀬谷駅から上瀬谷駅まで(途中駅はなく)というのは説明にあるよう跡地計画=テーマパーク構想のためにつくられるものである。地元には何の恩恵もない。しかし、工事による交通渋滞や環境破壊などの不安が大きく、区民に丁寧な説明とともに、区民に役立つ新交通システムが求められている。</p>	
<p>新交通についても地元では、工事のための深刻な道路渋滞、大気汚染騒音などの心配の声が多く上がっている。環境への影響は多大なものがある。</p>	
<p>海軍道路に公共交通機関が通るのを楽しみにしていた。それがモノレールは通るが途中には止まらないというのは市民をバカにしている。</p>	
<p>新交通には中間駅がなく花博とテーマパークのためのものになっている。環境影響評価説明会では会場から騒音や交通渋滞、大気汚染などの心配の声が出ていた。基地周辺住民が新交通の弊害をうけるのは本末転倒である。基地周辺の住民は交通に不便を感じているので、その暮らしがよくなるような新交通にするべきだ。</p>	

表 7.3-2(1) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、  
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解 (参考)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画 観光施設を建設するよりも広大な公園等自然に溢れる場所の方がこの地区には合う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>
<p>国際園芸博覧会で「世界の瀬谷」として内外に知ってもらい、次のテーマパークで長く利用してもらい、横浜市の財源に有利になるように。横浜市政が問われるところである。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の土地利用については、令和2年3月に公表した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいて、検討を進めています。</p> <p>この土地利用基本計画では、まちづくりのテーマを「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新しいまちづくりを進めるため、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンの4つのゾーンを配置することとしています。</p> <p>そして、これらのゾーンが連携することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れるまちを実現することとしています。</p>
<p>テーマパークですが、計画の1,500万人は全く無謀では無いでしょうか。テーマパークは海などの近くで他にも魅力がある場所だから成り立つものである。あの場所には何も無い。自然が一番である。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

表 7.3-2(2) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、  
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解 (参考)

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>ニューノーマル社会において、年間 1,500 万人入場の巨大テーマパーク構想自体すでに成り立たない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>
<p>国際園芸博覧会もその後に誘致しようとするテーマパークも地域にとっては大気汚染、交通渋滞、安心の住環境を壊すものでやめるべきである。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>
<p>2. 環境影響評価</p> <p>この基地が返還され、瀬谷、横浜市のために又日本国のためにいろいろ計画されること、開発することによって収益につながることは大賛成。</p> <p>しかし、生活道路としている環状 4 号線は、毎日道路が渋滞し、大型車両がスピードを上げながら沢山走る。その両側の歩道は狭く劣悪なもの。歩行者がすれ違えない、車イスの人がデコボコの道や急な傾斜の歩道面で転倒しそうになることも常時。狭い脇道から車道に出る時は樹木が影になって交通事故もよく起きる。救急車・消防車・パトカー等は日常茶飯事。この状態を十分に調査して改善策を作ってほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>

## 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

### 8.1 環境影響評価項目の選定

対象事業実施区域に係る環境影響評価項目の選定にあたり、「第2章 対象事業の目的及び内容」を踏まえて環境影響要因を抽出した結果は、表 8.1-1 のとおりです。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される範囲内を扱うものでありますが、前掲表 2.3-1 (P.2-5) に示した「土地利用計画の基本方針」より、将来的には年間 1,500 万人が訪れることを見込んでいることから、将来の対象事業実施区域への来客者等による「関係車両の走行」についても抽出しました。

環境影響評価項目については、配慮書での検討結果を踏まえ、「都市計画主務省令<sup>※1</sup>第8条の規定により読み替えて適用される改正主務省令<sup>※2</sup>第21条第1項」に基づき、都市計画対象事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。

また、選定にあたっては、「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成 23 年 6 月)(以下、「市条例指針」といいます。)に示された評価項目も踏まえることとしました。なお、「神奈川県環境影響評価技術指針」(平成 10 年 2 月 6 日環審第 73 号)についても、参考としました。

環境影響評価項目の選定結果は表 8.1-2 に示すとおりであり、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「底質」、「地下水」、「その他の水環境に係る環境要素(湧水の流量及び河川の形態、流量)」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「地域社会」及び「文化財等」を選定しました。

環境影響評価項目として選定した理由は表 8.1-3 に、選定しなかった理由は表 8.1-4 に、それぞれ示すとおりです。

---

※1) 都市計画主務省令：土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 22 号、令和元年 6 月 28 日改正)

※2) 改正主務省令：土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月建設省令第 13 号、平成 25 年 4 月 1 日改正)

表 8.1-1 環境影響要因の抽出

影響要因の区分		抽出の理由
工事の実施	雨水の排水	・工事の実施に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の河川へ雨水の排水を行います。
	造成工事の実施	・造成工事の実施に伴い、地表（河道を含む。）を改変します。
	建設機械の稼働	・工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事の実施に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両が、周辺道路を運行します。
土地又は 工作物の存在 及び供用 <sup>※</sup>	敷地の存在 （土地の改変）	・対象事業実施区域の造成や舗装等による地表面の被覆により、土地が改変されます。
	構造物の存在	・都市計画対象事業に係る公共施設による構造物を整備します。
	関係車両の走行	・対象事業実施区域内の従業員や来客者などの車両が、周辺道路を走行します。

※：観光・賑わい地区や物流地区に建設される上物については、その施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、市条例に基づく環境影響評価が実施される予定です。

表 8.1-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 <sup>※2</sup>			◎	◎			◎	
			浮遊粒子状物質 <sup>※2</sup>			◎	◎			◎	
			粉じん等			○	○				
		騒音	騒音			○	○			◎	
		振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○							
			水の汚れ <sup>※2</sup>	◎							
		底質 <sup>※1</sup>	公共用水域の底質			◎					
		地下水 <sup>※1</sup>	地下水の水質					◎			
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 <sup>※2</sup>			◎			◎		
	河川の形態、流量 <sup>※2</sup>							◎			
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						×		
地盤 <sup>※1</sup>		地盤の安定性(土地の安定性)						◎			
土壌 <sup>※1</sup>		土壌汚染			◎						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地			◎			○			
	植物	重要な種及び群落			◎			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系			◎			○			

注：1. ○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素（以下、「参考項目」といいます。）の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（以下、「基本的事項」といいます。）の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目



表 8.1-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス※ <sup>1</sup>	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会※ <sup>2</sup>	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等※ <sup>2</sup>	文化財等		◎					

注：1. ○：参考項目の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目（表 8.1-2(2)には該当なし。）

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、基本的事項の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 8.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	粉じん等	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	騒音	騒音	建設機械の稼働
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
関係車両の走行			供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
振動	振動	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
振動	振動	関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両等の走行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
水質 (地下水の水質を除く。)	水の濁り	雨水の排水	本事業の工事中において、公共用水域に雨水排水等を排出することから、評価項目として選定します。
	水の汚れ	雨水の排水	本事業の工事中において、過去の土地利用によって汚染されているおそれのある土壌と接触した雨水排水等を排出する可能性があることから、評価項目として選定します。
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
地下水	地下水の水質	敷地の存在 (土地の改変)	本事業では、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、土地の改変により地下水の水質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	造成工事の実施に伴う掘削等により、湧水の流量の変化が懸念されることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には湧水が存在し、土地の改変並びに舗装等による地表面の被覆化により、湧水の流量に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
地盤	地盤の安定性 (土地の安定性)	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在することから、土地の改変により地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあり、評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	造成工事の実施	対象事業実施区域内では、防衛省による調査により汚染土壌の存在が確認されており、造成工事等により、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。造成工事の実施により動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。本事業では、対象事業実施区域内における土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。本事業の造成工事の実施により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の造成工事の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の土地の改変により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源並びに圍繞景観が存在しています。土地の改変により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		建造物の存在	建造物の整備により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)、 建造物の存在	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、敷地の存在による縮小・消滅、建造物の存在によるその機能及び利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両の走行により、その利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(4) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	現存施設の解体工事及び造成工事の実施に伴い産業廃棄物等及び建設発生土が発生することから、評価項目として選定します。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	関係車両の走行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の工事用車両の運行に伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時に立地する施設に交通が集中するのに伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時における関係車両の走行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	造成工事の実施	対象事業実施区域に埋蔵文化財が存在しており、造成工事の実施に伴い、文化財等に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-4 環境影響評価項目として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域には、特筆すべき重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しません。 なお、湧水については、「湧水の流量」にて検討します。

注：本表の環境要素は、参考項目の中で選定しなかった項目について示します。

## 8.2 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法は、各参考項目ごとに改正主務省令別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下、「参考手法」といいます。）を参考に、事業特性、地域特性、必要に応じて専門家による意見を勘案しました。調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1～表 8.2-13 に示すとおりとしました。

### 8.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1 に示すとおりとしました。

表 8.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①気象の状況 ②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、横浜地方気象台における観測結果を用いて、現地調査を行った年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②二酸化窒素の状況及び浮遊粒子状物質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	

表 8.2-1(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】            対象事業実施区域近傍の大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局                瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】            図 8.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点(一般大気・地上気象 1)とします。</p> <p>②二酸化窒素濃度の状況及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】            大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和市役所一般環境大気測定局</li> <li>・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】            図 8.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点(一般大気・地上気象 1)とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】            入手可能な直近の 1 年、現地調査を実施した年度及びその前の 10 年間程度とします。</p> <p>【現地調査】            春季、夏季、秋季、冬季の 4 季について 1 週間の連続調査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 日間×24 時間× 4 季</li> </ul> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】            入手可能な直近の 5 年間程度とします。</p> <p>【現地調査】            「①気象の状況」の現地調査と同じ期間とします。</p>	



表 8.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 <sup>※1</sup> とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム・パフ式）を用いた数値計算結果により、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲とします。
	(9) 予測地点	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍とし、等濃度分布図の作成を行います。予測位置の高さは 1.5m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期 <sup>※2</sup> とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b></p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b></p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

※1：浮遊粒子状物質は、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、光化学反応に伴う二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げによる粉じんは対象としません。

※2：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、当該年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。</p> <p>【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法（公定法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。また、二酸化窒素については、簡易測定法（PTIO 法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】 調査地点における断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 8.2-1(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p><b>【文献その他の資料調査】</b>          対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局                     瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量        ：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p><b>【現地調査】</b>          図 8.2-1(2)に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点(一般大気・地上気象 1)とします。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p><b>【文献その他の資料調査】</b>          大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大和市役所一般環境大気測定局</li> <li>・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> </ul> <p><b>【現地調査】</b>          二酸化窒素は、図 8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 3 地点(沿道大気 1～沿道大気 3)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 6 地点(沿道大気 1～沿道大気 6)とします。なお、調査は簡易法によりますが、沿道大気 3 においては、公定法でも調査を行います。          浮遊粒子状物質は、図 8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 1 地点(沿道大気 3)とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p><b>【文献その他の資料調査】</b>          工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p><b>【現地調査】</b>          「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p><b>【現地調査】</b>          「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p>	

表 8.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①気象の状況」並びに「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」の現地調査期間中に1回行います。</p>	

表 8.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づく大気拡散式（ブルーム式・パフ式）を用いた数値計算結果に基づき、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 3 地点（沿道大気 1～沿道大気 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 6 地点（沿道大気 1～沿道大気 6）付近の断面とします。また、環状 4 号線と市道五貫目第 33 号線が交差する場所の南側にある住宅地付近（図 8.2-2 に示す道路騒振 4 付近）の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上 1.5m を基本とします。
評価の方法	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項 目	環境要素の区分	大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調 査 の 方 法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・日射量：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p>【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p>【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p>	

表 8.2-1(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	建設機械の稼働
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目	降下ばいじん量とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、建設機械の稼働による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。
	(8) 予測地域	粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。
	(10) 予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km <sup>2</sup> ・月)との整合が図られているかどうかを評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p><b>【文献その他の資料調査】</b> 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p><b>【現地調査】</b> 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p><b>【現地調査】</b> 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p><b>【文献その他の資料調査】</b> 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1)参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局                   瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局</li> <li>・ 日射量      ：中区本牧一般環境大気測定局</li> <li>・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局</li> </ul> <p><b>【現地調査】</b> 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況</p> <p><b>【現地調査】</b> 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p>	



表 8.2-1(11) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境—大気質—粉じん等
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
調査の方法	(5) 調査期間等 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。	
予測の方法	(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。	
	(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 図8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)付近の断面とします。また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近(図8.2-2に示す道路騒振4付近)の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上1.5mを基本とします。	
	(10) 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期*とします。	
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km <sup>2</sup> ・月)との整合が図られているかどうかを評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

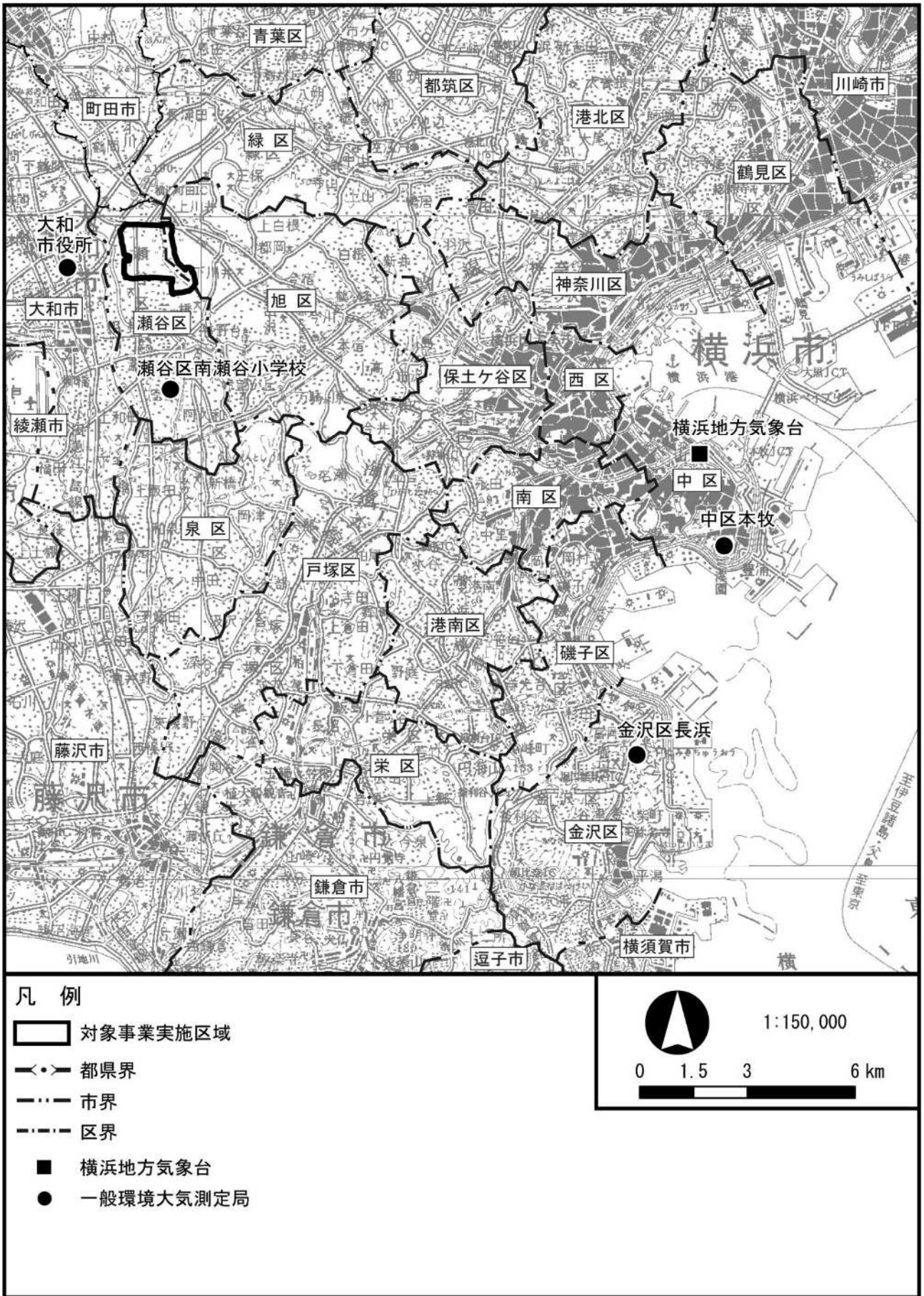


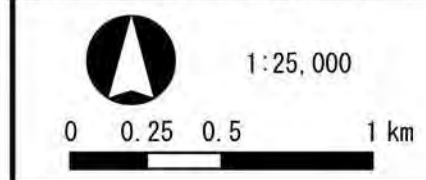
図 8.2-1(1) 大気環境の調査位置 (大気質—文献その他の資料調査地点)





凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公定法（一般大気）、地上気象
- 公定法（沿道大気）、簡易法（沿道大気）
- ▲ 簡易法（沿道大気）
- ⇄ 工事用車両の主な運行ルート
- ⇄ 関係車両の主な走行ルート



注：公定法：「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定められた方法  
 簡易法：窒素酸化物の簡易測定法である PT10 法

図 8.2-1 (2) 大気環境の調査位置（大気質一現地調査地点）

## 8.2.2 騒音及び振動

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-2(1)～(5)に、振動にかかる調査及び評価の手法は、表 8.2-2(6)～(10)に示すとおりとしました。

表 8.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
項目	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況（一般環境騒音） ②地表面の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①騒音の状況 【現地調査】 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域内の敷地境界付近及びその周辺の 3 地点（環境騒音 1～環境騒音 3）とします。測定高さは地上 1.2m とします。 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等	①騒音の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」の現地調査と同時期に実施します。

表 8.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図（騒音レベルのコンター図）を作成します。予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b></p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b></p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示 1 号）」に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「道路環境影響評価の技術手法（平成 26 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 27 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、周辺の建物等の状況を調査します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

表 8.2-2(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(4) 調査地点	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。測定高さは地上 1.2m とします。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p>

表 8.2-2(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2018)」により、等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）付近の断面とし、予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量（大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量）が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



表 8.2-2(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
目	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①振動の状況</p> <p>②地盤の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>後述の地盤の安定性にて調査を行うボーリング調査結果によります。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-2 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（環境騒振 1～環境騒振 3）とします。</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-5 「土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）」（P.8-50）に示す 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①振動の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。</p> <p>・平日及び休日×各 1 回×24 時間</p> <p>②地盤の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>必要に応じて設定します。</p> <p>【現地調査】</p> <p>ボーリングによる地質調査は 1 回とします。</p>	

表 8.2-2(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目 建設機械の稼働に伴う振動とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)に基づき、振動レベルを予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図(振動レベルのコンター図)を作成します。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う振動が最大となる時期*とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b> 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b> 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019 年 3 月)に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8. 2-2(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①振動の状況 ②地盤の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①振動の状況 【現地調査】 図 8. 2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。 ②地盤の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ④道路構造の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。

表 8.2-2(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①振動の状況 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>②地盤の状況 【現地調査】 大型車の単独走行10台について地盤卓越振動数の調査を行います。</p> <p>③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況 「①振動の状況」の調査中に実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通振動とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、時間率振動レベル(L<sub>10</sub>)を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点 図8.2-2に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の4地点(道路騒振1～道路騒振4)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(道路騒振1～道路騒振7)付近の断面とします。</p>	
<p>(10) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。</p>		

※：都市計画対象事業の予測時期(工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>          調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b>          「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」に基づく「道路交通振動の要請限度（昭和 51 年総理府令第 10 号）」及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	

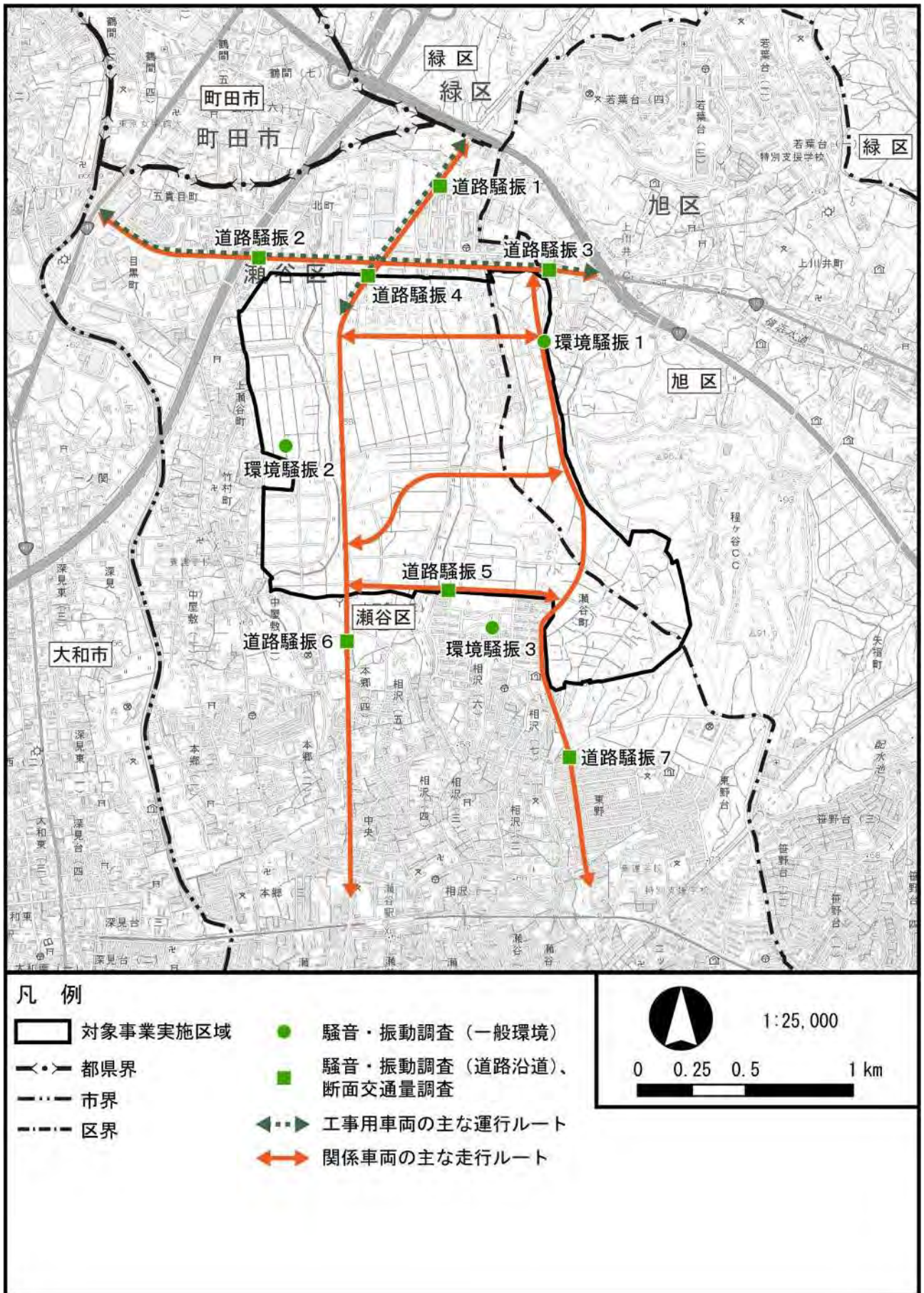


図 8.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）



### 8.2.3 水質及び底質

水質及び底質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-3 に示すとおりとしました。

表 8.2-3(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水質の状況</p> <p>②地形、地質（土質）の状況</p> <p>③降水量の状況</p> <p>④利水の状況</p> <p>⑤流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数、SS（浮遊物質）及び DO（溶存酸素量））、並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に掲げる 27 項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験（試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する。）を行い、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>④利水の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>⑤流れの状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域とします。</p>	

表 8. 2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。  <b>【現地調査】</b>            図 8. 2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水質 1～水質 6)とします。</p> <p>②地形・地質（土質）の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とします。  <b>【現地調査】</b>            図 8. 2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(土質 1～土質 5)とします。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p> <p>④利水の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>⑤流れの状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            対象事業実施区域及びその周辺とします。  <b>【現地調査】</b>            「①水質の状況」と同じ地点とします。地表面の状況の調査はその周辺とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。  <b>【現地調査】</b>            生活環境項目については、渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。            ・平常時 2 回（渇水期、豊水期）            SS については、上記生活環境項目の調査とは別に、降雨時の調査を 2 回実施します。            ・降雨時 2 回            健康項目及びダイオキシン類については、平常時の調査を 1 回実施します。            ・平常時 1 回</p> <p>②地形・地質（土質）の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。  <b>【現地調査】</b>            土壌の採取は 1 回行います。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>④利水の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。</p> <p>⑤流れの状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>            入手可能な最新の資料によるものとします。  <b>【現地調査】</b>            「①水質の状況」の現地調査と同じ時期とします。</p>	



表 8.2-3(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
予測の方法	(6) 予測項目 水の濁り（浮遊物質）及び水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 浮遊物質については完全混合式によります。 他の生活環境項目については、想定される工事排水量と環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。 健康項目及びダイオキシン類については、土壌汚染及び地下水の水質の現地調査結果並びに本事業で計画する環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。	
	(8) 予測地域 工事中の雨水を排水する公共用水域とします。	
	(9) 予測地点 仮設調整池の出口及び図 8.2-3 に示す水質調査地点のうち、仮設調整池の下流側に位置する、水質 2、水質 4、水質 5 及び水質 6 の 4 地点とします。	
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期*とします。	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b> 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、雨水の排水による水の濁り及び水の汚れに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b> 「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定された基準並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

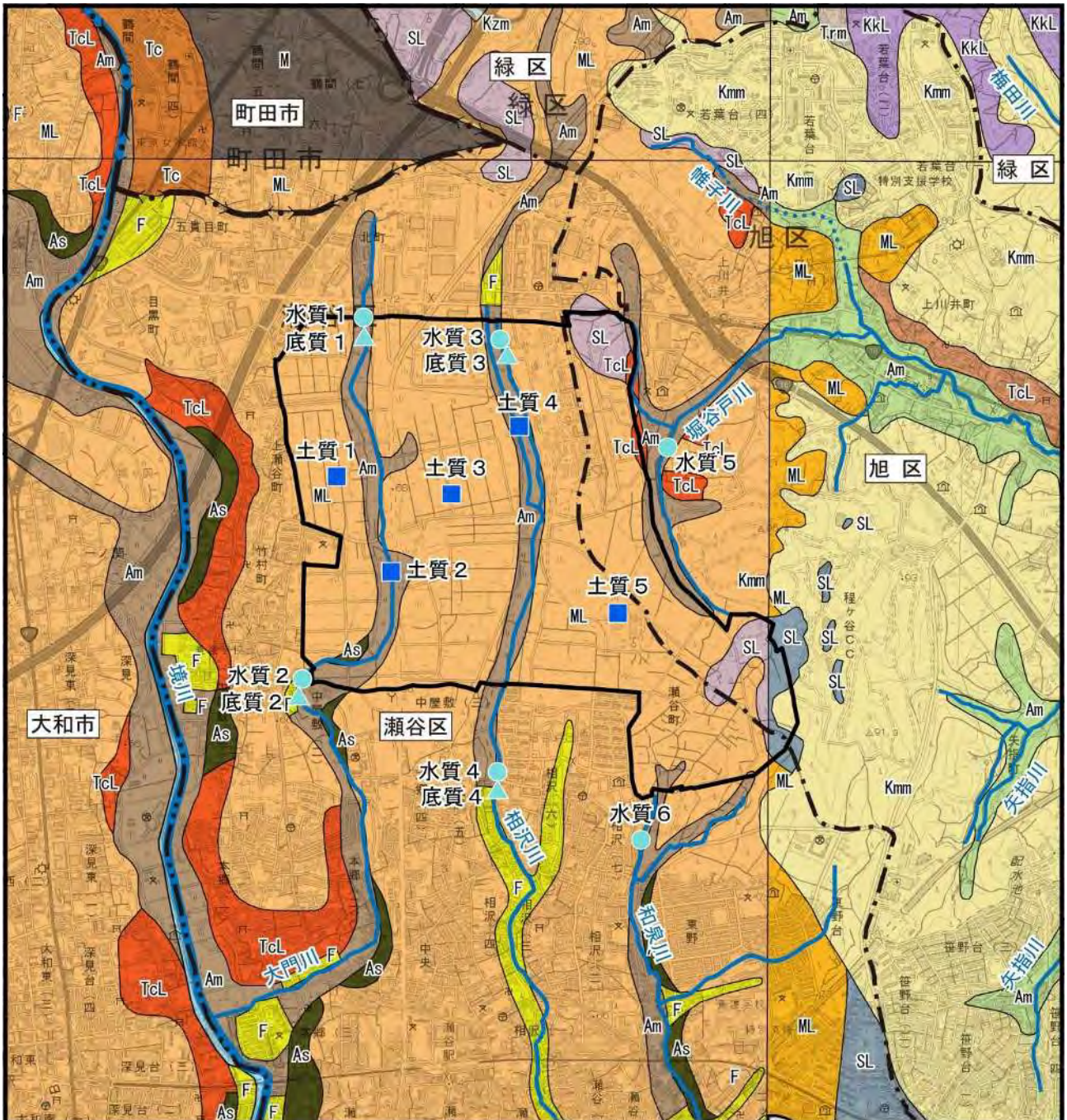
表 8.2-3(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>③流れの状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「底質調査方法」（環境省 水・大気環境局 平成 24 年 8 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表に掲げる項目のうち、農用地に係る項目を除く 28 項目測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点（底質 1～底質 4）とします。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同じ地点とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①水底の底質の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>底質の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。</p> <p>②地形・地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>必要に応じて設定します。</p> <p>③流れの状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①水底の底質の状況」と同時期とします。</p>	

表 8.2-3(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

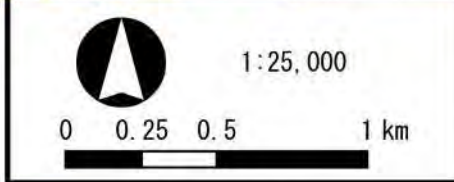
項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
予測の方法	(6) 予測項目	土壌汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）とします。
	(7) 予測の基本的な手法	造成工事の実施の内容（河川改修が行われる場合は、その内容も含まれます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによります。
	(8) 予測地域	対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点(底質 1～底質 4)とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b></p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による水底の底質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b></p> <p>「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>





凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 水質調査 (河川)
- ▲ 底質調査 (河川)
- 土質調査



- |   |  |  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #d2b48c; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む)</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む)</li> <li><span style="background-color: #e91e63; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> TcL 立川ローム層</li> <li><span style="background-color: #e67e22; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物</li> <li><span style="background-color: #e91e63; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> TcL 立川ローム層・立川礫層</li> <li><span style="background-color: #d2b48c; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> ML 武蔵野ローム層</li> <li><span style="background-color: #7f7f7f; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #d2b48c; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> SL 相模層群・下末吉ローム層</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Kzm 上総層群</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Trm 上総層群・鶴川層</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Kmm 上総層群・上星川層</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> Am 低湿地堆積物</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> F 埋土</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> F 盛土</li> <li><span style="background-color: #c8e6c9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 水部分</li> <li><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> なし</li> </ul> |
|---|--|--|

図 8.2-3 水環境の調査位置 (水質及び底質)

## 8.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素

地下水の水質、その他の水環境に係る環境要素に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-4 に示すとおりとしました。

表 8.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－地下水－地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下水の水質の状況</li> <li>②地形、地質及び帯水層の状況</li> <li>③降水量の状況</li> </ul>
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>防衛省における土壌汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</li> </ul> </li> <li>②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</li> <li>【現地調査】</li> <li>ボーリング調査により、地質等を確認します。</li> </ul> </li> <li>③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理により把握します。</li> </ul> </li> </ul>
	(3) 調査地域	地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺とします。</li> </ul> </li> <li>②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺とします。</li> <li>【現地調査】</li> <li>図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</li> </ul> </li> <li>③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>【文献その他の資料調査】</li> <li>横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</li> </ul> </li> </ul>



表 8.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—地下水—地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(5) 調査期間等	<p>①地下水の水質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料によります。  <b>【現地調査】</b>                      地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施するとともに、帯水層の状況については、1年間の観測を行うことによります。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な直近の1年間とします。</p>
予測の方法	(6) 予測項目	<p>敷地の存在（土地の改変）による予測項目として、造成工事も含めた土地の改変及び施設の存在・土地利用の変化に伴う地下水の水質とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法                      土地の改変による影響については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。                      土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。</p> <p>(8) 予測地域                      調査地域のうち、土壤汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点                      図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の7地点(地質1～地質7)とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等                      土地の改変による影響の予測については、改変量が最大となる時期として敷地の存在時としました。                      土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。</p>
評価の方法	(11) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>                      調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p><b>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</b>                      「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壤汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

表 8.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①湧水の状況</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①湧水の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により湧水の分布を把握します。</p> <p>【現地調査】 分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査等により、地質等を確認します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①湧水の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点（湧水 1～湧水 5）とします。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-4 に示す地質調査地点 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p>	

表 8.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質及び帯水層の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間及び平年値とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。 敷地の存在時については、調査で把握した湧水の状況と事業計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測地点 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の5地点(湧水1～湧水5)とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 予測対象時期等 造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	



表 8.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>③降水量の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 必要に応じて現地踏査を行います。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な資料の収集・整理により把握します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水質 1～水質 6）とします。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p>	

表 8.2-4(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－その他の水環境に係る環境要素－河川の形態、流量
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①河川の形態及び流量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料によります。  <b>【現地調査】</b>                      渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。また、降雨時の調査を2回実施します。                      ・平常時2回（渇水期、豊水期）                      ・降雨時2回</p> <p>②地形、地質の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。  <b>【現地調査】</b>                      必要に応じて設定します。</p> <p>③降水量の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な直近の1年間、平年値等とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目                      敷地の存在時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法                      敷地の存在時については、調査で把握した河川の形態、流量の状況と事業計画を重ね合わせ、河川の形態、流量の状況への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域                      調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点                      図8.2-4に示す対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域（河川）の6地点（水質1～水質6）とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等                      敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法  <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>                      調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

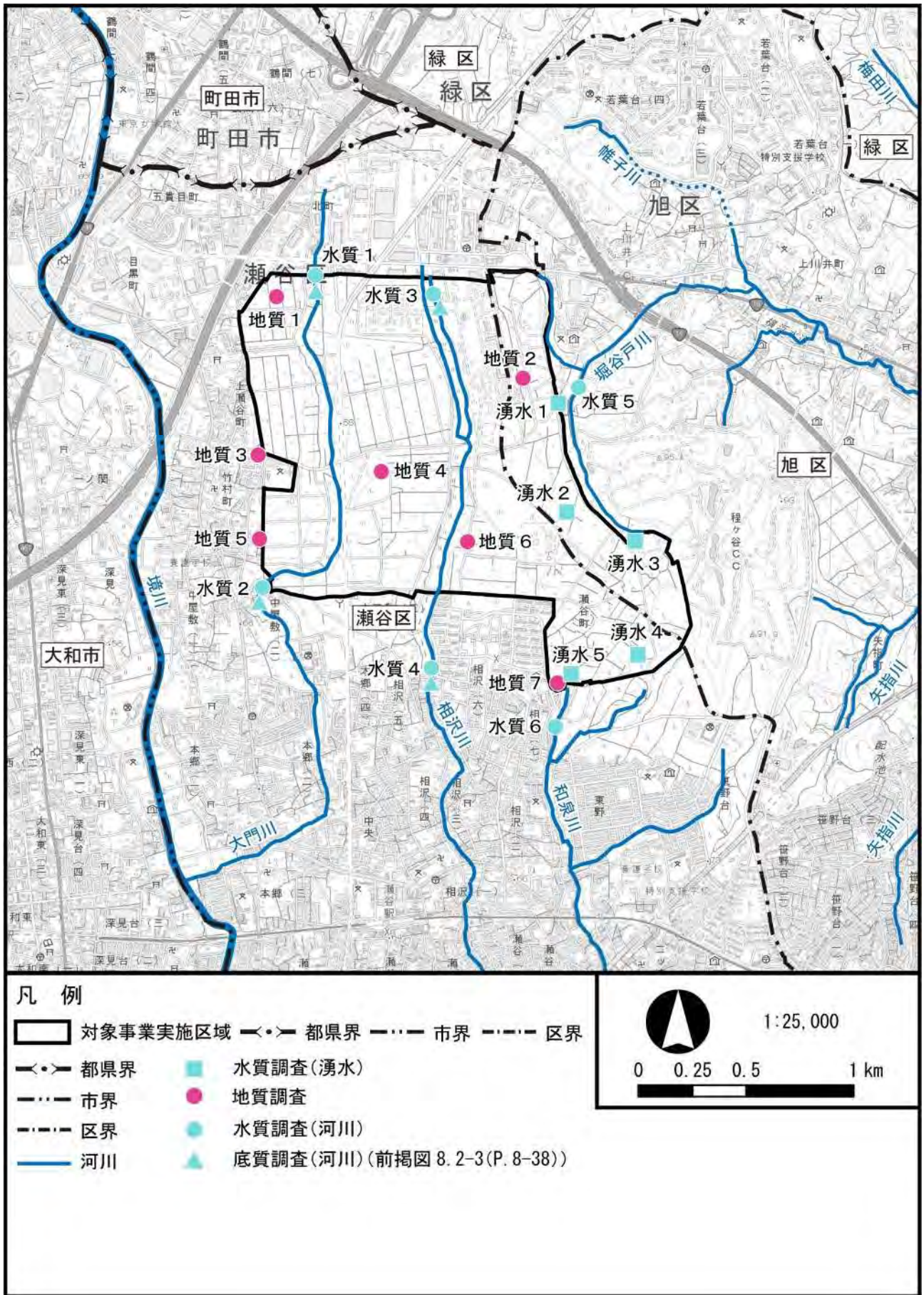


図 8.2-4 水環境の調査位置 (地下水及びその他の水環境に係る環境要素)

## 8.2.5 地盤及び土壌

地盤及び土壌に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-5 に示すとおりとしました。

表 8.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境—地盤—地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①過去の災害等の状況 ②地盤の安定性の状況 ③規制等の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認します。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月 法律第 191 号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 法律第 57 号）について整理します。
	(3) 調査地域	地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-5 に示す土砂災害警戒区域（区域名：上川井町 6-6）付近とします。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。

表 8.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－地盤－地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①過去の災害等の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      有史以来の状況について調査します。</p> <p>②地盤の安定性の状況  <b>【文献その他の資料調査】</b>                      入手可能な最新の資料とします。  <b>【現地調査】</b>                      地盤の安定性の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③規制等の状況                      入手可能な最新の資料とします。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目                      土地の改変に伴う地盤の安定性とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法                      地盤の安定性の状況と事業計画を踏まえ、地盤の安定性への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域                      調査地域のうち、地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
評価の方法	<p>(9) 予測対象時期等                      対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
	<p>(10) 評価の手法  <b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b>                      調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

表 8. 2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項	環境要素の区分	土壤に係る環境その他の環境－土壤－土壤汚染
目	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①地歴の状況</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>③地形、地質の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 防衛省における土壤汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>過去の土地利用履歴を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①地歴の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8. 2-5 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>	



表 8.2-5(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	土壌に係る環境その他の環境－地盤－土壌汚染
	影響要因の区分	造成工事の実施
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②土壌汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>③地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 造成工事の実施に伴う土壌汚染とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 土壌汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壌汚染の影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市2019年3月)に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	



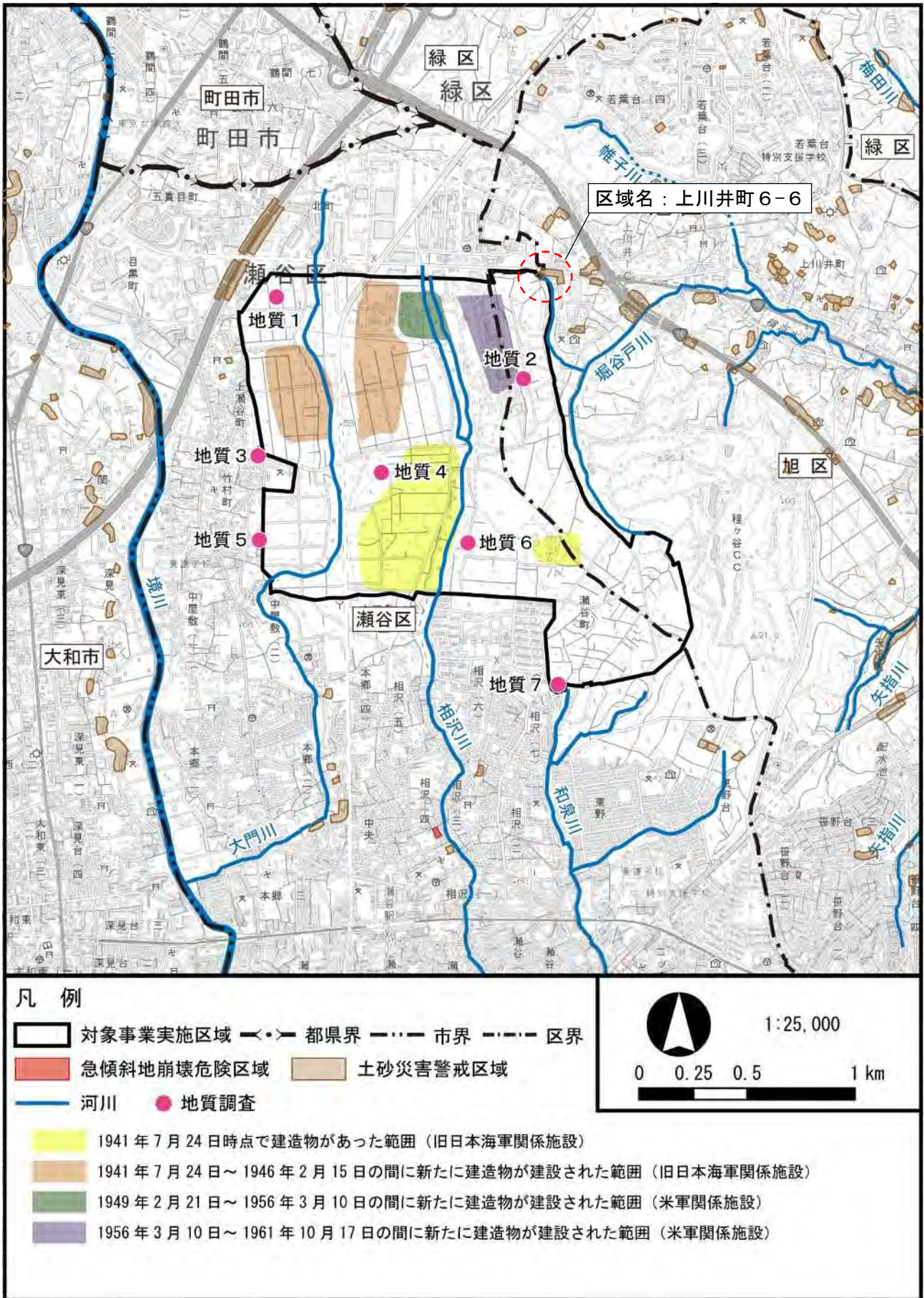


図 8.2-5 土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）

## 8.2.6 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-6 に示すとおりとしました。

表 8.2-6(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 以下の方法による現地調査を行うとともに、調査結果の整理並びに解析を行います。</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法（ネズミ類）、無人撮影法（中型哺乳類）及び夜間調査（コウモリ類）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類、猛禽類）及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類、ねぐら調査）</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法（スウィーピング法、ビーティング法）、ライトトラップ法（走光性昆虫）、ベイトトラップ法（地上徘徊性昆虫）、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ）</p> <p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」と同様の手法とします。</p>	

表 8.2-6(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。
	(4) 調査地点	<p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-6 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）とします。 また、猛禽類調査で営巣個体が確認された際には、利用状況把握のため適宜調査地点を設定します。</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。</p>
	(5) 調査期間等	<p>①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） 夜間調査：2季（夏季、春季）</p> <p>b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類）：5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏季） 定点観察法（猛禽類）：2繁殖期（冬季～早春季（1月～3月）、春季～夏季（4月～7月）） 夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）：2繁殖期（冬季（1月～2月）、夏季（6月、8月）） ねぐら調査：2季</p> <p>c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 夜間調査：3季（夏季、春季、初夏季）</p> <p>d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） ライトトラップ法、バイトトラップ法：3季（夏季、秋季、春季） 夜間調査：1季（初夏季） 鳴声調査：1季（夏季）</p>



表 8.2-6(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法		<p>e. クモ類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季）</p> <p>f. 魚類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法：2季（冬季、初夏季）</p> <p>h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。</p>
予測の方法	(6) 予測項目	動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、陸産貝類、底生動物）の重要な種への影響の程度とします。
	(7) 予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を予測します。なお、猛禽類に係る予測にあたっては、行動圏解析を行い、行動圏と事業計画の重ね合わせを行います。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事による動物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

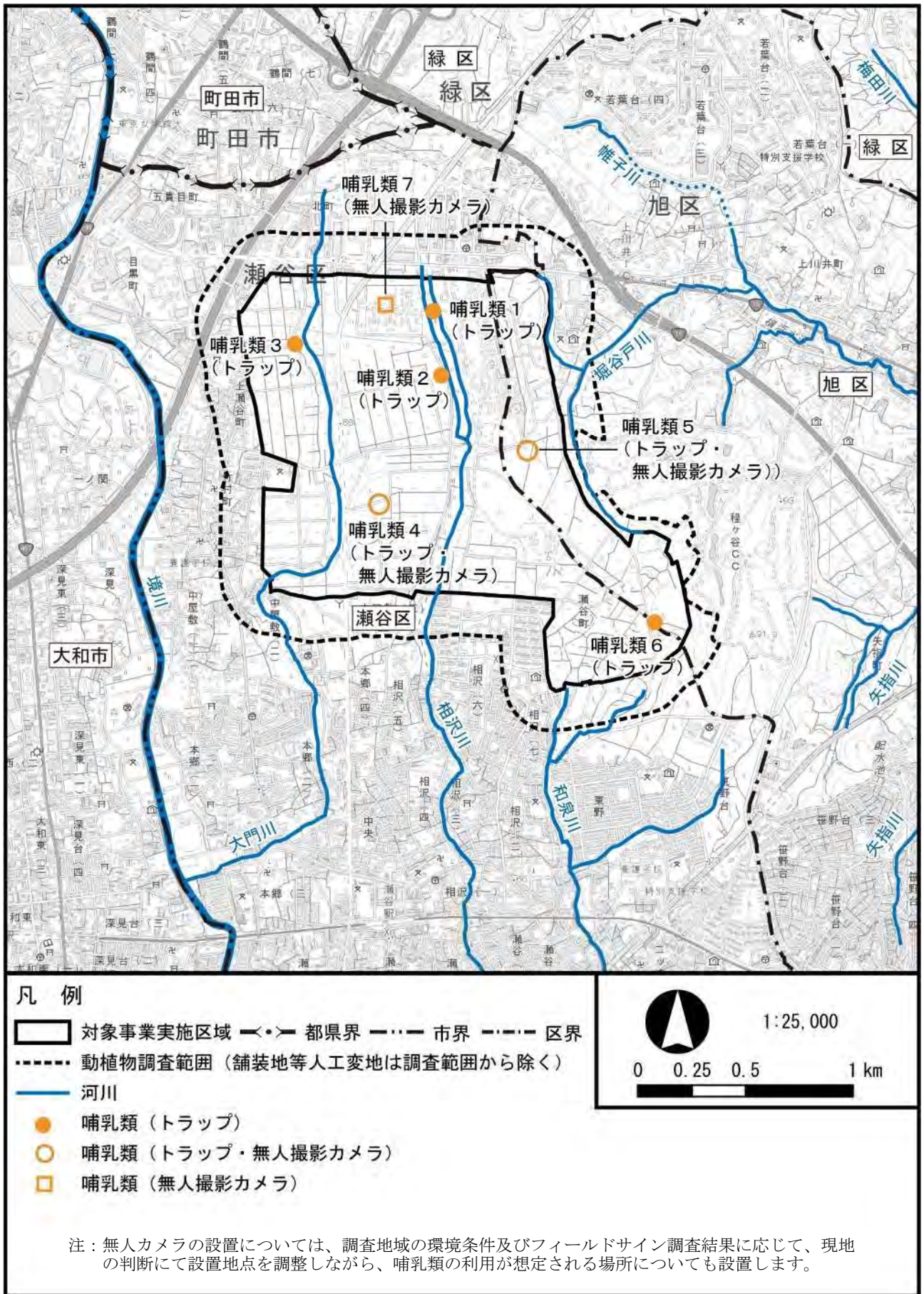
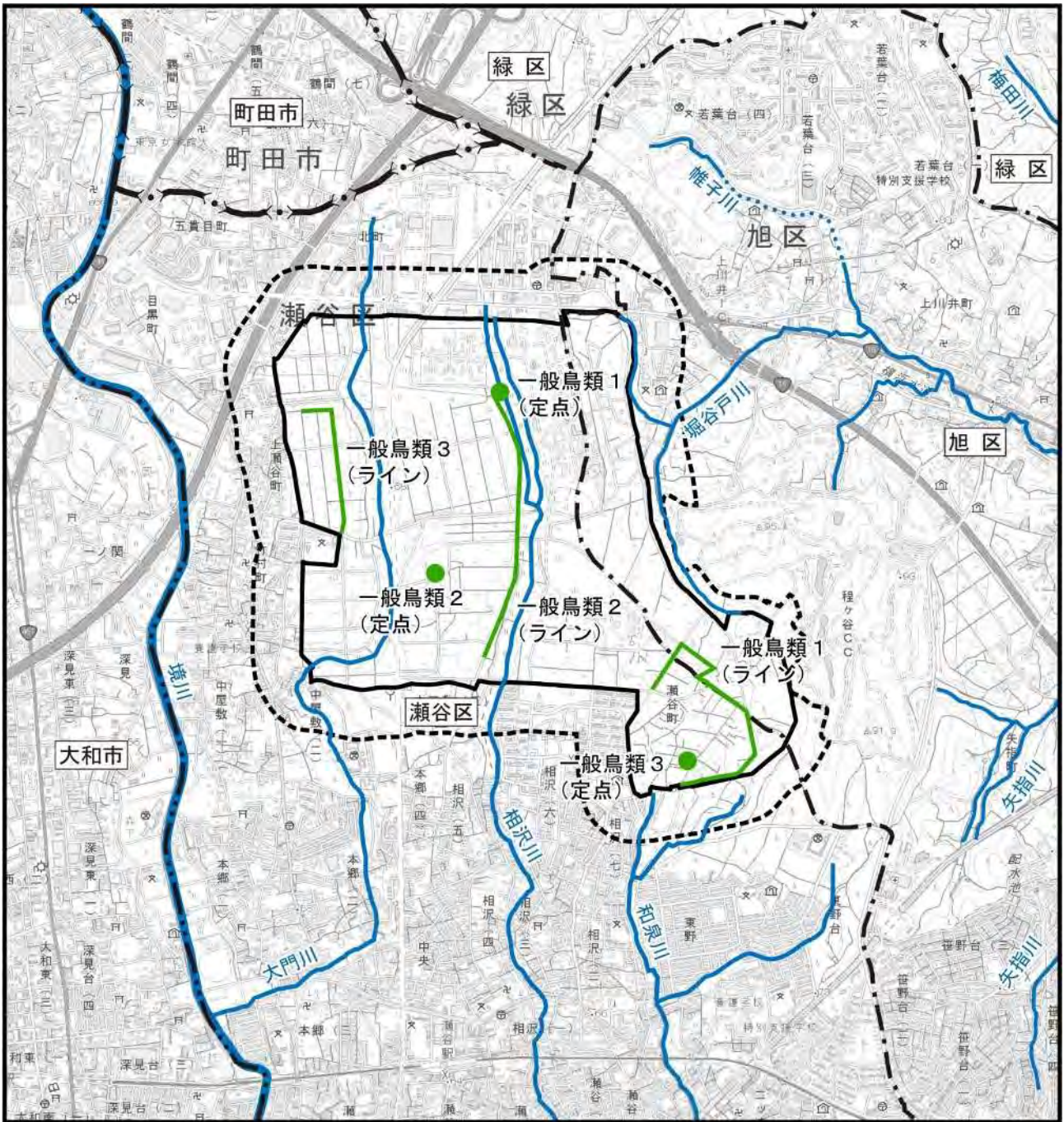


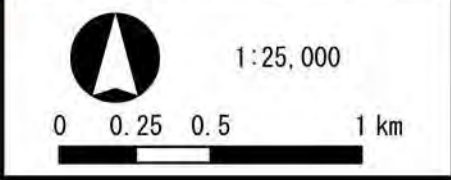
図 8.2-6(1) 動物の調査位置（哺乳類）





凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 動植物調査範囲（舗装地等人工変地は調査範囲から除く）
- 河川
- 一般鳥類（定点）
- 一般鳥類（ライン）



注：一般鳥類については、各季の調査期間の中で、定点観察、ラインセンサス、任意観察調査を現地の状況を踏まえて組み合わせながら調査を行います。

図 8.2-6 (2) 動物の調査位置（一般鳥類）



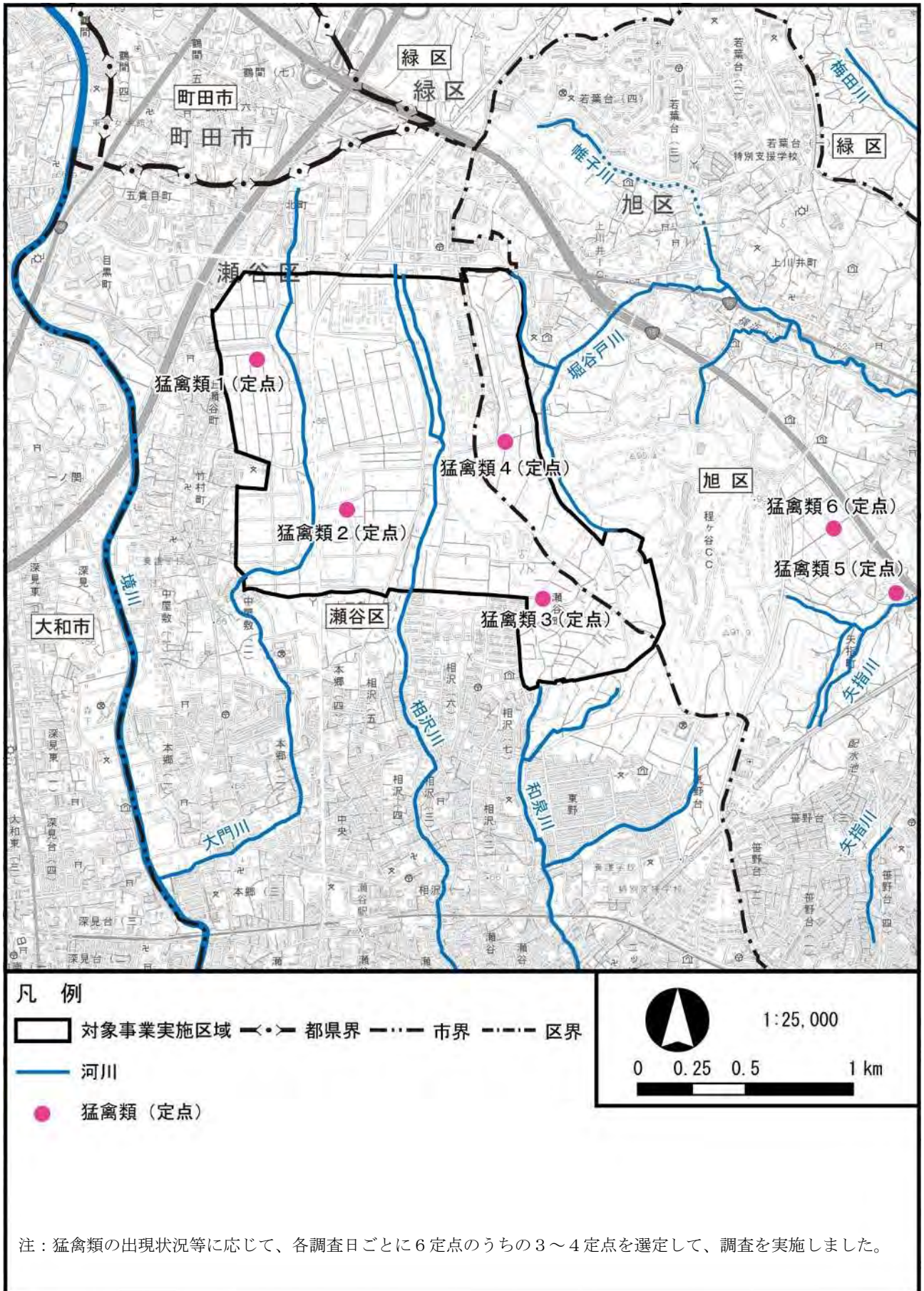


図 8.2-6(3) 動物の調査位置 (猛禽類)



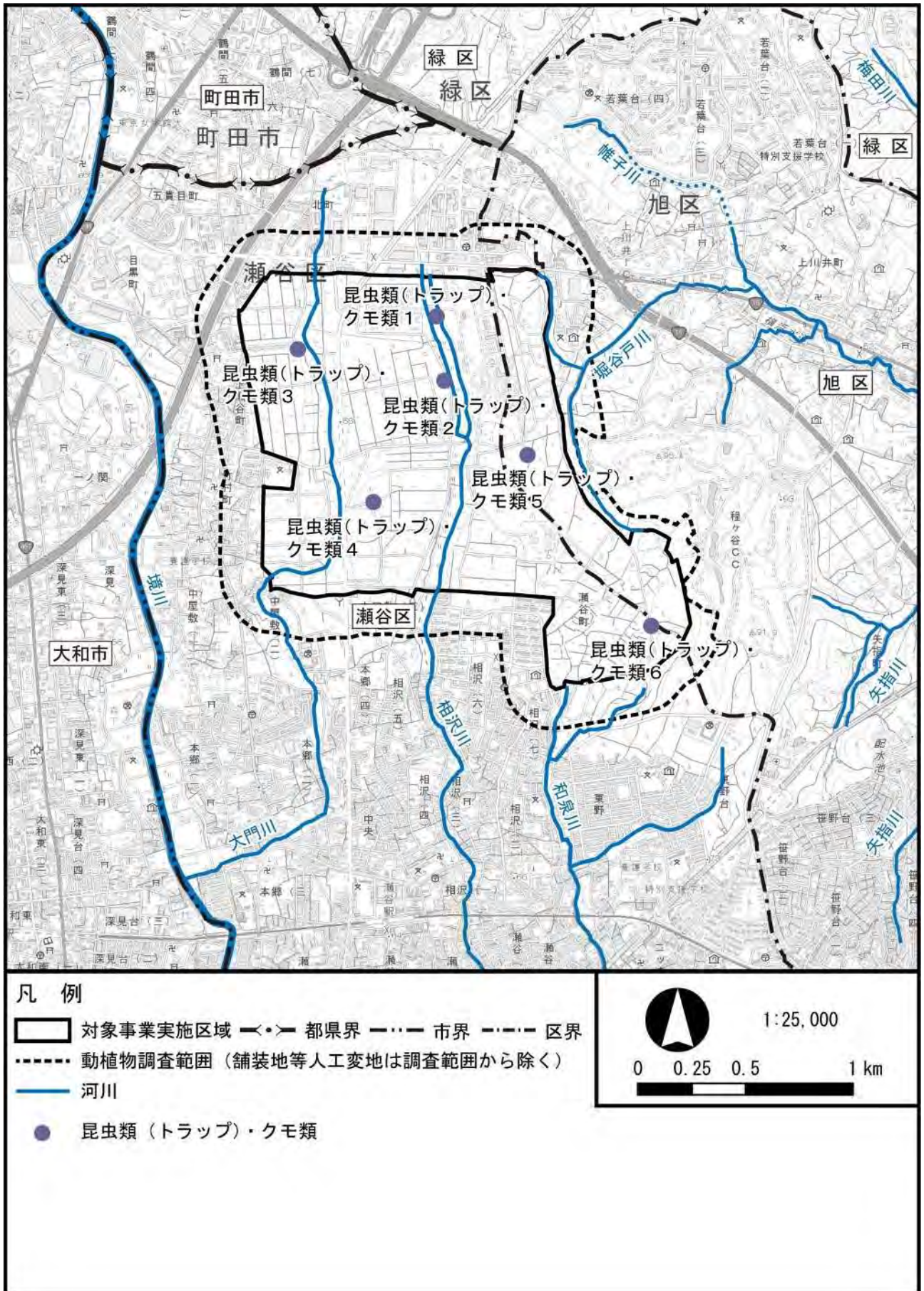


図 8.2-6(4) 動物の調査位置（昆虫類・クモ類）



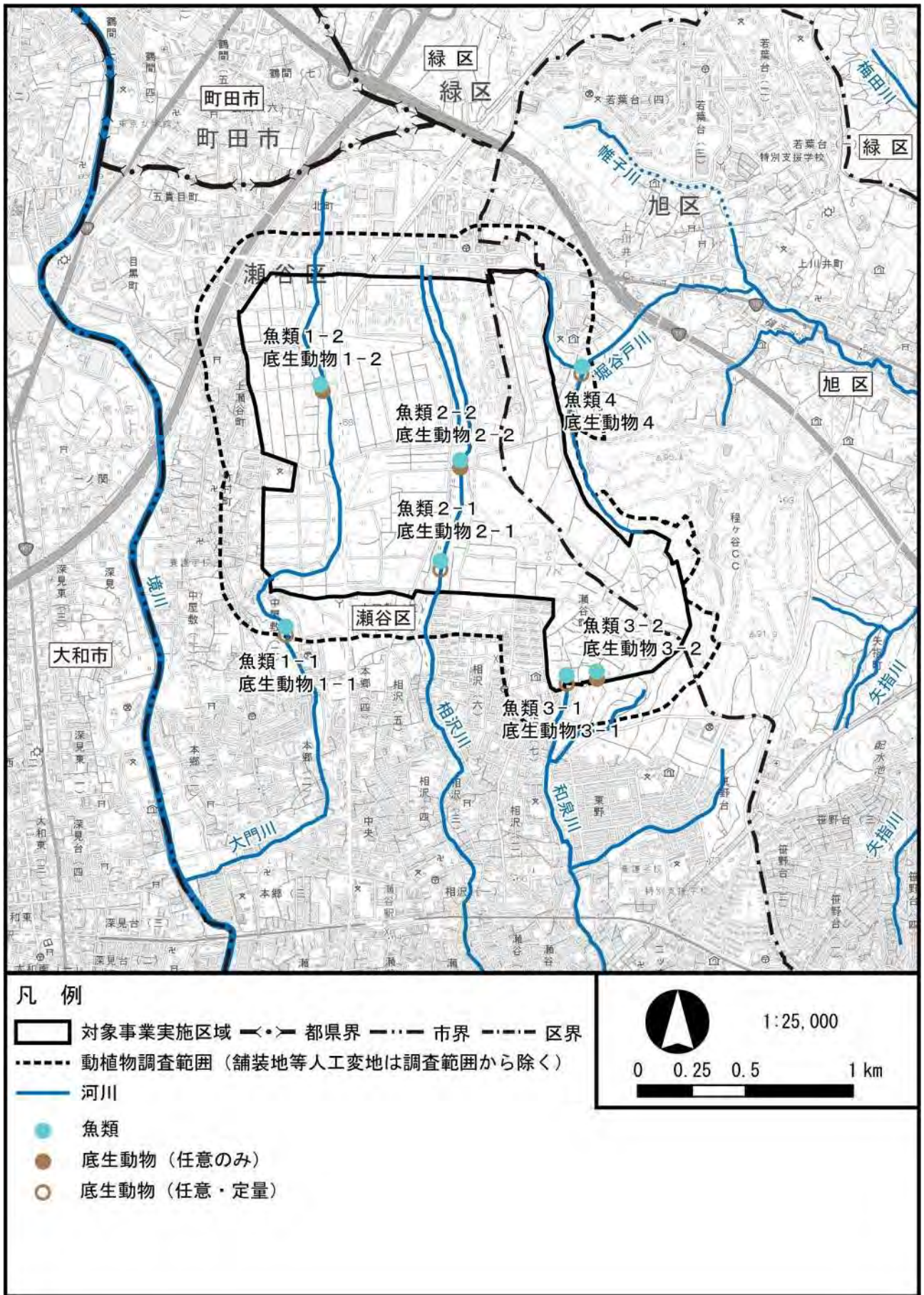


図 8.2-6(5) 動物の調査位置 (魚類・底生動物)

## 8.2.7 植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-7 に示すとおりとしました。

表 8.2-7(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行います。 a. 植物相 任意観察法、任意採集法（維管束植物、蘚苔類） b. 植物群落 コドラート法 c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-7 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く）とします。 また、付着藻類は、図 8.2-7 に示す調査地点及び調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行います。 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点とします。	

表 8.2-7(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 任意観察法、任意採集法（蘚苔類）：2季（秋季、初夏季）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法：2季（夏季、春季）</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間とします。</p>	
予測の方法	(6) 予測項目 植物の重要な種又は群落への影響の程度とします。	
	(7) 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測します。	
	(8) 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による植物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	



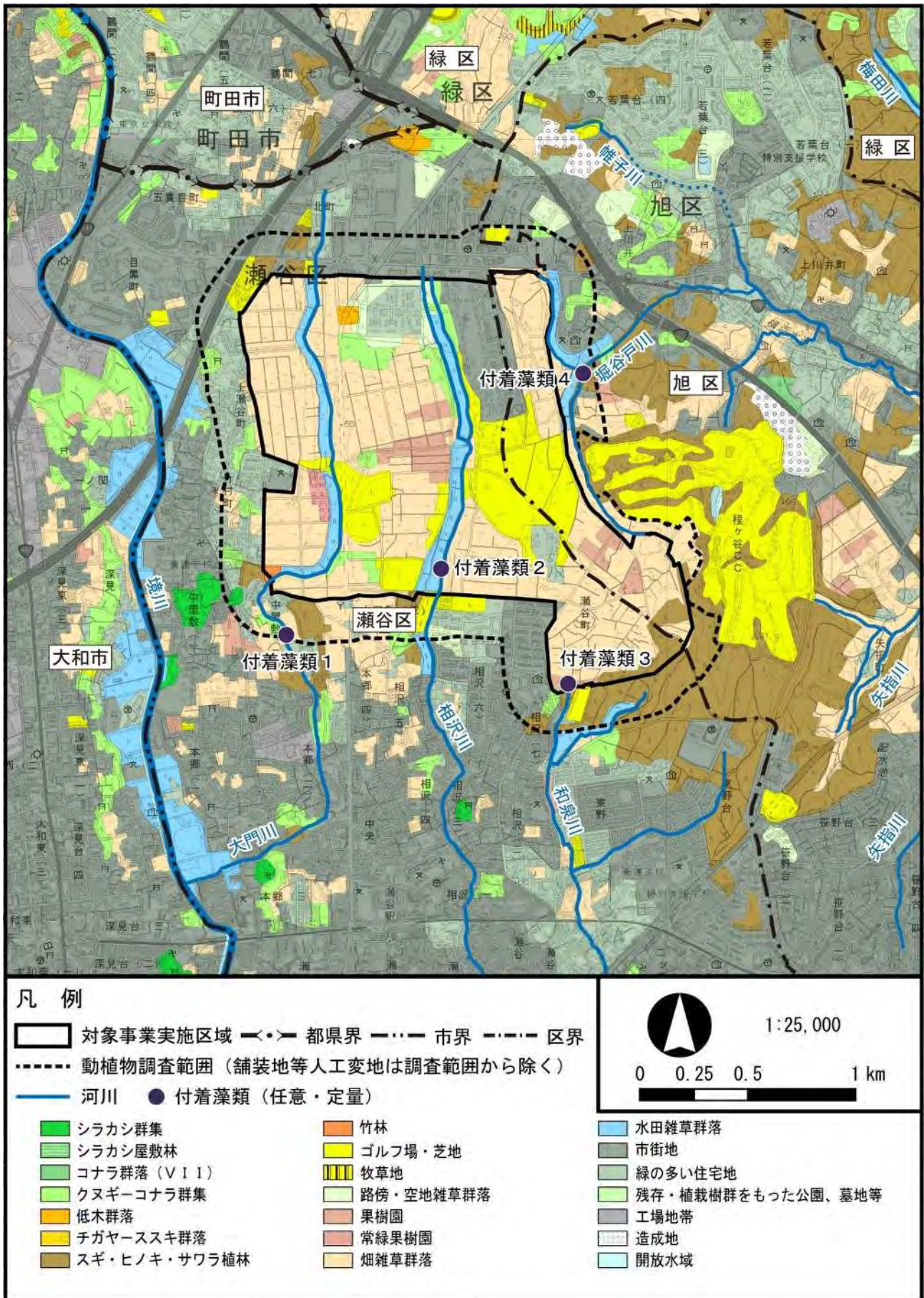


図 8.2-7 植物の調査位置

## 8.2.8 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-8 に示すとおりとしました。

表 8.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出し、必要に応じ追加の現地調査を行います。（選定の観点は下表参照）</p>	
	区分	選定の観点
	上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定する。	
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられる。	
(3) 調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。



表 8.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。</p> <p>②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとし、必要に応じ追加の現地調査を行います。</p>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目 造成工事の実施及び土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響の程度とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法 注目種等の分布、生息環境及び生育環境の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、地域を特徴づける生態系への影響の程度を予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
	<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による生態系への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	



## 8.2.9 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-9 に示すとおりとしました。

表 8.2-9(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成23年6月）等を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①主要な眺望点の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、景観資源の状況を調査します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観、圍繞景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	地域景観の特性、景観資源の状況、主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内*とします。 圍繞景観については、対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内とします。

※：「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）において、“景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる。”とあることから、調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内としました。

表 8.2-9(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観																																
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在																																
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 主要な眺望景観は、図 8.2-8 に示す主要な眺望点 14 地点とします（主要な眺望点の名称は下表参照）。圍繞景観は、図 8.2-8 に示す 4 地点（A～D）とします。</p> <table border="1" data-bbox="336 869 1390 1243"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>瀬谷市民の森</td> <td>8</td> <td>泉の森</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>追分市民の森</td> <td>9</td> <td>ふれあいの森</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>矢指市民の森</td> <td>10</td> <td>鶴間公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上川井市民の森</td> <td>11</td> <td>つくし野セントラルパーク</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東山ふれあい樹林</td> <td>12</td> <td>三保市民の森</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>フィールドアスレチック横浜 つくし野コース</td> <td>13</td> <td>新治市民の森</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>深見歴史の森</td> <td>14</td> <td>よこはま動物園ズーラシア</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：表中の No. は図 8.2-8 に対応しています。</p>		No.	名称	No.	名称	1	瀬谷市民の森	8	泉の森	2	追分市民の森	9	ふれあいの森	3	矢指市民の森	10	鶴間公園	4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク	5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森	6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森	7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア
	No.	名称	No.	名称																														
1	瀬谷市民の森	8	泉の森																															
2	追分市民の森	9	ふれあいの森																															
3	矢指市民の森	10	鶴間公園																															
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク																															
5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森																															
6	フィールドアスレチック横浜 つくし野コース	13	新治市民の森																															
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア																															
<p>(5) 調査期間等</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各現地調査地点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p>																																		

表 8.2-9(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在及び建造物の存在が主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に及ぼす影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測します。 ②景観資源の状況 景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 主要な眺望景観は、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に本事業の敷地及び建造物等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測します。 圍繞景観は、現況と事業計画を重ね合わせ、場の状況や眺めの状態の変化を把握し、圍繞景観の変化の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-8 に示す主要な眺望点（14 地点）と圍繞景観の現地調査地点（4 地点）、あるいはその他の適切な地点から、現地調査結果並びに今後計画が明らかとなる建造物の規模、配置等の諸条件を踏まえて選定します。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期*の 2 ケースとします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、敷地の存在及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

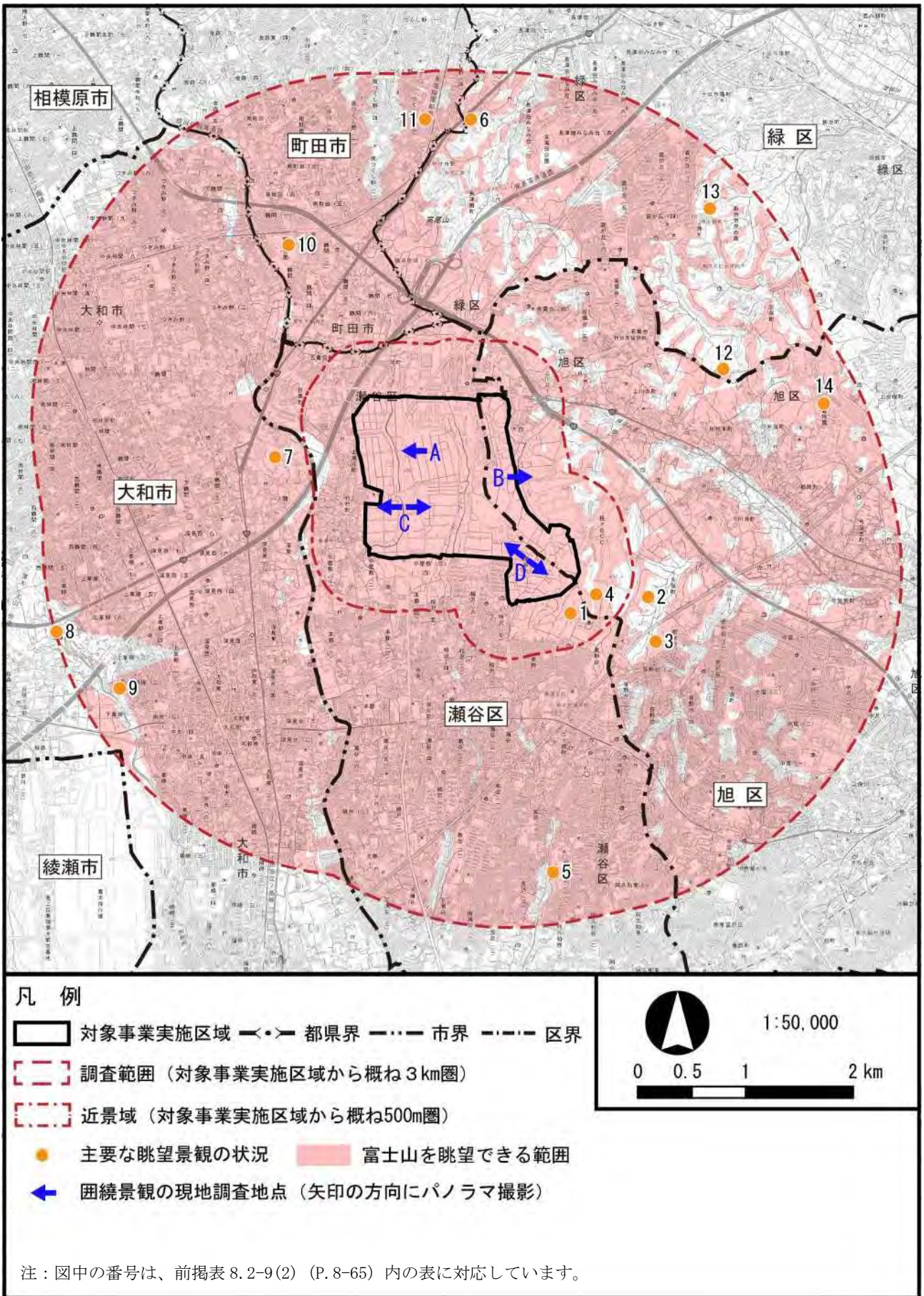


図 8.2-8 景観の調査位置



## 8.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-10 に示すとおりとしました。

表 8.2-10(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査、又は聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森、上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区）とします。	
	(5) 調査期間等 ①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について、調査を行います。	

表 8.2-10(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	土地の改変及び建造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場と事業計画を重ね合わせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期*とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p><b>【環境影響の回避、低減に係る評価】</b></p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



表 8. 2-10 (3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 注：地域交通の状況については、後掲表 8. 2-12 (1) (P. 8-75)。</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。</p> <p>【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p>	
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。</p> <p>【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8. 2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森、上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区）とします。</p>	
	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について調査を行います。</p>	

表 8.2-10(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路における交通量等の変化を予測し、利用特性への影響を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期*とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

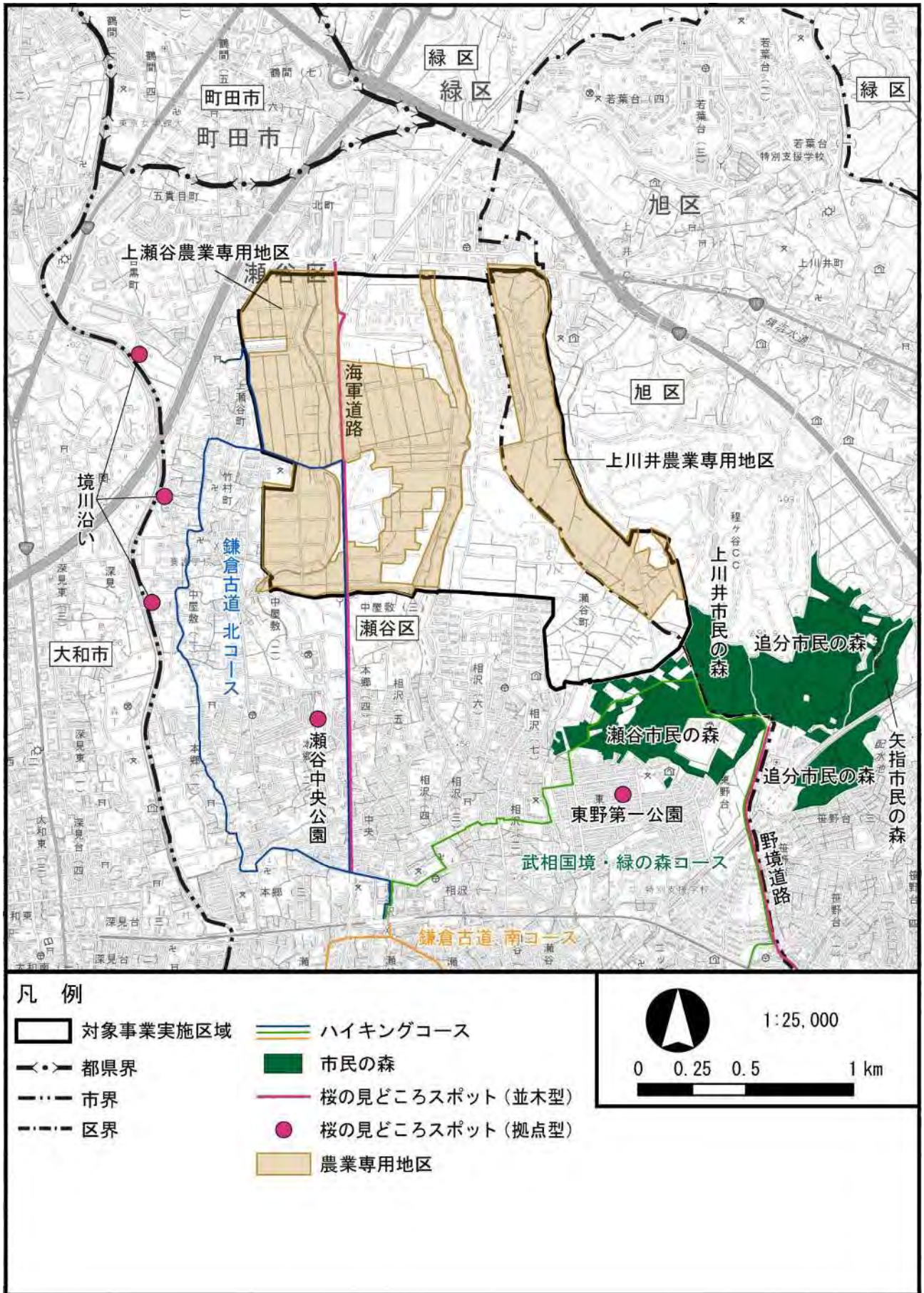


図 8.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

## 8.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(1)に、温室効果ガスに係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(2)に示すとおりとしました。

表 8.2-11(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	廃棄物等—建設工事に伴う副産物
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ②土地利用の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 【文献その他の資料調査】 横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況等を、入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②土地利用の状況 【文献その他の資料、現地調査】 土地利用現況図等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の手法	(4) 予測項目 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 施工計画を基に建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、最終処分量を予測する方法とします。	
	(6) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
評価の方法	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

表 8.2-11(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	温室効果ガスー温室効果ガス
	影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 ②排出抑制対策の実施状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①温室効果ガスに係る原単位の把握 【文献その他の資料調査】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等により、予測式及び原単位を整理します。 ②排出抑制対策の実施状況 【文献その他の資料調査】 国及び関連地方自治体で取り組まれている地球温暖化対策等を整理します。	
予測の手法	(3) 予測項目 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量、削減の程度等とします。	
	(4) 予測の基本的な手法 建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。	
	(5) 予測地域 対象事業実施区域とします。	
	(6) 予測対象時期等 ①建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事期間中とします。 ②関係車両の走行 供用後、関係車両の走行が定常状態にある時期を対象とします。	
評価の方法	(7) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	



## 8.2.12 地域社会

地域社会に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-12 に示すとおりとしました。

表 8.2-12(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①日常生活圏等の状況 ②地域交通の状況 ③歩行者の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 公共施設の位置、学区の状況、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 地域交通の状況を、「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 【現地調査】 主要交差点部における車種別・方向別・時間帯別の自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。また、交差点における交差点形状、車線構成、道路幅員（車線別）、交通規制（交通標識、路面標識）及び横断歩道の長さ等を現地踏査により把握します。 ③歩行者の状況 【現地調査】 横断歩道において、歩行者自動車別・方向別・時間帯別の歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺並びに工事用車両及び関係車両の走行の主要な運行ルートである道路及び工事施工ヤード周辺とします。	
	(4) 調査地点 ①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両及び関係車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。 ③歩行者の状況 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。	



表 8.2-12(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日とします。また、対象事業実施区域及びその周辺のイベント開催時期や季節を考慮した混雑期にも1回実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（24時間）×1回</li> <li>・休日（24時間）×1回</li> <li>・混雑時（24時間）×1回</li> </ul> <p>注：信号現示は朝（7時、8時）、昼（12時、13時）、夕（17時、18時）、夜（22時、23時）に各2回測定します。</p> <p>③歩行者の状況 【現地調査】 「②地域交通の状況」と同時期において各日12時間実施とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（12時間）×1回</li> <li>・休日（12時間）×1回</li> <li>・混雑時（12時間）×1回</li> </ul>	
予測の方法	<p>(6) 予測項目</p> <p>①交通混雑 工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う交通混雑（自動車）とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 工事の実施時については、工事中の歩行者・自転車の安全とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全とします。</p>	
	<p>(7) 予測の基本的な手法</p> <p>①交通混雑 交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 歩行者・自転車の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。</p>	
	<p>(8) 予測地域 工事の実施時については、工事用車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに資材及び機械の運搬に用いる車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p>	

表 8.2-12(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

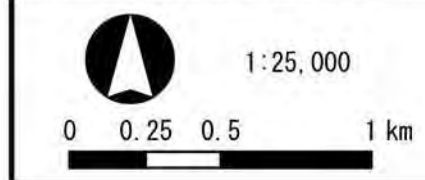
項目	環境要素の区分	地域社会—交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	<p>(9) 予測地点</p> <p>①交通混雑 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地域社会1～地域社会6、地域社会8～地域社会9）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地域社会1～地域社会6、地域社会8～地域社会9）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p>	
	<p>(10) 予測対象時期等</p> <p>工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期※とします。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地域社会  
(交通混雑、歩行者の安全)
- 工事車両の主な運行ルート
- 関係車両の主な走行ルート



注：地域社会8、地域社会9の交差点は、道路整備が完了していないため、現時点では存在しない交差点です。したがって、現地調査地点にはならず、予測評価だけを行う地点となります。

図 8.2-10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の調査位置

## 8.2.13 文化財等

文化財等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-13 に示すとおりとしました。

表 8.2-13 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	文化財等—文化財等
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 ②関係法令、計画等	
	(2) 調査の基本的な手法 ①埋蔵文化財包蔵地の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。 ②関係法令、計画等 【文献その他の資料調査】 下記法令等の内容を整理します。 ・「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） ・「神奈川県文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月条例第 53 号） ・「横浜市文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 13 号）	
	(3) 調査地域 文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象事業実施区域及びその周辺とします。	
予測の方法	(4) 予測項目 工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とします。	
	(5) 予測の基本的な手法 埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を比較し、改変の程度を定性的に予測します。	
	(6) 予測地域 調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される地域とします。	
	(7) 予測対象時期等 工事期間中とします。	
評価の方法	(8) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

### 8.3 専門家の助言の内容及び専門分野

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたって、参考とした各専門家の助言は、表 8.3-1 に示すとおりです。

表 8.3-1(1) 専門家の助言（鳥類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	鳥類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北側の谷戸部においてツミが数例確認されており、相沢川河畔の樹林において、ツミの繁殖の可能性もある。そのため、北側の谷戸部を見通せる北東側を猛禽類定点の調査地点のひとつとした方が良いと考えられる。</li> <li>・ 調査にあたって、車の走行できる区域については、自動車センサス（自動車での移動による鳥類確認調査）を行うと効率的である。</li> <li>・ フクロウ類の繁殖期については、コールバック法は繁殖障害・かく乱の可能性があるため、ボイスレコーダー法の活用が望ましい。</li> <li>・ その他繁殖の可能性のある猛禽類としては、オオタカ、チョウゲンボウのほかに、ノスリが挙げられる。</li> </ul> <p>草地環境では、タマシギ、ヒクイナ、ウズラの生息に十分留意する必要がある。</p>

表 8.3-1 (2) 専門家の助言（魚類・底生生物、昆虫類）

専門分野	所属機関 の種別	助言内容
動物	魚類・ 底生動物  博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帷子川水系のホトケドジョウの確認地点は三面張り水路であるが、この付近に寺院があり、その寺院の下に広大な湿地があり、そこが産地となっている。</li> <li>・ この辺りの谷戸の湧水は、「湧く」というより「浸み出す」といった湧水である。</li> <li>・ ホトケドジョウは在来種であると考えられる。</li> <li>・ ヤマサナエについては、最近の水質の改善により、生息域・個体数が回復しているが、神奈川県内ではごく限られている種である。本種は保全すべき種である。</li> <li>・ 底生動物の重要種（マルタニシ）については、外来種である可能性が高いことから、遺伝子レベルでの分析が必要であると考えられる。</li> <li>・ ミナミメダカについては、手に入りやすいミナミメダカ（ヒメダカ）やその交雑個体であるものが多く、個体群に導入されたか、生息していない箇所にミナミメダカ（ヒメダカ）の集団が導入されたかのいずれかであると考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。</li> <li>・ ドジョウについては、中国由来の外来系統と在来系統のいずれかと考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。</li> </ul>
	昆虫類  博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏季調査は、盛夏に行うと昆虫類の活動が鈍ることから適切ではなく、8月調査では遅いといえる。春季・初夏・夏季は概ね以下の時期とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 春季：4月後半から5月上旬まで</li> <li>・ 初夏：5月下旬から6月中旬まで</li> <li>・ 夏季：6月下旬から7月下旬まで</li> </ul> </li> <li>・ 良好な草地環境があることから、クツワムシの生息が考えられる。クツワムシは出現時期が限定される一方、鳴き声が特徴的であることから、夜間の踏査により確認を行うことが適切である。調査時期は8月下旬から9月が望ましい。</li> <li>・ 重要種の確認状況や環境条件から、ネアカヨシヤンマが生息している可能性がある。ネアカヨシヤンマは日没前（18:00～19:00）に飛翔するため、ライトトラップの設置と併せてヤナギ群落や休耕田周辺を確認するなど、この時間帯に合わせた調査が必要である。</li> <li>・ コマルケシゲンゴロウは県内数か所しか確認されていない希少性の高い（ランク：CR相当）種であり、周辺に生息することが考えられる。</li> </ul>



表 8.3-1(3) 専門家の助言（植物、その他の環境）

専門分野	所属機関の種別	助言内容
植物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エビネについては、植栽個体である可能性がある。比較的よくみられ、国、県レベルでは希少性はそれほど高くないが、減少率は高く、地域としては、配慮が必要である。</li> <li>・ 春先には、ムクノキの周辺にイチリンソウが確認されるなど、この時期にしか確認できない種の生育も考えられる。</li> <li>・ 各植生区分に対して1地点は植生調査地点を設置する必要がある。特に、植生区分でヤナギ群落が確認されていることから、植生調査地点に追加した方がよい。</li> <li>・ 面積の広いところは植生調査地点を複数設置した方がよい。植物相の反映の観点から、夏季だけでなく春季も調査を行い、手法的には調整が必要であるが、群落組成に反映した方がよい。</li> </ul>
その他環境	博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域は、草地在長い間維持され、かつ農薬を使っていない環境となっている。人為的利用のない場所は絶滅危惧種の逃げ場（生息・生育環境）となる。</li> <li>・ 相沢川沿いの湿性環境は、部分的に水田が残され、その他の箇所も休耕田の湿地や畑地沿いの草地環境が残されていることから、重要な環境であると考えられる。湧水・湿性環境は留意して調査を行うべきである。</li> <li>・ 航空写真によって地歴を追うと、人為的改変の有無・状況が把握できる。米軍・自衛隊敷地は、人の立ち入りがなく、かつ管理された土地であるため、良好な環境が残されていることが多い。</li> </ul>

## 第9章 環境影響評価の調査結果並びに予測及び評価の結果

### 9.1 大気質

#### 9.1.1 調査結果の概要

##### (1) 調査結果

##### ① 大気質の状況

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、浮遊粒子状物質 (SPM)、粉じんの現地調査結果は、表 9.1-1～表 9.1-6 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-1(2) (P.8-21) に示すとおりです。

表 9.1-1 一酸化窒素測定結果総括表

季節	地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
春季	沿道大気3	7	168	0.023	0.153	0.036
	一般大気1	7	168	0.003	0.027	0.006
夏季	沿道大気3	7	168	0.031	0.109	0.048
	一般大気1	7	168	0.001	0.008	0.002
秋季	沿道大気3	7	168	0.038	0.334	0.072
	一般大気1	7	168	0.009	0.065	0.015
冬季	沿道大気3	7	168	0.034	0.286	0.091
	一般大気1	7	168	0.010	0.082	0.022
年間	沿道大気3	28	672	0.032	0.334	0.091
	一般大気1	28	672	0.006	0.082	0.022

表 9.1-2 二酸化窒素測定結果総括表

季節	地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
							日	%	日	%
春季	沿道大気3	7	168	0.022	0.052	0.031	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.008	0.026	0.012	0	0.0	0	0.0
夏季	沿道大気3	7	168	0.016	0.044	0.023	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.006	0.015	0.009	0	0.0	0	0.0
秋季	沿道大気3	7	168	0.029	0.066	0.038	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.011	0.023	0.014	0	0.0	0	0.0
冬季	沿道大気3	7	168	0.029	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.016	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
年間	沿道大気3	28	672	0.024	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
	一般大気1	28	672	0.010	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0

注：環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。ただし、「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」（環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改訂について」（環企大262号 昭和53年7月）より抜粋）

表 9.1-3 窒素酸化物測定結果総括表

季節	地点	有効測定 日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	$\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
春季	沿道大気3	7	168	0.044	0.205	0.061	48.9
	一般大気1	7	168	0.011	0.047	0.016	72.7
夏季	沿道大気3	7	168	0.047	0.140	0.068	34.0
	一般大気1	7	168	0.007	0.020	0.010	85.7
秋季	沿道大気3	7	168	0.067	0.393	0.110	43.3
	一般大気1	7	168	0.020	0.083	0.026	55.0
冬季	沿道大気3	7	168	0.063	0.342	0.136	46.0
	一般大気1	7	168	0.026	0.113	0.042	61.5
年間	沿道大気3	28	672	0.055	0.393	0.136	43.2
	一般大気1	28	672	0.016	0.113	0.042	64.1

表 9.1-4 浮遊粒子状物質測定結果総括表

季節	地点	有効測定 日数	測定 時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数とその割合	
		日	時間	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%
春 季	沿道大気3	7	168	0.017	0.044	0.021	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.017	0.054	0.022	0	0.0	0	0.0
夏 季	沿道大気3	7	168	0.029	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.029	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
秋 季	沿道大気3	7	168	0.015	0.049	0.024	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.019	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0
冬 季	沿道大気3	7	168	0.014	0.059	0.030	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.015	0.065	0.031	0	0.0	0	0.0
年 間	沿道大気3	28	672	0.019	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	28	672	0.020	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0

注：環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

表 9.1-5 二酸化窒素簡易測定結果総括表

季節	地点	有効測定 日数	期間 平均値	日平均値の 最高値
		日	ppm	ppm
春季	沿道大気 1	7	0.022	0.036
	沿道大気 2	7	0.029	0.039
	沿道大気 3	7	0.029	0.045
	沿道大気 4	7	0.009	0.015
	沿道大気 5	7	0.017	0.028
	沿道大気 6	7	0.010	0.015
夏季	沿道大気 1	7	0.012	0.017
	沿道大気 2	7	0.017	0.025
	沿道大気 3	7	0.020	0.028
	沿道大気 4	7	0.005	0.008
	沿道大気 5	7	0.009	0.013
	沿道大気 6	7	0.005	0.008
秋季	沿道大気 1	7	0.027	0.040
	沿道大気 2	7	0.036	0.046
	沿道大気 3	7	0.028	0.044
	沿道大気 4	7	0.015	0.019
	沿道大気 5	7	0.021	0.031
	沿道大気 6	7	0.015	0.021
冬季	沿道大気 1	7	0.027	0.038
	沿道大気 2	7	0.036	0.047
	沿道大気 3	7	0.027	0.043
	沿道大気 4	7	0.012	0.020
	沿道大気 5	7	0.020	0.031
	沿道大気 6	7	0.014	0.022

表 9.1-6 粉じん測定結果

一般大気 1	粉じん (t/km <sup>2</sup> /30 日)		
	水不溶性	水溶性	全体
春季	2.1	4.0	6.1
夏季	0.6	0.6	1.2
秋季	1.7	0.4	2.1
冬季	3.0	3.5	6.5

## ② 気象の状況

気象の現地調査結果は、表 9.1-7 に示すとおりです。

表 9.1-7 風向・風速測定結果総括表

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値		日平均値		最大風速と その時の風向		最多風向と 出現率		静穏率※
				最高	最低	最高	最低	最高	-	-	%	
	日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	-	-	%	
春季	7	168	2.6	11.8	0.0	5.4	1.4	11.8	SSE	SSE	23.2	14.9
夏季	7	168	2.8	7.5	0.0	5.6	1.7	7.5	S	S	48.8	11.9
秋季	7	168	1.8	5.9	0.0	2.4	0.9	5.9	N	N	34.5	10.1
冬季	7	168	2.2	7.0	0.1	4.1	1.1	7.0	N	N	36.3	6.0

※：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (calm) としました。

## ③ 交通量の状況

交通量の現地調査結果は、表 9.1-8 に示すとおりです。

表 9.1-8 交通量の調査結果（現地調査）

調査地点	道路名	区分	自動車交通量（台/24時間）			大型車混入率 （%）
			大型車	小型車	合計	
No. 1	環状4号線	平日	3,248	15,872	19,120	17.0
		休日	1,083	14,921	16,004	6.8
No. 2	八王子街道	平日	9,014	20,709	29,723	30.3
		休日	3,129	22,673	25,802	12.1
No. 3	八王子街道	平日	7,496	16,072	23,568	31.8
		休日	2,717	17,792	20,509	13.2
No. 4	環状4号線	平日	2,305	12,222	14,527	15.9
		休日	620	12,075	12,695	4.9
No. 5	深見第228号線	平日	282	5,679	5,961	4.7
		休日	100	5,166	5,266	1.9
No. 6	環状4号線	平日	2,136	13,024	15,160	14.1
		休日	654	13,380	14,034	4.7
No. 7	上瀬谷第172号線	平日	144	3,401	3,545	4.1
		休日	33	2,491	2,524	1.3

注：調査地点の位置は、前掲図 8.2-2 (P. 8-32) 参照。（調査地点の道路騒振 1～7 がそれぞれ No. 1～7 の調査地点に該当します。）

## 9.1.2 予測及び評価の結果

### 9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

##### ア. 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）は、表 9.1-9 及び図 9.1-1 に示すとおりです。

建設機械からの最大寄与濃度は 0.010ppm であり、バックグラウンド濃度を含めた将来予測濃度（0.023ppm）に対する寄与率は、43.5%です。

表 9.1-9 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）

予測地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来予測濃度	寄与率
	A	B	C (=A+B)	B/C×100
	ppm	ppm	ppm	%
最大寄与濃度出現地点	0.013	0.010	0.023	43.5

##### イ. 浮遊粒子状物質

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）は、表 9.1-10 及び図 9.1-2 に示すとおりです。

建設機械からの最大寄与濃度は 0.002mg/m<sup>3</sup> であり、バックグラウンド濃度を含めた将来予測濃度（0.023mg/m<sup>3</sup>）に対する寄与率は、8.7%です。

表 9.1-10 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）

予測地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来予測濃度	寄与率
	A	B	C (=A+B)	B/C×100
	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	%
最大寄与濃度出現地点	0.021	0.002	0.023	8.7



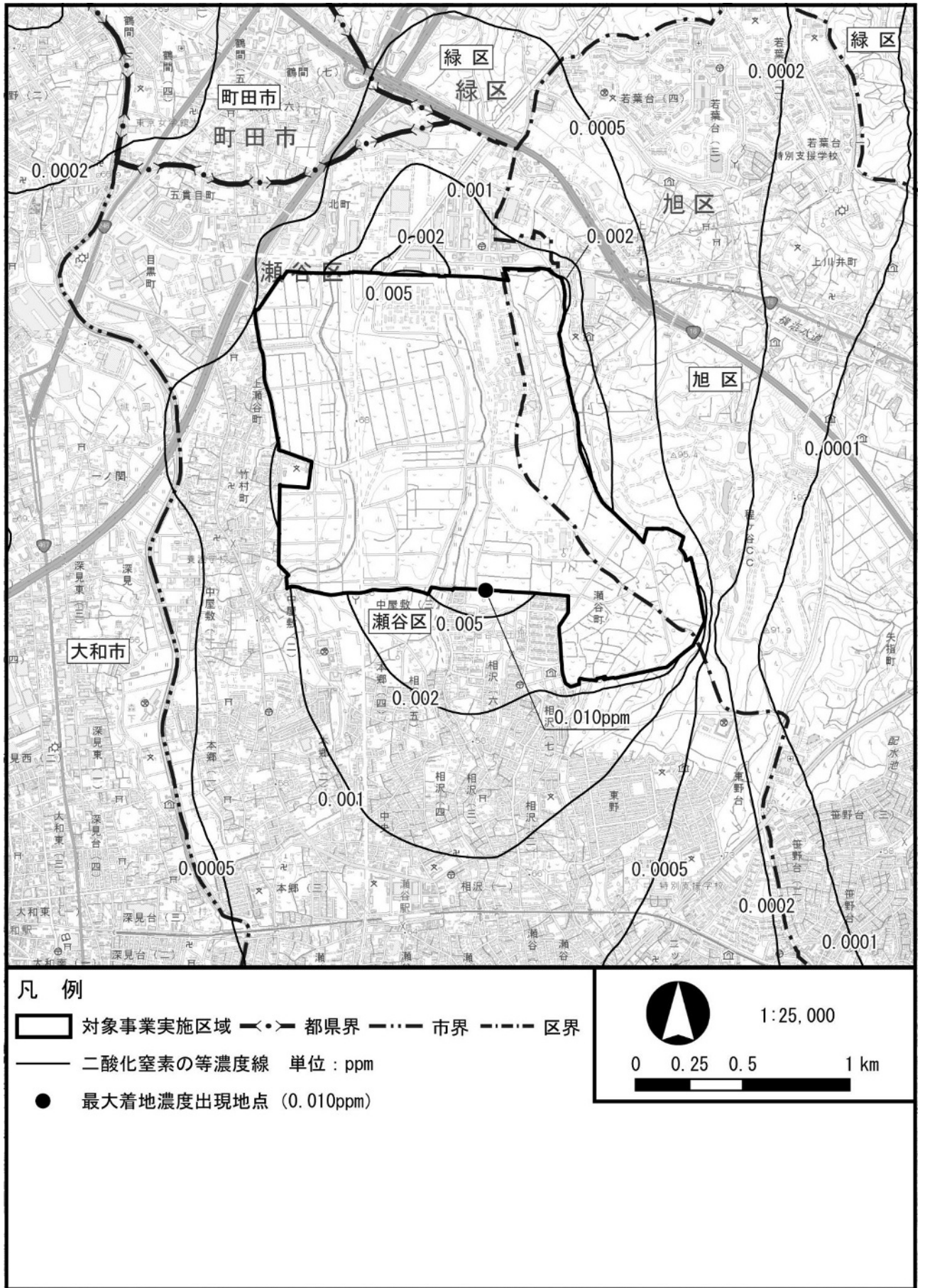


図 9.1-1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

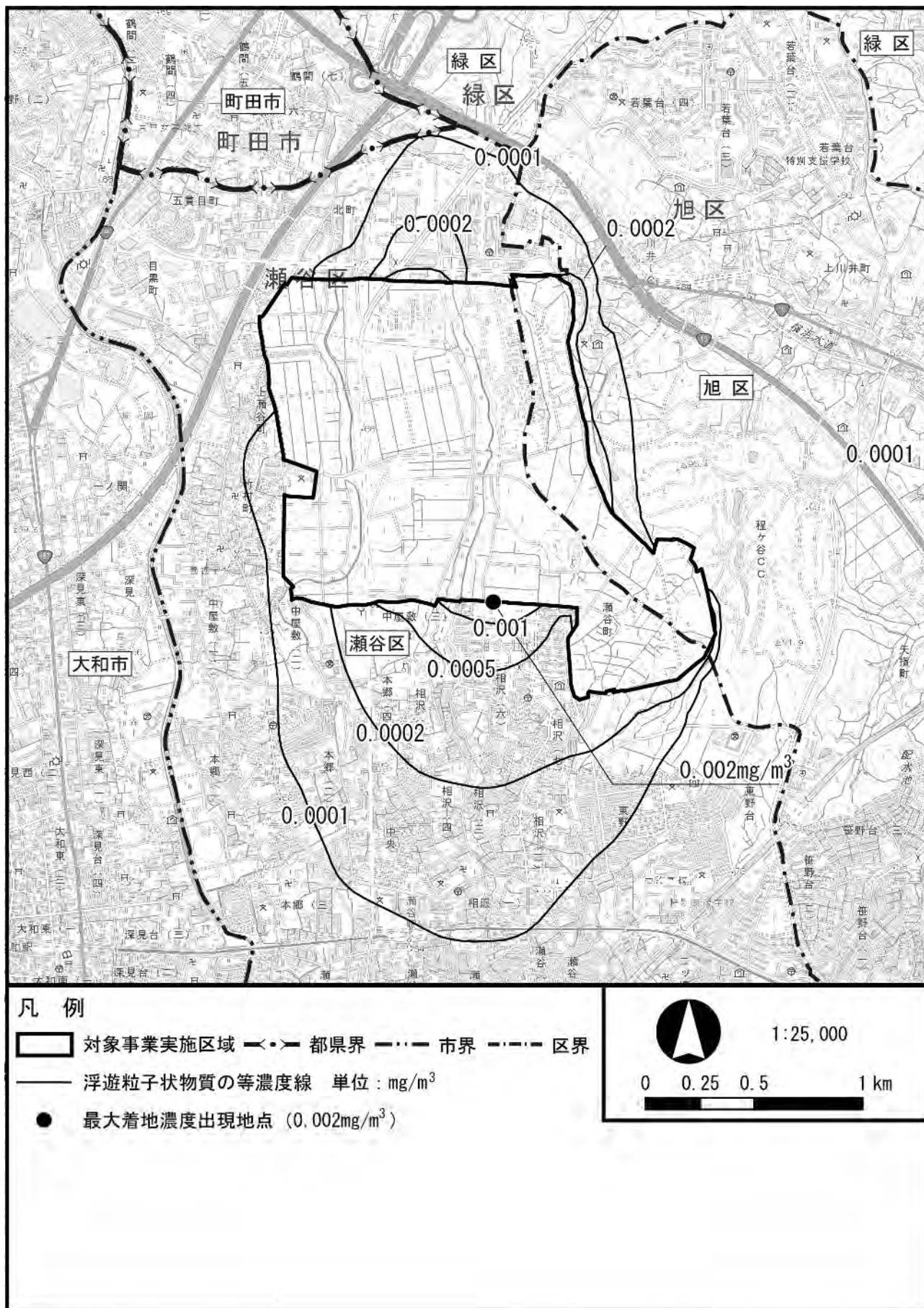


図 9.1-2 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.1-11 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-11 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	建設機械は、極力新しい排出ガス対策型の建設機械を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-12 に示すとおりです。

二酸化窒素の予測結果(日平均値の年間 98%値)は 0.048ppm であり、環境基準の範囲(0.04~0.06ppm)内には入っているものの、環境省の通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月)では、「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」とされているため、環境基準との整合が完全に図られているとは言い難いと評価します。また、横浜市

環境目標値(0.04ppm)についても整合が図られていません。

よって、表 9.1-11 に記した環境保全措置の実施を徹底し、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の低減を図ります。

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-13 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2%除外値）は、0.052mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-12 二酸化窒素の予測結果<sup>※1</sup>と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準
最大寄与濃度出現地点	0.023	0.048	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <sup>※2</sup>

※：1. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度（0.013ppm）を含みます。

2. 「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」（環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（環大企262号 昭和53年7月）より抜粋）

表 9.1-13 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準
最大寄与濃度出現地点	0.023	0.048	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 <sup>※2</sup>

注：予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度（0.021mg/m<sup>3</sup>）を含みます。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

一方、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値が横浜市の環境目標値を超過していることから、後掲表 11-1(1) (P.11-2) に示すとおり、今後モニタリングの実施を検討します。

## 9.1.2-2 建設機械の稼働（粉じん等）

### (1) 予測

#### ① 予測結果

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果は、表 9.1-14 に示すとおりです。  
対象事業実施区域近傍における降下ばいじん量の最大着地濃度は、5.7～9.6 t/km<sup>2</sup>/月です。

表 9.1-14 建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果

単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点	降下ばいじん量の予測結果			
	春季	夏季	秋季	冬季
最大着地濃度地点	5.7	6.3	9.6	8.9

### (2) 環境保全措置の検討

表 9.1-15 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-15 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	土木工事における転圧、散水等	切土や盛土等の土工事により裸地となる部分の速やかな転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工所用道路における転圧、鉄板敷設等	造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、車両の集中を回避することにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較は、表 9.1-16 に示すとおりです。

降下ばいじん量の予測結果は、5.7～9.6t/km<sup>2</sup>/月であり、いずれも参考値との整合が図られると評価します。

表 9.1-16 降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較

単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点	降下ばいじん量の予測結果				参考値※
	春季	夏季	秋季	冬季	
最大着地地点	5.7	6.3	9.6	8.9	10

※：参考値は、以下のとおりです。

項目	参考値	設定根拠
降下ばいじん	10t/km <sup>2</sup> /月	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示される参考値

注：参考値の設定について、当該文献資料では下記のとおり記載されています。

「環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km<sup>2</sup>/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/km<sup>2</sup>/月である。評価においては、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差である 10t/km<sup>2</sup>/月を参考とした。なお、降下ばいじん量の比較的高い地域の値とした 10t/km<sup>2</sup>/月は、平成5年度から9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値である。」

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。



### 9.1.2-3 工事用車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

##### ア. 二酸化窒素

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-17 に示すとおりです。（予測地点は図 9.1-3 に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道 4 地点としました。）

表 9.1-17 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度 A	将来一般交通量による寄与濃度 B	工事用車両による寄与濃度 C	将来予測濃度 A+B+C	寄与率 C/(A+B+C) × 100
			ppm	ppm	ppm	ppm	%
No. 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000853	0.000028	0.013881	0.2
		西側		0.000913	0.000028	0.013941	0.2
No. 2	八王子街道	北側		0.002121	0.000027	0.015148	0.2
		南側		0.002246	0.000028	0.015274	0.2
No. 3	八王子街道	南側		0.002643	0.000325	0.015968	2.0
		北側		0.002581	0.000335	0.015916	2.1
No. 4	環状 4 号線	西側		0.000839	0.000381	0.014220	2.7
		東側		0.000777	0.000346	0.014123	2.5

##### イ. 浮遊粒子状物質

工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-18 に示すとおりです。（予測地点は図 9.1-3 に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道 4 地点としました。）

表 9.1-18 工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度 A	将来一般交通量による寄与濃度 B	工事用車両による寄与濃度 C	将来予測濃度 A+B+C	寄与率 C/(A+B+C) × 100
			mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	%
No. 1	環状 4 号線	東側	0.021	0.000052	0.000002	0.021054	0.01
		西側		0.000057	0.000002	0.021059	0.01
No. 2	八王子街道	北側		0.000180	0.000003	0.021183	0.01
		南側		0.000194	0.000003	0.021197	0.01
No. 3	八王子街道	南側		0.000239	0.000040	0.021279	0.19
		北側		0.000232	0.000041	0.021273	0.19
No. 4	環状 4 号線	西側		0.000053	0.000035	0.021088	0.17
		東側		0.000048	0.000031	0.021079	0.15



図 9.1-3 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測地点

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.1-19 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-19 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス規制適合型の車両を使用	工事用車両は、極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の点検、整備を徹底	工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-20 に示すとおりです。二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98%値）は、0.032266～0.035794ppm であり、環境基準との整合が図られると評価します。横浜市環境目標値についても、全ての地点で 0.04ppm 以下であるため、整合が図られると評価します。

工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-21 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2%除外値）は、0.049683～0.050001mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-20 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準
			年平均値	日平均値の年間98%値	
No. 1	環状4号線	東側	0.013881	0.032266	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
		西側	0.013941	0.032367	
No. 2	八王子街道	北側	0.015148	0.034408	
		南側	0.015274	0.034621	
No. 3	八王子街道	南側	0.015968	0.035794	
		北側	0.015916	0.035706	
No. 4	環状4号線	西側	0.014220	0.032839	
		東側	0.014123	0.032675	

注：1. 日平均値の換算値とは、「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間98%値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.013ppmを含みます。

表 9.1-21 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準 (長期的評価)
			年平均値	日平均値の年間2%除外値	
No. 1	環状4号線	東側	0.021054	0.049683	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		西側	0.021059	0.049690	
No. 2	八王子街道	北側	0.021183	0.049866	
		南側	0.021197	0.049885	
No. 3	八王子街道	南側	0.021279	0.050001	
		北側	0.021273	0.049993	
No. 4	環状4号線	西側	0.021088	0.049731	
		東側	0.021079	0.049718	

注：1. 日平均値の換算値とは、「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間2%除外値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.021mg/m<sup>3</sup>を含みます。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.1.2-4 工事用車両の運行（粉じん等）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの季節別予測結果は、表 9.1-22 に示すとおりです。

表 9.1-22 工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測結果

単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点		降下ばいじん量の予測結果			
		春季	夏季	秋季	冬季
No. 1	環状4号線	0.1	0.1	0.1	0.1
No. 2	八王子街道	0.1	0.1	0.2	0.2
No. 3	八王子街道	1.8	1.9	2.8	2.7
No. 4	環状4号線	2.2	2.0	3.2	3.4

#### (2) 環境保全措置の検討

表 9.1-23 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-23 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	車両のタイヤ洗浄	工事用車両は、必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし
				出入口付近における散水、清掃等	工事ヤード出入口付近において、必要に応じて散水、清掃等を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし

#### (3) 評価

##### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較は、表 9.1-24 に示すとおりです。

降下ばいじん量の予測結果は、0.1～3.4t/km<sup>2</sup>/月であり、いずれも参考値との整合が図られると評価します。

表 9.1-24 降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較

単位：t/km<sup>2</sup>/月

予測地点		降下ばいじん量の予測結果				参考値
		春季	夏季	秋季	冬季	
No. 1	環状4号線	0.1	0.1	0.1	0.1	10
No. 2	八王子街道	0.1	0.1	0.2	0.2	
No. 3	八王子街道	1.8	1.9	2.8	2.7	
No. 4	環状4号線	2.2	2.0	3.2	3.4	

9.1.2-5 関係車両の走行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(1) 予測

① 予測結果

ア. 二酸化窒素

交通の集中に伴う二酸化窒素の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-25 に示すとおりです。（予測地点は、図 9.1-4 に示す供用時の関係車両の主な走行ルート沿道7地点としました。）

表 9.1-25 交通の集中に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度	将来予測濃度
			ppm	ppm
No. 1	環状4号線	東側	0.013	0.014041
		西側		0.014082
No. 2	八王子街道	北側		0.014376
		南側		0.014444
No. 3	八王子街道	南側		0.014112
		北側		0.014068
No. 4	環状4号線	西側		0.013837
		東側		0.013797
No. 5	深見第228号線	南側		0.013446
		北側		0.013434
No. 6	環状4号線	西側		0.013797
		東側		0.013620
No. 7	上瀬谷第172号線	西側		0.013564
		東側		0.013520

イ. 浮遊粒子状物質

交通の集中に伴う浮遊粒子状物質の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-26 に示すとおりです。（予測地点は、図 9.1-4 に示す供用時の関係車両の主な走行ルート沿道7地点としました。）



表 9.1-26 交通の集中に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バック グラウンド 濃度	将来予測 濃度
			mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>
No. 1	環状4号線	東側	0.021	0.021069
		西側		0.021073
No. 2	八王子街道	北側		0.021107
		南側		0.021113
No. 3	八王子街道	南側		0.021078
		北側		0.021074
No. 4	環状4号線	西側		0.021052
		東側		0.021049
No. 5	深見第228号線	南側		0.021023
		北側		0.021022
No. 6	環状4号線	西側		0.021050
		東側		0.021036
No. 7	上瀬谷第172号線	西側		0.021030
		東側		0.021027

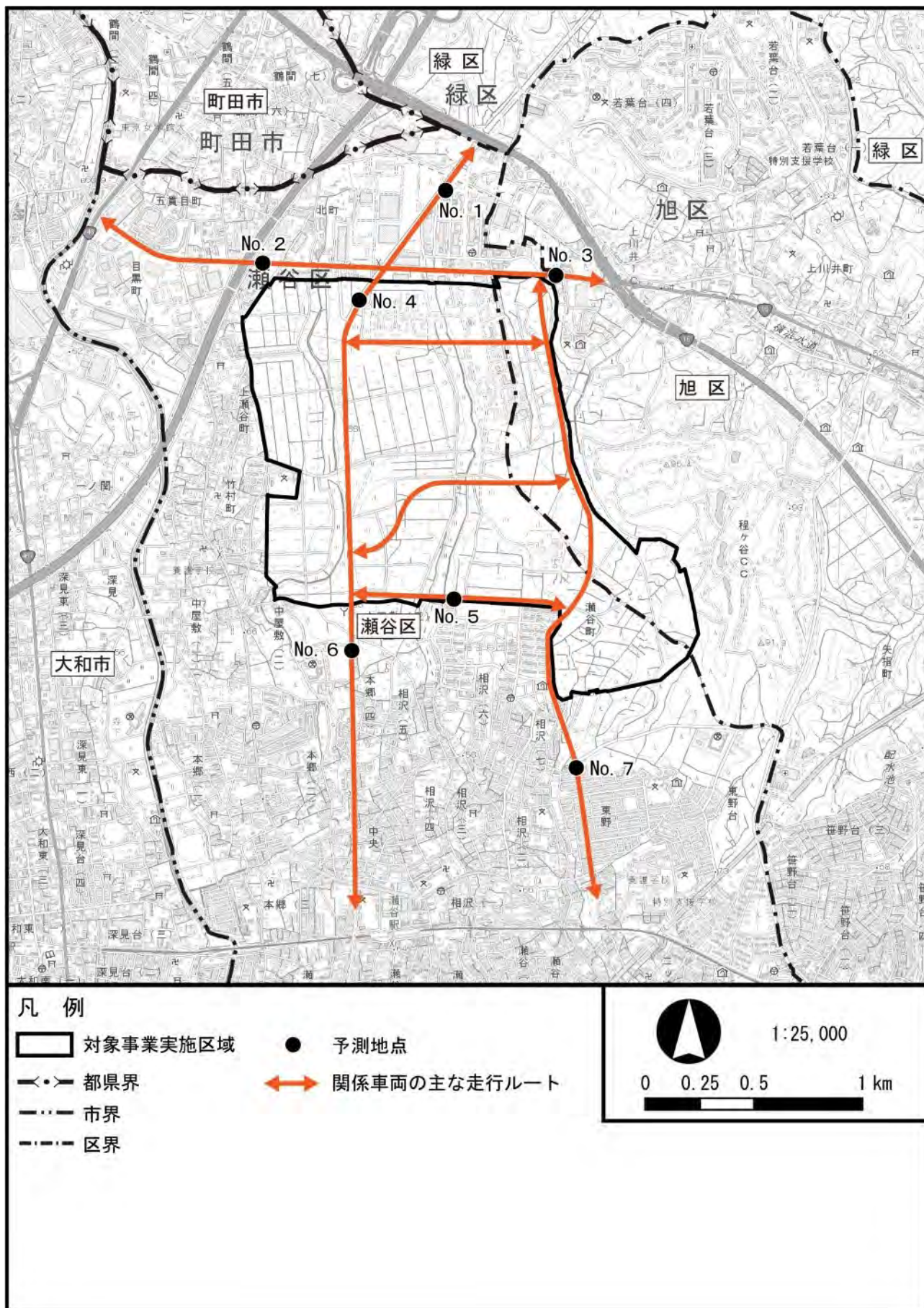


図 9.1-4 交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測地点

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.1-27 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-27 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-28 に示すとおりです。二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98% 値）は、0.031510～0.033218ppm であり、環境基準との整合が図られると評価します。横浜市環境目標値についても、全ての地点で 0.04ppm 以下であるため、整合が図られると評価します。

浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-29 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2% 除外値）は、0.049638～0.049766mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-28 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準
			年平均値	日平均値の年間98%値	
No. 1	環状4号線	東側	0.014041	0.032536	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
		西側	0.014082	0.032606	
No. 2	八王子街道	北側	0.014376	0.033103	
		南側	0.014444	0.033218	
No. 3	八王子街道	南側	0.014112	0.032656	
		北側	0.014068	0.032582	
No. 4	環状4号線	西側	0.013837	0.032191	
		東側	0.013797	0.032124	
No. 5	深見第228号線	南側	0.013446	0.031531	
		北側	0.013434	0.031510	
No. 6	環状4号線	西側	0.013797	0.032124	
		東側	0.013620	0.031825	
No. 7	上瀬谷第172号線	西側	0.013564	0.031730	
		東側	0.013520	0.031656	

注：1. 日平均値の換算値とは、「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間98%値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.013ppmを含みます。

表 9.1-29 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準 (長期的評価)
			年平均値	日平均値の年間2%除外値	
No. 1	環状4号線	東側	0.021069	0.049704	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		西側	0.021073	0.049710	
No. 2	八王子街道	北側	0.021107	0.049758	
		南側	0.021113	0.049766	
No. 3	八王子街道	南側	0.021078	0.049717	
		北側	0.021074	0.049711	
No. 4	環状4号線	西側	0.021052	0.049680	
		東側	0.021049	0.049676	
No. 5	深見第228号線	南側	0.021023	0.049639	
		北側	0.021022	0.049638	
No. 6	環状4号線	西側	0.021050	0.049677	
		東側	0.021036	0.049658	
No. 7	上瀬谷第172号線	西側	0.021030	0.049649	
		東側	0.021027	0.049645	

注：1. 日平均値の換算値とは、「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間2%除外値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.021mg/m<sup>3</sup>を含みます。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.2 騒音

### 9.2.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 騒音の状況

対象事業実施区域及びその周辺における騒音の現地調査結果は、表 9.2-1 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-2 (P.8-32) に示すとおりです。

表 9.2-1 環境騒音及び道路交通騒音の現地調査結果

単位：dB

区分	調査地点	区分	地域 類型	調査結果		環境基準	
				等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )		昼間	夜間
				昼間	夜間		
環境騒音	環境騒振 1	平日	B (一般)	47 (○)	48 (×)	55	45
		休日		45 (○)	46 (×)		
	環境騒振 2	平日	B (一般)	48 (○)	47 (×)	55	45
		休日		48 (○)	46 (×)		
	環境騒振 3	平日	A (一般)	44 (○)	42 (○)	55	45
		休日		45 (○)	42 (○)		
道路交通騒音	道路騒振 1	平日	幹線	66 (○)	62 (○)	70	65
		休日		63 (○)	60 (○)		
	道路騒振 2	平日	C (道路)	71 (×)	70 (×)	65	60
		休日		69 (×)	68 (×)		
	道路騒振 3	平日	C (道路)	73 (×)	72 (×)	65	60
		休日		72 (×)	70 (×)		
	道路騒振 4	平日	幹線	64 (○)	60 (○)	70	65
		休日		62 (○)	59 (○)		
	道路騒振 5	平日	A (道路)	67 (×)	60 (×)	60	55
		休日		66 (×)	59 (×)		
	道路騒振 6	平日	B (道路)	67 (×)	65 (×)	65	60
		休日		67 (×)	64 (×)		
	道路騒振 7	平日	A (道路)	60 (○)	50 (○)	60	55
		休日		58 (○)	52 (○)		

注：1. 調査地点の位置は、前掲図 8.2-2 (P.8-32) 参照。

2. 地域類型は、以下に示すとおりです。なお、横浜市は、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年 3 月告示第 82 号)として、平成 24 年 4 月から下表に示すように定められています。

A：専ら住居の用に供される地域、B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(一般)：一般地域

(道路)：2車線以上の車線を有する道路 (Cについては車線を有する道路)に面する地域

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

3. 昼間は 6：00～22：00、夜間は 22：00～翌 6：00 を示します。

4. ( ) 内の印は環境基準との比較した結果を示します。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回ることを示します。



## 9.2.2 予測及び評価の結果

### 9.2.2-1 建設機械の稼働

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 9.2-2 及び図 9.2-1 に示すとおりです。  
最大値出現地点における騒音レベル (L<sub>A5</sub>) は 69dB です。

表 9.2-2 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

単位：dB

地点名称	建設機械からの 騒音レベル (L <sub>A5</sub> )
最大値出現地点	69

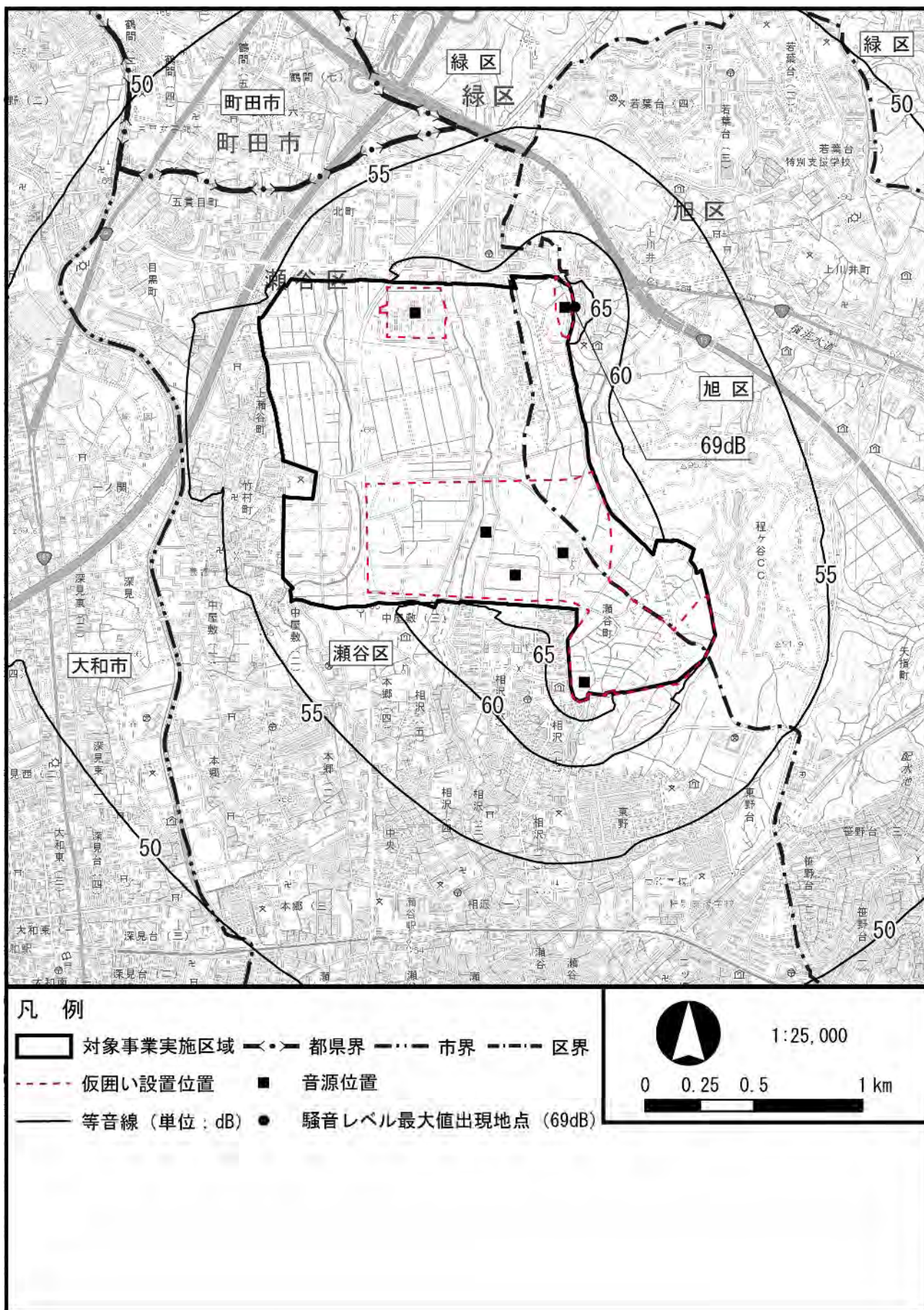


図 9.2-1 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

## (2) 環境保全措置の検討

### ① 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

表 9.2-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-3 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	騒音の発生への影響	騒音発生源措置	発生源の低減	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、騒音を抑制することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2)環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られているものと評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果と規制基準との比較は、表 9.2-4 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音については、最大値出現地点における騒音レベル ( $L_{A5}$ ) は 69dB であり、「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準を下回ります。

したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

表 9.2-4 騒音の予測結果と基準との比較 (建設機械)

単位: dB

予測地点	予測結果	基準
	建設機械からの騒音レベル ( $L_{A5}$ )	特定建設作業 ( $L_{A5}$ )
最大値出現地点	69	85

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.2.2-2 工事用車両の運行

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事用車両の運行に伴う騒音の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.2-5 に示すとおりです。(予測地点は前掲図 9.1-3 (P.9.1-13) に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道4地点としました。)

表 9.2-5 工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) (予測値)		工事用車両 による 増加分 B-A
				将来一般交通量 A	工事中交通量 B	
昼間	No. 1	環状4号線	東側	65.7	65.9	0.2
			西側	66.7	66.9	0.2
	No. 2	八王子街道	北側	71.9	72.0	0.1
			南側	71.0	71.1	0.1
	No. 3	八王子街道	南側	72.7	73.5	0.8
			北側	72.6	73.4	0.8
	No. 4	環状4号線	西側	69.7	71.6	1.9
			東側	69.8	71.7	1.9

注：予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6～22時としました。

#### (2) 環境保全措置の検討

表 9.2-6 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-6 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境 への影響	
			内容	効果	区分				
工事の 実施	工事用 車両の 運行	騒音の 発生への 影響	道路騒音の 低減	工事工程の平 準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリング ストップや過 負荷運転の防 止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2)環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られていると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較は、表 9.2-7 に示すとおりです。

道路端における騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) の予測結果は、65.9～73.5dB であり、No. 2、3、4 の地点で環境基準を超過します。なお、No. 2、3 については将来一般交通量による騒音レベルで環境基準を超過していますが、工事用車両による騒音レベルの増加分は1dB 未満となっています。No. 4 については、将来一般交通量では環境基準値を下回っていますが、工事中交通量では環境基準を超過します。

以上のことから、工事用車両の運行に伴う騒音は、No. 1 については環境基準との整合が図られます。No. 2、3、4 については、工事用車両による増加分は0.1～1.9dB ですが環境基準を上回ることから、工事の実施にあたっては、安全走行、規制速度の厳守、運行ルート及び運行時間の限定、不必要な空ぶかしの禁止等を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り騒音の低減に努めます。

表 9.2-7 工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	予測結果			環境基準	
				将来一般 交通量 A	工事中 交通量 B	工事用車 両による 増加分 B-A	環境 基準	地域 類型
昼間	No. 1	環状4号線	東側	65.7 (○)	65.9 (○)	0.2	70 以下	幹線
			西側	66.7 (○)	66.9 (○)	0.2	70 以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	71.9 (×)	72.0 (×)	0.1	65 以下	C (道路)
			南側	71.0 (×)	71.1 (×)	0.1	65 以下	C (道路)
	No. 3	八王子街道	南側	72.7 (×)	73.5 (×)	0.8	65 以下	C (道路)
			北側	72.6 (×)	73.4 (×)	0.8	65 以下	C (道路)
	No. 4	環状4号線	西側	69.7 (○)	71.6 (×)	1.9	70 以下	幹線
			東側	69.8 (○)	71.7 (×)	1.9	70 以下	幹線

注：1. 予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6～22時としました。

2. 環境基準の地域類型は、以下に示すとおりです。

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

B (道路)：主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

C (道路)：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち車線を有する道路に面する地域

3. ( ) 内の印は環境基準との比較した結果を示しています。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回る

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

一方、一部地点で環境基準を超過していることから、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

### 9.2.2-3 関係車両の走行

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

交通の集中に伴う騒音の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.2-8 に示すとおりです。(予測地点は前掲図 9.1-4 (P. 9.1-19) に示す関係車両の主な走行ルートに沿道 7 地点としました。)

表 9.2-8 交通の集中に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )
				将来交通量
昼間	No. 1	環状 4 号線	東側／西側	65.9 / 67.3
	No. 2	八王子街道	北側／南側	72.7 / 72.6
	No. 3	八王子街道	南側／北側	71.9 / 72.9
	No. 4	環状 4 号線	西側／東側	70.9 / 71.2
	No. 5	深見 第 228 号線	南側／北側	67.2 / 66.8
	No. 6	環状 4 号線	西側／東側	66.3 / 64.6
	No. 7	上瀬谷 第 172 号線	西側／東側	65.4 / 64.7
夜間	No. 1	環状 4 号線	東側／西側	68.7 / 69.7
	No. 2	八王子街道	北側／南側	72.8 / 72.9
	No. 3	八王子街道	南側／北側	68.1 / 69.5
	No. 4	環状 4 号線	西側／東側	65.2 / 65.1
	No. 5	深見 第 228 号線	南側／北側	57.9 / 58.1
	No. 6	環状 4 号線	西側／東側	64.1 / 62.1
	No. 7	上瀬谷 第 172 号線	西側／東側	58.1 / 58.0

注：予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間 6～22 時、夜間 22～6 時としました。



## (2) 環境保全措置の検討

表 9.2-9 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-9 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2)環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

交通の集中に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較は、表 9.2-10 に示すとおりです。道路端における騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) の予測結果は、昼間 64.6～72.9dB、夜間 57.9～72.9dB であり、No. 2、3、5、6、7は、昼間と夜間、No. 1は夜間、No. 4は昼間において評価の指標を上回ります。

予測結果が環境基準を上回った地点の中で、No. 2、3、5、6は、現地調査の段階で既に環境基準を上回っており、都市計画対象事業による影響はそれほど大きくないと考えます。一方、No. 1、4、7は、現地調査の段階では環境基準を下回っていましたが、予測結果では環境基準を上回りました。特に No. 7は、現地調査結果から、昼間は約 7dB、夜間は約 8dB 大きくなると予測されます。

評価の指標を上回った全地点において、関係車両について公共交通機関の利用を促す等により騒音の発生を抑制するほか、関係行政と協議して交通の集中に伴う負荷の低減に努めます。

なお、No.7を通過する関係車両は、上物事業による関係車両以外の一般車両の交通量が多くを占めることから、本区画整理事業では対応が困難なところもありますので、横浜市として対応をしていくこととします。評価書に記載した予測結果については、関係部局に引き継いでいくとともに、供用時におけるモニタリングの実施を検討していきます。

表 9.2-10 現地調査結果と交通の集中に伴う騒音の予測結果及び環境基準との比較

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	現地調査結果		予測結果	環境基準	
				平日	休日	将来交通量	環境 基準	地域 類型
昼間	No. 1	環状4号線	東側	66 (○)	63 (○)	65.9 (○)	70 以下	幹線
			西側	—	—	67.3 (○)	70 以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	72.7 (×)	70 以下	幹線
			南側	71 (×)	69 (×)	72.6 (×)	70 以下	幹線
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	71.9 (×)	70 以下	幹線
			北側	73 (×)	72 (×)	72.9 (×)	70 以下	幹線
	No. 4	環状4号線	西側	64 (○)	62 (○)	70.9 (×)	70 以下	幹線
			東側	—	—	71.2 (×)	70 以下	幹線
	No. 5	深見 第228号線	南側	67 (×)	66 (×)	67.2 (×)	60 以下	A (道路)
			北側	—	—	66.8 (×)	60 以下	A (道路)
	No. 6	環状4号線	西側	67 (×)	67 (×)	66.3 (×)	65 以下	B (道路)
			東側	—	—	64.6 (○)	65 以下	B (道路)
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	—	—	65.4 (×)	60 以下	A (道路)
			東側	60 (○)	58 (○)	64.7 (×)	60 以下	A (道路)
夜間	No. 1	環状4号線	東側	62 (○)	60 (○)	68.7 (×)	65 以下	幹線
			西側	—	—	69.7 (×)	65 以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	72.8 (×)	65 以下	幹線
			南側	70 (×)	68 (×)	72.9 (×)	65 以下	幹線
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	68.1 (×)	65 以下	幹線
			北側	72 (×)	70 (×)	69.5 (×)	65 以下	幹線
	No. 4	環状4号線	西側	60 (○)	59 (○)	65.2 (○)	65 以下	幹線
			東側	—	—	65.1 (○)	65 以下	幹線
	No. 5	深見 第228号線	南側	60 (×)	59 (×)	57.9 (×)	55 以下	A (道路)
			北側	—	—	58.1 (×)	55 以下	A (道路)
	No. 6	環状4号線	西側	65 (×)	64 (×)	64.1 (×)	60 以下	B (道路)
			東側	—	—	62.1 (×)	60 以下	B (道路)
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	50 (○)	52 (○)	58.1 (×)	55 以下	A (道路)
			東側	—	—	58.0 (×)	55 以下	A (道路)

注：1. 予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6～22時、夜間22～6時としました。

2. 環境基準の地域類型は、以下に示すとおりです。

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

A (道路)：専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

B (道路)：主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

C (道路)：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち車線を有する道路に面する地域

3. No. 2、No. 3は、4車線の道路になりますので、環境基準の当てはめは“幹線”としました。

しかし、No. 2とNo. 3の現地調査結果の欄は、現地調査結果の時の環境基準との比較としています。

4. ( ) 内の印は環境基準との比較した結果を示しています。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回る

なお、環境基準と比較を行う際には、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル (道路に面する地域編)」(平成27年10月、環境省)に準拠し、整数化した騒音レベルが基準値を超過しない場合は「○」、超過する場合は「×」としました。

5. 現地調査結果の“—”は、騒音測定用のマイクを置いていないので調査結果がないことを示します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.3 振動

#### 9.3.1 調査結果の概要

##### (1) 調査結果

##### ① 振動の状況

対象事業実施区域及びその周辺における振動の現地調査結果は、表 9.3-1 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-2 (P.8-32) に示すとおりです。

表 9.3-1 環境振動及び道路交通振動の現地調査結果

単位：dB

区分	調査地点	区分	区域 区分	調査結果 (時間帯最大値)		限度値	
				振動レベル (L <sub>10</sub> )		昼間	夜間
				昼間	夜間		
環境振動	環境騒振 1	平日	第 1 種	32 (○)	31 (○)	60	55
		休日		<25 (○)	<25 (○)		
	環境騒振 2	平日	第 1 種	34 (○)	32 (○)	60	55
		休日		29 (○)	28 (○)		
	環境騒振 3	平日	第 1 種	29 (○)	29 (○)	60	55
		休日		33 (○)	28 (○)		
道路振動	道路騒振 1	平日	第 2 種	48 (○)	45 (○)	70	65
		休日		39 (○)	39 (○)		
	道路騒振 2	平日	第 2 種	48 (○)	49 (○)	70	65
		休日		40 (○)	42 (○)		
	道路騒振 3	平日	第 2 種	58 (○)	59 (○)	70	65
		休日		49 (○)	52 (○)		
	道路騒振 4	平日	第 1 種	45 (○)	44 (○)	65	60
		休日		39 (○)	38 (○)		
	道路騒振 5	平日	第 1 種	53 (○)	53 (○)	65	60
		休日		51 (○)	51 (○)		
	道路騒振 6	平日	第 1 種	50 (○)	48 (○)	65	60
		休日		43 (○)	43 (○)		
	道路騒振 7	平日	第 1 種	37 (○)	37 (○)	65	60
		休日		36 (○)	32 (○)		

注：1. 調査地点の位置は、前掲図 8.2-2 (P.8-32) 参照。

2. 区域区分は、以下に示すとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3. 昼間は 8：00～19：00、夜間は 19：00～翌 8：00 を示します。

4. 一般環境振動の限度値は「横浜市生活環境の保全に関する条例」における事業所において発生する許容限度、道路交通振動の限度値は振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を示します。

5. ( ) 内の印は限度値との比較結果を示します。○：限度値を下回る、×：限度値を上回る

6. <25 は、25dB 未満を示します。

## 9.3.2 予測及び評価の結果

### 9.3.2-1 建設機械の稼働

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 9.3-2 及び図 9.3-1 に示すとおりです。

表 9.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果

単位：dB

地点名称	建設機械からの 振動レベル (L <sub>10</sub> )
最大値出現地点	61

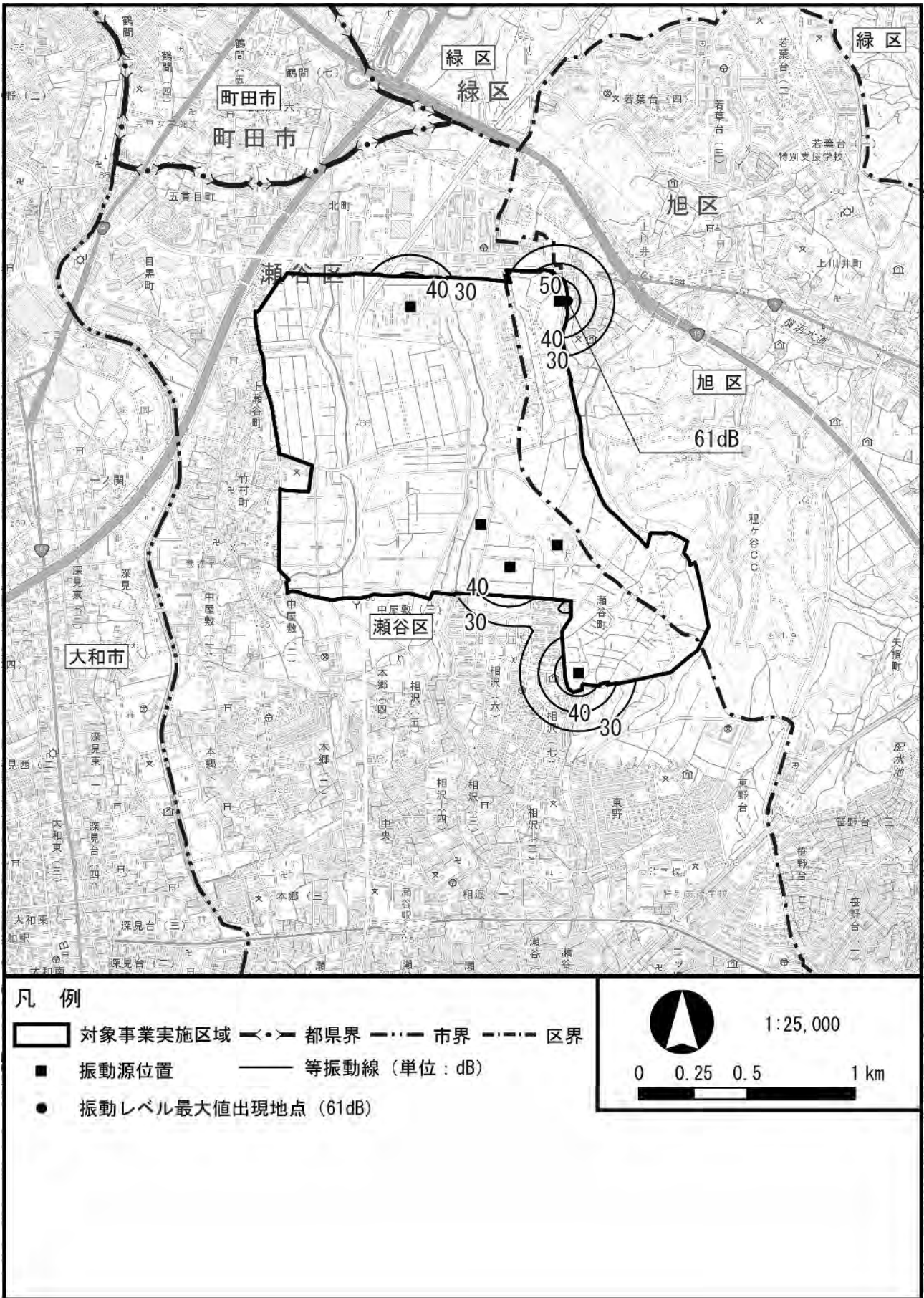


図 9.3-1 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果



## (2) 環境保全措置の検討

表 9.3-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-3 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	振動の発生への影響	振動発生源措置	発生源の低減	低振動型建設機械の採用	低振動型建設機械の採用により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、振動を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果と基準との比較は、表 9.3-4 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動については、最大値出現地点における振動レベルは 61dB であり、「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の基準を下回ります。

したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

表 9.3-4 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果と基準との比較（建設機械）

単位：dB

予測地点	予測結果	基準
	建設機械からの振動レベル (L <sub>10</sub> )	特定建設作業 (L <sub>10</sub> )
最大値出現地点	61	75

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

#### 9.3.2-2 工事用車両の運行

##### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事用車両の運行に伴う振動の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.3-5 に示すとおりです。(予測地点は前掲図 9.1-3 (P.9.1-13) に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道4地点としました。)

表 9.3-5 工事用車両の運行に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測時間帯	予測地点	道路名	方向	道路交通振動レベル (予測値) ( $L_{10}$ ) (予測時間帯の最大値)		工事用車両による 増加分 B-A
				将来一般交通量 A	工事中交通量 B	
昼間	No. 1	環状4号線	東側	47.6	47.6	0.1未満
			西側	47.7	47.7	0.1未満
	No. 2	八王子街道	北側	48.1	48.1	0.1未満
			南側	48.1	48.1	0.1未満
	No. 3	八王子街道	南側	57.9	58.9	1.0
			北側	57.9	58.9	1.0
	No. 4	環状4号線	西側	49.1	51.4	2.3
			東側	49.1	51.4	2.3
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45.1	46.2	1.1
			西側	45.2	46.3	1.1
	No. 2	八王子街道	北側	46.6	47.2	0.6
			南側	46.6	47.2	0.6
	No. 3	八王子街道	南側	55.8	56.4	0.6
			北側	55.8	56.4	0.6
	No. 4	環状4号線	西側	48.3	51.5	3.2
			東側	48.3	51.5	3.2

注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.3-6 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-6 環境保全措置の実施の内容

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	工事用車両の運行	振動の発生への影響	道路振動の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、振動の発生を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う振動の予測結果と「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度との比較は、表 9.3-7 に示すとおりです。

道路端における振動レベル (L<sub>10</sub>) の予測結果 (最大値) は、昼間 47.6~58.9dB、夜間 46.2~56.4dB であり、いずれも要請限度を下回ります。

したがって、工事用車両の運行に伴う振動は、目標との整合が図られると評価します。

表 9.3-7 工事用車両の運行に伴う振動の予測結果と要請限度との比較

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	予測結果			要請限度	
				将来一般 交通量	工事中 交通量	工事用車両 による 増加分 B-A	要請 限度	区域 区分
				A	B	B-A		
昼間	No. 1	環状4号線	東側	47.6 (○)	47.6 (○)	0.1 未満	70	第2種
			西側	47.7 (○)	47.7 (○)	0.1 未満		
	No. 2	八王子街道	北側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満	70	第2種
			南側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満		
	No. 3	八王子街道	南側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0	70	第2種
			北側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0		
	No. 4	環状4号線	西側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3	65	第1種
			東側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3		
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45.1 (○)	46.2 (○)	1.1	65	第2種
			西側	45.2 (○)	46.3 (○)	1.1		
	No. 2	八王子街道	北側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6	65	第2種
			南側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6		
	No. 3	八王子街道	南側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6	65	第2種
			北側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6		
	No. 4	環状4号線	西側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2	60	第1種
			東側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2		

- 注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。  
 2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。  
 3. (○)内の印は要請限度との比較した結果を示しています。  
 ○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.3.2-3 関係車両の走行

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

交通の集中に伴う振動の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.3-8 に示すとおりです。  
(予測地点は前掲図 9.1-4 (P.9.1-19) に示す関係車両の主な走行ルートに沿道7地点としました。)

表 9.3-8 交通の集中に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通振動レベル (L <sub>10</sub> ) (予測時間帯の最大値)
				将来交通量
昼間	No. 1	環状4号線	東側	50.1
			西側	50.2
	No. 2	八王子街道	北側	51.2
			南側	51.2
	No. 3	八王子街道	南側	52.3
			北側	53.3
	No. 4	環状4号線	西側	49.1
			東側	50.1
	No. 5	深見 第228号線	南側	47.9
			北側	47.9
	No. 6	環状4号線	西側	49.9
			東側	49.0
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	46.1
			東側	46.0
夜間	No. 1	環状4号線	東側	52.3
			西側	52.4
	No. 2	八王子街道	北側	51.2
			南側	51.2
	No. 3	八王子街道	南側	51.7
			北側	52.7
	No. 4	環状4号線	西側	49.0
			東側	49.9
	No. 5	深見 第228号線	南側	44.8
			北側	44.8
	No. 6	環状4号線	西側	48.0
			東側	47.2
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	46.8
			東側	46.7

注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.3-9 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-9 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	振動の発生への影響	道路振動の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2)環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

交通の集中に伴う振動の予測結果と「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度との比較は、表 9.3-10 に示すとおりです。

道路端における振動レベル (L<sub>10</sub>) の予測結果 (最大値) は、昼間 46.0～53.3dB、夜間 44.8～52.7dB であり、いずれも要請限度を超過しません。

以上より、交通の集中に伴う振動は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

現況と比較すると、振動レベルが高くなる地点がありますが、走行時間帯の集中回避や公共交通機関の利用を促すことで、振動の発生を抑制することにより、振動への影響が低減されます。



表 9.3-10 現地調査結果と交通の集中に伴う振動の予測結果及び要請限度との比較

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	現地調査結果		予測結果	要請限度	
				平日	休日	将来交通量	要請 限度	区域 区分
昼間	No. 1	環状4号線	東側	48 (○)	39 (○)	50.1 (○)	70	第2種
			西側	—	—	50.2 (○)		
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	51.2 (○)	70	第2種
			南側	48 (○)	40 (○)	51.2 (○)		
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	52.3 (○)	70	第2種
			北側	58 (○)	49 (○)	53.3 (○)		
	No. 4	環状4号線	西側	45 (○)	39 (○)	49.1 (○)	65	第1種
			東側	—	—	50.1 (○)		
	No. 5	深見 第228号線	南側	53 (○)	51 (○)	47.9 (○)	65	第1種
			北側	—	—	47.9 (○)		
	No. 6	環状4号線	西側	50 (○)	43 (○)	49.9 (○)	65	第1種
			東側	—	—	49.0 (○)		
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	—	—	46.1 (○)	65	第1種
			東側	37 (○)	36 (○)	46.0 (○)		
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45 (○)	39 (○)	52.3 (○)	65	第2種
			西側	—	—	52.4 (○)		
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	51.2 (○)	65	第2種
			南側	49 (○)	42 (○)	51.2 (○)		
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	51.7 (○)	65	第2種
			北側	59 (○)	52 (○)	52.7 (○)		
	No. 4	環状4号線	西側	44 (○)	38 (○)	49.0 (○)	60	第1種
			東側	—	—	49.9 (○)		
	No. 5	深見 第228号線	南側	53 (○)	59 (○)	44.8 (○)	60	第1種
			北側	—	—	44.8 (○)		
	No. 6	環状4号線	西側	48 (○)	43 (○)	48.0 (○)	60	第1種
			東側	—	—	47.2 (○)		
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	37 (○)	32 (○)	46.8 (○)	60	第1種
			東側	—	—	46.7 (○)		

注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

3. ( ) 内の印は要請限度との比較した結果を示しています。

○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る

4. 現地調査結果の“—”は、振動測定用の測定機を置いていないので調査結果がないことを示します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.4 水質

### 9.4.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 生活環境項目等調査（平常時）

河川の平常時の生活環境項目等に係る現地調査結果は、表 9.4-1 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-3 (P.8-38) に示すとおりです。

表 9.4-1 (1) 河川の水質（豊水期—生活環境項目等）

調査項目	単位	水質1 大門川 上流	水質2 大門川 下流	水質3 相沢川 上流	水質4 相沢川 下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川	環境基準
		D	D	D	D	B	D	
類型区分		(全亜鉛：生物B)						
気温	℃	30.0	32.0	25.0	32.0	32.0	32.0	—
水温	℃	27.0	27.0	20.5	27.0	22.2	25.1	—
外観	—	淡白色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	無色透明	淡黄色 透明	—
透視度	度	31	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	—
濁度	度	8.07	2.46	0.87	2.26	6.1	0.71	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率(EC)	mS/m	47.5	42.9	33.0	24.6	15	24.9	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.3	8.2	7.6	7.5	7.9	7.4	B:6.5以上、8.5以下 D:6.0以上、8.5以下
生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/L	9.1	3.4	1.1	0.5未満	0.8	0.5未満	B:3mg/L以下 D:8mg/L以下
浮遊物質量(SS)	mg/L	11	3	2	1未満	6	2	B:25mg/L以下 D:100mg/L以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.5	8.7	8.1	8.2	8.4	8.1	B:5mg/L以上 D:2mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100mL	49,000	46,000	1,700	79,000	33,000	13,000	B:5,000MPN/100mL以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.053	0.020	0.006	0.003	0.002	0.006	生物B:0.03mg/L以下
流量	m <sup>3</sup> /s	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027	—

注：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

表 9.4-1 (2) 河川の水質（渇水期－生活環境項目等）

調査項目	単位	水質1 大門川 上流	水質2 大門川 下流	水質3 相沢川 上流	水質4 相沢川 下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川	環境基準
		D	D	D	D	B	D	
(全亜鉛：生物B)								
気温	℃	12.8	11.9	8.4	9.5	13.8	12.5	—
水温	℃	13.7	10.0	13.1	10.4	12.3	12.1	—
外観	—	淡黄色濁	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	—
透視度	度	16	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	—
濁度	度	25.5	2.83	2.25	1.05	4.05	0.84	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率(EC)	mS/m	37.0	31.7	28.7	23.0	24.2	21.9	—
水素イオン濃度 (pH)	—	7.8	8.4	7.9	7.7	8.1	7.4	B:6.5以上、8.5以下 D:6.0以上、8.5以下
生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/L	11	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5未満	B:3mg/L以下 D:8mg/L以下
浮遊物質(S S)	mg/L	25	2	2	1未満	1	1	B:25mg/L以下 D:100mg/L以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.9	11	9.6	11	11	10	B:5mg/L以上 D:2mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100mL	130000	3300	4900	2400	1700	1100	B:5,000MPN/100mL以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.052	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	生物B:0.03mg/L以下
流量	m <sup>3</sup> /s	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023	—

注：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

## ② 降雨時 SS 調査

河川の降雨時の現地調査結果は、表 9.4-2 に示すとおりです。

表 9.4-2 (1) 河川の水質（降雨時 1 回目）

調査項目	単位	水質1 大門川上流	水質2 大門川下流	水質3 相沢川上流	水質4 相沢川下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川
気温	℃	19.8	19.8	19.8	19.4	19.9	19.5
水温	℃	19.0	21.0	18.5	19.9	18.5	19.8
外観	—	淡褐色強濁	褐色濁	淡褐色中濁	灰褐白色濁	茶色濁	淡灰色微濁
透視度	度	10.5	9.5	13.5	13.0	8.0	24.0
濁度	度	42	60	21	38	92	21
浮遊物質(S S)	mg/L	28	77	9	50	130	10
流量	m <sup>3</sup> /s	0.2233	0.3329	0.04989	0.1813	0.0304	0.0110

表 9.4-2(2) 河川の水質（降雨時 2 回目）

調査項目	単位	水質 1 大門川上流	水質 2 大門川下流	水質 3 相沢川上流	水質 4 相沢川下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川
気温	℃	14.8	15.2	15.0	15.5	15.2	15.0
水温	℃	15.3	14.8	15.5	15.4	15.8	16.0
外観	—	褐色強濁	褐色強濁	淡褐色中濁	淡褐色濁	褐色強濁	淡褐色濁
透視度	度	4.5	4.5	11.0	10.5	3.0	25.0
濁度	度	264	218	61	49	487	30
浮遊物質量（SS）	mg/L	120	190	61	56	480	36
流量	m <sup>3</sup> /s	3.0371	2.4686	0.44593	0.0851	0.4153	0.0608

③ 健康項目等調査（平常時）

河川の健康項目等に係る現地調査結果は、表 9.4-3 に示すとおりです。

表 9.4-3 河川の水質（健康項目等）

調査項目	単位	水質 1 大門川 上流	水質 2 大門川 下流	水質 3 相沢川 上流	水質 4 相沢川 下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川	定量下限値	環境基準
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.05以下
砒素	mg/L	0.001	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.9	4.1	1.8	2.1	1.4	0.66	0.05	10以下
ふっ素	mg/L	0.09	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.055	0.023	0.023	0.031	0.023	0.033	-	1以下

#### ④ 土質沈降試験結果

対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土質沈降試験を実施した結果は、表 9.4-4 に示すとおりです。

表 9.4-4 土質沈降試験結果

No	経過時間(時)	0	1	2	4	6	12	18	24	48	72
土質 1	SS(mg/l)	2000	140	74	57	44	40	34	29	24	9
	濁度(度)	—	120	91	74	63	84	78	69	69	33
	SS 残留率(%)	100	7	3.7	2.8	2.2	2	1.7	1.4	1.2	0.4
	沈降速度(m/s)	—	$5.5 \times 10^{-5}$	$2.8 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-5}$	$9.3 \times 10^{-6}$	$4.6 \times 10^{-6}$	$3.1 \times 10^{-6}$	$2.3 \times 10^{-6}$	$1.2 \times 10^{-6}$	$7.7 \times 10^{-7}$
土質 2	SS(mg/l)	2000	61	28	27	23	12	10	9	9	2
	濁度(度)	—	46	31	30	29	31	28	28	13	12
	SS 残留率(%)	100	3	1.4	1.35	1.15	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	$5.5 \times 10^{-5}$	$2.8 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-5}$	$9.3 \times 10^{-6}$	$4.6 \times 10^{-6}$	$3.1 \times 10^{-6}$	$2.3 \times 10^{-6}$	$1.2 \times 10^{-6}$	$7.7 \times 10^{-7}$
土質 3	SS(mg/l)	2000	66	35	35	34	15	15	15	7	5
	濁度(度)	—	53	42	40	39	40	44	37	15	17
	SS 残留率(%)	100	3.3	1.75	1.75	1.7	0.75	0.75	0.75	0.35	0.2
	沈降速度(m/s)	—	$5.5 \times 10^{-5}$	$2.8 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-5}$	$9.3 \times 10^{-6}$	$4.6 \times 10^{-6}$	$3.1 \times 10^{-6}$	$2.3 \times 10^{-6}$	$1.2 \times 10^{-6}$	$7.7 \times 10^{-7}$
土質 4	SS(mg/l)	2000	49	32	28	22	11	10	9	9	2
	濁度(度)	—	36	28	26	24	21	21	21	14	13
	SS 残留率(%)	100	2.4	1.6	1.4	1.1	0.55	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	$5.5 \times 10^{-5}$	$2.8 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-5}$	$9.3 \times 10^{-6}$	$4.6 \times 10^{-6}$	$3.1 \times 10^{-6}$	$2.3 \times 10^{-6}$	$1.2 \times 10^{-6}$	$7.7 \times 10^{-7}$
土質 5	SS(mg/l)	2000	20	16	17	14	5	5	6	5	3
	濁度(度)	—	17	14	15	14	13	13	13	9.8	10
	SS 残留率(%)	100	1	0.8	0.8	0.7	0.2	0.2	0.3	0.2	0.15
	沈降速度(m/s)	—	$5.5 \times 10^{-5}$	$2.8 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-5}$	$9.3 \times 10^{-6}$	$4.6 \times 10^{-6}$	$3.1 \times 10^{-6}$	$2.3 \times 10^{-6}$	$1.2 \times 10^{-6}$	$7.7 \times 10^{-7}$

注：1. 各地点の目視による性状は以下のとおりです。

土質 1：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌

土質 2：沖積層。基地内の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

土質 3：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌

土質 4：沖積層。地表は農道と農用地の間の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

土質 5：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質主体の粘り気のない土壌

2. SSの初期濃度は、2000mg/l としました。

## 9.4.2 予測及び評価の結果（水の濁り）

### (1) 予測

#### ① 予測結果

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）は、表 9.4-5 に示すとおりです。（予測地点及び仮設調整池の位置は図 9.4-1 に示す仮設調整池の出口としました。）

表 9.4-5(1) 仮設調整池の出口での浮遊物質量(SS)の予測結果(豪雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m <sup>3</sup> /min)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 <sup>※1</sup> (%)	仮設調整池の出口でのSS (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	36.61	311	84.9	1.35 (土質 5)	27
仮設調整池 2	堀谷戸川	7.91	67	84.7	1.35 (土質 5)	27
仮設調整池 3	相沢川	81.81	695	84.7	1.78 (土質 4)	36
仮設調整池 4	和泉川	21.18	180	84.4	4.79 (土質 1) <sup>※2</sup>	96
仮設調整池 5	大門川	57.00	485	84.5	2.16 (土質 2)	43
仮設調整池 6	大門川	33.73	287	84.7	4.79 (土質 1)	96

※1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の（ ）内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。

※2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい土質 1（武蔵野ローム層で粘土質主体）の沈降試験結果を用いました。

表 9.4-5(2) 仮設調整池の出口での浮遊物質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m <sup>3</sup> /min)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率 <sup>※1</sup> (%)	仮設調整池の出口でのSS (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	36.61	22	1,200	0.28 (土質 5)	6
仮設調整池 2	堀谷戸川	7.91	5	1,140	0.27 (土質 5)	6
仮設調整池 3	相沢川	81.81	48	1,230	0.44 (土質 4)	9
仮設調整池 4	和泉川	21.18	13	1,170	1.40 (土質 1) <sup>※2</sup>	28
仮設調整池 5	大門川	57.00	34	1,210	0.46 (土質 2)	9
仮設調整池 6	大門川	33.73	20	1,220	1.40 (土質 1)	28

※1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の（ ）内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。

※2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい土質 1（武蔵野ローム層で粘土質）の沈降試験結果を用いました。

日常的な降雨時における放流先河川の SS 濃度の予測結果を表 9. 4-6 に示します。

表 9. 4-6 放流先河川での浮遊物質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

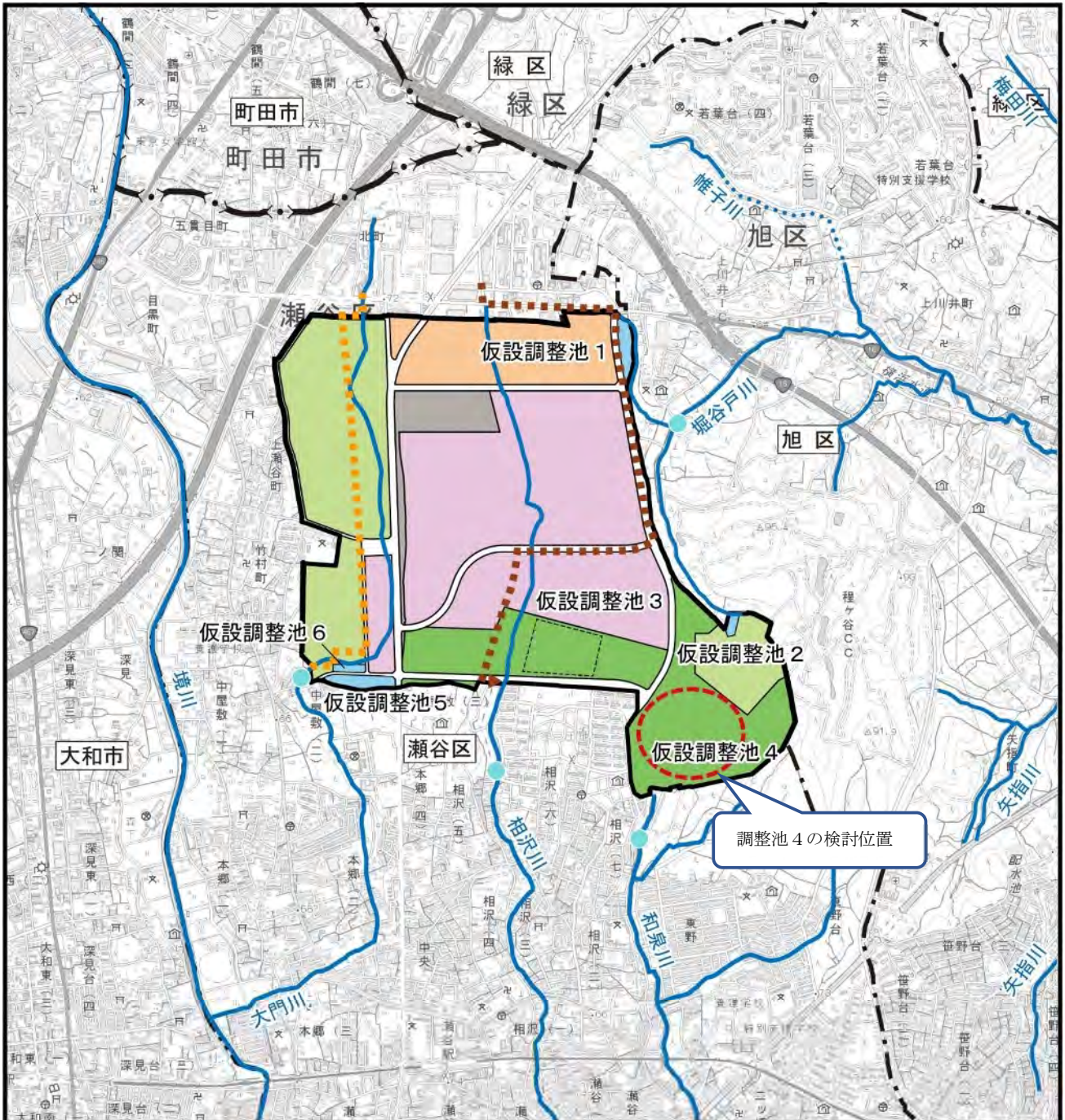
処理施設	流域	現況の日常的な降雨時 河川流量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> /min) Q <sub>S</sub>	現況の SS 濃度 <sup>※1</sup> (mg/L) C <sub>S</sub>	仮設調整池 からの 放流量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> /min) Q	仮設調整池 の出口での SS 濃度 (mg/L) C	放流先河川 下流での SS 濃度 (mg/L) C <sub>R</sub>
仮設調整池 1 <sup>※3</sup>	堀谷戸川	13.4	305	22	6	105
仮設調整池 2	堀谷戸川			5	6	
仮設調整池 3	相沢川	14.9	35	48	9	15
仮設調整池 4	和泉川	2.15	23	13	28	27
仮設調整池 5	大門川	97.8	74	34	9	53
仮設調整池 6	大門川			20	28	

※1：現況の日常的な降雨時河川流量及び SS 濃度は、現地調査における 2 回の降雨時調査における観測値の平均としました。

※2：仮設調整池への流入量と同じとしました。

※3：仮設調整池 1 の排水は堀谷戸川の支流に排水されますが、当該支流の流量は少なく、仮設調整池 1 からの排水により流量や SS 濃度が支配されるものとみなし、合流後（図 9. 4-1 の堀谷戸川の地点）の濃度を予測しました。





凡 例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

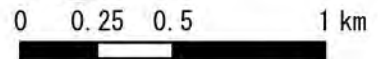
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地 (公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池 (地上式)
- 工事中は 仮設調整池 1、2、5、6
- 公益的施設内調整池 (地下式)
- 工事中は仮設調整池 3

※調整池4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池(地上式)について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討  
 — 工事中は仮設調整池4



1:25,000



相沢川切り回し

大門川切り回し

● 水質(水の濁り)予測地点

図 9.4-1 予測地点及び仮設調整池等の位置

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.4-7 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.4-7 環境保全措置の実施の内容（水の濁り）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	濁水の発生への影響	濁水発生量の低減	土砂流出防止柵の設置	土砂流出防止柵を設置して土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成箇所の速やかな転圧	造成箇所を速やかに転圧し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置	造成法面は速やかに植栽または養生シートを設置し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				凝集剤の使用	必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで、放流水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質監視	水の濁りの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があります。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）は、仮設調整池において、豪雨時で約 85 分、日常的な降雨時で約 1,200 分滞留させることにより、仮設調整池からの放流水の浮遊物質量を低減させる計画です。また、仮設調整池の設置のほか、濁水の発生防止のため、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画です。

したがって、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）は、表 9.4-5 に示すように、豪雨時 27～96mg/L、日常的な降雨時に 6～28mg/L になると予測されます。

豪雨時には市条例の規制基準（70mg/L 以下）を上回る地点があるため、予測条件とした仮設調整池の設置のほか、濁水発生防止のため、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画です。

日常的な降雨時では、仮設調整池出口での SS 濃度は市条例の基準値を十分に下回っています。

また、日常的な降雨時における放流先河川の予測結果と環境基準を比較した結果は、表 9.4-8 に示すように、現況で環境基準を上回っている堀谷戸川を除き、環境基準値を下回っ

ています。なお、堀谷戸川についても、現況濃度を高めるものではありません。

さらに、予測条件とした仮設調整池の設置のほか、濁水発生防止のため、造成箇所の手やかな転圧、造成法面の手やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画です。

表 9.4-8 放流先河川での SS の予測結果（日常的な降雨時）と環境基準の比較

処理施設	流域	現況の SS 濃度* (mg/L)	放流先河川下流での SS 濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	305	105	25 以下
仮設調整池 3	相沢川	35	15	100 以下
仮設調整池 4	和泉川	23	27	100 以下
仮設調整池 5	大門川	74	53	100 以下

※：現況の SS 濃度は、現地調査における 2 回の降雨時調査における観測値の平均としました。

一方、環境基準値は下回るものの、現況の SS 濃度を上回る結果となった和泉川の SS 濃度について、表 9.4-7 の環境保全措置のうち、造成箇所の手やかな転圧や造成法面の手やかな植栽を見込み、流出係数を 0.45、SS の初期濃度 1,100mg/L として検討した結果、放流先河川下流での SS 濃度は 15mg/L となり、現況を悪化させることはありません。

以上より、地方公共団体による基準又は目標との整合は図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。

一方、追加で講じられる環境保全措置の内容を踏まえた評価を行っていることから、その効果について定量的に把握する趣旨で、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.4-9 に示すように実施します。

また、大門川と相沢川の暗渠化による水の濁りへの影響については、予測結果に不確実性があることから、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.4-9 事後調査の項目等（水の濁り）

環境影響評価項目		事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素	影響要因				
水環境	水質   水の濁り	雨水の排水   工事中における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果を定量的に把握するため。	浮遊物質 (SS)	現地調査による確認。

### 9.4.3 予測及び評価の結果（水の汚れ）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

コンクリート打設時には、アルカリ排水対策を実施するほか、造成工事に先立ち、汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じるとともに、前述の水の濁りの対策として適正な規模の仮設調整池を設置することから、雨水の排水に伴う水の汚れへの影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

都市計画対象事業の実施に伴い、大門川と相沢川が暗渠化された場合、藻類による酸素供給ができなくなるため、好気性細菌による浄化機能は低下すると思われる。

#### (2) 環境保全措置の検討

表 9.4-10 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.4-10 環境保全措置の実施の内容（水の汚れ）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	汚水の発生への影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	水の汚れの原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
			有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし	
			モニタリングによる水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし	

#### (3) 評価

##### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

コンクリート打設時には適切に中和処理等の措置を講じること、事業者による適切な環境保全措置を講じるとともに、予測の不確実性を踏まえて必要な事後調査を実施します。また、大門川と相沢川の暗渠化による水の汚れへの影響が想定されることから、事後調査に加えて、暗渠化による影響が把握できる時期にモニタリングを行い、万一、著しい水質の悪化が見られた場合には、その状況に応じて、適切な環境保全措置を講じるものとします。以上により、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。



## イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、法令等の基準を遵守し、水質汚染物質拡散防止の対策が講じられることから、環境基準を超える水質汚染が生じるおそれはありません。

また、「生活環境保全推進ガイドライン」(2019年3月、横浜市)における水質の環境目標は、「水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。」とされており、目安としては、環境基準や横浜市水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成とされています。また、横浜市生活環境の保全等に関する条例の規制基準では、工事排水の水質に係る規制基準(pH 5.8以上8.6以下等)が定められています。予測結果を踏まえると、汚染物質による水の汚れは発生せず、影響は小さいことから、これについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

## (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、アルカリ排水の処理や造成工事に先立って汚染土壌の拡散防止のための措置が講じられることを前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表9.4-11に示すように実施します。

また、大門川と相沢川の暗渠化による水の汚れへの影響についても、予測結果に不確実性があることから、後掲表11-1(1)(P.11-2)に示すとおりモニタリングを行います。

なお、事後調査やモニタリングの結果、環境基準に適合しない結果となった場合など、都市計画対象事業による著しい影響がみられた場合は、多岐にわたる環境保全措置から当該汚染の状況を踏まえて効果的な対策を選定し、講じるものとします。

表 9.4-11 事後調査の項目等 (水の汚れ)

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	水質 — 水の 汚れ	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるため。	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、及び同別表2の1(1)河川(湖沼を除く。)に掲げる8項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認。

## 9.5 底質

### 9.5.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 水底の底質の状況

水底の底質に係る現地調査結果を表 9.5-1 に示しました。なお、調査地点は前掲図 8.2-3 (P.8-38) に示すとおりです。

表 9.5-1 水底の底質調査結果

項目	単位	底質 2	底質 3	底質 4	環境基準*
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
有機燐	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
ふっ素	mg/L	0.09	0.11	0.1	0.8
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ダイオキシン類 (底質)	pg-TEQ/g	2.5	2.6	0.88	150

※：環境基準（ダイオキシン類は除く。）は参考として土壌の基準（溶出量）を記載しています。ダイオキシン類は水底の底質に係る環境基準を記載しています。

## 9.5.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ② 予測結果

コンクリート打設によるアルカリ排水対策を実施するほか、造成工事に先立ち、汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じるとともに、適正な規模の仮設調整池を設置することから、造成工事の実施による底質1～4の地点等への影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

また、大門川と相沢川の暗渠化に伴い、対象事業実施区域内の土砂が河川に流れ込むことがなくなる一方、調整池（工事中は仮設調整池）で濁り成分を十分沈降させた上澄みを放流することになります。したがって、暗渠化による大門川及び相沢川の対象事業実施区域よりも下流側の底質への著しい影響はないものと考えます。

### (2) 環境保全措置の検討

表 9.5-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.5-2 環境保全措置の実施の内容（底質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	流汚出染に土よ砂る及び響汚染水の	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	工事中における底質汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ③ 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

予測の前提条件によれば、造成工事に先立ち、汚染土壌については事業者による適切な環境保全措置が講じられ、かつ、工事中の雨水の排水にあたっては、適正な規模の仮設調整池を設置し、アルカリ排水の適正処理や、水の濁りを除去した後に公共用水域に放流することから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、水質汚濁防止の対策が講じられることから、有害物質の流出による公共用水域の底質汚染が生じるおそれはありません。

なお、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）においては、底質の環境



目標は特に示されていませんが、関連する項目として、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、汚染土壌の適切な措置、アルカリ排水の適正処理、水の濁りの除去等の環境保全措置を前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

この不確実性による影響について効果的に把握<sup>※</sup>するため、水質の事後調査にて監視するものとします。ただし、水の汚れ（健康項目及びダイオキシン類に限る。）について、環境基準値を超過した場合には、当該河川において底質の調査も行います。

※：都市計画対象事業の工事中においては、仮設調整池により土砂を沈降させた後、公共用水域に放流することから、底質汚染は主に水の汚れを介して生じると考えられます。そのため、底質汚染の監視は、水質（水の汚れ）を定期的に監視することにより効果的に把握できるものと考えます。

## 9.6 地下水

### 9.6.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 地下水の水質の状況

文献その他の資料調査として、防衛省における土壌汚染調査結果によれば、国有地については、対象事業実施区域の表層土壌について、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準を超過した箇所について、地下水の水質調査が行われています。その結果、全ての調査地点において、鉛等の有害物質は検出されていません。

##### ② 地形、地質及び帯水層の状況

帯水層の現地調査結果として、地下水位は表 9.6-1 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-4 (P.8-45) に示すとおり（地質調査地点と同じ。）です。

表 9.6-1 地下水位の調査結果

調査地点	項目	令和元年						令和2年						年間	地盤高 (T. P. m)	地表深 (m)**
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
地質 1	最高	58.0	58.0	58.5	62.1	61.1	58.8	57.8	57.3	57.0	59.4	59.4	58.2	62.1	72.2	-10.2
	最低	57.5	57.4	57.3	58.0	58.8	57.8	57.1	57.0	56.7	56.9	58.2	57.3	56.7		-15.5
	平均	57.9	57.6	58.0	60.1	59.7	58.2	57.4	57.1	56.9	57.7	58.7	57.7	58.1		-14.1
地質 2	最高	59.5	59.5	59.4	60.5	60.5	59.9	59.6	59.5	59.3	60.1	60.1	59.5	60.5	70.1	-9.6
	最低	59.4	59.1	59.0	59.2	59.8	59.6	59.3	59.3	59.2	59.3	59.5	59.2	59.0		-11.1
	平均	59.4	59.1	59.0	59.2	59.8	59.6	59.3	59.3	59.2	59.3	59.5	59.2	59.3		-10.8
地質 3	最高	61.0	61.0	61.0	63.4	63.2	61.3	60.7	60.4	60.1	61.4	61.4	60.3	63.4	69.6	-6.3
	最低	60.5	60.3	60.2	60.6	61.3	60.7	60.1	60.1	59.7	59.9	60.3	59.9	59.7		-9.9
	平均	60.8	60.6	60.7	61.9	62.0	61.0	60.4	60.3	59.9	60.5	60.9	60.0	60.8		-8.9
地質 4	最高	58.3	58.2	58.5	59.9	59.6	58.9	58.4	58.3	58.0	58.7	58.6	58.2	59.9	69.4	-9.4
	最低	58.1	58.0	57.9	58.2	58.7	58.4	58.1	58.0	57.9	58.0	58.2	58.0	57.9		-11.5
	平均	58.2	58.0	58.2	58.9	59.1	58.6	58.2	58.1	58.0	58.3	58.4	58.1	58.3		-11.0
地質 5	最高	53.4	53.5	53.8	57.3	57.2	55.0	54.2	53.6	53.4	55.1	55.1	54.1	57.3	68.1	-10.8
	最低	52.5	53.0	53.0	53.4	55.0	54.2	53.6	53.4	53.2	53.3	54.1	53.6	52.5		-15.6
	平均	53.0	53.3	53.5	55.2	55.9	54.6	53.8	53.5	53.3	53.8	54.6	53.8	54.0		-14.1
地質 6	最高	58.1	58.0	58.2	59.4	59.3	58.6	58.2	58.0	57.8	58.5	58.4	58.0	59.4	69.8	-10.4
	最低	57.9	57.7	57.7	57.9	58.4	58.1	57.8	57.7	57.7	57.8	58.0	57.8	57.7		-12.0
	平均	58.0	57.8	58.0	58.6	58.8	58.3	58.0	57.9	57.8	58.1	58.2	57.9	58.1		-11.6
地質 7	最高	62.9	62.6	63.5	64.1	63.4	62.9	62.6	62.6	62.1	62.9	62.2	61.9	64.1	67.7	-3.6
	最低	62.6	62.2	62.2	62.3	62.4	62.3	62.0	61.8	61.7	62.0	61.6	61.5	61.5		-6.2
	平均	62.7	62.3	62.7	63.2	62.8	62.5	62.1	62.1	61.9	62.3	61.9	61.6	62.4		-5.3

凡例  観測期間における最高水位  観測期間における最低水位

※： 地表深は、各地点の年間最高水位、最低水位、平均水位の地表からの深度を示します。  
また、地下水位、地盤高のいずれも小数点2位以下の数値を四捨五入で小数点1位までの表記にしているため、年間水位と地盤高の差で求めている地表深の数値は、表上で計算した数値と0.1異なる場合があります。

## 9.6.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

造成工事に先立ち、汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じることから、地下水の水質への影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

なお、前掲図 2.3-10 (P.2-15) に示すように、相沢川流域の調整池 3 を地下式とするため、この部分では、帯水層に及ぶ可能性がある掘削工事を実施しますが、この位置では汚染土壌は確認されていないことから、同調整池の工事に伴う地下水の水質への影響は小さいものと予測します。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、基本的に汚染物質を扱う事業活動は行なわないことから、地下水の水質への影響は小さいものと考えられます。ただし、予期せぬ廃棄物等が地中に埋まっている場合など、土地の存在及び供用時にも影響が生じる可能性を完全には否定できないなどの不確実性があります。

また、災害用井戸への影響については、防衛省による土壌汚染の深度方向の調査時に確認されている地下水の分布範囲は GL-5.4m よりも浅く、武蔵野ローム層の中に宙水として分布しているものと推定され、GL-16m 以深に分布する広域的な帯水層である洪積砂礫層とは直接つながっている可能性は低いものと考えられ、対象事業実施区域内の土壌汚染による影響が災害用井戸の水質に及ぶ可能性は低いものと考えます。ただし、不確実性があるため、洪積砂礫層の帯水層までの観測用井戸を設置し、地下水質のモニタリングを実施します。

### (2) 環境保全措置の検討

表 9.6-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.6-2 環境保全措置の実施の内容（地下水の水質）

影響要因*	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地下水汚染への影響	汚染水の拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	地下水の水質汚染の原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし
				モニタリングによる地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし

※：地下水の水質の影響要因は土地の改変の程度が最大となる時期として、「敷地の存在（土地の改変）」としていますが、工事中からの累積的な影響も含めて検討しているため、影響の内容や環境保全措置については工事中の事項も含まれます。

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

国及び事業者による汚染土壌掘削除去等の適切な環境保全措置を講じるとともに、造成工事にあたっては、六価クロム等の有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法を採用すること、及び事後調査により汚染状況の監視を実施し、万一汚染が生じた場合の早期把握に努めることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

##### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、地下水汚染物質拡散防止の対策が講じられることから、環境基準を超える地下水汚染が生じるおそれはありません。

また、「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019年3月)における地下水質の環境目標は、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、地下水汚染物質の拡散防止の環境保全措置を前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.6-3 に示すように実施します。

また、地下水の水質への影響については、予測結果に不確実性の程度が大きく、環境保全措置を講じることを踏まえた評価としていることから、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.6-3 事後調査の項目等 (地下水の水質)

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	地下水   地下水の水質	敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	地下水の水質の状況 (「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類)	現地調査(観測井を設置し、定期的に地下水を採取し、関係告示に準じて測定分析する手法)により確認。

## 9.7 その他の水環境に係る環境要素

### 9.7.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 湧水の状況

湧水の現地調査結果は、表 9.7-1 に示すとおりです。調査地点は図 9.7-1 に示すとおりです。なお、湧水 2、湧水 4 の地点においては、掘り込み池の状態となっており、河川への流出が認められなかったため、湧水の流れは観測できませんでした。

表 9.7-1 湧水の現地調査結果

時期	調査項目	単位	湧水 1	湧水 3	湧水 5
豊水期	気温	℃	32.0	32.0	31.0
	水温	℃	20.5	20.5	20.0
	外観	—	淡黄色透明	淡黄色透明	淡黄色透明
	透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上
	濁度	度	3.36	1.40	3.18
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0	25.2
	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0000 <sup>*</sup>	0.0013	0.0003
渇水期	気温	℃	13.4	13.6	12.8
	水温	℃	14.0	13.7	13.2
	外観	—	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上
	濁度	度	10.2	8.40	5.69
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1	21.2
	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0002	0.0008	0.0018

※：湧水 1 の豊水期においては、湧水の流れがみられませんでした。

##### ② 河川の形態及び流量の状況

河川流量の現地調査結果は、表 9.7-2 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-4 (P.8-45) の「水質」の凡例に示すとおりです。

表 9.7-2 河川流量の現地調査結果

単位：m<sup>3</sup>/s

時期 \ 地点	水質 1 大門川 上流	水質 2 大門川 下流	水質 3 相沢川 上流	水質 4 相沢川 下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川
豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時 1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時 2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608



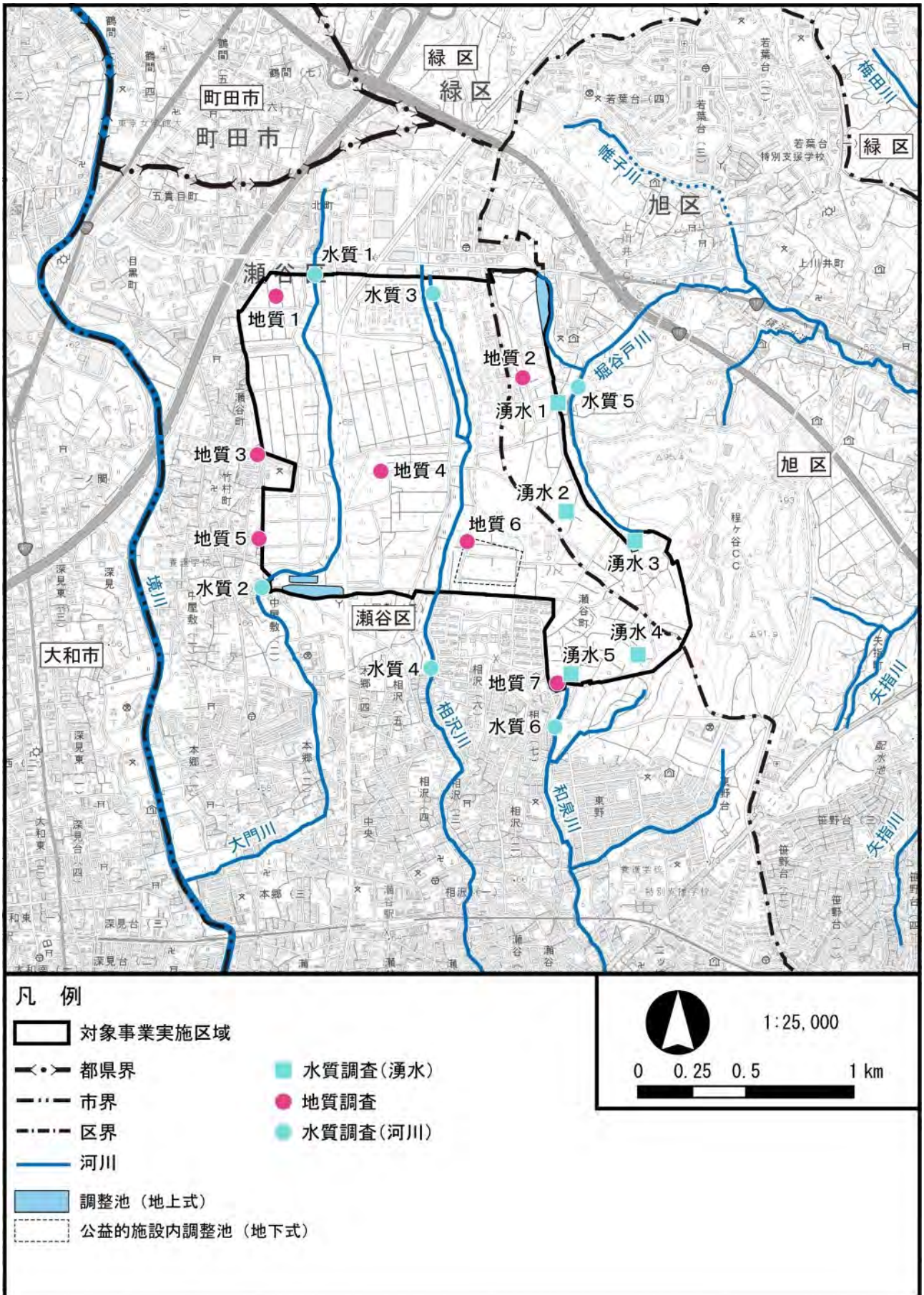


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

## 9.7.2 予測及び評価の結果

### 9.7.2-1 湧水の流量

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

湧水の確認位置と切土、盛土の関係を図 9.7-2 に示します。

湧水 3 及び湧水 5 が確認されている対象事業実施区域内南東部の区域においては、帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 5 の地点付近には調整池 4 が設置されること等を踏まえると、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。湧水 1 の地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇の地点であり、区域内道路 1（前掲図 2.3-8（P.2-13））の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより影響の低減を図ることができると考えられます。ただし、掘削工事等により予期せぬ廃棄物等に遭遇し、その除去に係る対策を講じる場合など、帯水層に及ぶ工事の実施を完全に否定することはできないなどの不確実性があります。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、観光・賑わい地区や物流地区を中心に土地の性状の変化がありますが、湧水 3 及び湧水 5 が位置する対象事業実施区域南東部においては、土地利用計画の基本方針によれば、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、都市計画対象事業による地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 1 については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。



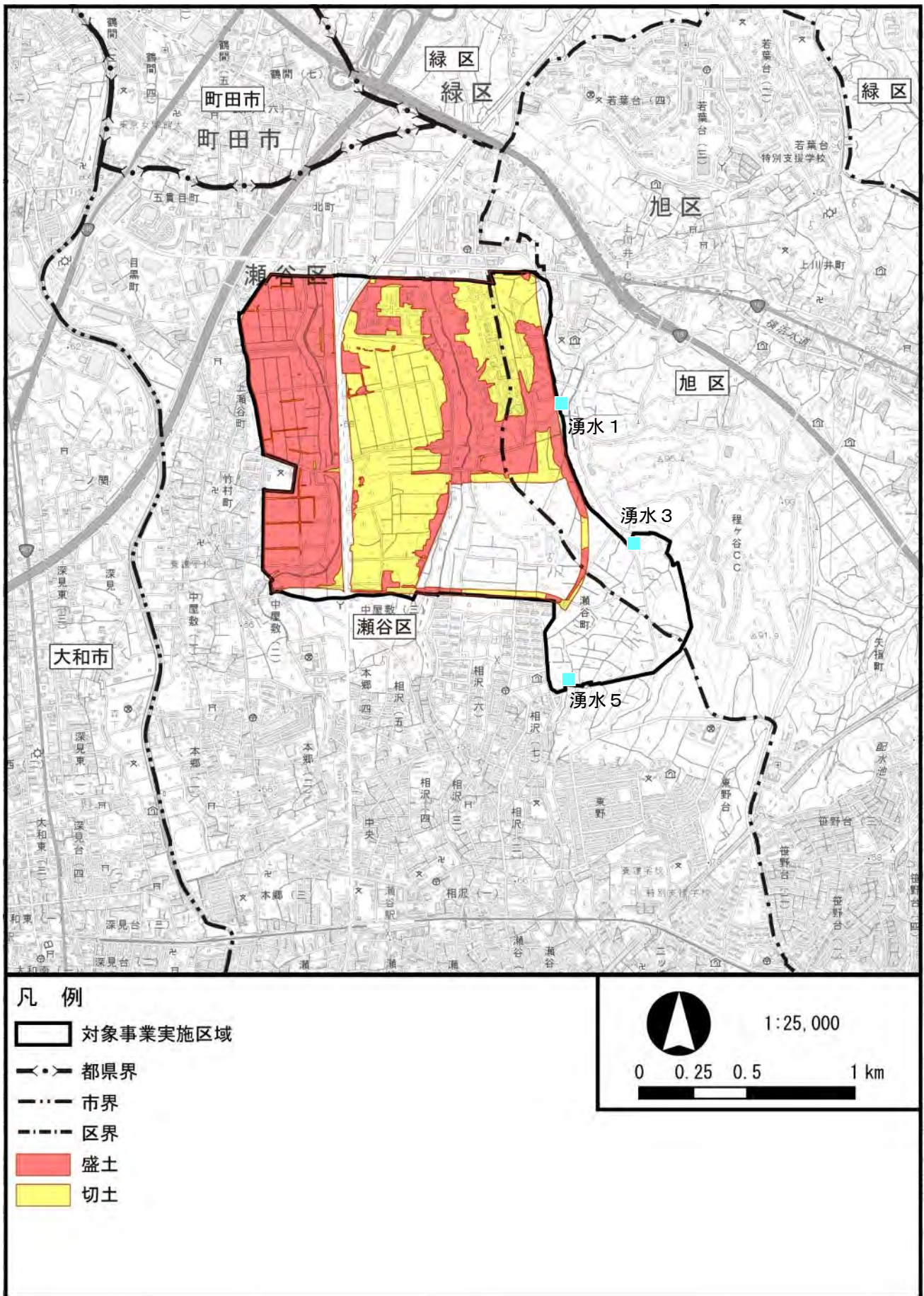


図 9.7-2 湧水の確認位置と切土、盛土の関係

## (2) 環境保全措置の検討

### ① 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

表 9.7-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-3 環境保全措置の実施の内容（湧水の流量）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
工事の実施 土地又は工作物の存在及び供用	実造成工事の敷地の存在（土地の改変）	湧水流量への影響	湧水の涵養	造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	工事中において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし	
				透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	土地又は工作物の存在及び供用時において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし	
				創湧水環境の創出	湧水環境の創出	変更が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られます。	代償	事業者	なし	なし
				の湧水未防流防止量減少	モニタリングによる湧水の流量の監視*	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：モニタリングによる湧水の流量の監視は、工事中も実施します。

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業実施区域内の範囲（相沢川や大門川の切り回し時等を含む。）においては、帯水層を遮断するような土地の改変は行わないことを原則としています。また、土地又は工作物の存在及び供用時においては、地下水の汲み上げに係る事業活動は行われず、造成工事による裸地の早期緑化や透水性舗装の採用等の適切な環境保全措置を講じるとともに、湧水環境の創出が図られます。また、予測の不確実性を踏まえて必要な事後調査を実施します。以上のことから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測の前提条件とした措置を講じるとともに、評価は、雨水の地中への浸透に係る環境保全措置を踏まえたものですが、予期せぬ地下埋設物（廃棄物等を含む）の存在による工法の見直し等について完全には否定できないことから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.7-4 に示すように実施します。

また、湧水の流量への影響については、予測結果に不確実性の程度が大きく、環境保全措置を講じることを踏まえた評価としていることから、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.7-4 事後調査の項目等（湧水の流量）

環境影響評価項目		事後調査の影響要因	事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素						
水環境	その他の水環境 ― 湧水	造成工事  敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）	現地調査による確認。

## 9.7.2-2 河川の形態、流量

### (1) 予測

#### ① 予測結果

対象事業実施区域内を流れる相沢川と大門川について造成工事に伴い河川の切り回しを行い、暗渠化する計画です。一方、対象事業実施区域の外側については両河川とも河川改修の予定はなく、堀谷戸川及び和泉川についても都市計画対象事業による河川改修はありません。

相沢川と大門川については、人為的に流れが改変されるため、河川形態への大きな影響があります。しかし、対象事業実施区域外の河川については、河道を変えることはなく、適正な規模の調整池が設置されることにより、大雨時にも著しい流量の増加は見込まれないため、周辺河川の形態は維持され、対象事業実施区域外の河川形態への影響は小さいと予測します。

河川の流量については、造成に伴う地表面の性状変化により流出係数 (f) が高くなり、 $f = 0.85^*$  になるとして検討しました。その結果、敷地の存在 (土地の改変) による最大流出量等については表 9.7-5 に示すとおりです。

これによると調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、計画諸元によれば、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。

※：「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」(令和2年6月改訂版、横浜市)により、「開発後流出係数については  $f = 0.85$  とする。」と規定されています。

表 9.7-5 調整池の計画諸元と流出量の予測結果

調整池名	流域	集水面積	貯留容量	最大流出量	許容放流量	流出量判定 (○最大流出量が 許容放流量以下)
		(ha)	( $m^3$ )	( $m^3/s$ )	( $m^3/s$ )	
調整池 1	堀谷戸川	36.61	26,400	2.526	2.526	○
調整池 2	堀谷戸川	7.91	5,700	0.544	0.546	○
調整池 3	相沢川	81.81	58,900	2.766	2.769	○
調整池 4	和泉川	21.18	15,200	0.422	0.424	○
調整池 5	大門川	57.00	41,000	1.140	1.140	○
調整池 6	大門川	33.73	24,300	0.673	0.675	○

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.7-6 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-6 環境保全措置の実施の内容（河川の形態、流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
及び地供又は工作物の存在	敷地の存在（土地の改変）	河川の形態、流量への影響	影河響川低流量への	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	雨水の地中浸透量を確保できます。	低減	事業者	なし	なし
			の河監川視流量	モニタリングによる河川流量の監視	環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業の実施による河川の形態、流量への影響を低減するために、必要な環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

## (4) 事後調査

本予測項目では、対象事業実施区域の周辺においては河川の形態に影響が及ばないことを踏まえて予測しており不確実性はありますが、河川流量については、環境保全措置の実施を前提に評価していることから、その効果の程度を定量的に把握する必要があると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.7-7 に示すように実施します。

また、河川の流量への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.7-7 事後調査の項目等（河川の形態、流量）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	その他の水環境 ―河川の形態・流量	敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認。



## 9.8 地盤

### 9.8.1 調査結果の概要

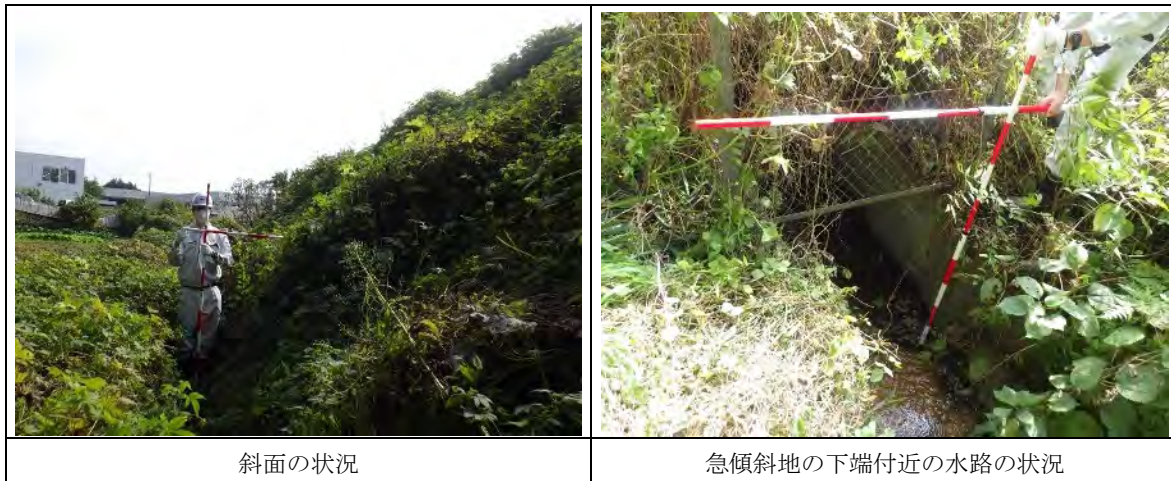
#### (1) 調査結果

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域北東側において、区域内に1箇所（上川井町6-6）、その直近に1箇所（上川井町6-5）、土砂災害警戒区域が指定されています。これら2箇所における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図9.8-1に示すとおりです。

現地調査の結果、No. 1（上川井町6-6）については、斜面は概ね北東向きの傾斜度30～40°程度の直線斜面であり、急傾斜地の下端付近は、水路や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現地調査実施時点では、人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類主体の植生であり、表土は砂質土でした。（写真9.8-1）

No. 2（上川井町6-5）については、斜面は概ね南西向きの傾斜度35～45°程度の凹斜面であり、急傾斜地の下端付近は、工場や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現時点で人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類や広葉樹主体の植生であり、表土は砂質土でした。さらに、市道上川井第19号線沿いの法面には、3～5m程度のブロック積擁壁工が設置されており、同擁壁には亀裂等はなく、健全な状態でした。（写真9.8-1）

#### 【No. 1（上川井町6-6）】

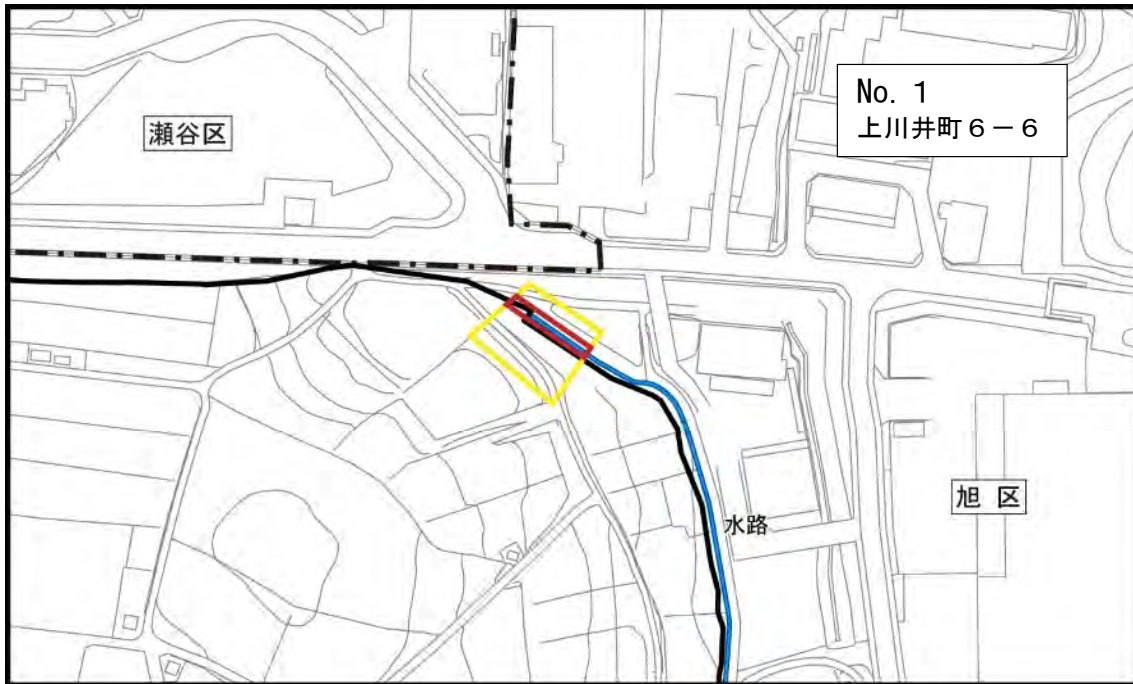


#### 【No. 2（上川井町6-5）】

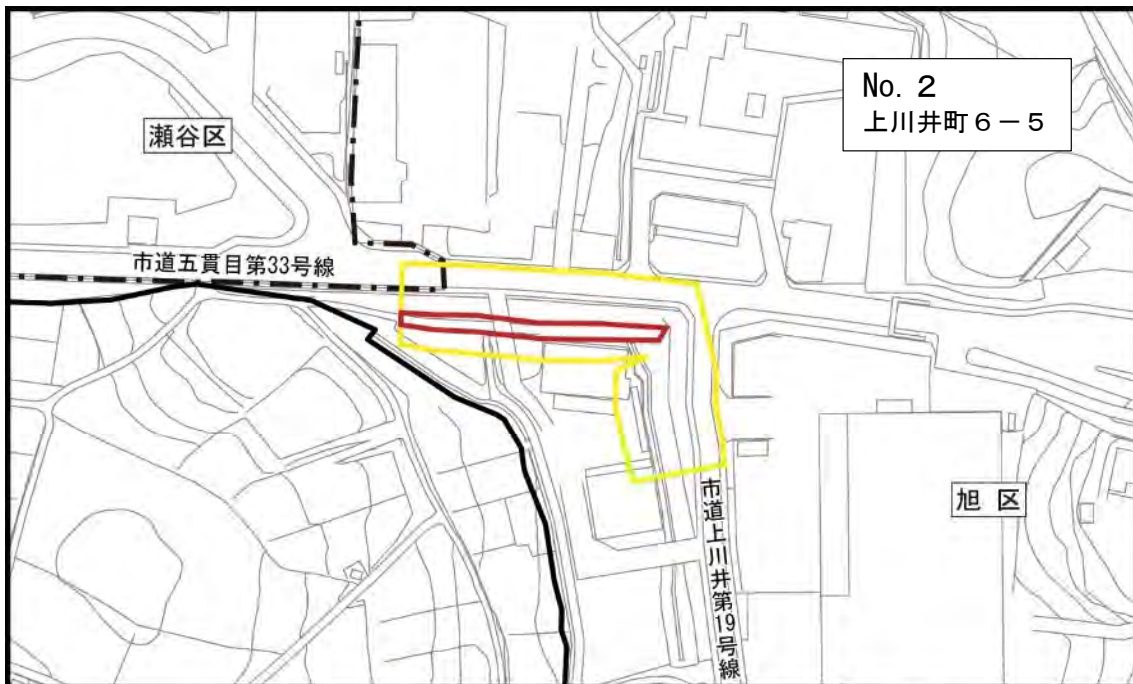
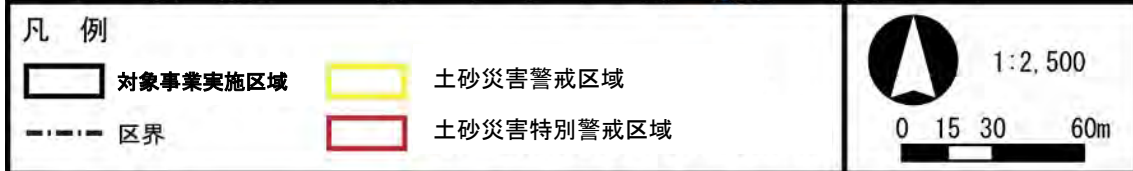


写真 9.8-1 土砂災害警戒区域の状況

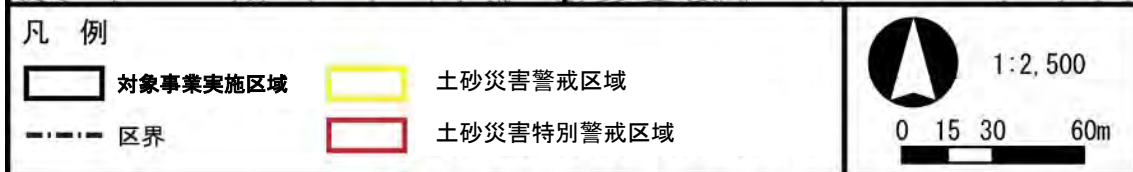




No. 1  
上川井町 6-6



No. 2  
上川井町 6-5



資料：「土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）」（神奈川県資料）

図 9.8-1 対象事業実施区域及びその直近における土砂災害警戒区域等の指定状況

## 9.8.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

土砂災害特別警戒区域における対策の内容は、表 9.8-1 に示すとおりです。

表 9.8-1 土砂災害特別警戒区域における対策の内容

予測地域	予測地点	対策の内容
土砂災害特別警戒区域	No. 1 (上川井町 6-6)	造成工事（地盤改良工、切盛土工等）の中で対策を実施し、土砂災害の発生を防止します。
	No. 2 (上川井町 6-5)	改変する計画はありません。

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施するため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、実施します。

したがって、対象事業実施区域における土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することにより、この土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。

### (2) 環境保全措置の検討

表 9.8-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.8-2 環境保全措置の実施の内容（地盤）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の効果			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地盤の安定性への影響	適切な斜面・擁壁の角度の維持	「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。	低減	事業者	小さい	なし
			土砂災害特別警戒区域への適切な対応	より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。	低減	事業者	小さい	なし

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)、「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施することから、現状と比べて地盤の安定性は低減されると予測します。

適切な斜面・擁壁の角度の維持、土砂災害特別警戒区域への適切な対応といった環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、効果の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)に基づく事後調査は実施しません。

## 9.9 土壌汚染

### 9.9.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

文献その他の資料調査結果として、防衛省における土壌汚染調査結果は以下のとおりです。

#### ① 調査結果（国有地）

##### ア. 特定有害物質

返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 9.9-1 に示すとおりです。

表 9.9-1 防衛省における土壌汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	㊦深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 ㊧深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 ㊨深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 (㊦㊧㊨の合計 22 調査区画)
鉛及びその化合物 (土壌含有量、mg/kg)		36	1,600	150	㊩深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 ㊪深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL-1.35m) にて 1 調査区画 ㊫深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 ㊬深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 ㊭旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 2 調査区画 ㊮旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 ㊯旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (㊩から㊯の合計 36 調査区画)
ひ素及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	㊰深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 ㊱深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 (㊰㊱の合計 10 調査区画)

注：1. 鉛については、土壌溶出量、土壌含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 66 調査区画になりません。  
2. 第二溶出量基準値（いずれも土壌溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。  
3. 本表に示す土壌溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

#### 【地下水採取方法】

機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置  
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定  
地下水採取は、掘削底面と地下水位の中間水位にて採取

#### イ. ダイオキシン類

返還国有地約 110ha のうち、全区画において、基準に適合していました。

#### ② 調査結果（民有地・公有地）

民有地・公有地における調査においては、3,532 地点の土壌採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壌含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。

基準値超過区画に関しては、深度方向の土壌汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）1区画、鉛及びその化合物（土壌含有量）1区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物（土壌含有量）の指定基準値超過が確認された2区画については、令和2年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。これらの結果について、有識者へのヒアリングを行った上で、農地として使用することは問題ないとしています。

## 9.9.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

対象事業実施区域内において、鉛等で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する汚染土壌が確認されていますが、これらについては、図9.9-1に示すように、国による適切な対応が行われた後、都市計画対象事業の造成工事において、事業者が「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成14年12月25日横浜市条例第58号）に基づき、適切な対応を行います。

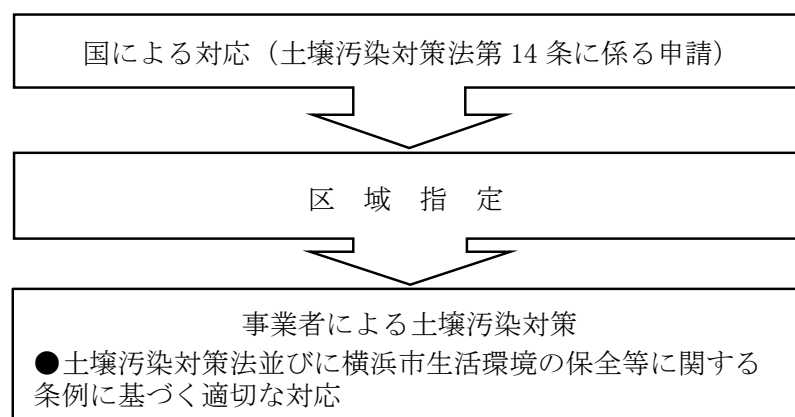


図 9.9-1 土壌汚染対策の流れ

想定される対策手法の概要を表9.9-2に示します。本地区は土地区画整理事業の実施を想定していることから、将来の土地利用に影響を及ぼさないよう、適切に対応していくこととしており、具体的な対策手法については、今後確定しますが、環境影響評価の手続きにおいては、発生土量の増加により、周辺への環境影響が懸念される掘削除去を前提条件とします。

土壌汚染対策法に則り掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じるものとし、運搬時の汚染土壌の飛散防止対策を十分に講じるものとし、汚染土壌の処理・処分は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行うものとし、

表 9.9-2 土壤汚染対策手法の概要

対策手法	対策の効果	対策の内容
掘削除去	区域外への運搬がなされ適正に処理・処分されることにより汚染を除去できます。	特定有害物質の飛散等及び地下への浸透を防止するために、耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶やフレキシブルコンテナ等の容器に入れて運搬する等の措置を講じる必要があり、都市計画対象事業においても、実施設計の中で適切な手法を検討したうえで、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壤環境課 平成31年3月）に準じ、運搬時の汚染土壤の飛散防止対策を十分に講じます。
舗装	土壤含有量基準不適合土壤の表面を舗装することで、人への暴露経路を物理的に遮断することができます。	舗装は、堅牢かつ基準不適合土壤の飛散等の防止及び雨水侵入による土砂流出の抑制の効力を有する材料で、少なくともコンクリートの舗装では10cm、アスファルト舗装では3cmの層厚が必要となります。
盛土	土壤含有量基準不適合土壤の表面を盛土することで、人への暴露経路を物理的に遮断することができます。	基準不適合土壤のある範囲を、砂利その他の土壤以外の仕切り材で覆います。厚さが50cm以上の、基準不適合土壤以外の土壤により覆います。
区域内土壤入れ替え	土壤含有量基準不適合土壤を深部の基準に適合した土壤で入れ換えることで人への暴露を物理的に遮断することができます。	基準不適合土壤範囲及びその下の基準不適合土壤以外の土壤を50cm以上掘削し、深部に基準不適合土壤を埋め戻した後、砂利等で仕切りを設け、上部を基準不適合以外の土壤により50cm以上覆います。

注：原位置封じ込めによる対策では、対策後も区域が解除されないため、上物として建造物の設置が想定される場所での対策には不向きとなり、区画道路や公益的施設用地のうち深度方向の土地利用が行われない部分等を想定しています。

- 備考：1. 対策の内容のうち、舗装、盛土、区域内土壤入れ替えについては、「区域内措置優良化ガイドブック－オンサイト措置及び原位置措置を適切に実施するために－」（環境省 水・大気環境局 令和2年4月）を参考に記述しました。
2. 原位置浄化や不溶化等の措置は対策に時間を要することから、行わない予定です。

都市計画対象事業の土地利用計画及び造成計画に基づく切土、盛土の範囲及び国有地における汚染土壤の確認位置を重ね合わせた図を図9.9-2に示します。これによると、防衛省の調査により汚染土壤が確認された位置は、多くが観光・賑わい地区又は物流地区にあります。また、観光・賑わい地区又は物流地区においては、汚染の深さは全て地表下2mまでの範囲となっており、切土部や相沢川付近の盛土部での確認が多くなっています。

南東側の農業振興地区や公益的施設用地においても、一部で基準を超過する鉛及びその化合物（土壤溶出量）が確認されており、1区画では地表深度8m及び9mの位置で汚染土壤が確認されていますが、現状では地下水汚染は確認されていません。

民有地・公有地においては、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2区画で指定基準値超過がみられました。深度方向については、対象事業実施区域南東部の1区画にて地表深度1m及び2mの位置でふっ素及びその化合物（土壤溶出量）が指定基準を超過している他は基準に適合しており、地下水については基準を超過する地点はありません。

また、今後事業者が「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全に関する条例」に基

づく手続きを行う中で、図 9.9-2 に示す防衛省の調査による地点以外に指定基準を超える汚染土壌の存在が確認された場合においても、図 9.9-1 の土壌汚染対策の流れに沿って、事業者により適切な措置を講じます。

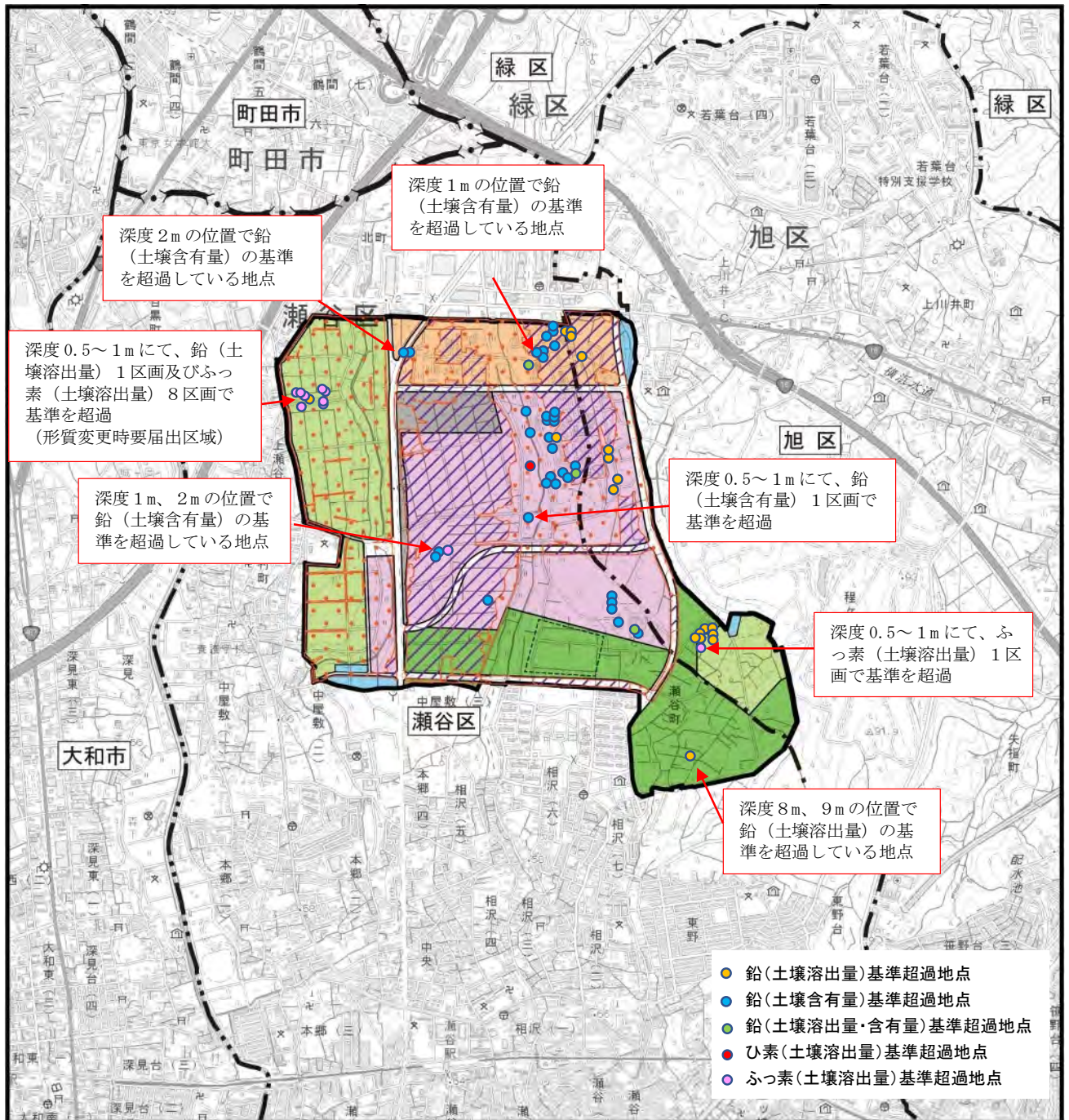
掘削除去を行う場合に場外搬出される土量については、仮に現時点で防衛省の調査により確認されている表層及び深度方向 2 m までの範囲における汚染土壌を全量場外搬出するものと想定(既に国により除去されている民有地の鉛による汚染確認区画(2区画)は除きます。)として、算出しました。なお、算出にあたっては、対象事業実施区域の南東部において深さ 8 m、9 m の位置で鉛(土壌溶出量)の基準を超過している地点については、公益的施設用地で、土地の改変が最小限に抑えられるため、この深度付近に至る土地の改変が想定されず、かつ、現状で地下水汚染もみられないことから、掘削除去による措置は行わない計画としました。

掘削除去を行う場合に場外搬出される土量については、12800 m<sup>3</sup>(ほぐした状態で 16000m<sup>3</sup>)と推計され、これを着工後の 1 年間(実稼働日数 300 日)で集中的に搬出するものとして、1 日当たり約 9 台の運搬車両が発生(発生集中交通量としては、18 台・TE/日程度)することとなります。

掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬、処理・処分に当たっては、関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に行います。

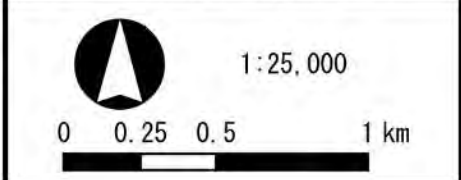
以上のような汚染土壌拡散防止のための措置を、事業者により適切に講じることから、土壌汚染の影響は小さいものと予測します。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。





凡例

対象事業実施区域 ◀・▶ 都県界 - - - 市界 - - - 区界



- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 農業振興地区             | 道路              |
| 観光・賑わい地区           | 調整池 (地上式)       |
| 物流地区               | 公営的施設内調整池 (地下式) |
| 公営的施設用地 (公園・防災等用地) | 盛土              |
| 交通施設用地             | 切土              |

注：○は、汚染土壌が確認された区画の概略位置を見やすさの観点から、強調して示すものです。また、図中にコメントを付した区画以外は、地表から 0.5m までの深さのみでの確認です。

図 9.9-2 国有地における汚染土壌の確認位置と土地利用計画及び切土・盛土の関係

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.9-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.9-3 環境保全措置の実施の内容（土壌汚染）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	汚染土壌による影響	汚染土壌拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた適切な措置	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな土壌汚染の対策が実施できます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

国による措置に加え、事業者による造成時においては、造成工事の内容を踏まえた適切な環境保全措置を講じること、汚染土壌の運搬、処理・処分に当たっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、土壌汚染対策法に基づく指定基準を超えた汚染土壌についての拡散防止対策が講じられることから、同法の指定基準を超える土壌汚染やそれに伴う地下水の汚染等が生じるおそれはありません。したがって、土壌や地下水の環境基準との整合も図られると評価します。

「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）における土壌汚染の環境目標は、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、汚染土壌拡散防止の環境保全措置を前提としたものですが、対象事業実施区域の地歴を踏まえると、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性があると考えられます。

この不確実性による影響を効果的に把握<sup>※</sup>するため、水質（水の汚れ）、地下水（地下水の水質）の事後調査により監視するものとします。

※：都市計画対象事業の工事中においては、土壌汚染物質の拡散は、仮設調整池にて土砂を沈降させた後の河川水を介して、又は、汚染土壌と地下水との接触にて生じると考えられます。そのため、土壌汚染の事後調査は、河川の水質（水の汚れ）並びに地下水の水質を定期的に監視することにより効果的に把握できるものと考えます。

## 9.10 動物（水生生物を含む）

### 9.10.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相

脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の現地調査結果は、表 9.10-1 に示すとおりです。

表 9.10-1 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の確認種の概要

分類	主な確認種
哺乳類 (9種)	アズマモグラ、ヒナコウモリ科の一種、アカネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ、ネズミ科の一種※、アライグマ、タヌキ、イタチ科の一種、ハクビシン
鳥類 (一般鳥類) (66種)	キジ、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ホトトギス、アマツバメ、オオタカ、カワセミ、コゲラ、モズ、ハシボソガラス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、セッカ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ、コジュケイ、ワカケホンセイインコ等
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類) (1種)	フクロウ
鳥類 (猛禽類) (8種)	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ
両生類 (3種)	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類 (7種)	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
昆虫類 (1,178種)	シオカラトンボ、エンマコオロギ、ツチイナゴ、ヒゲジロハサミムシ、オオヨコバイ、ヒメトビウンカ、アメンボ、アワダチソウゲンバイ、ヨツボシクサカゲロウ、アオオサムシ、コウゾチビタマムシ、クロツヤテントウ、ヒメクロトラカミキリ、ヒメアリ、コアシナガバチ、セイヨウミツバチ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ベニシジミ等
クモ類 (117種)	ハラクロコモリグモ、チュウガタシロカネグモ、キザハシオニグモ、シロスジショウジョウグモ、ドヨウオニグモ、ワカバグモ、ハナグモ、ガザミグモ、ヨコフカニグモ、ネコハエトリ、マミジロハエトリ、ヤハズハエトリ、カラスハエトリ等
魚類 (6種)	アブラハヤ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、クロダハゼ
底生動物 (143種)	アメリカツノウズムシ、カワニナ、ヨゴレミズミミズ、シマイシビル、ヌマイシビル、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ、フタモンコカゲロウ、シオカラトンボ、シマアメンボ、エサキコミズムシ、ナガレユスリカ属等
陸産貝類 (24種)	スナガイ、ミジンマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、パツラマイマイ、ヒメコハクガイ、ノハラナメクジ、ヒメベッコウ、ニッポンマイマイ、ウスカワマイマイ等

※：ネズミ科の一種は、他のネズミ科（アカネズミ、ハツカネズミ及びドブネズミ）が確認されているため、種数に数えません。

② 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の調査結果は、表 9.10-2 に示すとおりです。

表 9.10-2 重要な種の確認種

分類	重要な種の確認種
哺乳類 (0種)	確認なし
鳥類 (一般鳥類) (24種)	アオバト、ムナグロ、コチドリ、ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、セッカ、トラツグミ、アカハラ、キビタキ、キセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、カワラヒロ、ホオアカ、アオジ、クロジ
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類) (1種)	フクロウ
鳥類 (猛禽類) (7種)	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ
両生類 (2種)	アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類 (5種)	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
昆虫類 (17種)	ニホンカワトンボ、ホソミイトトンボ、ナツアカネ、ケラ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシグンバイ、ミナミトゲヘリカメムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、キイロトラカミキリ、ハマベククイゾウムシ、コシロシタバ
クモ類 (0種)	確認なし
魚類 (3種)	アブラハヤ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ
底生動物 (4種)	マルタニシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、エサキコミズムシ
陸産貝類 (1種)	スナガイ

③ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種（以下、注目すべき種といいます。）の生息の状況及び生息環境の状況の調査結果は、表 9.10-3 に示すとおりです。

表 9.10-3 注目すべき生息地の分布等の調査結果

分類	注目すべき生息地の分布等
哺乳類	確認なし
鳥類（一般鳥類）	確認なし
鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）	確認なし
鳥類（猛禽類）	確認なし
両生類	確認なし
爬虫類	確認なし
昆虫類	ゲンジボタル（ホタル生息確認地域）
クモ類	確認なし
魚類	確認なし
底生動物	確認なし
陸産貝類	確認なし

## 9.10.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

事業の実施による動物の重要な種及び注目すべき種（鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、陸産貝類）の予測結果は、表 9.10-4 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測したものと及び生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

表 9.10-4(1) 予測結果

分類	番号	種名	一般的な生息環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
一般鳥類 <sup>※1</sup>	1	アオバト	樹林	○	○
	2	ムナグロ	水田、畑地、乾性草地	○	○
	3	コチドリ	砂地、荒地	×	○
	4	モズ	樹林、農耕地	×	○
	5	ヒバリ	乾性草地、農耕地	×	○
	6	ツバメ	農耕地	×	○
	7	センダイムシクイ	樹林	○	○
	8	オオヨシキリ	湿性草地	○	○
	9	セッカ	水田、草地	×	×
	10	トラツグミ	樹林	○	○
	11	アカハラ	樹林	○	○
	12	キビタキ	樹林	○	○
	13	キセキレイ	水田、農耕地	×	×
	14	セグロセキレイ	水田、農耕地	×	○
	15	ビンズイ	樹林	○	○
	16	カワラヒワ	樹林、市街地	△	△
	17	ホオアカ	乾性草地	○	○
	18	アオジ	樹林、農耕地	△	△
	19	クロジ	樹林	○	○
	20	フクロウ	樹林、農耕地	△	○
猛禽類	1	ミサゴ	大河川、湖沼	○	○
	2	ツミ	樹林	△	○
	3	ハイタカ	樹林	△	○
	4	オオタカ	樹林	△	○
	5	サンバ	樹林、農耕地	○	○
	6	ノスリ	樹林、畑地	△	○
	7	ハヤブサ	海岸	△	○



表 9.10-4(2) 予測結果

分類	番号	種名	一般的な生息環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
両生類	1	アズマヒキガエル	樹林、草地	○	○
	2	シュレーゲルアオガエル	水田、草地	×	×
爬虫類	1	ヒガシニホントカゲ	乾性草地、農耕地	×	○
	2	シマヘビ	樹林、草地、水田	×	○
	3	アオダイショウ	樹林、草地、水田	×	○
	4	ヒバカリ	樹林、湿性草地	×	×
	5	ヤマカガシ	水田、湿性草地	×	×
昆虫類※2	1	ハグロトンボ	小川	×	×
	2	ニホンカワトンボ	河川	○	○
	3	ホソミイトトンボ	池、湿地	○	○
	4	ヤマサナエ	溪流	×	×
	5	ナツアカネ	池沼、水田	×	×
	6	ケラ	水田、農耕地	×	×
	7	クツワムシ	樹林、乾性草地	△	△
	8	ショウリョウバッタモドキ	乾性草地、湿性湿地	×	×
	9	エサキコミズムシ	池沼、水田、休耕地	×	×
	10	ヤブガラシゲンバイ	ヤブガラシ群落	×	×
	11	ミナミトゲヘリカメムシ	樹林	△	△
	12	クロヒメヒョウタンゴミムシ	湿性草地	×	×
	13	アトモンコミズギワゴミムシ	湿性草地	×	×
	14	クロケブカゴミムシ	湿性草地	×	×
	15	コマルケシゲンゴロウ	池沼、湿地、休耕地	×	×
	16	コガムシ	池沼、水田	×	×
	17	キイロトラカミキリ	樹林	○	○
	18	ハマベキクイゾウムシ	樹林	×	×
	19	コシロシタバ	樹林	△	△
	20	ゲンジボタル	河川	○	○
魚類	1	アブラハヤ	河川	×	×
	2	ヒガシシマドジョウ	河川	○	○
	3	ホトケドジョウ	河川、水路、池沼	×	×
底生動物	1	マルタニシ	池沼、水田	×	×
陸産貝類	1	スナガイ	樹林	×	×

※1：鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）調査で確認された、フクロウを含みます。

※2：底生動物調査で確認された、ハグロトンボ、ヤマサナエ、エサキコミズムシを含みます。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.10-5 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

なお、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討として、環境保全措置の実施想定場所を図 9.10-1 に示します。また、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

表 9.10-5(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	ホトケドジョウ	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
	ホトケドジョウ			保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
	モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、カラヒワ、シュレーゲルアオガエル、ヒバカリ、ヤマカガシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシグンバイ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコムズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ、アブラハヤ、マルタニシ、スナガイ			保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

表 9.10-5(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし

表 9.10-5 (3) 環境保全措置の実施の内容 (造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地)

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	保全対象種全般	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	作業時間の順守	夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
					工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし

表 9.10-5 (4) 環境保全措置の実施の内容

(敷地の存在 (土地の改変) —重要な種及び注目すべき生息地)

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在 (土地の改変)	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	重要な種の生息環境への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

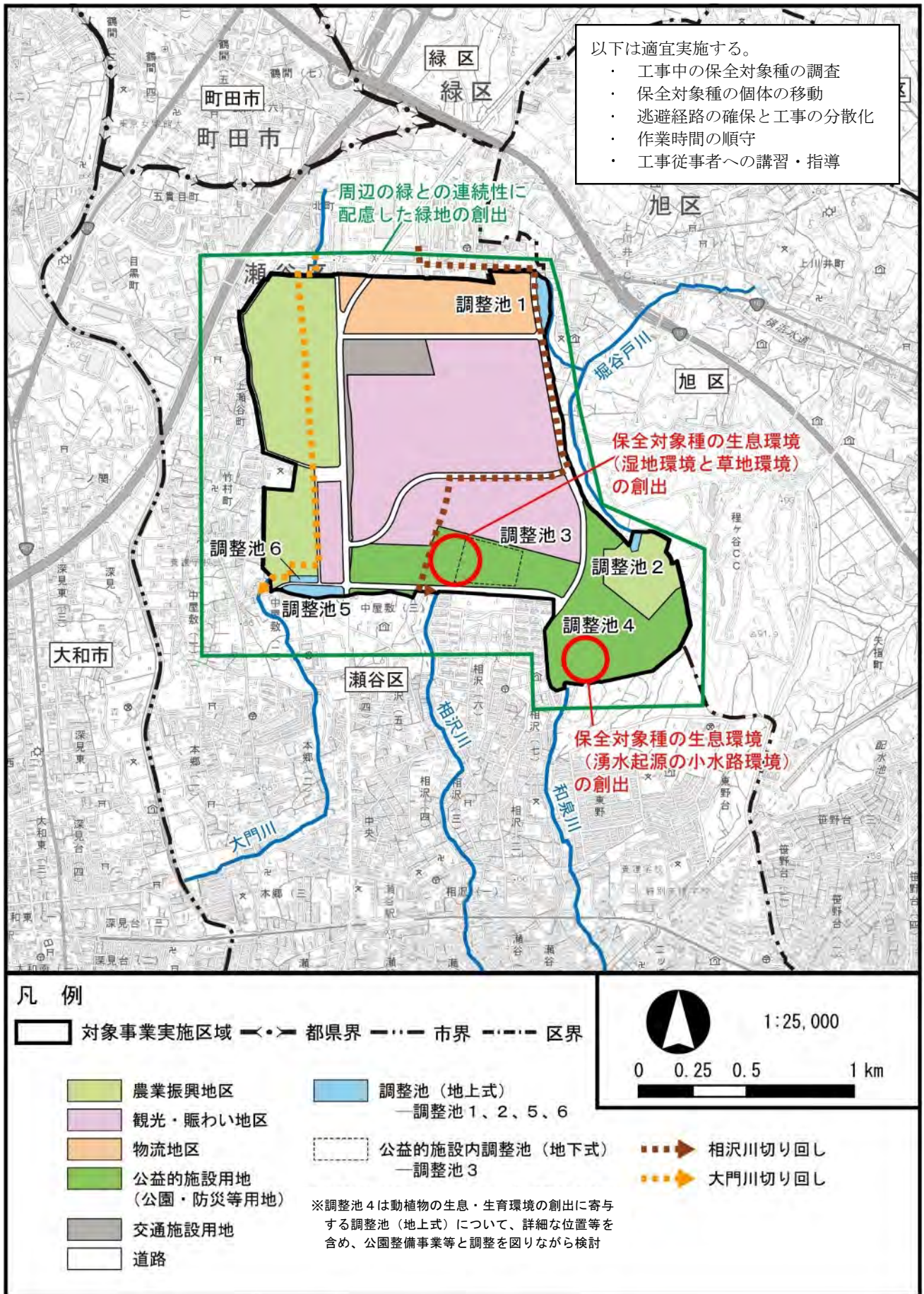


図 9.10-1 環境保全措置の実施想定場所

① 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出については、和泉川の源流部で確認されたホトケドジョウのハビタットタイプを整理し、必要な環境区分を抽出した結果、表 9.10-6 に示す小水路の環境区分が必要となります。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図は図 9.10-2 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。
- ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。
- ・水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境とします。
- ・現在の湧水地から湧水を導水する計画とし、水質は現状を維持します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体点な配置などの詳細について検討していきます。

表 9.10-6 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）区分整理

環境区分	保全対象種
小水路環境 （浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底）	魚類：ホトケドジョウ

【東西断面】



図 9.10-2 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図



## ② 保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出については、相沢川沿いで確認された重要な種のハビタットタイプを種ごとに整理し、必要な環境区分を抽出した結果、大きくは湿地環境、湿性草地、水路、樹林、乾性草地の5つの環境区分が必要となります。さらに、湿地環境は水深、湿性草地は草丈、水路は水深及び河床材料に変化を持たせた複数の環境区分が必要となることから、表 9.10-7 に示す①～⑧の8つの環境区分を設定します。

成長段階によって生息環境が異なる種、豊富な餌量と多様な環境を必要とする種が生息し、世代交代を行い、地域個体群を維持していくためには、環境区分①～⑧に示す環境区分を配置し、多様な環境を創出する必要があります。

そのため、対象事業実施区域南側の谷戸地形において、公園整備事業区域内の概ね 1.5ha（東西方向：約 60m～70m、南北方向：約 220m～230m）のエリアに、現況の地形及び土地利用を活かした保全対象種の生息・生育環境を創出します。現在の土地利用が水田と畑地又は休耕田がモザイク状に分布していることから、湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿性草地と乾性草地を創出する計画としています。

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図は図 9.10-3 に、断面イメージ図は図 9.10-4 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・湿地環境については、水深の異なる湿地を配置します。
- ・水路については、現況の 3 面張りから多自然水路とし、水の流れに変化を持たせるとともに、周辺には湿地環境や草地環境を創出することで、質の向上を図ります。
- ・樹林を西側に創出します。
- ・水路、草地、湿地、樹林という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの保全対象種が生息・生育できる環境を創出します。
- ・湿地環境の周辺には湿性草地を配置するなど、各環境が緩やかに移行するような配置・構造を検討します。
- ・樹林や乾性草地は、瀬谷市民の森、周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出、農業振興地区等を有機的に繋げることにより、生物の移動に配慮します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体的な配置などの詳細について検討していきます。



表 9.10-7 保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）区分整理

環境区分	保全対象種
①湿地環境 (水深 5 cm、泥底)	昆虫類：ナツアカネ (幼虫)、エサキコムズムシ、 シオカラトンボ (幼虫) 底生動物：マルタニシ
②湿性草地 (草丈の低い草地)	昆虫類：ケラ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、 アトモンコムズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ
③水路 (水深 20~40cm、砂礫底)	魚類：アブラハヤ
④湿地環境 (水深 10~20cm、泥底)	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
⑤湿性草地 (草丈の高い草地)	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
⑥水路 (水深 10~20cm、砂泥底)	昆虫類：ハグロトンボ (幼虫)、ヤマサナエ (幼虫)
⑦樹林 (落葉広葉樹)	(他の環境区分との連続性により保全されるため、 対象種は下記に記載します)
⑧乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ
⑤⑥⑦ 水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ (成虫)、ヤマサナエ (成虫)
①~⑦ 湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
①②④⑤⑦ 湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ (成虫)、シオカラトンボ (成虫)

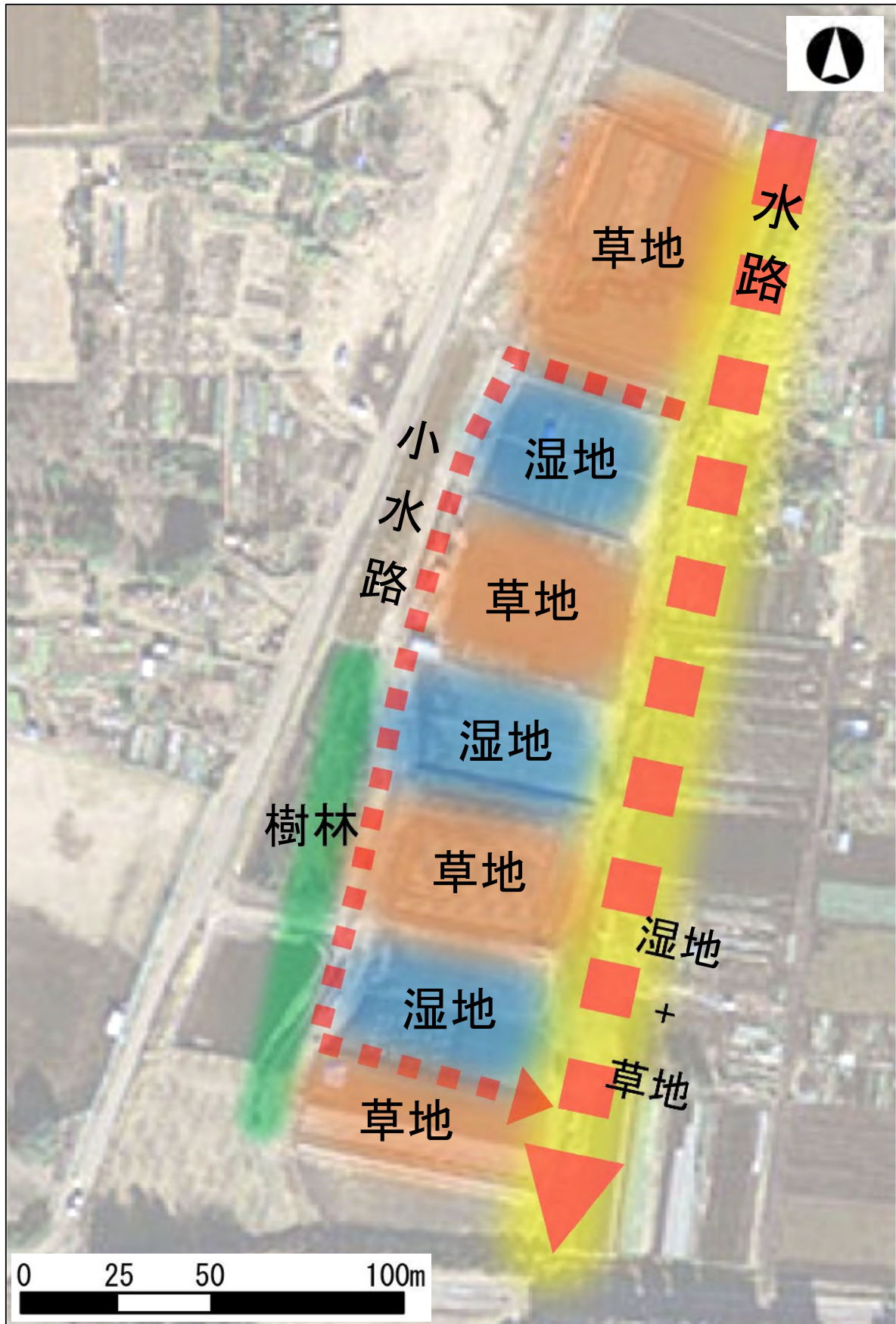


図 9.10-3 保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図

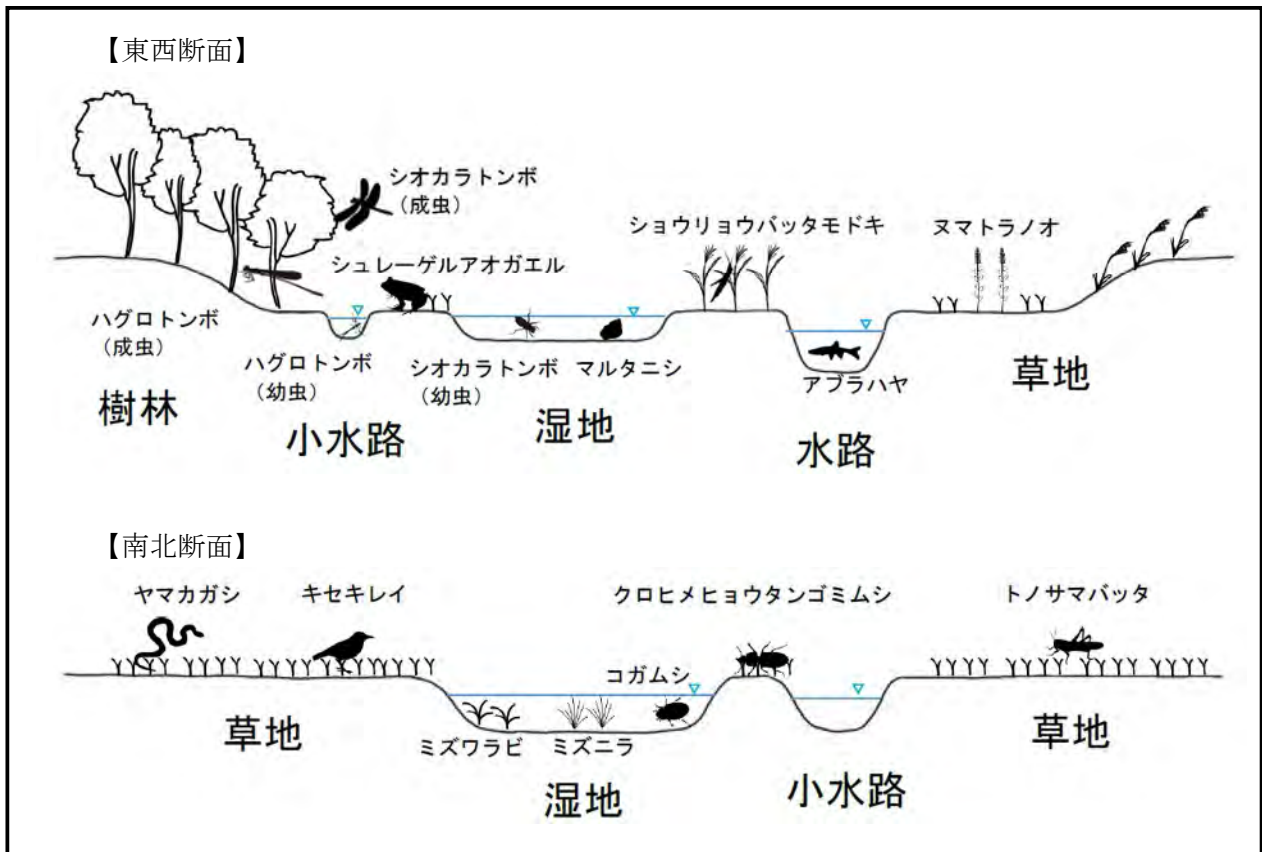


図 9.10-4 保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る断面イメージ図

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

動物の重要な種の生息環境の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」、「作業時間の順守」、「工事従事者への講習・指導」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の個体の移動」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

都市計画対象事業の実施による動物への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できると予測します。

しかし、保全対象種の生息環境の創出について内容をより詳細なものとする必要があり、個体の移動等の代償措置の効果に不確実性があるものが存在することから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

事後調査の項目等は、表 9.10-8 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い動物への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

また、動物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P. 11-3) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.10-8 事後調査の項目等（動物）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定します。	保全対象種について、本事業による生息環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における保全対象種の生息状況</li> <li>・工事の完了後における保全対象種の生息状況</li> <li>・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。</li> </ul>	現地調査（目視確認等）による確認

## 9.11 植物

### 9.11.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況

##### ア. 種子植物その他主な植物に係る植物相の状況

種子植物その他主な植物に係る植物相の状況の現地調査結果は、表 9.11-1 に示すとおりです。

表 9.11-1 種子植物その他主な植物に係る植物相の確認種の概要

分類	主な確認種
維管束植物 (678 種)	スギナ、ゼンマイ、リョウメンシダ、オクマワラビ、ホシダ、スギ、ヒノキ、イヌガヤ、スダジイ、コナラ、イヌビワ、コハコベ、アケビ、ドクダミ、ヤブツバキ、ナズナ、ユキノシタ、ヘビイチゴ、シロツメクサ、カタバミ、タチツボスミレ、ミツバ、ネズミモチ、ホトケノザ、オオバコ、ハルジオン、ヤブラン、チガヤ、シュロ等
付着藻類 (85 種)	<i>Melosira varians</i> , <i>Eunotia formica</i> , <i>Amphora pediculus</i> , <i>Gomphonema parvulum</i> , <i>Navicula cryptocephala</i> , <i>Navicula cryptotenella</i> , <i>Navicula minima</i> , <i>Rhoicosphenia abbreviata</i> , <i>Achnanthes coarctata</i> , <i>Cladophora</i> (緑藻綱) 等
蘚苔類 (85 種)	ヒメスギゴケ、ホソバオキナゴケ、ハマキゴケ、ホンモンジゴケ、ヒナノハイゴケ、アゼゴケ、ホソウリゴケ、ギンゴケ、コツボゴケ、コゴメゴケ、ノミハニワゴケ、ツクシナギゴケ、ハイゴケ、ヒメトサカゴケ、ジャゴケ、サビイロハタケゴケ等

#### イ. 植生の状況

現地調査の結果、23 の植物群落等が確認されました。植物群落等の概要は表 9.11-2 に、現存植生図は図 9.11-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域内では、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。小河川の周辺にはムクノキーエノキ群落やアズマネザサ群落がみられたほか、相沢川周辺には水田や休耕田が一部に存在しています。

対象事業実施区域外では、南東部にコナラ群落、及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

表 9.11-2(1) 確認された植物群落等

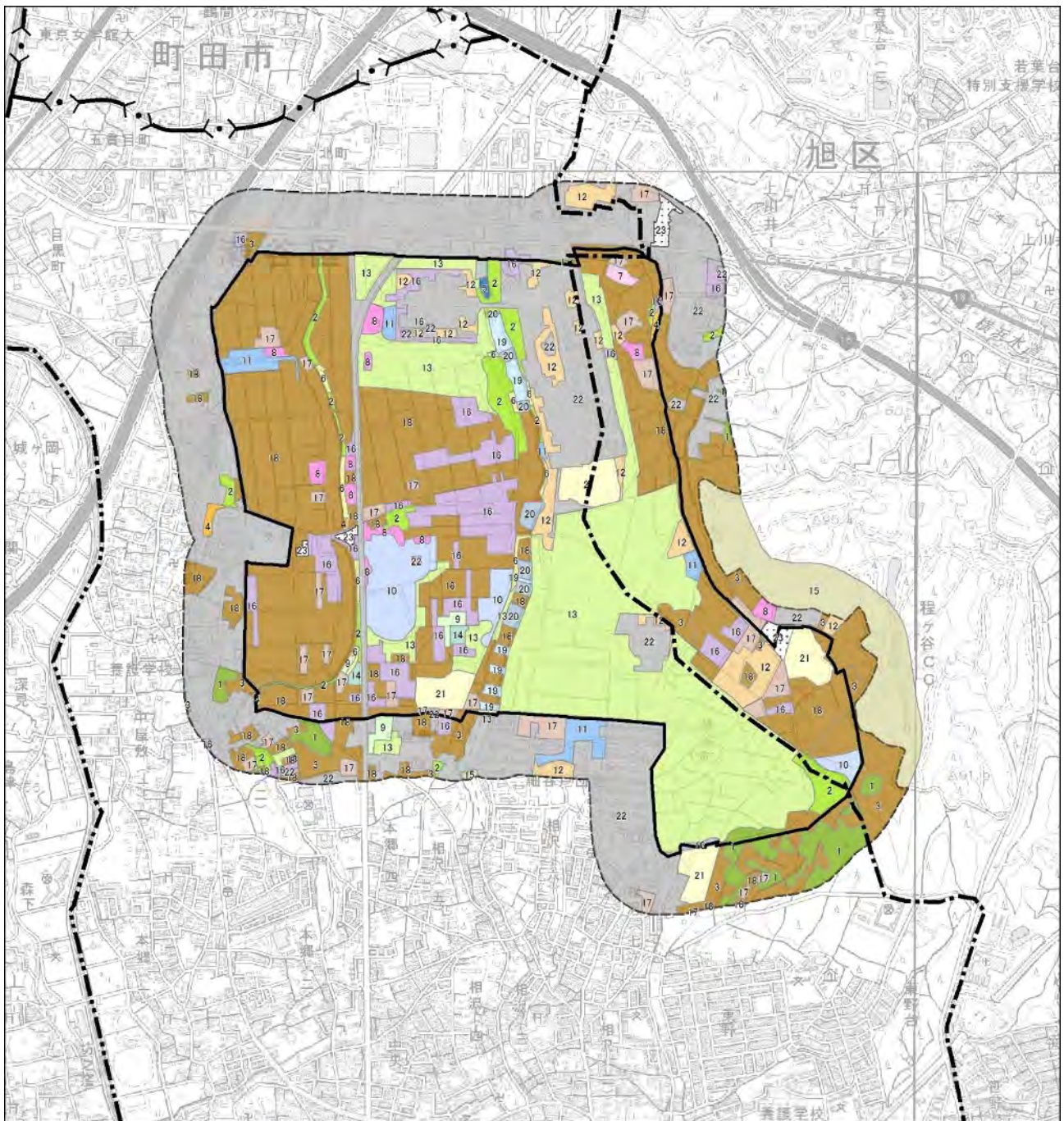
No.	群落名等	植生地 点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキ・エノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスダジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性地に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域内の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域内に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域内の一部にやや広くみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツユクサ等がわずかに生育していました。

表 9.11-2(2) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所に局所的にみられました。草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシパーエノコログサ群落	20, 19, 3	メヒシパーエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。草本層にメヒシパーエノコログサが優占し、ユウゲショウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツユクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園となっています。対象事業実施区域の内外に点在していました。低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域の内外に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。

注：植生調査地点 No. は、図 9.11-1 (P.9.11-4) に対応します。





凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 都県界
- 市界
- 区界

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #4CAF50; margin-right: 5px;"></span> 1. コナラ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #8BC34A; margin-right: 5px;"></span> 2. ムクノキ・エノキ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A1887F; margin-right: 5px;"></span> 3. スギ・ヒノキ植林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFC107; margin-right: 5px;"></span> 4. 竹林</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #395468; margin-right: 5px;"></span> 5. ヤナギ低木群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFEB3B; margin-right: 5px;"></span> 6. アズマネザサ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #F06292; margin-right: 5px;"></span> 7. ススキ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #C8E6C9; margin-right: 5px;"></span> 8. セイタカアワダチソウ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #E8F5E9; margin-right: 5px;"></span> 9. ヒメムカシヨモギ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #BBDEFB; margin-right: 5px;"></span> 10. イネ科草本群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; margin-right: 5px;"></span> 11. オギ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FF9800; margin-right: 5px;"></span> 12. チガヤ群落</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #C8E6C9; margin-right: 5px;"></span> 13. メヒシパーエノコグサ群落</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #E8F5E9; margin-right: 5px;"></span> 14. シバ草地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFF9C4; margin-right: 5px;"></span> 15. ゴルフ場</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #F06292; margin-right: 5px;"></span> 16. 植栽樹群</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A1887F; margin-right: 5px;"></span> 17. 果樹園</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #A1887F; margin-right: 5px;"></span> 18. 畑地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; margin-right: 5px;"></span> 19. 水田</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ADD8E6; margin-right: 5px;"></span> 20. 休耕田</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #FFF9C4; margin-right: 5px;"></span> 21. グラウンド</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #9E9E9E; margin-right: 5px;"></span> 22. 人工構造物</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px dotted black; margin-right: 5px;"></span> 23. 造成地</li> </ul> |
|--|--|

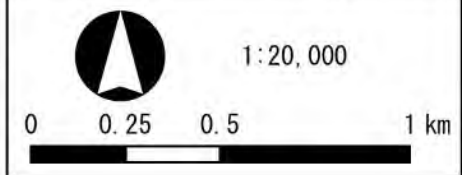


図 9.11-1 現存植生図

## ② 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

### ア. 重要な種の確認状況

植物の重要な種の分布、生育の状況及び生育環境の状況の調査結果は、表 9.11-3 に示すとおりです。

表 9.11-3 重要な種の確認種目録

分類	主な確認種
維管束植物 (13種)	ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、ヤブムグラ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、 <input type="checkbox"/> ※、 <input type="checkbox"/> ※
付着藻類 (3種)	チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ
蘚苔類 (1種)	イチョウウキゴケ

※重要な種の保護の観点から、非表示としております。

### イ. 重要な群落の確認状況

重要な群落は、確認されませんでした。

## 9.11.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

事業の実施による植物の重要な種（維管束植物、付着藻類、蘚苔類）の予測結果は、表 9.11-4 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生育環境への影響は小さく、生育環境は維持あるいは保全されると予測したものと及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

表 9.11-4 予測結果

分類	番号	種名	生育環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
維管束植物	1	ミズニラ	水田、湿地	×	—
	2	ヒメミズワラビ	水田、休耕田	×	—
	3	タコノアシ	湿地、河川敷	×	—
	4	ヒロハノカワラサイコ	乾性草地	×	—
	5	ウスゲチョウジタデ	水田、湿地	×	—
	6	ヌマトラノオ	池沼、湿地	×※	×※
	7	ヤブムグラ	樹林	○	○
	8	アマナ	湿性草地	×	○
	9	ミズタカモジ	水田	×	—
	10	セイタカハリイ	湿地、休耕田	×	×※
	11	ハリイ	水田、湿地	×※	×※
	12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。			
	13				
付着藻類	1	チャイロカワモズク	湧水、水路	×	—
	2	アオカワモズク	湧水、河川	×	—
	3	シャジクモ	池沼、水田	×	—
蘚苔類	1	イチョウウキゴケ	水田	×	—

注：「—」は、対象事業実施区域内のみに生育し、工事の実施（造成工事）により、全ての生育地が改変されるため、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））時点で存在しないことから、影響予測の対象外としたことを示します。

※：ヌマトラノオ及びハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。令和3年度の調査では、確認されませんでした。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.11-5 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

なお、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討として、環境保全措置の実施想定場所を図 9.11-2 に示します。また、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

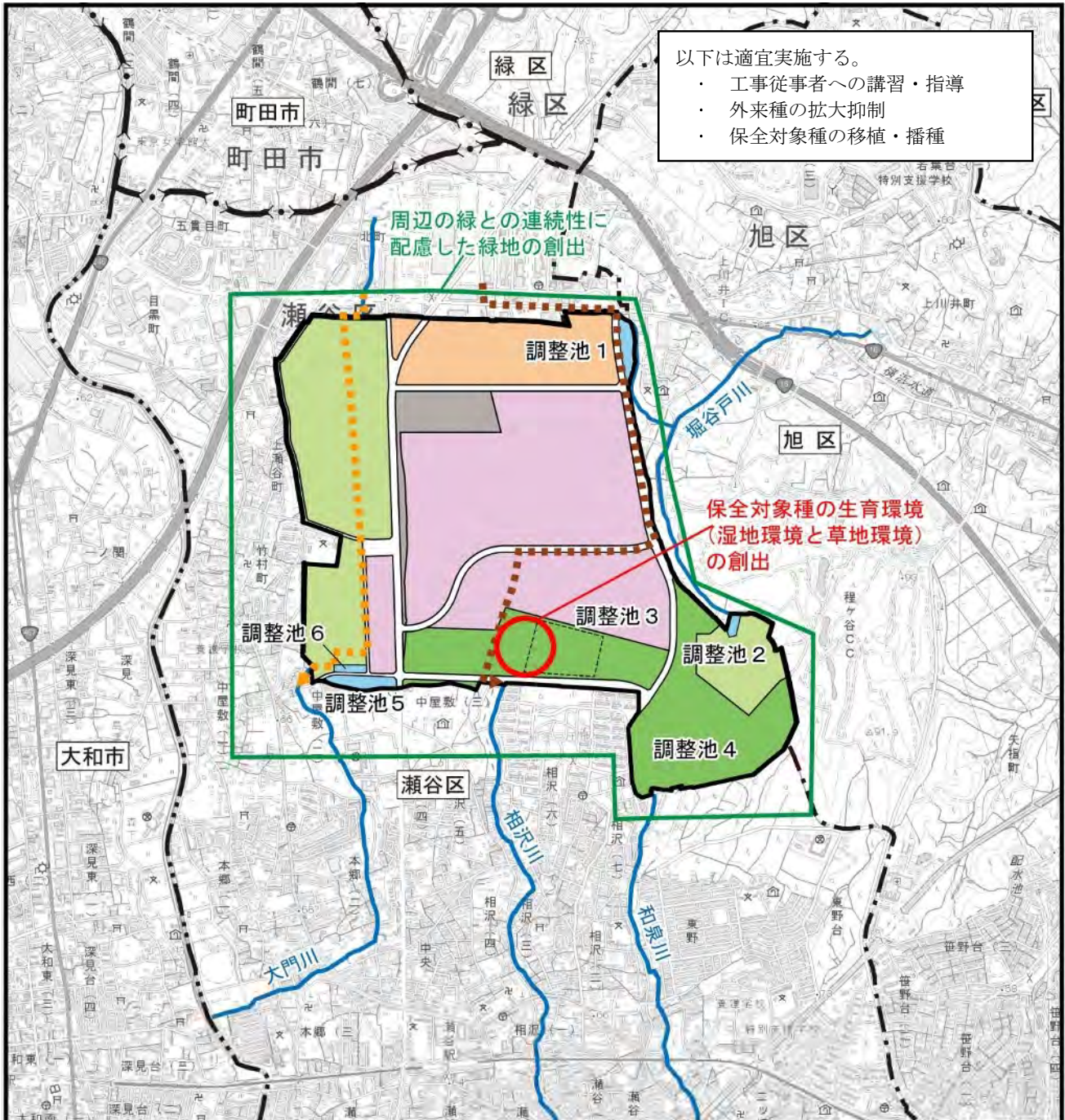
表 9.11-5(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び群落）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施 ミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチヨウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)を創出することで、保全対象種の生育環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。	回避	事業者	なし	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避 低減	事業者	なし	なし
				保全対象種の移植・播種	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を新たに創出する保全対象種の生育環境等へ移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

表 9.11-5(2) 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び群落）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	ヒロハノカワラサイコ、アマナ	重要な種の生育環境への影響	緑地の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし





凡例

対象事業実施区域
 ◀・▶ 都県界
 - - - 市界
 - · - · - 区界

- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地  
(公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池(地上式)  
—調整池1、2、5、6
- 公益的施設内調整池(地下式)  
—調整池3



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



- ▶ 相沢川切り回し
- ▶ 大門川切り回し

※調整池4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池(地上式)について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討

図 9.11-2 環境保全措置の実施想定場所

### ① 保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出

保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出については、相沢川沿いで確認された重要な種のハビタットタイプを種ごとに整理し、必要な環境区分を抽出した結果、大きくは湿地環境、湿性草地、水路、樹林、乾性草地の5つの環境区分が必要となります。さらに、湿地環境は水深、湿性草地は草丈、水路は水深及び河床材料に変化を持たせた複数の環境区分が必要となることから、表 9.11-6 に示す①～⑧の8つの環境区分を設定します。

成長段階によって生息環境が異なる種、豊富な餌量と多様な環境を必要とする種が生息し、世代交代を行い、地域個体群を維持していくためには、環境区分①～⑧に示す環境区分を配置し、多様な環境を創出する必要があります。

そのため、対象事業実施区域南側の谷戸地形において、公園整備事業区域内の概ね 1.5ha（東西方向：約 60m～70m、南北方向：約 220m～230m）のエリアに、現況の地形及び土地利用を活かした保全対象種の生息・生育環境を創出します。現在の土地利用が水田と畑地又は休耕田がモザイク状に分布していることから、湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿性草地と乾性草地を創出する計画としています。

保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図は図 9.11-3、断面イメージ図は図 9.11-4 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・湿地環境については、水深の異なる湿地を配置します。
- ・水路については、現況の 3 面張りから多自然水路とし、水の流れに変化を持たせるとともに、周辺には湿地環境や草地環境を創出することで、質の向上を図ります。
- ・樹林を西側に創出します。
- ・水路、草地、湿地、樹林という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの保全対象種が生息・生育できる環境を創出します。
- ・湿地環境の周辺には湿性草地を配置するなど、各環境が緩やかに移行するような配置・構造を検討します。
- ・樹林や乾性草地は、瀬谷市民の森、周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出、農業振興地区等を有機的に繋げることにより、生物の移動に配慮します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体的な配置などの詳細について検討していきます。



表 9.11-6 保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）区分整理

環境区分	保全対象種
①湿地環境 (水深 5 cm、泥底)	ヒメミズワラビ、ウスゲチョウジタデ、シャジクモ、イチョウウキゴケ
②湿性草地 (草丈の低い草地)	ミズニラ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
③水路 (水深 20~40cm、砂礫底)	植物で該当する重要な種はありません。
④湿地環境 (水深 10~20cm、泥底)	植物で該当する重要な種はありません。
⑤湿性草地 (草丈の高い草地)	植物で該当する重要な種はありません。
⑥水路 (水深 10~20cm、砂泥底)	植物で該当する重要な種はありません。
⑦樹林 (落葉広葉樹)	(他の環境区分との連続性により保全されるため、対象種は下記に記載します)
⑧乾性草地	ヒロハノカワラサイコ
⑤⑥⑦ 水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。
①~⑦ 湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。
①②④⑤⑦ 湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。

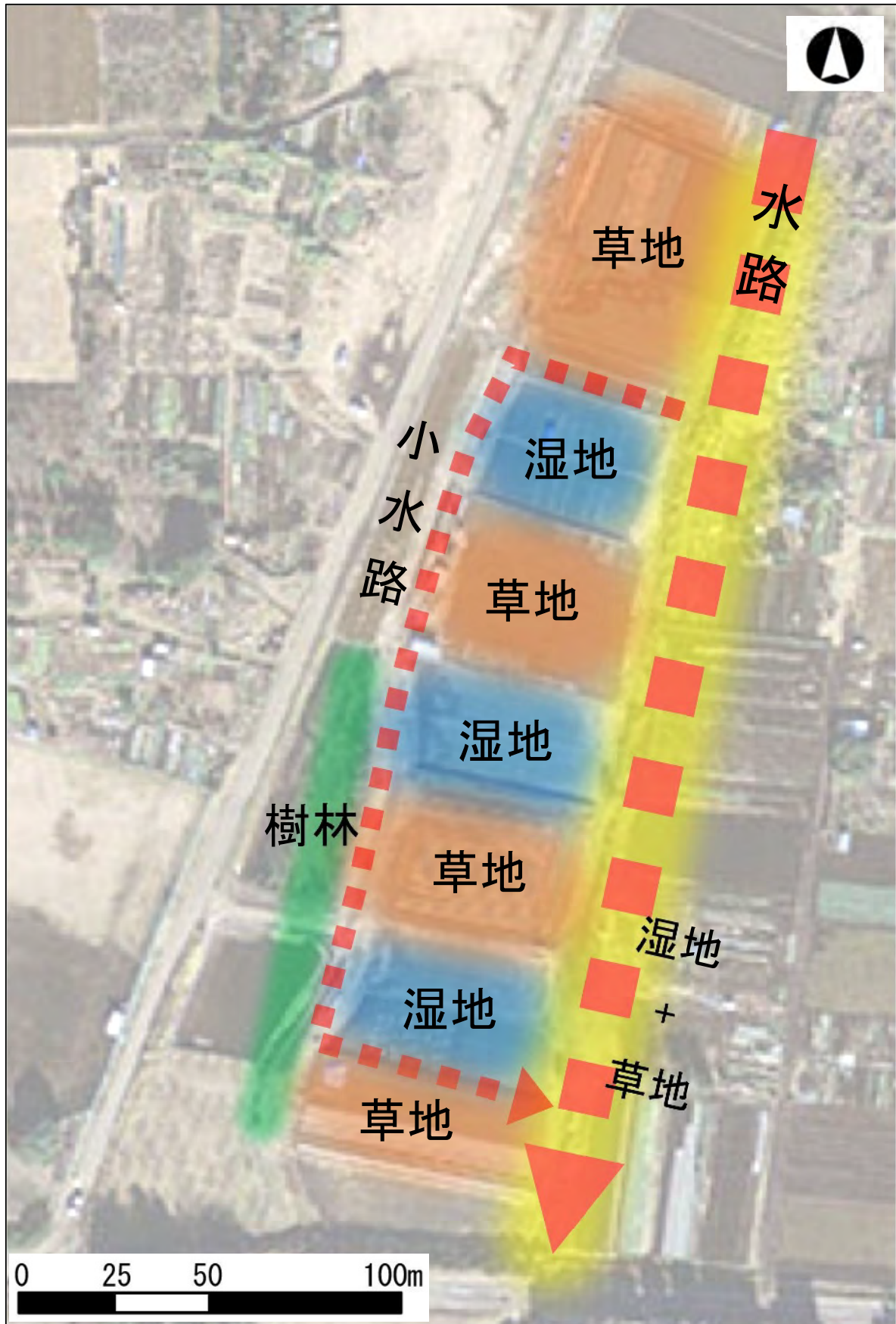


図 9.11-3 保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図

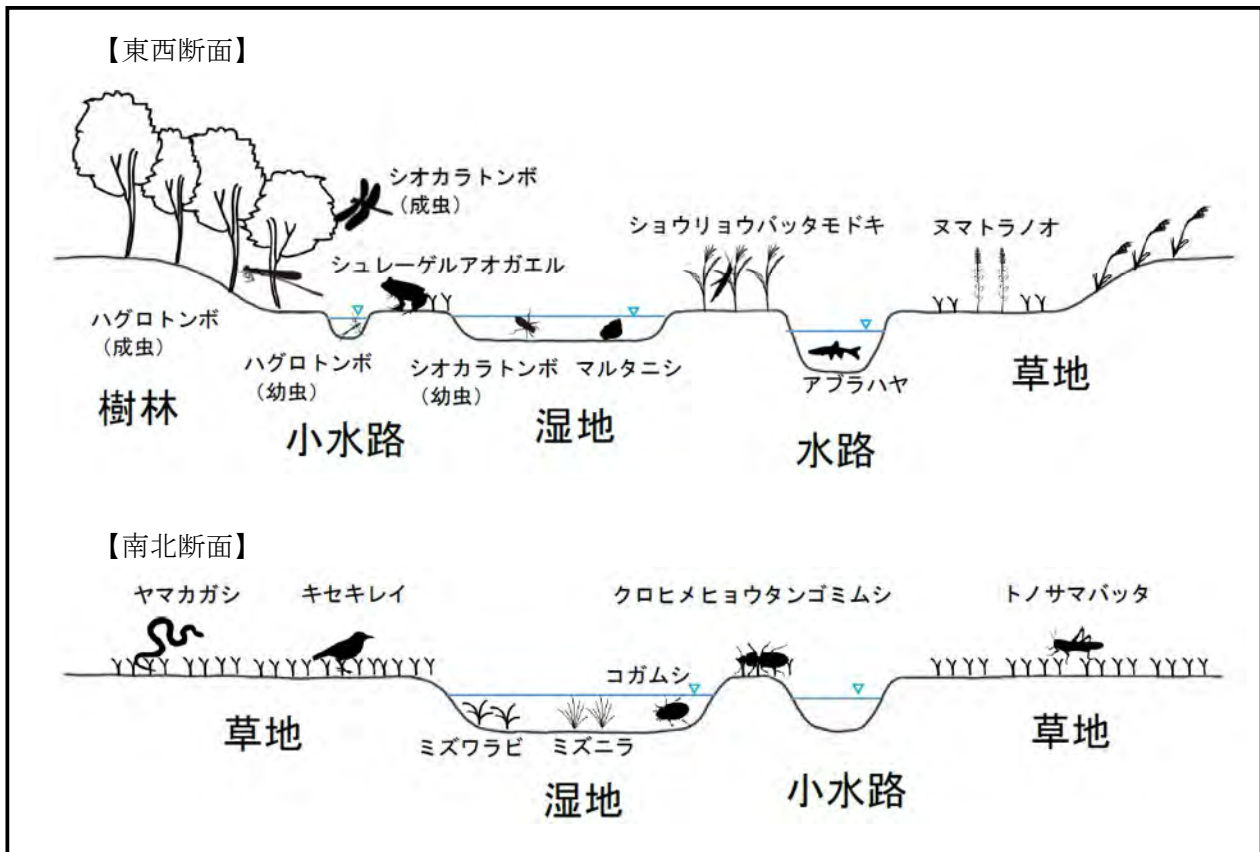


図 9.11-4 保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る断面イメージ図

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

植物の重要な種の生育環境の改変の程度については、「工事従事者への講習・指導」、「外来種の拡大抑制」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の移植・播種」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

都市計画対象事業の実施による植物への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できると予測します。

保全対象種の生育環境の創出について内容をより詳細なものとする必要があり、移植・播種は代償措置の効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。事後調査の項目等は、表 9.11-7 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い植物への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

また、植物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、あることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.11-7 事後調査の項目等 (植物)

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
植物	重要な種及び群落	造成工事、敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生育状況を勘案して設定します。	保全対象種について、本事業による生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における保全対象種の生育状況</li> <li>・工事の完了後における保全対象種の生育状況</li> <li>・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。</li> </ul>	現地調査(目視確認等)による確認

## 9.12 生態系

### 9.12.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 動植物その他の自然環境に係る概況

##### ア. 動物相の状況

動物相の状況の現地調査結果は、表 9.12-1 に示すとおりです。

表 9.12-1 動物相の確認種の概要

分類	主な確認種
哺乳類 (9種)	アズマモグラ、ヒナコウモリ科の一種、アカネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ、ネズミ科の一種※、アライグマ、タヌキ、イタチ科の一種、ハクビシン
鳥類 (一般鳥類) (66種)	キジ、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ホトトギス、アマツバメ、オオタカ、カワセミ、コゲラ、モズ、ハシボソガラス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、セッカ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ、コジュケイ、ワカケホンセイインコ等
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類) (1種)	フクロウ
鳥類 (猛禽類) (8種)	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ
両生類 (3種)	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類 (7種)	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
昆虫類 (1,178種)	シオカラトンボ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、ヒゲジロハサミムシ、オオヨコバイ、ヒメトビウンカ、アメンボ、アワダチソウグンバイ、ヨツボシクサカゲロウ、アオオサムシ、コウゾチビタマムシ、クロツヤテントウ、ヒメクロトラカミキリ、ヒメアリ、コアシナガバチ、セイヨウミツバチ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ベニシジミ等
クモ類 (117種)	ハラクロコモリグモ、チュウガタシロカネグモ、キザハシオニグモ、シロスジショウジョウグモ、ドヨウオニグモ、ワカバグモ、ハナグモ、ガザミグモ、ヨコフカニグモ、ネコハエトリ、マミジロハエトリ、ヤハズハエトリ、カラスハエトリ等
魚類 (6種)	アブラハヤ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、クロダハゼ
底生動物 (143種)	アメリカツノウズムシ、カワニナ、ヨゴレミズミミズ、シマイシビル、ヌマイシビル、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ、フタモンコカゲロウ、シオカラトンボ、シマアメンボ、エサキコミズムシ、ナガレユスリカ属等
陸産貝類 (24種)	スナガイ、ミジンマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、パツラマイマイ、ヒメコハクガイ、ノハラナメクジ、ヒメベッコウ、ニッポンマイマイ、ウスカワマイマイ等

※：ネズミ科の一種は、他のネズミ科（アカネズミ、ハツカネズミ及びドブネズミ）が確認されているため、種数に数えません。

## イ. 植物相の状況

植物相の状況の現地調査結果は、表 9.12-2 に示すとおりです。

表 9.12-2 植物相の確認種の概要

分類	主な確認種
維管束植物 (678 種)	スギナ、ゼンマイ、リョウメンシダ、オクマワラビ、ホシダ、スギ、ヒノキ、イヌガヤ、スダジイ、コナラ、イヌビワ、コハコベ、アケビ、ドクダミ、ヤブツバキ、ナズナ、ユキノシタ、ヘビイチゴ、シロツメクサ、カタバミ、タチツボスミレ、ミツバ、ネズミモチ、ホトケノザ、オオバコ、ハルジオン、ヤブラン、チガヤ、シュロ等
付着藻類 (85 種)	<i>Melosira varians</i> , <i>Eunotia formica</i> , <i>Amphora pediculus</i> , <i>Gomphonema parvulum</i> , <i>Navicula cryptocephala</i> , <i>Navicula cryptotenella</i> , <i>Navicula minima</i> , <i>Rhoicosphenia abbreviata</i> , <i>Achnanthes coarctata</i> , <i>Cladophora</i> (緑藻綱) 等
蘚苔類 (85 種)	ヒメスギゴケ、ホソバオキナゴケ、ハマキゴケ、ホンモンジゴケ、ヒナノハイゴケ、アゼゴケ、ホソウリゴケ、ギンゴケ、コツボゴケ、コゴメゴケ、ノミハニワゴケ、ツクシナギゴケ、ハイゴケ、ヒメトサカゴケ、ジャゴケ、サビイロハタケゴケ等

## ウ. 地形・地質、水系、土地利用、植生の状況

地形・地質、水系、土地利用、植生の状況の調査結果は、表 9.12-3 に示すとおりです。

表 9.12-3 地形・地質、水系、土地利用、植生の状況

項目	状況
地形・地質	対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。 対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には、主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。
水系	対象事業実施区域内には、大門川及び相沢川が流れています。周辺では、東側には堀谷戸川、帷子川、南側には和泉川、西側には境川が流れています。
土地利用	対象事業実施区域内は旧米軍施設跡地や農用地、道路などとなっています。周辺は、南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。南東側は森林及びゴルフ場となっています。
植生	対象事業実施区域内の特徴的な植生としては、メヒシバエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。小河川の周辺にはムクノキエノキ群落やアズマネザサ群落がみられたほか、相沢川周辺には水田や休耕地が一部に存在しています。

## エ. 地域を特徴づける生態系の概況

地域を特徴づける生態系の概況の調査結果は、表 9.12-4 に示すとおりです。

表 9.12-4 地域を特徴づける生態系の概況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシバーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部、相沢川及び大門川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	水田、休耕田が優占するほか、オギ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	対象事業実施区域の北端から南端に流れる相沢川、大門川沿いに分布します。

## ② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

### ア. 複数の注目種等の選定

地域を特徴づける生態系の注目種等について、「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、現地調査結果、及び表 9.12-4 で示した地域を特徴づける生態系の環境類型区分を踏まえて選定しました。

表 9.12-5 地域を特徴づける生態系の注目種等

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定の理由
低地の樹林・畑地・草地の生態系	上位性	オオタカ	里山環境の食物連鎖の上位種であり、生息情報を確認しています。
	典型性	タヌキ	里山環境に一般に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		ヒバリ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		トノサマバツタ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		落葉広葉樹林	里山環境に一般的にみられる植物群集であり、調査範囲にも分布しています。
湿性低地・河川の生態系	上位性	シマヘビ	水田等によく見られる種であり、調査範囲にも生息しており、生態系では食物連鎖の上位種になります。
	典型性	シオカラトンボ	水田等によくみられる種であり、調査範囲にも生息しています。
	特殊性	ホトケドジョウ	湧水に限定して生息する種であり、調査範囲にも生息しています。



## イ. 注目種等の選定

動植物調査において確認された、地域を特徴づける生態系の注目種等の生態は、表 9.12-6 に示すとおりです。

表 9.12-6(1) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
上位性	オオタカ	<p>留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。</p> <p>スギ、マツ類等の針葉樹の高木に営巣することが多く、普通3～4個卵を産みます。北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くいます。</p>	<p>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>
	シマヘビ	<p>北海道から九州まで広く分布しています。開けた平地から山地の林縁部等、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲ等、様々な動物を捕食します。</p>	<p>夏季に旧米軍施設の人工構造物（廃屋）でニホンヤモリを捕食する幼体を1個体、堀谷戸川周辺の墓地の擁壁で脱皮殻が1例、秋季に旧米軍施設と耕作地の境界にある低茎草地で成体が1個体、夏季(平成31年)に瀬谷市民の森周辺の湿性草地で成体が1個体確認されました。確認例数が少なく確認地点もまばらですが、調査範囲の北東部で確認される傾向がみられたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、餌となる小動物が生息していれば、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。</p>

表 9.12-6(2) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	タヌキ	<p>沖縄県を除く全都道府県に分布しています。平地から標高 2,000m を超える亜高山帯までの林や林縁、里山に住み、水辺近くの下生えの密生する広葉樹林を好みます。雑食性で夜行性です。</p> <p>交尾期は 2～4 月、出産期は 5～6 月で、一夫一妻制です。ふつう 4～5 子を出産します。</p>	<p>平成 30 年夏季から平成 31 年夏季までの任意踏査によって目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサインが、合計 41 例確認されました。確認地点は調査範囲内の市街地を除くほぼ全域で確認されています。また、自動撮影カメラによっても広い範囲で、延べ 17 例が確認されています。以上の事から、タヌキは年間を通じて調査範囲内の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。</p>
	ヒバリ	<p>留鳥あるいは漂鳥として北海道から九州に分布し、南西諸島では冬鳥として生息しています。広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地等に生息しており、背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度のまばらな乾いた草原を特に好みます。</p> <p>繁殖期間は 4～7 月です。イネ科などの植物の株際の地上や株内の低い位置に巣をつくります。</p>	<p>合計 116 地点 160 個体（一般鳥類調査：89 地点 129 個体、猛禽類調査：17 地点 31 個体）が確認されました。主に草地、耕作地といった環境で広範囲に確認されています。本種が繁殖や採食に利用する環境が調査範囲には広がっており、調査範囲周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、一年を通して利用しているものと考えられます。</p>
	トノサマバツタ	<p>沖縄から北海道まで広く分布します。繁殖のためにえさ場としてのイネ科の草本と産卵場としての裸地の両方が必要なため、川原、草のまばらな草原、開発中の住宅分譲地、運動場、サトウキビやトウモロコシの畑などに生息します。</p>	<p>夏季から秋季までの調査で、特に秋季に成虫が多数確認されました。確認地点は、広範囲にみられる草地環境や耕作地周辺、未舗装の道路脇など開放的な環境であり、中でも、草刈りがされている草地環境や耕作地周辺で多く確認されました。</p>
	落葉広葉樹林	<p>コナラ科の落葉広葉樹高木であるコナラと、ニレ科の落葉広葉樹であるムクノキやエノキが優占する二次林です。樹林に生息する動物の餌資源や生息場所として重要な役割を担っています。</p>	<p>落葉広葉樹林は、コナラ群落及びムクノキ-エノキ群落の 2 つが主に確認されました。コナラ群落は主に対象事業実施区域外にみられ、南東部にやや広く分布していました。ムクノキ-エノキ群落は相沢川上流部にやや広く分布しているほか、小河川の周辺に小さな群落がみられました。</p>

表 9.12-6(3) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	シオカラトンボ	<p>北海道から九州まで広く分布し、平地から低山地に至る挺水植物が繁茂する池沼や湿地の滞水、休耕田、ほとんど流れのない溝川等、広範な止水域に生息します。</p> <p>幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の陰に隠れたり、柔らかい泥の中に潜って生息しています。</p>	<p>幼虫が夏季に相沢川及び相沢川上流付近の水田脇で計4個体、秋季に相沢川上流付近の水田脇で計6個体、冬季に和泉川源流の小水路と相沢川上流付近の水田脇で計3個体、春季に和泉川源流の小水路と相沢川上流付近の水田脇で計6個体が確認されました。また、成虫が春季から秋季にかけて相沢川周辺の水田付近で少数確認されています。池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、調査範囲の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。</p>
特殊性	ホトケドジョウ	<p>流れの緩やかな谷戸の源流域や湧水のある水路等に生息しています。雑食性で水生小動物等を捕食しています。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>繁殖期は春から夏で、多回産卵で水草や植物の根等にはばばらと産み付けます。</p>	<p>夏季に和泉川源流の小水路で58個体、堀谷戸川で37個体、秋季に和泉川源流の小水路で18個体、堀谷戸川で18個体、冬季に和泉川源流の小水路で3個体、堀谷戸川で2個体が確認されました。本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路は主要な生息環境となっているものと考えられます。ただし、湧水量は少なく流路も短いため生息環境としては脆弱といえます。堀谷戸川はコンクリート三面張りの河川であり、ここで確認されたホトケドジョウは、周辺水域からの流下個体であると考えられます。</p>

ウ. 他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

a. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

対象事業実地区域及びその周辺は、畑地・草地在大部分を占めており、こうした中に樹林地が小規模ながら点在し、南東部には比較的規模の大きな樹林地がみられます。このように対象事業実地区域及びその周辺には、いくつかの環境構成要素が混在しており、これらの環境を利用する生物にとって選択できる多様な条件を含んでいます。このため、低地の樹林・畑地・草地において、典型性種（タヌキ、ヒバリ、トノサマバッタ）が広く多数確認されており、上位性種、オオタカによる利用頻度も高く、狩場として広範囲に利用されていました。

低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図は図 9.12-1 に、食物連鎖の模式図は図 9.12-2 に示すとおりです。

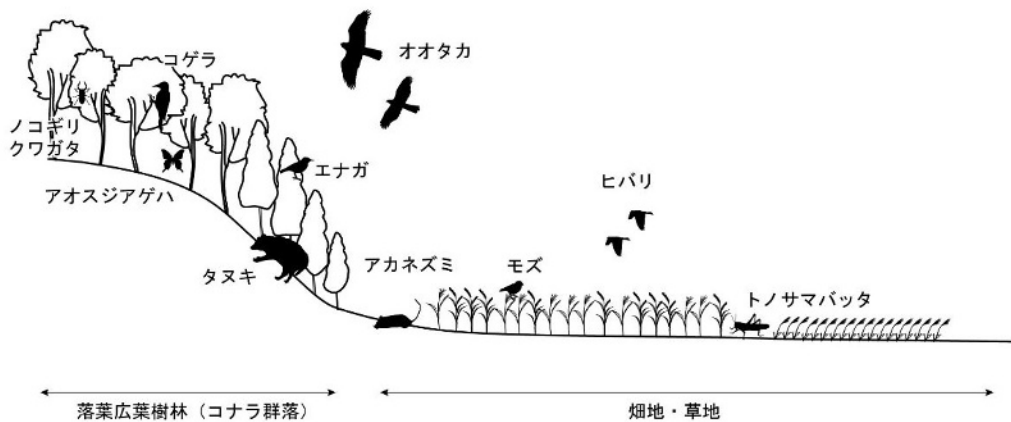


図 9.12-1 低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図

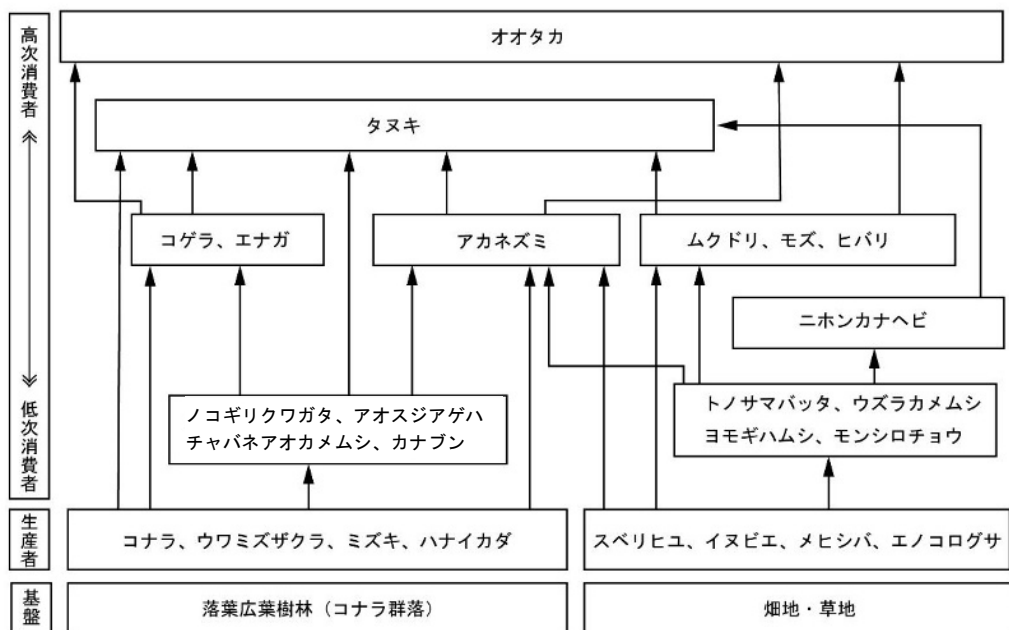


図 9.12-2 低地の樹林・畑地・草地の生態系における食物連鎖の模式図

## b. 湿性低地・河川の生態系

対象事業実地区域及びその周辺における河川の多くはコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性種（シオカラトンボ）をはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性種であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

一方で、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性種であるホトケドジョウの主要な生息環境となっています。

湿性低地・河川の生態系における断面模式図は図 9.12-3 に、食物連鎖の模式図は図 9.12-4 に示すとおりです。

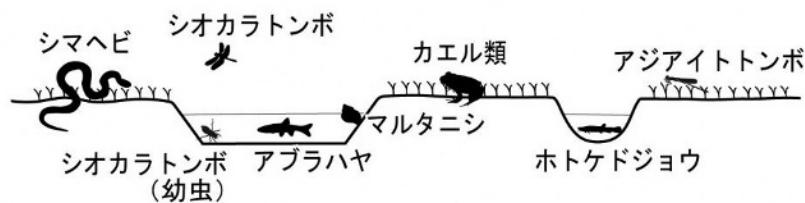


図 9.12-3 湿性低地・河川の生態系における断面模式図

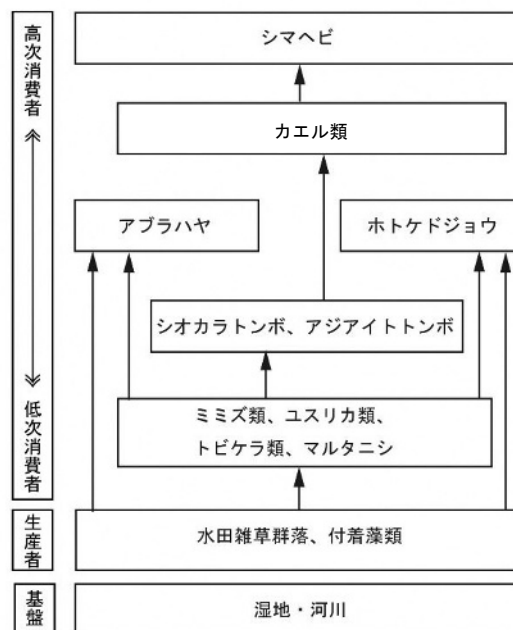


図 9.12-4 湿性低地・河川の生態系における食物連鎖の模式図

## 9.12.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

##### ア. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

事業の実施による注目種等及び地域を特徴づける生態系の予測結果は、表 9.12-7 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測したもの及び生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

表 9.12-7(1) 予測結果（低地の樹林・畑地・草地の生態系）

分類	種名	影響予測	
		工事の実施	存在及び供用
		造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
上位性	オオタカ	重要な種の保護の観点から、非表示としております。	
典型性	タヌキ	○	○
	ヒバリ	×	○
	トノサマバツタ	×	○
	落葉広葉樹林	×	×

表 9.12-7(2) 地域を特徴づける生態系の影響予測（低地の樹林・畑地・草地の生態系）

項目	内容
該当する環境類型区分	低地の樹林・畑地・草地
該当する生息・生育環境	樹林（落葉高木樹林：コナラ群落、ムクノキエノキ群落） 畑地（畑地） 草地（乾性草地：メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落）
抽出した注目種等	上位性：オオタカ（鳥類） 典型性：タヌキ（哺乳類）、ヒバリ（鳥類）、トノサマバツタ（昆虫類）、落葉広葉樹林（植生） 特殊性：該当なし
事業による影響 ・工事の実施（造成工事の実施） ・土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	低地の樹林・畑地・草地の生態系では、樹林（落葉高木樹林：コナラ群落、ムクノキエノキ群落）、畑地（畑地）、草地（乾性草地：メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落）が主な生息・生育基盤となり、ノコギリクワガタ、アオスジアゲハ、トノサマバツタ、モンシロチョウ等の昆虫類、ニホンカナヘビ等の爬虫類、アカネズミ、タヌキ等の哺乳類、コゲラ、エナガ、ムクドリ、モズ、ヒバリ等の鳥類等、多様な種が生息します。そして、オオタカ（鳥類）が生態系の上位に位置します。  ◆工事の実施による影響 工事の実施に伴い、対象事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、造成工事による低地の樹林・畑地・草地の生態系への影響は大きいと予測します。  ◆土地又は工作物の存在及び供用による影響 土地の改変に伴い、主に対象事業実施区域内の樹林・畑地・草地が消失し、生息・生育環境の変化が生じます。しかし、対象事業実施区域内に農業振興地区を整備することから、土地の改変による低地の樹林・畑地・草地の生態系への影響は小さいと予測します。

## イ. 湿性低地・河川の生態系

事業の実施による注目種等及び地域を特徴づける生態系の予測結果は、表 9.12-8 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測したもの及び生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

表 9.12-8(1) 予測結果（湿性低地・河川の生態系）

分類	種名	影響予測	
		工事の実施	存在及び供用
		造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
上位性	シマヘビ	×	△
典型性	シオカラトンボ	×	×
特殊性	ホトケドジョウ	×	×

表 9.12-8(2) 地域を特徴づける生態系の影響予測（湿性低地・河川の生態系）

項目	内容
該当する環境類型区分	湿性低地・河川
該当する生息・生育環境	水田、河川
抽出した注目種等	上位性：シマヘビ（爬虫類） 典型性：シオカラトンボ（昆虫類） 特殊性：ホトケドジョウ（魚類）
事業による影響	<p>湿性低地・河川の生態系では、水田、河川が主な生息・生育基盤となり、ミミズ類、ユスリカ類、トビケラ類、マルタニシ等の底生動物、シオカラトンボ、アジアイトトンボ等の昆虫類、アブラハヤ、ホトケドジョウ等の魚類、ニホンアマガエル等の両生類、シマヘビ等の爬虫類が生態系の上位に位置します。</p> <p>◆工事の実施による影響 工事の実施に伴い、河川の暗渠化及び対象事業実施区域内に分布する水田・休耕田は100%が造成されることから、造成工事による湿性低地・河川の生態系への影響は大きいと予測します。 なお、対象事業実施区域外に対しては、仮設調整池、土砂流出防止柵等を設置する計画であり、これにより排水中の浮遊物質量（SS）の低減が図られることから、対象事業実施区域外における湿性低地・河川への影響は小さいと予測します。</p> <p>◆土地又は工作物の存在及び供用による影響 土地の改変に伴い、河川の暗渠化及び対象事業実施区域内に分布する水田・休耕田環境は100%が改変されることから、土地の改変による湿性低地・河川の生態系への影響は大きいと予測します。 なお、対象事業実施区域外に対しては、調整池に雨水を集水して河川に放流するため、対象事業実施区域からの水の流入量は維持されと考えられることから、対象事業実施区域外における水収支の変化による影響は小さく、湿性低地・河川への影響も小さいと予測します。</p>



## (2) 環境保全措置の検討

表 9.12-9 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

なお、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討として、環境保全措置の実施想定場所を図 9.12-5 に示します。また、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

表 9.12-9(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—地域を特徴づける生態系）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	ホトケドジョウ	注 目 種 の 生 息 ・ 生 育 環 境 の 保 全 ・ 創 出	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
		ホトケドジョウ		保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
	ヒバリ、トノサマバツタ、シマヘビ、シオカラトンボ	保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出		保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし	
	シオカラトンボ（幼虫）	保全対象種の個体の移動		移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし	
	オオタカ、ヒバリ、トノサマバツタ、シマヘビ	逃避経路の確保と工事の分散化		動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし	

表 9.12-9(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－地域を特徴づける生態系）

影響 要因	保全対象種	影響	検討の 視点	環境保全措置			実施主体	効果の 不確実性	他の環境 への影響	
				内容	効果	区分				
工事の 実施	造成工事の 実施	保全対象種全般	生態系への 影響	注目種 の生息・ 生育環境 の保全・ 創出	作業時間の順 守	夜間作業は原則 として行わず、 照明等による夜 行性動物への影 響をできる限り 回避します。ま た、作業員の出 入りや重機の稼 働時間を規定す ることで、周辺 に生息する動物 への人圧低減効 果が見込まれま す。	低減	事業者	あり	なし
					工事従事者へ の講習・指導	工事区域外への 不必要な立ち入 り等を制限する ことで、踏みつ け等による保全 対象種への影響 の回避が見込ま れます。	回避	事業者	あり	なし
	落葉広葉樹林				外来種の拡大 抑制	工事車両のタイ ヤ洗浄や工事後 の施工ヤードの 速やかな在来種 による緑化等に 努め、外来種の 拡大を抑制する ことで、生育環 境への影響の回 避又は低減が見 込まれます。	回避 低減	事業者	なし	なし

表 9.12-9(3) 環境保全措置の実施の内容

(敷地の存在(土地の改変) - 地域を特徴づける生態系)

影響 要因	保全対象種	影響	検討 の 視点	環境保全措置			実施主体	効果の 不確実性	他の環境 への影響	
				内容	効果	区分				
土地 又は 工作物 の存在 及び 供用	敷 地 の 存 在 (土 地 の 改 変 )	オオタカ、ヒバリ、トノサマバツタ、落葉広葉樹林、シマヘビ	生 態 系 へ の 影 響	緑 地 及 び 地 形 の 保 全	周辺 の 緑 と の 連 続 性 に 配 慮 し た 緑 地 の 創 出	周辺 の 緑 と の 連 続 性 や 生 物 の 移 動 、 生 物 の 生 息 ・ 生 育 環 境 の 繋 が り に 配 慮 し て 、 で き る 限 り 緑 地 を 創 出 す こ と に よ り 重 要 な 種 の 生 息 環 境 へ の 影 響 の 低 減 が 見 込 ま れ ま す 。	代 償	事 業 者	な し	な し

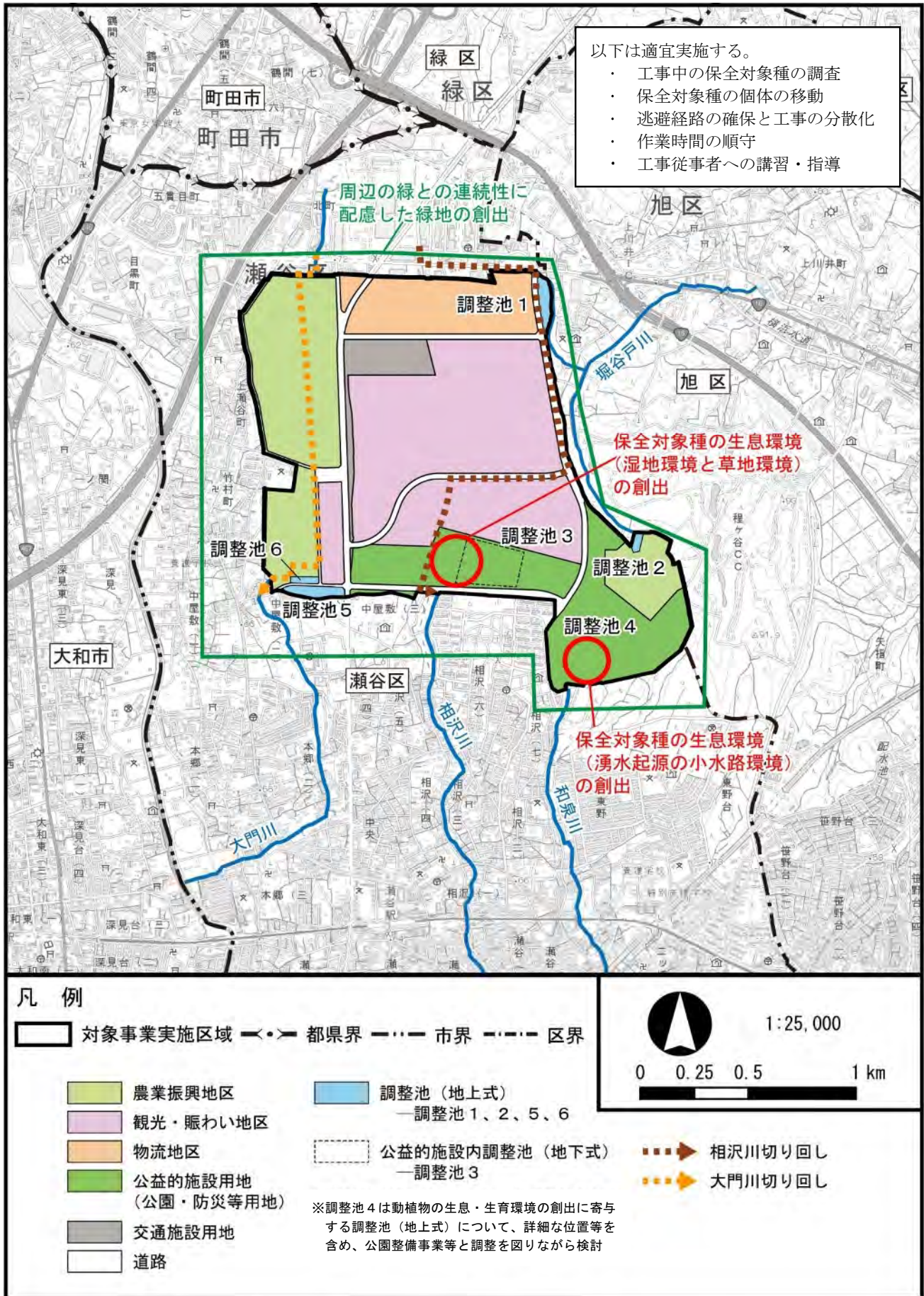


図 9.12-5 環境保全措置の実施想定場所

① 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出については、和泉川の源流部で確認されたホトケドジョウのハビタットタイプを整理し、必要な環境区分を抽出した結果、表 9. 12-10 に示す小水路の環境区分が必要となります。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図は図 9. 12-6 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・産卵環境や稚魚の生息環境を創出するため、水草が繁茂した環境とします。
- ・ホトケドジョウは雑食性であるため、水生昆虫や藻類等が生息・生育できる環境とします。
- ・水面への緑陰の形成や昆虫類等の餌資源供給のため、水際は草地環境とします。
- ・現在の湧水地から湧水を導水する計画とし、水質は現状を維持します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体点な配置などの詳細について検討していきます。

表 9. 12-10 保全対象種の生息・生育環境（湧水起源の小水路環境）区分整理

環境区分	保全対象種
小水路環境 (浅い水域、緩やかな流れ、砂泥底)	魚類：ホトケドジョウ

【東西断面】

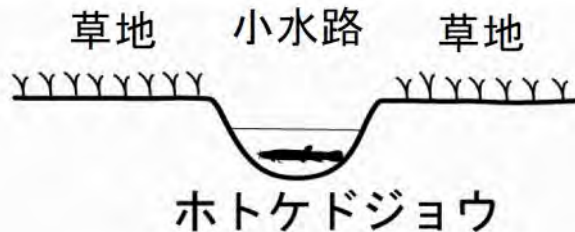


図 9. 12-6 保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出に係る断面イメージ図



## ② 保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出

保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出については、相沢川沿いで確認された重要な種のハビタットタイプを種ごとに整理し、必要な環境区分を抽出した結果、大きくは湿地環境、湿性草地、水路、樹林、乾性草地の5つの環境区分が必要となります。さらに、湿地環境は水深、湿性草地は草丈、水路は水深及び河床材料に変化を持たせた複数の環境区分が必要となることから、表 9.12-11 に示す①～⑧の8つの環境区分を設定します。

成長段階によって生息環境が異なる種、豊富な餌量と多様な環境を必要とする種が生息し、世代交代を行い、地域個体群を維持していくためには、環境区分①～⑧に示す環境区分を配置し、多様な環境を創出する必要があります。

そのため、対象事業実施区域南側の谷戸地形において、公園整備事業区域内の概ね 1.5ha（東西方向：約 60m～70m、南北方向：約 220m～230m）のエリアに、現況の地形及び土地利用を活かした保全対象種の生息・生育環境を創出します。現在の土地利用が水田と畑地又は休耕地がモザイク状に分布していることから、湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿性草地と乾性草地を創出する計画としています。

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図は図 9.12-7、断面イメージ図は図 9.12-8 に示すとおりです。

保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出に際し、以下の点に留意して実施します。

- ・湿地環境については、水深の異なる湿地を配置します。
- ・水路については、現況の 3 面張りから多自然水路とし、水の流れに変化を持たせるとともに、周辺には湿地環境や草地環境を創出することで、質の向上を図ります。
- ・樹林を西側に創出します。
- ・水路、草地、湿地、樹林という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの保全対象種が生息・生育できる環境を創出します。
- ・湿地環境の周辺には湿性草地を配置するなど、各環境が緩やかに移行するような配置・構造を検討します。
- ・樹林や乾性草地は、瀬谷市民の森、周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出、農業振興地区等を有機的に繋げることにより、生物の移動に配慮します。

今後、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら、具体的な配置などの詳細について検討していきます。

表 9.12-11 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）区分整理

環境区分	保全対象種
①湿地環境 (水深 5 cm、泥底)	昆虫類：シオカラトンボ（幼虫）
②湿性草地 (草丈の低い草地)	生態系で該当する重要な種はありません。
③水路 (水深 20～40cm、砂礫底)	生態系で該当する重要な種はありません。
④湿地環境 (水深 10～20cm、泥底)	生態系で該当する重要な種はありません。
⑤湿性草地 (草丈の高い草地)	生態系で該当する重要な種はありません。
⑥水路 (水深 10～20cm、砂泥底)	生態系で該当する重要な種はありません。
⑦樹林 (落葉広葉樹)	(他の環境区分との連続性により保全されるため、 対象種は下記で記載します)
⑧乾性草地	生態系で該当する重要な種はありません。
⑤⑥⑦ 水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	生態系で該当する重要な種はありません。
①～⑦ 湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	生態系で該当する重要な種はありません。
①②④⑤⑦ 湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	爬虫類：シマヘビ 昆虫類：シオカラトンボ（成虫）



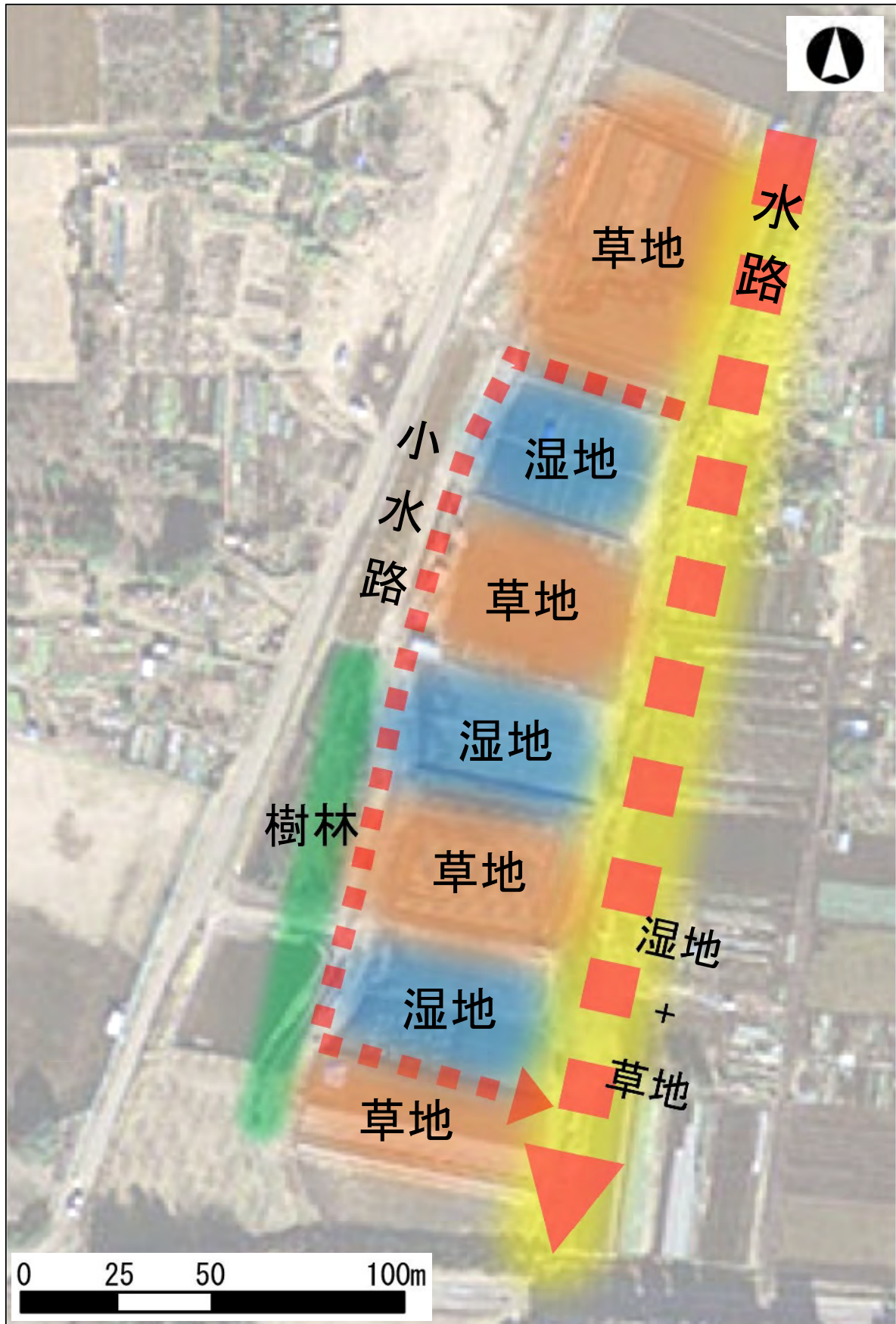


図 9.12-7 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る平面イメージ図

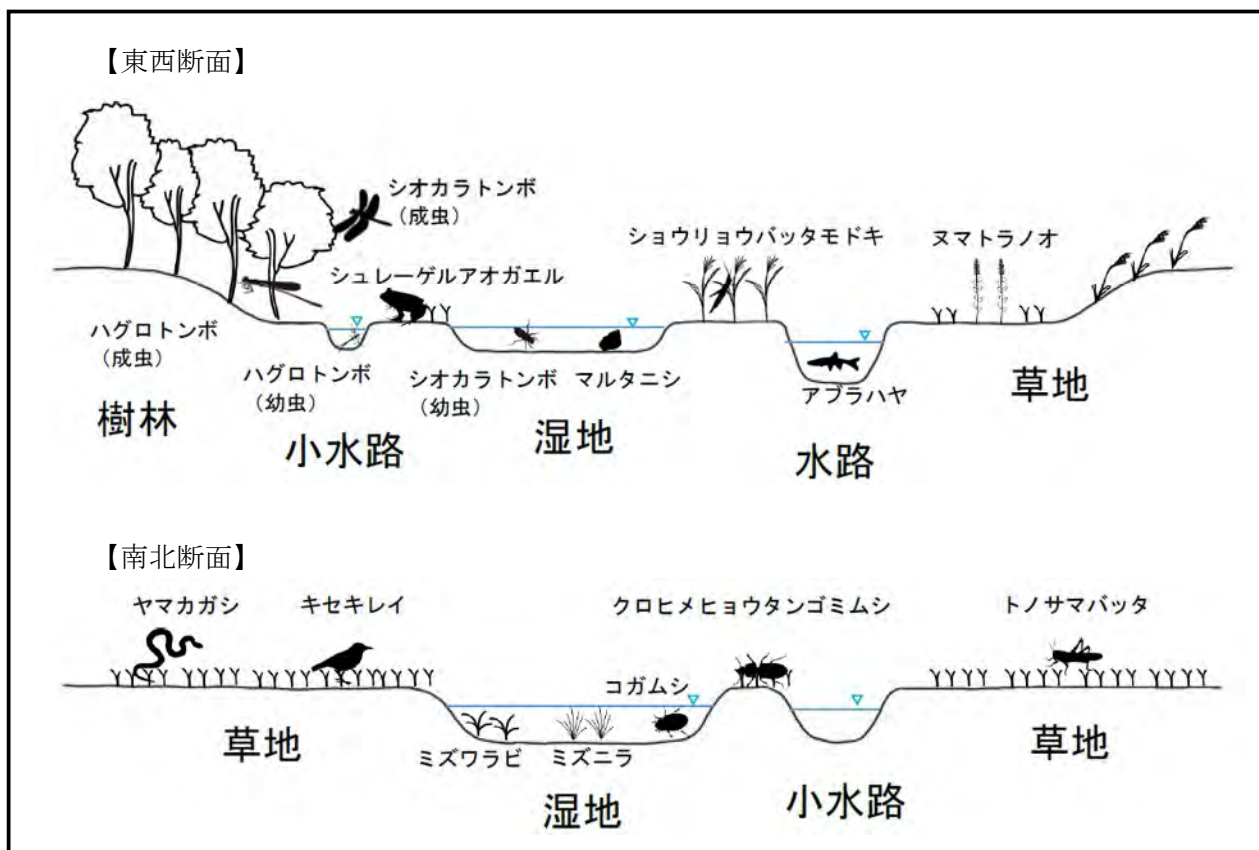


図 9.12-8 保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出に係る断面イメージ図

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

地域を特徴づける生態系の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」、「作業時間の順守」、「工事従事者への講習・指導」、「外来種の拡大抑制」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の個体の移動」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減を図られると評価します。

#### (4) 事後調査

都市計画対象事業の実施による生態系への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できるものと予測します。

しかし、保全対象種の生息環境の創出について内容をより詳細なものとする必要があり、個体の移動等の代償措置の効果に不確実性があるものが存在することから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

事後調査の項目等は、表 9.12-12 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い生態系への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

また、生態系への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(3) (P. 11-4) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.12-12 事後調査の項目等（生態系）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息・生育状況を勘案して設定します。	保全対象種について、本事業による生息・生育環境の変化があること、また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における保全対象種の生息状況</li> <li>・工事の完了後における保全対象種の生息状況</li> <li>・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。</li> </ul>	現地調査（目視確認等）による確認

## 9.13 景観

### 9.13.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 主要な眺望点の状況

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域から3kmの範囲には展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、表9.13-1及び図9.13-1に示すような不特定多数の人が集まる要素をもった眺望点があります。

表 9.13-1 主要な眺望点

地点	名称	距離	資料
1	瀬谷市民の森	対象事業実施区域に隣接	①②
2	追分市民の森	約500m	②
3	矢指市民の森	約750m	②
4	上川井市民の森	対象事業実施区域に隣接	②
5	東山ふれあい樹林	約2.5km	①
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	約2.5km	③
7	深見歴史の森	約800m	④
8	泉の森	約3.0km	⑤
9	ふれあいの森	約2.7km	⑤
10	鶴間公園	約1.5km	⑥
11	つくし野セントラルパーク	約2.5km	⑥
12	三保市民の森	約1.7km	⑦
13	新治市民の森	約2.7km	⑦
14	よこはま動物園ズーラシア	約3.0km	⑧
15	瀬谷みはらし公園	対象事業実施区域に近接	⑨
16	中屋敷三丁目公園	約300m	⑨
17	本郷四丁目第二公園	約420m	⑨
18	竹村町公園	対象事業実施区域に近接	⑨
19	上瀬谷町東公園	対象事業実施区域に近接	⑨

注：1. 表中の地点番号は図9.13-1に対応しています。

2. 距離は、主要な眺望点から直近の対象事業実施区域の敷地境界までの距離を示しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

②「市民の森 指定一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和3年4月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑨「瀬谷区内公園一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

## ② 景観資源の状況

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域及びその周辺における景観資源の分布状況は、表 9.13-2 及び図 9.13-1 に示すとおりです。対象事業実施区域内及びその南側を南北に通る海軍道路沿いの桜並木や、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあります。また、富士山や丹沢の山並みが遠景の景観資源となっています。

表 9.13-2 景観資源

地点	名称	距離	資料
20	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	対象事業実施区域内	①
21	川井矢指風致地区の緑地	対象事業実施区域に隣接	②
22	海軍道路沿いの桜並木	対象事業実施区域内	③
23	鎌倉古道沿いの桜並木	約 350m	③
24	瀬谷本郷公園	約 1.0km	③
25	瀬谷中央公園	約 500m	③
26	東野第一公園	約 500m	③
27	野境道路	約 600m	③
28	相沢川ウォーク	約 2.0km	③
29	東山・関ヶ原の水辺	約 2.0km	③
30	瀬谷第一公園	約 2.5km	③
31	瀬谷第二公園	約 2.0km	③
32	瀬谷第三公園	約 1.5km	③
33	南台公園	約 2.0km	③
—	丹沢の山並み（遠景）	約 30km	—
—	富士山（遠景）	約 70km	—

注：1. 表中の地点番号は図 9.13-1 に対応しています。

2. 距離は、景観資源から対象事業実施区域の最寄りの敷地境界までの距離を示しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改正）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



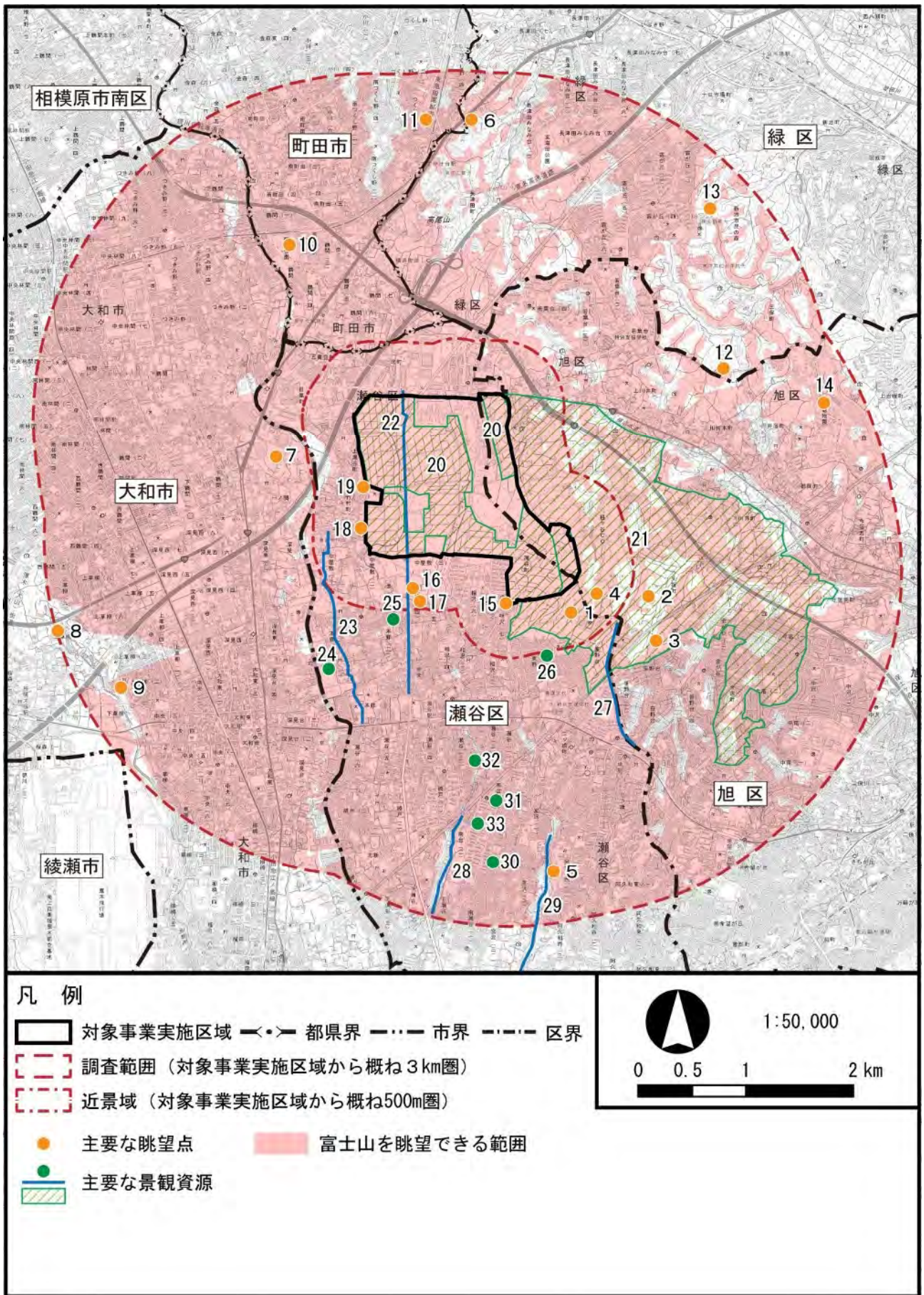


図 9.13-1 主要な眺望点及び景観資源

### ③ 主要な眺望景観の状況

都市計画対象事業の環境影響評価方法書において、現地調査地点として記載された表 9.13-1 の No. 1～No. 14 は、現地踏査により No. 1 「瀬谷市民の森」以外は対象事業実施区域を視認できませんでした。よって、対象事業実施区域が視認でき、かつ不特定多数の人が集まると想定される図 9.13-2 に示す 7 地点を現地調査地点として追加しました。

追加した 7 地点の文献その他の資料調査結果は、表 9.13-3 に、現地調査結果は、「9.13.2 予測及び評価の結果」(P.9.13-15～28) に予測結果と併せて示しました。

表 9.13-3 現地調査地点の調査結果

No.	名称	主要な眺望点の概要	資料
1	瀬谷市民の森	和泉川の源流にある、起伏の少ない明るい森です。スギやヒノキなどの針葉樹と、クヌギ・コナラなどの雑木林、オオシマザクラなどの大木もあり、自然観察に適しています。	①②
2	瀬谷みはらし公園	多目的広場、遊具広場、健康器具広場、公園を周回できるジョギングコース、築山「みはらしの丘」などを備えている近隣公園です。「みはらしの丘」からは晴天時に富士山を望むことができます。	③
3	中屋敷三丁目公園	広場、遊具、健康器具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
4	本郷四丁目第二公園	広場、遊具、健康器具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
5	竹村町公園	広場、遊具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
6	上瀬谷町東公園	広場、遊具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
7	瀬谷区上瀬谷町	対象事業実施区域の西側の道路で、対象事業実施区域内の畑越しに海軍道路の桜並木が望めます。	—

注：表中の No. は図 9.13-2 に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

②「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

③「記者発表資料 「瀬谷みはらし公園」が開園します！」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)



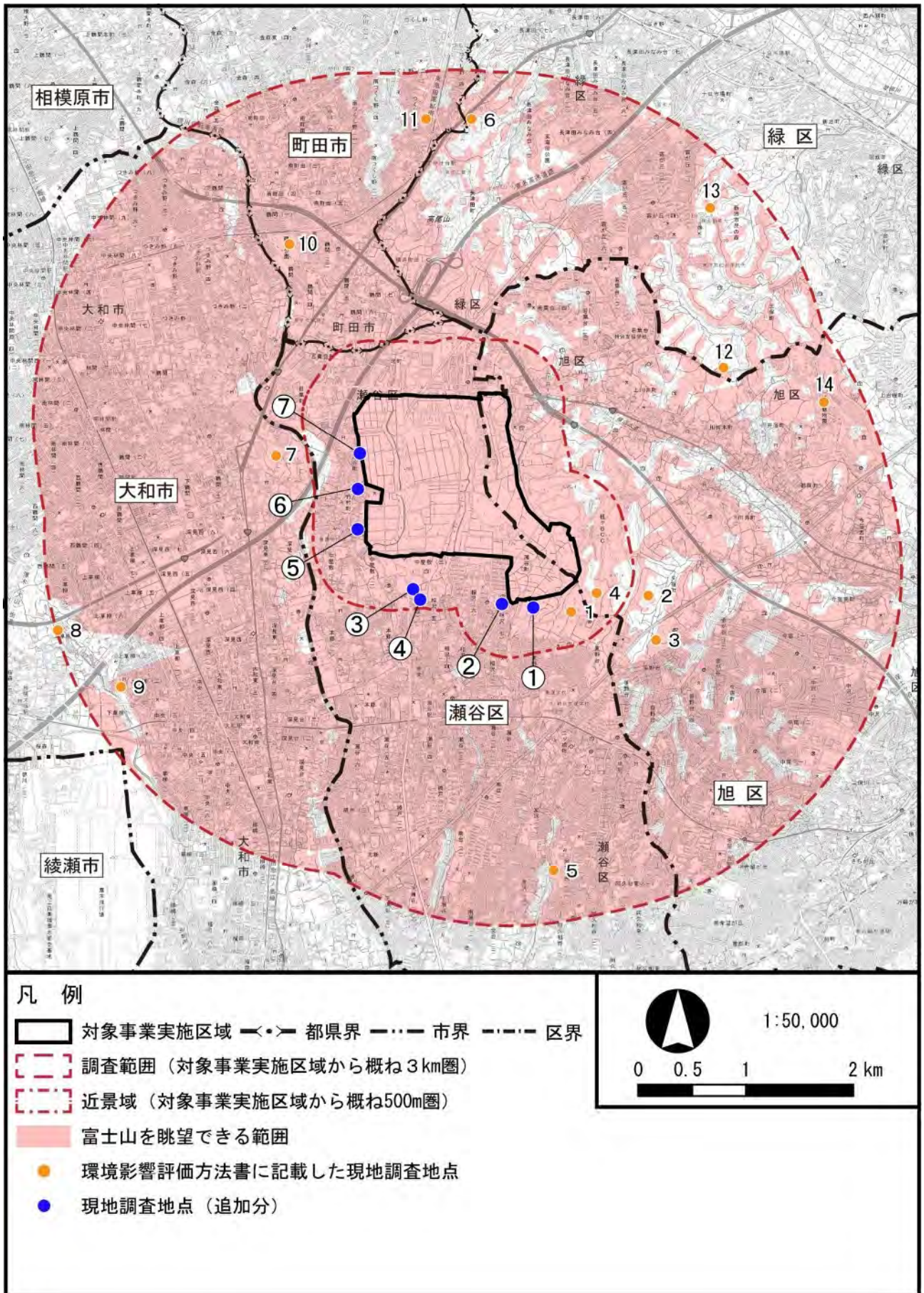


図 9.13-2 現地調査地点 (主要な眺望景観)

#### ④ 困繞景観の状況

##### ア. 景観区の区分及び場の状況

文献その他の資料調査結果として、調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、樹林域、乾性草地域、田畑植栽樹域、人工構造物・グラウンド域の4つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状況は、表 9.13-4、図 9.13-3 に示すとおりです。

現地調査地点は、表 9.13-5 に示す考え方にに基づき、図 9.13-3 に示すA～Dの4地点としました。調査結果は、「9.13.2 予測及び評価の結果」(P.9.13-32～37) に予測結果と併せて示しました。

表 9.13-4 景観区の区分及び場の状況

景観区の区分	現況面積 (ha)	場の状況
樹林域	約 31.9	[地形] 標高 (平均) : 約 80m [現存植生等] コナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林、竹林、ヤナギ低木群落
乾性草地域	約 97.2	[地形] 標高 (平均) : 約 75m [現存植生等] アズマネザサ群落、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヒメムカシヨモギ群落、イネ科草本群落、チガヤ群落、メヒシバ・エノコログサ群落、オギ群落
田畑植栽樹域	約 134.8	[地形] 標高 (平均) : 約 70m [現存植生等] シバ草地、植栽樹群、果樹園、畑地、水田、休耕田、ゴルフ場
人工構造物・グラウンド域	約 126.7	[地形] 標高 (平均) : 約 70m [現存植生等] グラウンド、人工構造物、造成地

表 9.13-5 困繞景観・調査地点の選定の考え方

地点	調査地点選定の考え方
A地点	対象事業実施区域内の草地や農地等を介して、低層の住居系建物が視認できる地点を選定しました。
B地点	川井・矢指風致地区内の丘陵地や崖線が視認できる地点を選定しました。
C地点	東側は、対象事業実施区域内の草地や農地、樹林地を対象に、西側は、対象事業実施区域内の農地とその奥の低層の住居系建物、さらに遠方に眺望できる富士山や丹沢の山並みを対象に、環状4号線の沿道で、かつ、春季と秋季に期間限定で一般開放される旧上瀬谷通信施設の「はらっぱ (海軍広場)」付近を選定しました。
D地点	南東側は、川井・矢指風致地区内の瀬谷市民の森、上川井市民の森等、北西側は、対象事業実施区域内の草地や農地等を対象に、それらが視認できる地点を選定しました。



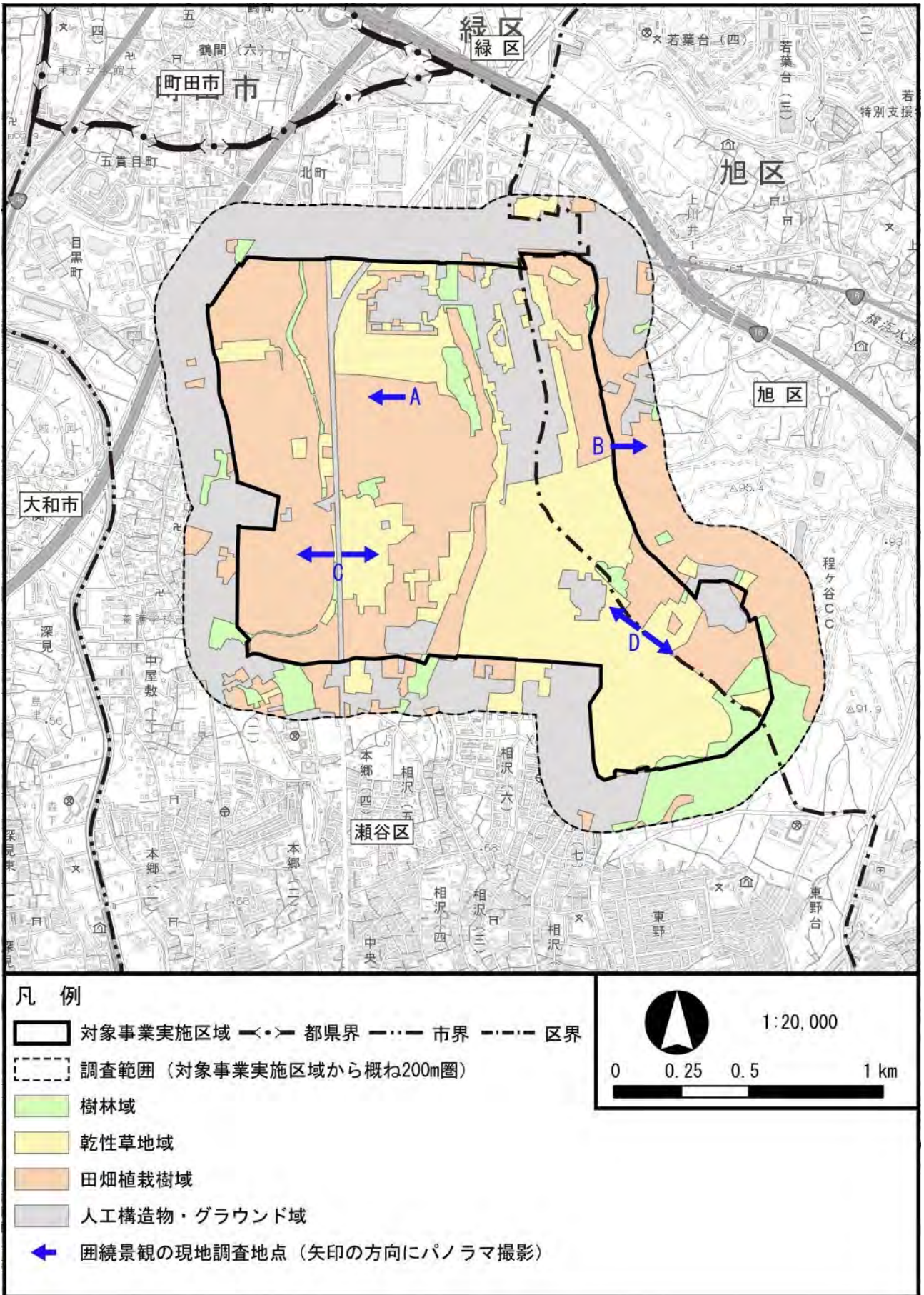


図 9.13-3 景觀区の区分及び圍繞景觀の現地調査地点

## イ. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 9.13-6 に示すとおりです。

表 9.13-6 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
樹林域	主に対象事業実施区域南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森が該当します。2つの市民の森は、散策又は自然との触れ合いの場として、市民に広く利用されています。
乾性草地域	主に対象事業実施区域内の南東側と海軍道路の東側の北寄りに広がる地域が該当します。対象事業実施区域内に位置するため、関係者以外は立ち入ることができません。
田畑植栽樹域	主に対象事業実施区域内の海軍道路の東側と西側、調査範囲の東側の地域が該当します。対象事業実施区域内の田畑植栽樹域は、関係者以外は立ち入ることができませんが、主に畑地、果樹園として農家の方が作業をされています。調査範囲の南東側はゴルフ場のコースの一部となっています。
人工構造物・グラウンド域	主に対象事業実施区域の外側（北側、西側、南側）の範囲が該当し、住居、工場等の建築物が建っています。対象事業実施区域内は、図 9.13-3 に示すとおり、過去に米軍施設として使われていて、今はフェンスで囲まれた囲障区域内やグラウンド（野球場）となっています。

## ウ. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 9.13-7 に示すとおりです。

表 9.13-7 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	眺めの状態
樹林域	対象事業実施区域内の乾性草地域の奥に、瀬谷市民の森や上川井市民の森の樹林域が見えます。 (写真 9.13-4(1))
乾性草地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、対象事業実施区域内の海軍広場等の乾性草地域が見えます。 (写真 9.13-3(1)、写真 9.13-4(2))
田畑植栽樹域	対象事業実施区域の西側は主に畑地が広がっています。遠方には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。対象事業実施区域の東側は、丘陵地や崖線の連なりが見え、丘陵地には畑地等が見えます。 (写真 9.13-1、写真 9.13-2、写真 9.13-3(2))
人工構造物・グラウンド域	対象事業実施区域の北側は、八王子街道、海軍道路の沿道に主に物流関連の建物が、西側、南側は、主に中高層、低層の住居系建築物が見えます。 対象事業実施区域内は、図 9.13-4 に示すとおり、囲障区域内は低層の米軍施設が見えます。対象事業実施区域南側のグラウンドは野球場となっており、草野球を行われているのがよく見られます。



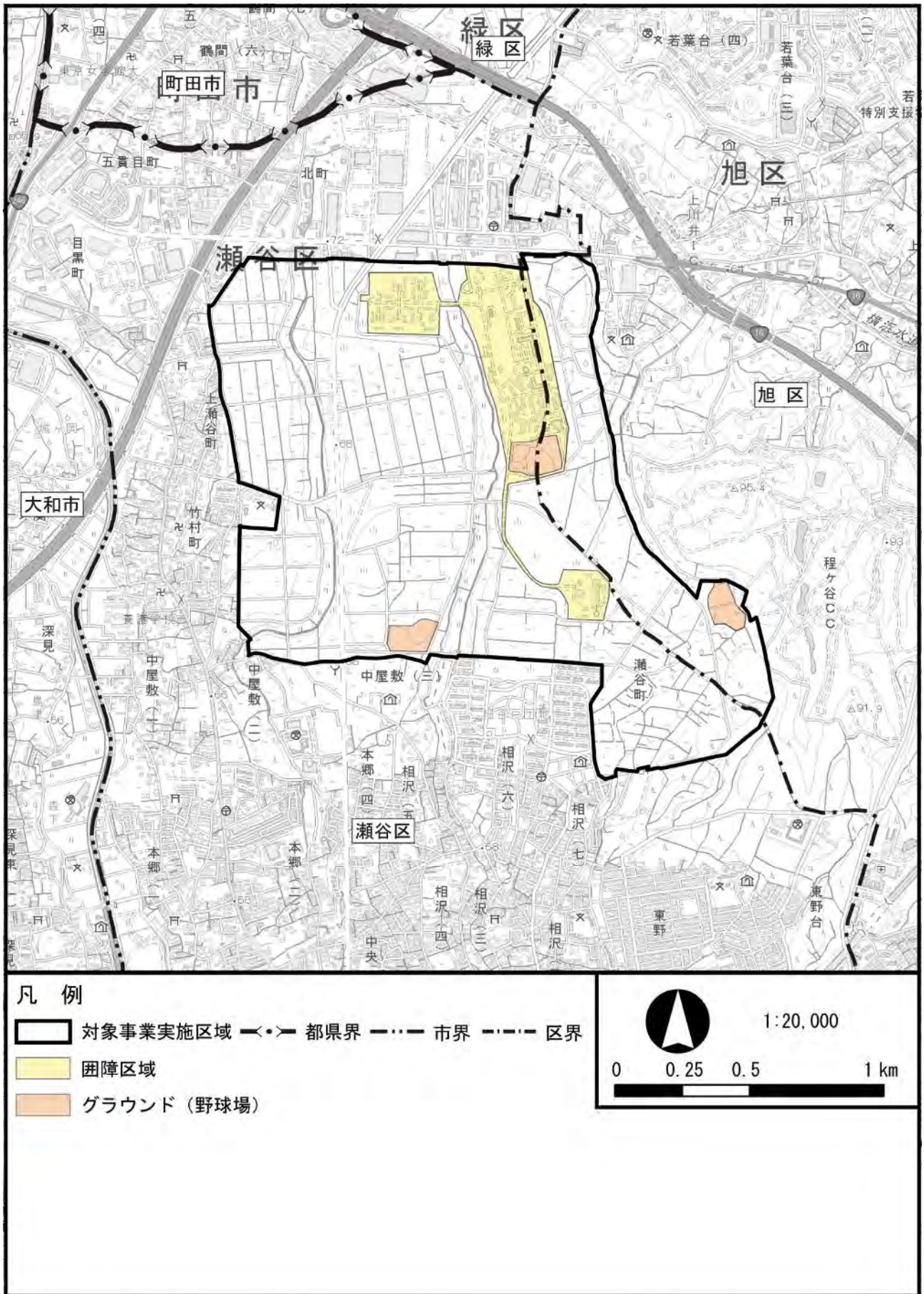


図 9.13-4 囲障区域とグラウンド（野球場）の位置





写真 9.13-1 A地点（田畑植栽樹域）



写真 9.13-2 B地点（田畑植栽樹域）



写真 9.13-3(1) C地点[東方向]（乾性草地域）





写真 9.13-3(2) C地点[西方向] (田畑植栽樹域)



写真 9.13-4(1) D地点[南東方向] (樹林域)



写真 9.13-4(2) D地点[北西方向] (乾性草地域)



## エ. 価値の状態

景観区の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状態を整理しました。

圍繞景観の価値の状態は、表 9.13-8 に示すとおりです。

表 9.13-8 景観区ごとの価値の状態

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状態
樹林域	普遍価値	自然性	◎ 整備された植林等がまとまって分布しているため、自然性は高いと考えられます。
		視認性	◎ 視認性は高いと考えられます。
		利用性	◎ 利用性は高いと考えられます。
	固有価値	固有性	○ 周辺には似たような環境が分布しているため、固有性は中程度と考えられます。
		親近性	◎ 周辺住民等多くの人に利用されています。
乾性草地域	普遍価値	自然性	◎ 整備された草地環境が分布しているため、自然性は高いと考えられます。
		視認性	◎ 視認性は高いと考えられます。
		利用性	△ 関係者以外は立ち入りが禁止とされていますので、利用性は低いと考えられます。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に似たような環境は無いので、固有性は高いと考えられます。
		親近性	△ 関係者以外は立ち入りが禁止とされていますので、親近性は低いと考えられます。
田畑植栽樹域	普遍価値	自然性	○ 田畑等の耕作地で人為的な影響を受けているため、自然性は中程度と考えられます。
		視認性	◎ 視認性は高いと考えられます。
		利用性	◎ 農作業を行っているため、利用性は高いと考えられます。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に似たような環境は無いので、固有性は高いと考えられます。
		親近性	○ 農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度と考えられます。
人工構造物・グラウンド域	普遍価値	自然性	△ 自然性は低いと考えられます。
		視認性	○ 視認性は中程度と考えられます。
		利用性	○ 対象事業実施区域外の利用性は高いが、対象事業実施区域内は、主に立ち入りが制限された困障区域内の旧米軍施設であるため、中程度としました。
	固有価値	固有性	○ 周辺に似たような環境があるので、固有性は中程度と考えられます。
		親近性	○ 対象事業実施区域外の親近性は高いが、対象事業実施区域内は、主に立ち入りが制限された困障区域内の旧米軍施設であるため、中程度としました。

注：価値の状態に付けたマークの意味は、以下のとおりです。

◎：高い、○：中程度、△：低い

## 9.13.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

##### ア. 主要な眺望点の状況

主要な眺望点と事業計画を重ね合わせたものは、図 9.13-5 に示すとおりです。

主要な眺望点については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。

##### イ. 景観資源の状況

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、図 9.13-5 に示すとおりです。

景観資源については、対象事業実施区域以外に存在する物については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。対象事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木については、直接的改変を行い消失する計画なので、改変による影響はありと予測します。

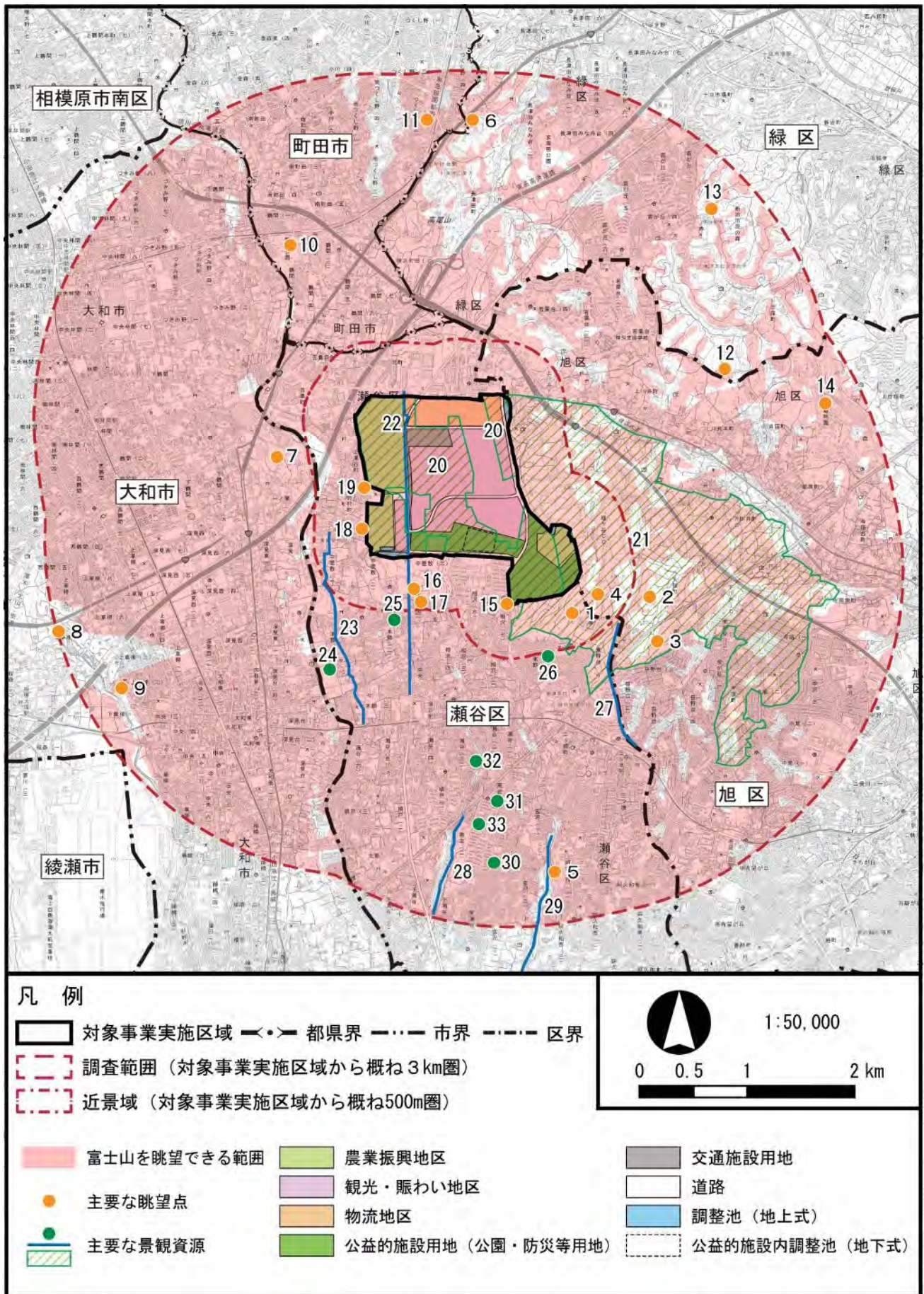


図 9.13-5 主要な眺望点及び景観資源と事業計画



## ウ. 主要な眺望景観の状況

### a. No. 1 瀬谷市民の森

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。

本地点からは、写真 9.13-5(1)に示すように、瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-5(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。しかし、本地点からは周辺の樹木や草地の多くが残置するため、公益的施設用地は僅かに視認ができる程度であるため、眺望景観への影響は小さいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-5(3)に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響は小さいと予測します。



写真 9.13-5(1) No. 1 瀬谷市民の森（現況）





写真 9.13-5(2) No. 1 瀬谷市民の森 (敷地の存在)



写真 9.13-5(3) No. 1 瀬谷市民の森 (構造物の存在)



## b. No. 2 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。

本地点からは、写真 9.13-6(1)に示すように、北東方向の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。

敷地の存在時においては、写真 9.13-6(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。本地点からは、前面に公益的施設用地として改変されることが視認できるため、眺望景観への影響は大きいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-6(3)に示すように、手前側に調整池が計画されていますが地下式のため、眺望としては敷地の存在時と同じであり、眺望景観への影響は大きいと予測します。

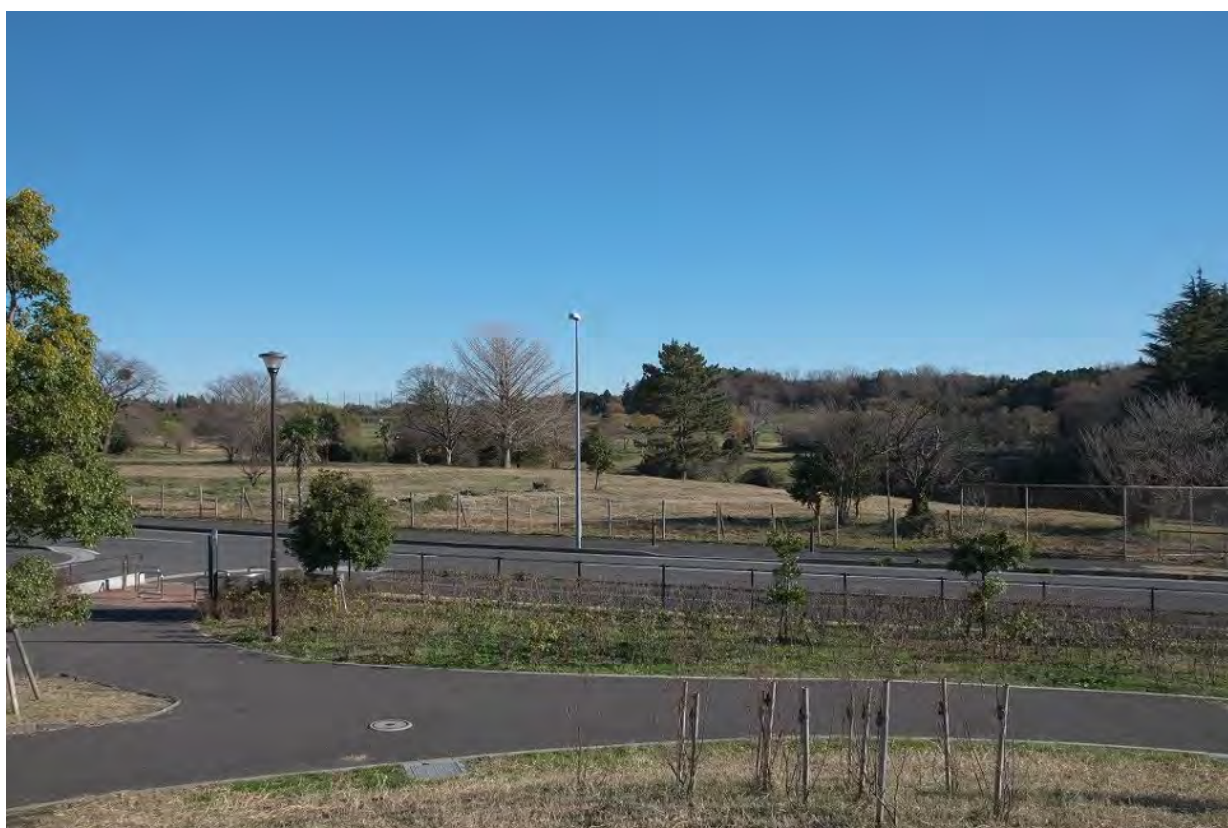


写真 9.13-6(1) No. 2 瀬谷みはらし公園（現況）





写真 9.13-6 (2) No. 2 瀬谷みはらし公園 (敷地の存在時)



写真 9.13-6 (3) No. 2 瀬谷みはらし公園 (構造物の存在)

### c. No. 3 中屋敷三丁目公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 300m に位置する「中屋敷三丁目公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-7(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地等が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-7(2)に示すように、対象事業実施区域は樹木に遮られて視認できないこともあり眺望景観への影響はないと予測します。

構造物の存在時においても、写真 9.13-7(3)に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響はないと予測します。



写真 9.13-7(1) No. 3 中屋敷三丁目公園（現況）





写真 9.13-7(2) No. 3 中屋敷三丁目公園（敷地の存在）



写真 9.13-7(3) No. 3 中屋敷三丁目公園（構造物の存在）

#### d. No. 4 本郷四丁目第二公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 420m に位置する「本郷四丁目第二公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-8(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-8(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。しかし、本地点からは対象事業実施区域の手前の建物や樹木に遮られるため、中央付近の公益的施設用地として計画されている部分の樹木が僅かに消失する程度で、眺望景観への影響は小さいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-8(3)に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響は小さいと予測します。



写真 9.13-8(1) No. 4 本郷四丁目第二公園（現況）





写真 9.13-8(2) No. 4 本郷四丁目第二公園（敷地の存在）



写真 9.13-8(3) No. 4 本郷四丁目第二公園（構造物の存在）

#### e. No. 5 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-9(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-9(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。本地点からは、公園内の樹木により視界が一部遮られますが、それ以外は、農業振興地区として計画されている部分の樹木等が消失することが視認できるため、眺望景観が変化するものと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-9(3)に示すように、本地点からは構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が変化するものと予測します。



写真 9.13-9(1) No. 5 竹村町公園（現況）





写真 9.13-9(2) No. 5 竹村町公園（敷地の存在）



写真 9.13-9(3) No. 5 竹村町公園（構造物の存在）

#### f. No. 6 上瀬谷町東公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「上瀬谷町東公園」の東端に位置します。

本地点からは、写真 9.13-10(1)に示すように、左側に公園内の樹木、中央に対象事業実施区域の農地や樹木等が見え、右側に上瀬谷小学校の樹木が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-10(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。本地点からは、中央に農業振興地区の擁壁が視認でき、それ以外は農業振興地区として計画されている部分の樹木等が消失することが視認できるため、眺望景観が変化するものと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-10(3)に示すように、本地点からは構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が変化するものと予測します。



写真 9.13-10(1) No. 6 上瀬谷町東公園 (現況)





写真 9.13-10(2) No. 6 上瀬谷町東公園（敷地の存在）



写真 9.13-10(3) No. 6 上瀬谷町東公園（構造物の存在）



#### g. No. 7 瀬谷区上瀬谷町

本地点は対象事業実施区域の西側の道路上に位置します。

本地点からは、写真 9.13-11(1)に示すように、正面に農道が東に向かって通っており、その左右に畑が広がっています。また農道の突き当りには海軍道路の桜並木、そして更にその奥には、対象事業実施区域内の樹木が眺望できます。なお、現況写真は2021年10月に撮影を行いましたが、海軍道路の桜並木が分かる様に加工を行っています。

敷地の存在時においては、写真 9.13-11(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。そのほとんどが道路と擁壁になり、それ以外は、海軍道路の桜並木や奥の樹木が伐採され対象事業実施区域の東側の樹木を望む眺望景観となり、大きく変化するものと予測します。

なお、今後、地権者と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、農業振興地区内に擁壁を設置する際には、高さ等による景観への影響も配慮するものとします。

また、海軍道路の拡幅整備に伴い現在の桜並木は伐採しますが、拡幅整備後、「海軍道路の桜並木に関する懇談会」(P.2-50 参照)での検討状況を踏まえ、新たな街路樹が創出され、本地点から眺望できると予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-11(3)に示すように、本地点からは区域内道路、調整池等の構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が大きく変化するものと予測します。



写真 9.13-11(1) No. 7 瀬谷区上瀬谷町 (現況：海軍道路の桜並木が分かるように加工済み)



写真 9.13-11(2) No. 7 瀬谷区上瀬谷町 (敷地の存在)



写真 9.13-11(3) No. 7 瀬谷区上瀬谷町 (構造物の存在)

## エ. 围绕景观的状况

### a. 場の状況や眺めの状態の変化の状況

景观区の区分と事業計画を重ね合わせたものは、図 9.13-6 に示します。また、景观区ごとに改変率、敷地の存在、構造物の存在における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 9.13-9 に示すとおりです。

表 9.13-9 景观区ごとの改変率及び敷地の存在、構造物の存在における利用の状態、眺めの状態の変化

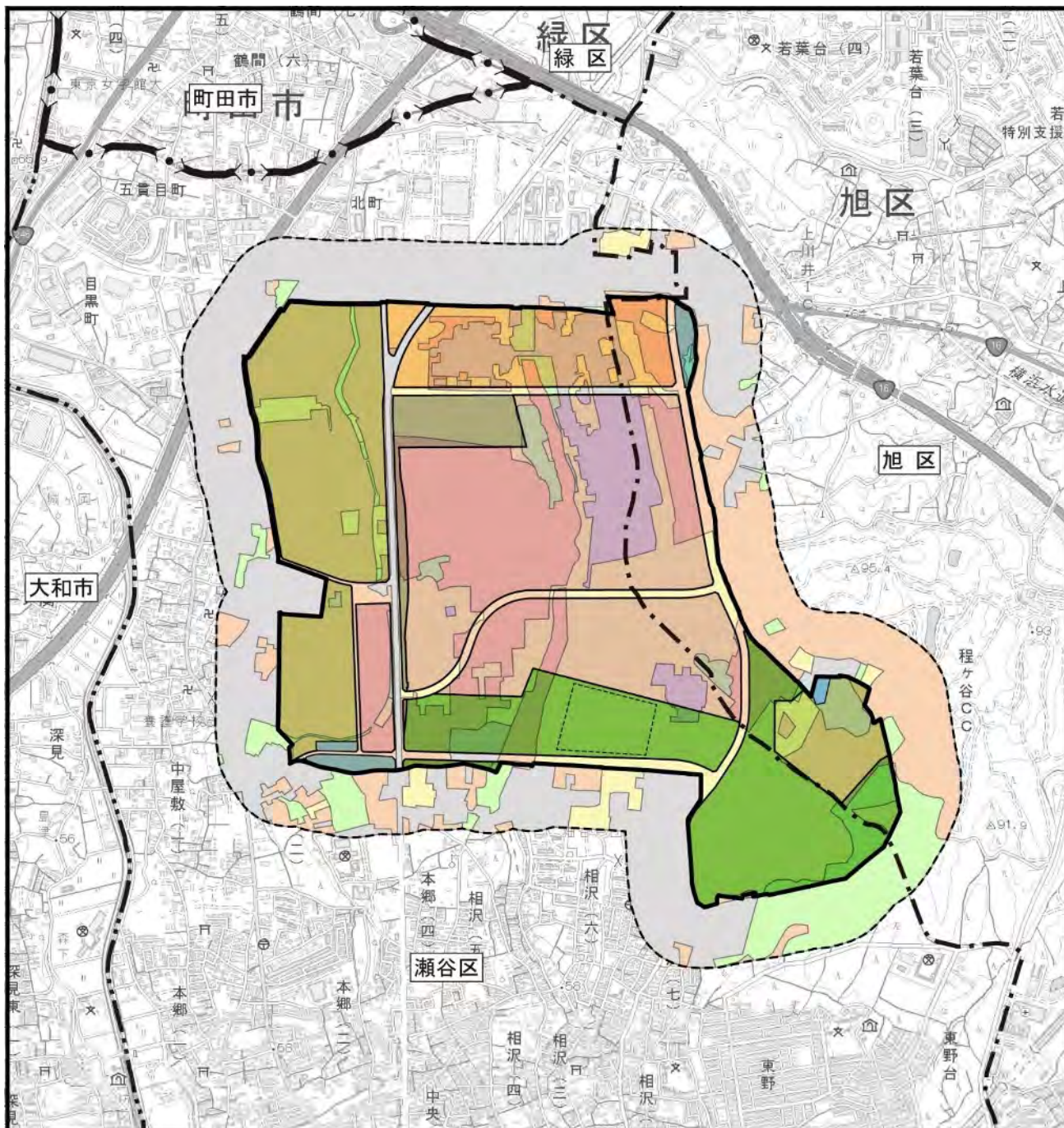
景观区の区分	現況面積 <sup>※1</sup> (ha)	改変面積 <sup>※2</sup> (ha)	改変率 <sup>※3</sup> (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
樹林域	約 32	約 11	約 36	主に対象事業実施区域外のため、改変は無く変化はありません。	対象事業実施区域内はほとんど消失しますが、樹林域の大部分は対象事業実施区域外に存在するため、大きな変化は無いと予測します。
乾性草地域	約 97	約 92	約 95	現況では、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	現況の面積の 90%以上が改変され、対象事業実施区域内の乾性草地域の大部分が消失すると予測します。
田畑植栽樹域	約 135	約 112	約 83	現況では、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	現況の面積の 80%以上が改変されますが、敷地の存在、構造物の存在では、この区域は農業振興地区に計画されるため、大きな変化は無いと予測します。
人工構造物・グラウンド域	約 127	約 33	約 26	対象事業実施区域外は、改変が無く変化はありません。対象事業実施区域内は、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	対象事業実施区域内はほとんどが消失しますが、対象事業実施区域外は、大きな変化は無いと予測します。

※1：現況面積は、対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲です。

※2：改変面積は、対象事業実施区域の範囲となります。

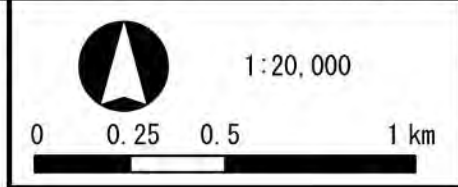
※3：四捨五入の関係で改変率が合わない場合があります。





凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界  
 調査範囲（対象事業実施区域から概ね200m圏）



- |  |   |  |
|--|---|--|
| <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 樹林域          | <span style="background-color: #90EE90; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 農業振興地区            | <span style="background-color: #808080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 交通施設用地   |
| <span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 乾性草地域        | <span style="background-color: #DDA0DD; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 観光・賑わい地区          | <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 道路                                  |
| <span style="background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 田畑植栽樹域       | <span style="background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 物流地区              | <span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 調整池（地上式） |
| <span style="background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 人工構造物・グラウンド域 | <span style="background-color: #3CB371; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 公益の施設用地（公園・防災等用地） | <span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 公益の施設内調整池（地下式）                     |

図 9.13-6 景観区と事業計画

b. 困繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

困繞景観の現地調査地点（A～D）においてフォトモンタージュを作成し、調査地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 9.13-10 に、フォトモンタージュは写真 9.13-12～15 に示すとおりです。

表 9.13-10 困繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	敷地の存在	構造物の存在
A地点	田畑植栽樹域	対象事業実施区域内の農地が広がり、樹木、草地などの緑を介して、低層の住居系建物や中高層の集合住宅等の建物が見えます。視認性はよく、遠方に丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	対象事業実施区域内の農地や草地が改変されますが、遠方の丹沢の山並みや富士山の山頂の眺望には変化は無いと予測します。	構造物が視認できないため、敷地の存在と同じ結果になると予測します。
B地点	田畑植栽樹域	川井・矢指風致地区内の丘陵地や崖線の連なりが見え、丘陵地には農地と樹林などの緑と中央左側には墓地が見えます。	対象事業実施区域内の未舗装の道路が、改変した土地に変わりますが、丘陵地や崖線の眺望には変化は無いと予測します。	対象事業実施区域内の道路がわずかに視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
C地点 東方向	乾性草地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため、視認性はよく、対象事業実施区域内の海軍広場の草地や樹林が見えます。また、海軍道路沿いの桜並木が視認できます。（桜の開花時期の写真はP.9.14-4）	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変により、観光・賑わい地区に改変され、眺望は大きく変化すると予測します。	海軍道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
C地点 西方向	乾性草地域	対象事業実施区域内の農地や樹木が視野の大部分を占めます。その奥には住居系の建築物が見えます。また、海軍道路沿いの桜並木、視認性が良いため、遠方には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	対象事業実施区域内の農地や樹木が改変されますが、その奥の住居系建築物や遠方の丹沢の山並みや富士山の山頂の眺望には変化は無いと予測します。	海軍道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
D地点 南東方向	樹林域	対象事業実施区域内の草地が視野の大部分を占めます。奥には川井・矢指風致地区内の緑豊かな丘陵地と崖線の連なりが見えます。	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変されますが、奥に見える丘陵地と崖線の連りの眺望には、変化は無いと予測します。	区域内道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
D地点 北西方向	乾性草地域	対象事業実施区域内の草地や樹木が視野の大部分を占めます。左奥には中低層の集合住宅、中央付近には樹木越しに丹沢の山並みが見えます。	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変されますが、中低層の集合住宅、丹沢の山並みの眺望には変化は無いと予測します。	区域内道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。





[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-12 A地点（田畑植栽樹域）



[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



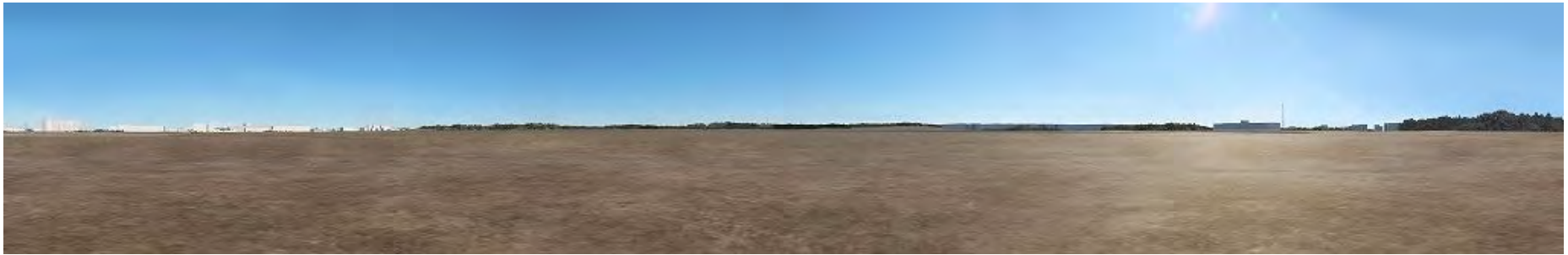
[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-13 B地点（田畑植栽樹域）





[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-14(1) C地点[東方向] (乾性草地域)



[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-14(2) C地点[西方向] (乾性草地域)





[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-15(1) D地点[南東方向] (樹林域)



[ 現況 ]



[ 敷地の存在 ]



[ 構造物の存在 ]

写真 9.13-15(2) D地点[北西方向] (乾性草地域)

c. 圍繞景観の価値の変化の程度

景観区の場の改変の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 9.13-11 に示すとおりです。

予測の結果、乾性草地域における普遍価値の自然性、固有価値の固有性が、現況では価値が高かったのが、敷地の存在、構造物の存在では、低く変化すると予測されます。

表 9.13-11(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林域）

価値軸	認識項目	価値の変化*	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎ → ◎ → ◎	樹林域の改変率は約 36% ですが、樹林域がまとまって広く分布しているのは、対象事業実施区域外であるため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	利用性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	○ → ○ → ○	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況から大きな変化は無いと予測します。
	親近性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、(現況) → (敷地の存在) → (構造物の存在) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-11(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（乾性草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化*	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎ → △ → △	乾性草地域の改変率は 90% 以上となり、対象事業実施区域内の乾性草地域の大部分が消失します。よって、現況から大きな変化があると予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、視認性を遮るものは計画されていません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	利用性	△ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	◎ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、乾性草地域は大部分が消失し、固有性は失われます。よって、現況から大きな変化があると考えます。
	親近性	△ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、(現況) → (敷地の存在) → (構造物の存在) の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-11(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（田畑植栽樹域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	○ → ○ → ○	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、視認性を遮るものは計画されていません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	利用性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	親近性	○ → ○ → ○	敷地の存在、構造物の存在において、農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、（現況）→（敷地の存在）→（構造物の存在）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-11(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工構造物・グラウンド域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△ → △ → △	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	視認性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	利用性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は、対象事業実施区域外は現況からの大きな変化は無く、対象事業実施区域内は敷地の存在、構造物の存在においては、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	親近性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は、対象事業実施区域外は現況からの大きな変化は無く、対象事業実施区域内は敷地の存在、構造物の存在においては、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、（現況）→（敷地の存在）→（構造物の存在）の順に示しています。

また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.13-12 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.13-12 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在・建造物の存在	景観への影響	緑地及び地形の保全	緑地等の保全に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし
				緑地の創出	眺望景観、圍繞景観への影響を代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				桜並木等の創出*	眺望景観、圍繞景観への影響が代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				遠景の眺望に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-50) 参照。

前述の予測結果において、眺望景観への影響が大きい、又は変化すると予測された No. 2 瀬谷みはらし公園、No. 5 竹村町公園、No. 6 上瀬谷町東公園、及び No. 7 瀬谷区上瀬谷町の地点について、表 9.13-12 に示す環境保全措置を実施することによる眺望景観への影響の予測結果を表 9.13-13 に示します。

表 9.13-13 環境保全措置を実施した場合の眺望景観への影響の予測結果

地点名		想定される環境保全措置	予測結果
No. 2	瀬谷みはらし公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等の保全に配慮した土地利用計画</li> <li>緑地の創出</li> </ul>	正面に見える部分は、公益的施設用地（公園・防災等用地）として利用される土地利用計画となっています。また、改変部分にできる限り緑地を創出し、緑化にあたっては周辺構成種を植栽することにより、景観への影響をできる限り軽減できると予測します。
No. 5	竹村町公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等の保全に配慮した土地利用計画</li> <li>桜並木等の創出</li> <li>遠景の眺望に配慮した土地利用計画</li> </ul>	正面に見える部分は、農業振興地区として利用される土地利用計画となっています。また、遠景の眺望に配慮した土地利用計画を促すことや、海軍道路に対して新たな桜並木等を創出することにより、景観への影響をできる限り軽減できると予測します。
No. 6	上瀬谷町東公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等の保全に配慮した土地利用計画</li> <li>桜並木等の創出</li> <li>遠景の眺望に配慮した土地利用計画</li> </ul>	
No. 7	瀬谷区上瀬谷町	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等の保全に配慮した土地利用計画</li> <li>桜並木等の創出</li> <li>遠景の眺望に配慮した土地利用計画</li> </ul>	正面に見える部分は、農業振興地区として利用される土地利用計画となっています。また、遠景の眺望に配慮した土地利用計画を促すことや、海軍道路に対して新たな桜並木等を創出することにより、景観への影響をできる限り軽減できると予測します。なお、今後、地権者と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、農業振興地区内に擁壁を設置する際には、高さ等による景観への影響も配慮するものとします。

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

眺望景観、囲繞景観への影響の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。



## 9.14 人と自然との触れ合いの活動の場

### 9.14.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

人と自然との触れ合いの活動の場の概況、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況についての、調査結果は以下のとおりです。

#### ① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

文献その他の資料調査結果によれば、ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

#### ② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果、現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の現地調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 13 地点としました。

表 9.14-1 調査地点と距離及び地点の概況

No.	調査地点	距離※	地点の概況
1	海軍道路の桜並木	対象事業 実施区域内	瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約3kmの直線道路の沿道に、約300本の桜が植えられ、桜の花が咲くころには多くの人を訪れます。
2	東野第一公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、遊具が置かれている場所と広場に分かれています。公園の中には約10本の大きな桜が植えられています。
3	瀬谷中央公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、広い広場、「こどもログハウス（まるたのしろ）」等があります。また、数本の大きな桜が植えられています。
4	境川沿い	約0.5km	境川の北側の地点には、有志により早咲きの品種「河津桜」が約15本植えられています。南側の地点では、境川へ降りられるような親水拠点があります。
5	鎌倉古道 北コース	対象事業 実施区域内	相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡る約7.5kmのハイキングコースです。コースの途中には、対象事業実施区域が含まれています。（海軍道路）
6	鎌倉古道 南コース	約1.5km	相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道沿道にある史跡等を巡る約5.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
7	野境道路	約0.6km	瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかなアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備されています。
8	武相国境・緑の森コース	約0.1km	相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅間の神社仏閣等を巡る約4.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
9	瀬谷市民の森	0 km	対象事業実施区域の南東側に隣接し、和泉川の源流域となっています。室町時代におきた「世野原の戦い」の主戦場になったと伝えられています。
10	追分市民の森	約0.7km	矢指川の源流域にあり、谷戸の田園風景とヒノキやスギの樹木が一体となっています。谷戸の地形に沿って広大なお花畑があり、季節ごとに様々な花が楽しめます。
11	矢指市民の森	約0.9km	中原街道に面し、追分市民の森の隣に位置します。針葉樹が多いこの森の中心には、「太陽の広場」があり、森と小川のせせらぎが楽しめます。
12	上川井市民の森	0 km	瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、針葉樹が主体の森となっています。林内にはせせらぎや湿地が見られ、周辺の市民の森と一体的に利用されています。
13	上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区	対象事業 実施区域内	上瀬谷農業専用地区内の一部の農地では、近くの小学校等の児童に対して農業体験授業を行っています。

※：対象事業実施区域への最短の距離を示しています。

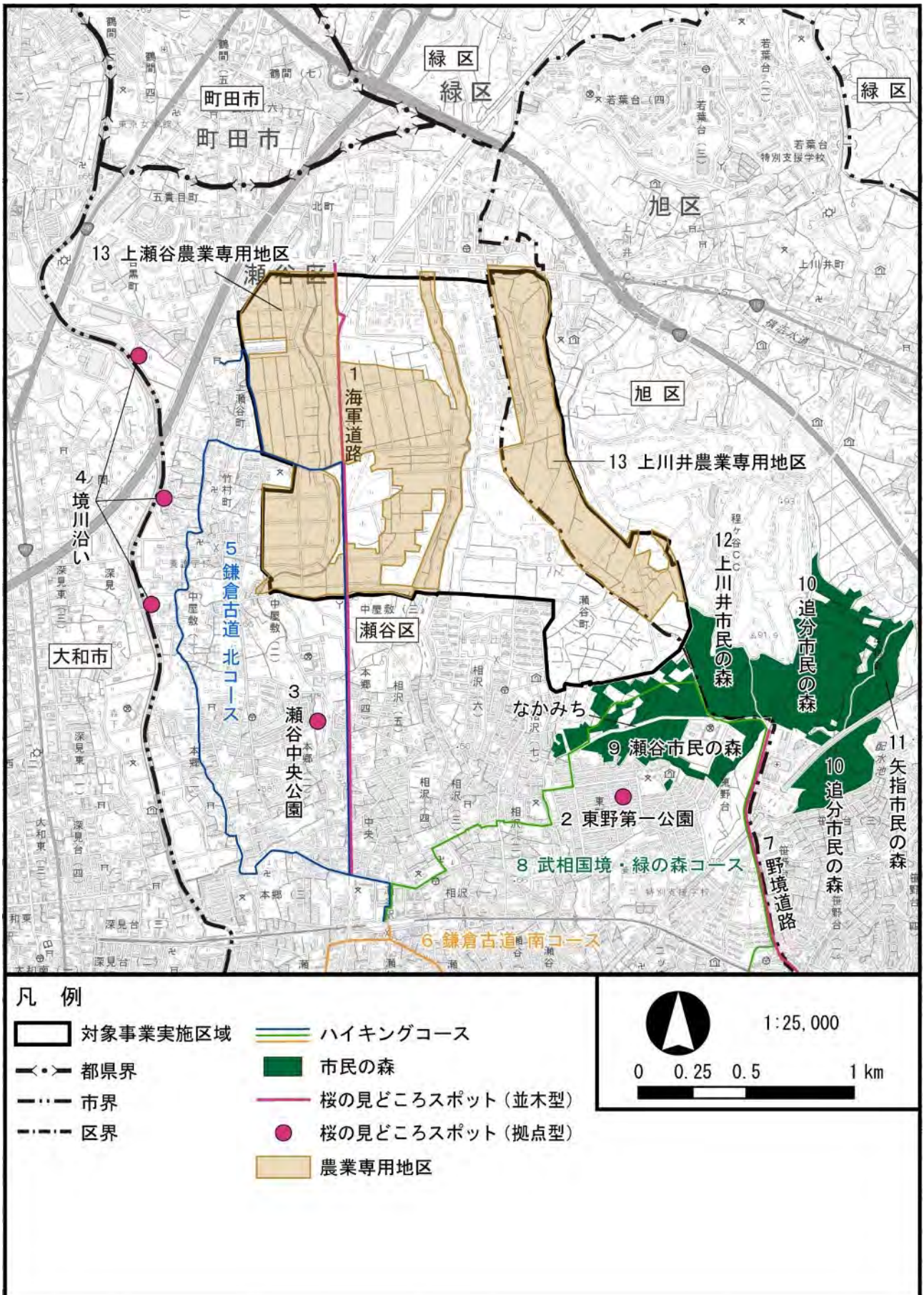


図 9.14-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点



### a. 海軍道路の桜並木

海軍道路の桜並木の現況は、写真 9.14-1 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木は、瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約 3 km の直線道路に、第二次世界大戦後約 400 本の桜が植えられ、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年 3 月下旬から 4 月頭にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人を訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道・北コースの中にも盛り込まれています。

桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぱ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成 31 年 3 月 30 日（土）には、瀬谷区制 50 周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、3 月 23 日（土）から 4 月 7 日（日）の期間に横浜市が調査した結果によると約 4,200 人が訪れました。

また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学（小学生 5 年以上）が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の参加者は、平均約 930 名となっています。



写真 9.14-1 海軍道路の桜並木（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

## b. 東野第一公園

東野第一公園の現況は、写真 9.14-2 に示すとおりです。

東野第一公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 53 年 10 月に公開された広さ約 3,500m<sup>2</sup> の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の中は、ブランコや滑り台、鉄棒等の遊具が置かれている場所と子供が走り回れる広場に分かれており、主に西側には大きな桜の木が約 10 本植わっています。瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また、公園の隅には、瀬谷に伝わる昔話のひとつ「東野の乳出神さま」の石碑があります。横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-2 に示すとおりです。



写真 9.14-2 東野第一公園（令和 3 年 3 月 27 日撮影）



表 9.14-2 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。公園周辺の約 200 世帯の住民が主に利用しています。利用者はお年寄りが多く、親子連れ、子供のみ利用もあります。利用時間は昼間が多いです。
- 利用団体はなく自治会としての行事では、年末には餅つき大会や防災訓練が行われます。毎週水曜日にはラジオ体操も行っています。
- 地域密着型の公園であるため利用目的は、お年寄りの散歩が多く、親子連れや小学生の遊び場としても利用されています。以前はゲートボール等を行っていたようですが、今はやっていません。
- 桜の時期でも、花見を目的に利用する人は多くなく、他地区からの来園者もいません。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。利用者はほぼ近隣住民なので、徒歩での利用となります。子供等は自転車での利用もあります。
- 桜の樹齢が高くなり、虫にやられているような箇所もあるため、地元からの苦情もあり一部伐採を行いました。今後、どうするかが課題です。



### c. 瀬谷中央公園

瀬谷中央公園の現況は、写真 9.14-3 に示すとおりです。

瀬谷中央公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 60 年 6 月に公開された南北に長い長さ約 12,000m<sup>2</sup>の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の北側には広い広場が、西側には大門川が流れており、その川沿いに「大門川せせらぎ緑道」があります。瀬谷中央公園の周囲には桜をはじめとした樹木が植わっており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また公園の南側には、特定非営利活動法人 区民施設協会・せや が指定管理者となる「こどもログハウス (まるたのしろ)」があります。これは、小学生、中学生、大人のつきそいがあれば幼児も無料で利用できる屋内施設で、丸太で作られた 2 階建ての建物の中には、走りまわれるスペース、アスレチック遊具、図書コーナー等が揃っています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-3 に示すとおりです。



写真 9.14-3 瀬谷中央公園 (令和 3 年 3 月 27 日撮影)

表 9.14-3 聞き取り調査の概要

- 正確な利用者数は分かりませんが、お花見の時期だけではなく、春から秋にかけて利用者数が多いです。
- お花見の時期では、ブルーシートを広げてお花見をする人は少なく、公園内を一周しながら、花見をするぐらいの人がほとんどです。
- この公園はグラウンドが大きいので、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ラジオ体操、テニス、サッカーの練習などスポーツでの利用者が多いです。以前は、JA 瀬谷が主催のグラウンドゴルフの開催もあったそうです。
- そのほかにも犬の散歩コースとしての利用や、ログハウスの利用を目的とした幼稚園、小学校の利用など利用者は多岐にわたっています。
- 利用者が何を使ってここに来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期もほとんどが徒歩で来ていると思います。
- 利用者がどこから来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期も、ほとんどが地域住民の利用だと思います。ただグラウンドゴルフでの利用の際などは、瀬谷区外から来ている方もいるかもしれません。

#### d. 境川沿い

境川沿いの現況は、写真 9.14-4 に示すとおりです。

境川沿いの北側の地点（瀬谷区目黒町）は、平成 21 年に区民の有志が住民や来訪者の心休まる環境をつくることを目指して、早咲きの品種「河津桜」を約 15 本植え、現在に至っています。中央の地点、南側の地点は、境川沿いの道路の脇に花壇が設置され、花が咲く季節は通行人を楽しませてくれます。

また、南側の地点の境川中島橋をはじめとする何地点かは、境川へ降りられるような階段が設けられ、境川の流れる水に触れることができる親水拠点が設置されています。



写真 9.14-4 境川沿い（左上は令和 3 年 2 月 23 日、それ以外は令和 3 年 3 月 27 日撮影）



#### e. 鎌倉古道 北コース

鎌倉古道 北コースの現況は、写真 9.14-5 に示すとおりです。

鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」の中のひとつで、全5コースが用意されています。

鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、海軍道路（環状4号線）を巡る約7.5kmのハイキングコースです。

北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式會社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力をってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は681人となっています。



写真 9.14-5 鎌倉古道 北コース（令和2年11月28日撮影）

#### f. 鎌倉古道 南コース

鎌倉古道 南コースの現況は、写真 9.14-6 に示すとおりです。

鎌倉古道 南コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の一つです。

鎌倉古道 南コースは、相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や石仏などの史跡のほか、相沢川沿いに散策ができ、初春には河津桜やオオシマサクラを見ることができる歩行者専用道の相沢川ウォークなどを巡る約 5.5km のハイキングコースです。

なお、調査区域においては、鎌倉古道 南コースのルートは少ししか含まれておらず、ガイドマップに掲載されている立ち寄り地点としては、江戸時代の史跡で「世野（せや）の原の鷹見塚」という相模国の鷹狩指揮所の一つとして築かれた小さな塚だけです。（次に近いのが、南西側約 500m にある寶蔵寺です。）

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知らってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は 328 人となっています。



写真 9.14-6 鎌倉古道 南コース（令和2年11月28日撮影）



## g. 野境道路

野境道路の現況は、写真 9.14-7 に示すとおりです。

野境道路は、相模国と武蔵国の国境を通ることから“野境道”と呼ばれ、江戸時代には江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用された道です。現在は瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかにアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備され、満開になると美しい桜のトンネルとなります。

また、旭区では、豊かな自然が残る区の特徴を活かした「旭区グリーンロード構想」を推進しており、野境道路は三ツ境駅から二俣川駅を結ぶ約 5.2km の追分・矢指市民の森コースの一部に組み込まれています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-4 に示すとおりです。



写真 9.14-7 野境道路（令和3年3月27日撮影）

表 9.14-4 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。桜の開花時期は利用者が多いです。しかし、利用者の多い桜の時期でも、車が渋滞したり歩行者の流れが滞ったりすることはありません。
- ウォーキングコースとして利用はありますが、野境道路としての利用団体はありません。
- 利用目的は、追分市民の森（お花畑等を含む）や聖マリアンナ病院、瀬谷高校等に向かう経路として利用されている他、桜の開花時期には、鑑賞目的で利用する人もいます。市民の森等へ向かう経路として、ハイキングやウォーキングとしても利用されています。
- 野境道路沿道にある楽老北公園等において、ブルーシートを敷いて花見をしていることもありました。桜は昭和 30 年代に植樹されたので、60 年以上経過しています。桜が倒木したこともあった他、交通障害、電線への影響などにより今夏（令和 2 年）に何本か伐採されました。
- 楽老地区の公園では、かつてはゲートボールなどの利用が多かったですが、最近はグラウンドゴルフがやられています。
- 利用者は、歩行者が中心で、相模鉄道・三ツ境駅からバスの利用者もいます。瀬谷高校の自転車通学者もいますが、ほとんどは団地内の道路を利用している生徒が多いです。
- 利用者は、瀬谷区、旭区の住民が多いですが、桜のスポットとしてネットで紹介しているので、ある程度遠くから来訪する人もいます。



#### h. 武相国境・緑の森コース

武相国道・緑の森コースの現況は、写真 9.14-8 に示すとおりです。

武相国道・緑の森コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の一つです。

武相国道・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約4.5kmのハイキングコースです。

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数(利用者数)の延べ人数は144人となっています。



写真 9.14-8 武相国境・緑の森コース (令和2年11月28日撮影)



## i. 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の現況は、写真 9.14-9 に示すとおりです。

瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年 4 月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが 1 箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹やクヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラなどの大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなつてゆく様子を見ることができます。

瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記されるなど相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となつた世野原の戦いは、このあたりで展開されたと伝えられています。（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-5 に示すとおりです。



写真 9.14-9 瀬谷市民の森（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

表 9.14-5 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
- 愛護団体は特にはないが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体はあります。
- 利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
- 利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- 利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
- アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
- 瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から“なかみち”を通過して登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。



## j. 追分市民の森

追分市民の森の現況は 写真 9. 14-10 に示すとおりです。

追分市民の森は矢指川の源流域にあり、平成 6 年 3 月に開園された広さ 33. 2ha の市民の森です。谷戸の田園風景と真つすぐに立つ背の高いヒノキやスギの樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。

また、3 月下旬から 4 月上旬頃には、谷戸の地形に沿った広大なお花畑に菜の花が咲き、追分市民の森の春の風物詩となっています。春の菜の花以外にも、夏のひまわり、秋のコスモ等季節ごとに様々な花を楽しむことができます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表 9. 14-6 に示すとおりです。なお、追分市民の森と矢指市民の森の愛護会からの聞き取り調査は、一緒に行いました。



写真 9. 14-10 追分市民の森（右上は令和 3 年 3 月 27 日、それ以外は令和 2 年 12 月 13 日撮影）

表 9.14-6 聞き取り調査の概要

- ・利用者数のデータは取っていませんが、両方の市民の森を合わせて、平日は1日に100～150人、休日は1日に150～200人程度が訪れます。(追分市民の森の森事務所の前が散策コースになっており、自由に使えるトイレが併設されているので、利用者数がだいたい分かります。)
- ・利用者は、平日は個人や少人数のグループ、休日は個人や家族、少人数のグループが利用しています。
- ・利用団体としては、ウォーキングの2団体が利用していますが正確には把握していません。以前は、ボーイスカウトが環境学習として利用していました。
- ・追分市民の森にあるお花畑には、春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスの花が咲くので、それを見に来る人がいます。特に菜の花の時期は、4,000坪の敷地に花が咲くので、1日に千人単位の見学者がいることがあります。
- ・駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- ・利用者は、相模鉄道・三ツ境駅等からバスを使う人か、近隣の方々が多いです。
- ・散策やランニングのコースとしても利用されていますが、最近はマウンテンバイクの利用者が増えてきており、事故等の危険があり困っています。
- ・愛護会員は23名おり、主に土日に当番制でトイレ等の管理作業を行っています。トイレは2箇所、ベンチは6箇所設置しており、古くなれば更新をしています。最近は散策路脇の看板を更新しました。



## k. 矢指市民の森

矢指市民の森の現況は 写真 9.14-11 に示すとおりです。

矢指市民の森は、対象事業実施区域の南東側約 0.9km にあり、平成 3 年 4 月に開園された広さ 5.1ha の市民の森です。中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、ヒノキやスギなどの針葉樹が多い森です。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しみ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、前述の表 9.14-6 に示すとおりです。

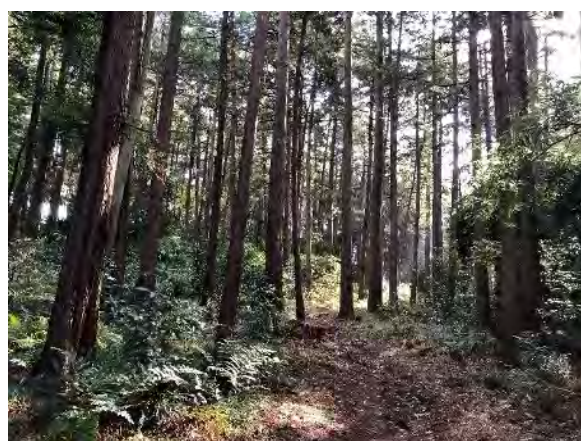


写真 9.14-11 矢指市民の森（令和 2 年 12 月 13 日撮影）



## 1. 上川井市民の森

上川井市民の森の現況は、写真 9.14-12 に示すとおりです。

上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年 4 月に開園された広さ 10.1ha の市民の森です。

上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。

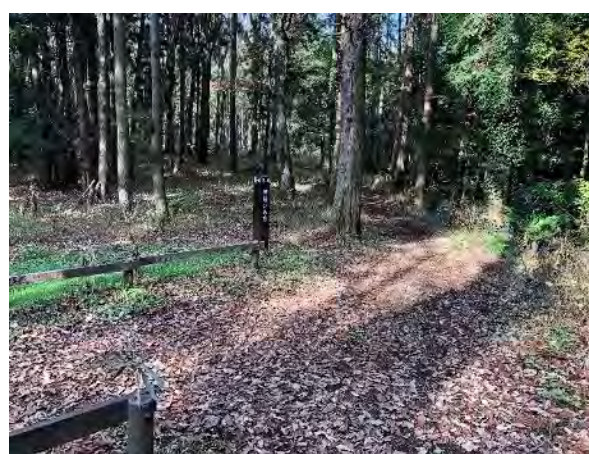


写真 9.14-12 上川井市民の森（令和 2 年 12 月 13 日撮影）



m. 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区

上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区の現況は、写真 9.14-13 に示すとおりです。

上瀬谷農業専用地区は対象事業実施区域内に 92.0ha、上川井農業専用地区は対象事業実施区域内に 35.3ha が指定されており、主に畑として農業が営まれています。上瀬谷小学校では、近くの農地において、地権者（営農者）の協力のもと、児童に対して農業を次世代に引き継ぐため、教育学習の一環として、命の大切さや食べ物を作ることの大変さ、食の大切さを学ぶこと（食育）を目的にした農業体験授業を行っています。

上瀬谷小学校等に農地の提供等を行っている営農者からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-7 に示すとおりです。



写真 9.14-13 上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区（令和3年11月2日撮影）



表 9.14-7 聞き取り調査の概要

- 上瀬谷小学校の1年生、2年生と特別支援学級、中屋敷保育園の年長組を対象に、平成17年頃から約15年間農業体験授業を行っています。平成17年よりも前は、知り合いが自分の畑を使い、上瀬谷小学校の児童に対して行っていました。
- 始めたきっかけは定かではありませんが、上瀬谷小学校のPTAからの依頼が最初ではなかったかと思います。
- 農業体験授業を行う目的は、小学校や保育園から近い場所で、農業を次世代に引き継ぐため、教育学習の一環として、命の大切さや食べ物を作ることの大変さ、食の大切さを学ぶこと（食育）だと聞いています。
- 参加人数は、一学年あたり50人程度、特別支援学級は10人程度、保育園児は20人程度で行います。保育園児は、小学校1年生との交流の場として一緒にやることが多いです。
- 児童や保育園児たちは、徒歩で畑にやって来ます。
- 先生が児童や保育園児に対して、育てたい作目を聞いた上で何を植えるのかが決まるので、作目は年によって違います。種類としては、ナス、トマト、ポップコーン、さつまいも、大根、ニンジン、葉物等です。
- 児童、保育園児たちは、野菜の種まきや苗植え、収穫を体験し、年間で5日～6日程度の農業体験授業を受けます。
- 今後は、区画整理事業が予定されていることから、続けられるかは分かりません。

## 9.14.2 予測及び評価の結果

### (1) 予測

#### ① 予測結果

#### ア. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への改変の程度の予測結果は、表 9.14-8 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木と鎌倉古道 北コースに改変があると予測します。

表 9.14-8 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路は、道路幅を拡幅して現状の2車線から4車線に車線数を増やし、それに伴って沿道の桜は伐採します。したがって、海軍道路の桜並木は消滅すると予測します。
東野第一公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷中央公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
境川沿い	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部（約600m）は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから活動の場の改変が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
野境道路	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
武相国境・緑の森コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
追分市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
矢指市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
上川井市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
上瀬谷農業専用地区・ 上川井農業専用地区	現在の上瀬谷農業専用地区と上川井農業専用地区は都市計画対象事業により範囲が縮小されますが、小学校等の児童に対して農業体験授業を行っている農地は地区内の一部であるため、影響はないと予測します。

## イ. 利用性の変化の程度

工事用車両の運行及び関係車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への利用性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-9 に示すとおりです。なお、工事用車両の主な運行ルートは、前掲図 2.3-12 (P.2-20) に、関係車両の主な走行ルートは、前掲図 2.3-13 (P.2-22) に示すとおりです。

瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コースに利用性の変化があると予測します。

表 9.14-9 利用性の変化の程度の予測結果

予測地点	変更の程度
海軍道路の桜並木	工事用車両及び関係車両は、海軍道路を通行します。しかし、海軍道路の両側には、現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定ですので、歩行者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
東野第一公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
瀬谷中央公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
境川沿い	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路の一部(約600m)は、対象事業実施区域に含まれているため、工事用車両及び関係車両が通行します。工事中は、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があることから、利用性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 また、上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路は、現況は、歩道が整備されていませんが、将来、歩道が整備される計画です。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
野境道路	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
武相国境 緑の森コース	武相国境・緑の森コースには、工事用車両は通行しません。また、関係車両は、武相国境・緑の森コースの一部を走行しますが、走行ルートには歩道が整備されているため、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
瀬谷市民の森	工事用車両は通行しないため、影響はないと考えられます。 関係車両は、瀬谷市民の森の西端を走行しますが、走行ルートには歩道を整備する予定ですので、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
矢指市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
上川井市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
上瀬谷農業専用地区・ 上川井農業専用地区	上瀬谷農業専用地区は、工事用車両が地区内の海軍道路を通行します。しかし、工事用車両は海軍道路しか運行しないため、上瀬谷農業専用地区への直接的な影響は無いと予測します。関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。 上川井農業専用地区は、工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。

## ウ. 快適性の変化の程度

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への快適性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-10 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森、及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。

表 9.14-10 快適性の変化の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路の桜並木は消滅するため、快適性の変化は大きいと予測します。
東野第一公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷中央公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
境川沿い	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースのうち、海軍道路の一部(約 600m)は対象事業実施区域に含まれ、海軍道路の一部の桜並木の消滅が考えられることから快適性の変化が起こり、レクリエーション行動への影響が生じると予測します。 一方、神社仏閣等が集まっている対象事業実施区域の南から西側部分のコースは、対象事業実施区域外のため、影響は生じないと予測します。
鎌倉古道 南コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
野境道路	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
武相国境・緑の森コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷市民の森	瀬谷市民の森からの景観の変化は、「9.13 景観」の「瀬谷市民の森」(P.9.13-25)に示したとおり、景観の変化は小さいと思われます。また、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
矢指市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
上川井市民の森	予測地点からは対象事業実施区域はあまり望むことはできません。したがって、快適性の変化は小さいと予測します。なお、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。
上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区	現在の上瀬谷農業専用地区と上川井農業専用地区は都市計画対象事業により範囲が縮小されますが、小学校等の児童に対して農業体験授業を行っている農地は地区内の一部であるため、快適性の変化はないものと予測します。

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.14-11 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.14-11 環境保全措置の実施の内容(人と自然との触れ合いの活動の場)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工사용車両の運行	利用性快適性への影響	交通安全	安全運転の周知	交通に伴う安全への配慮を促すことにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事の内容等の早期周知	工事の内容等を可能な限り早期に周知することで、利用者への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	構敷地物の存在(土地の改変)	利用性快適性への影響	桜の再生	桜並木等の創出※	新しい桜並木等を創出することで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が代償されます。	代償	事業者	なし	なし
			の緑の連続性	緑地の創出	市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮できます。	代償	事業者	なし	なし
	関係車両の走行	利用性快適性への影響	交通安全	公共交通機関の利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の周知	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-50) 参照。

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度については、瀬谷市民の森をはじめとする予測地点に対しては、都市計画対象事業による直接的な改変はありません。一方、都市計画対象事業により海軍道路の桜並木が消滅しますが、拡幅整備された海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等を創出する計画としています。

利用性の変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、工사용車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。一方、工事中は、対



象事業実施区域に含まれている上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と海軍道路については、仮設道路を設ける可能性があります。そのため、工事の内容等を可能な限り早期に周知することとします。関係車両が走行するルートは、歩道等を整備する予定ですので、利用性の変化は小さいと考えられます。

快適性への変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、予測地点からは対象事業実施区域を望むことができず、瀬谷市民の森、上川井市民の森は対象事業実施区域に隣接しますが、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化はない又は小さいと予測します。一方、海軍道路の桜並木が消滅しますが、代償措置として新しい桜並木等が創出される計画となっています。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.15 廃棄物等

### 9.15.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

文献その他の資料調査結果によれば、対象事業実施区域のある横浜市では、一般廃棄物の状況として、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.1 万トン、このうち家庭系に区分されるものは 84.4 万トン、事業系に区分されるものは 37.6 万トンとなっています。

横浜市内における産業廃棄物の状況として、平成 30 年度の発生量は約 10,595 千トンであり、減量化量は 7,697 千トン、再生利用量は 2,449 千トン、最終処分量は 450 千トンとなっています。

### 9.15.2 予測及び評価の結果

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

##### ア. 産業廃棄物

既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果は表 9.15-1 に示すとおりです。既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量は、約 48,600t と予測しました。発生した産業廃棄物は、分別を徹底した上で、再資源化施設や中間処理施設などに処理を委託し、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」（国土交通省 令和 2 年 9 月）の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 9.15-1 既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果

用途等	構造等	産業廃棄物（単位：t）						
		コンガラ	アスコン	金属くず	木くず	混合廃棄物	廃油	
工作物等	既設建築物	木造	3,244.80	—	187.20	1,601.60	3,411.20	—
		S造	4,044.30	—	524.60	24.40	122.00	—
		RC造	11,080.20	—	531.00	118.00	247.80	—
		プレハブ	132.60	—	17.20	0.80	4.00	—
	既設工作物	鉄筋コンクリート	8,225.00	—	980.00	—	—	—
		鉄骨	—	—	11.20	—	—	—
		銅板、銅管	—	—	61.00	—	—	—
		木くず	—	—	—	4.50	—	—
		金属	—	—	9.00	—	—	—
		アスファルト	—	12,220.00	—	—	—	—
	排水構造物	人孔・配管	940.00	—	—	—	—	—
		電気・電話施設	470.00	—	—	—	—	—
	給水施設	木柱	—	—	—	0.75	—	—
		給水桝	11.75	—	—	—	—	—
		給水管	—	—	36.50	—	—	—
	通信機器施設	アンテナ基礎	211.50	—	—	—	—	—
		トランス・コンデンサ等（廃油）	—	—	—	—	—	18.00
		トランス・コンデンサ等（金属）	—	—	67.90	—	—	—
	発生量 ①		28,360.15	12,220.00	2,425.60	1,750.05	3,785.00	18.00
再資源化率 (%) ②		100.0	100.0	98.0	98.8	49.0	100.0	
最終処分量 ③=①-(①×②/100)		0.00	0.00	48.51	21.00	1,930.35	0.00	
		48,558.80						
		1,999.86						

・アスベストの使用量

防衛省における調査結果により、アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積は表 9.15-2 に示すとおりです。

表 9.15-2 アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積

用途等		外壁等の面積
既設建築物	アスベスト	約 6,100 m <sup>2</sup>

対象事業実施区域内の米軍施設等の既設建物等については、可能な限り解体工事を行う前に図面や現地踏査により、発生する産業廃棄物の種類、量を確認し、それに応じた処理方法、処分先を決定できるように努めます。また、アスベスト含有廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）に則って適正に処分を行います。

イ. 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土の切土量、盛土量及び残土量は、表 9.15-3 に示すとおりです。残土は場外搬出して、埋立てに用いる計画です。

表 9.15-3 造成工事に伴い発生する切土量、盛土量及び残土量

項目	切土量	盛土量	残土量
土工量	約 2,816,000 m <sup>3</sup>	約 2,104,000 m <sup>3</sup>	約 712,000 m <sup>3</sup>

また、建設発生土の処分が必要となった場合で、対象事業実施区域外で新たな改変が発生するなど搬出先の周辺環境への影響が懸念されると判断した場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施します。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.15-4 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.15-4(1) 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	廃棄物等の発生量削減	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用	有効利用ができれば、埋立処分を行う発生土量の低減が図られます。	低減	事業者	なし	なし
				産業廃棄物、建設発生土の適正な管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守するとともに、指定処分を前提とすることにより、産業廃棄物や建設発生土の適正処理が図られます。	低減	事業者	なし	なし
		廃棄物等の運搬に伴う影響低減	運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定	建設発生土を運搬する車両から発生する排気ガス、騒音、振動等の影響範囲の縮小が図られます。	低減	事業者	なし	なし	
			運搬時の環境負荷軽減	二酸化炭素の排出抑制、大気汚染、騒音、振動の抑制が図られます。	低減	事業者	なし	なし	
			汚染土壌の場外搬出時における適切な対応	汚染物質の拡散防止が図られます。	低減	事業者	なし	なし	

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

都市計画対象事業では造成工事に伴う副産物について可能な限り発生抑制・再資源化に努めるとともに、関係法令等に基づき適正に処理・処分することとしており、また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。



## 9.16 温室効果ガス

### 9.16.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

文献その他の資料調査結果による温室効果ガスに係る状況は、以下に示すとおりです。

#### ① 温室効果ガスに係る原単位の把握

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数の調査結果は、表 9.16-1 に示すとおりです。

表 9.16-1 単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位発熱量	排出係数
ガソリン	34.6 GJ/k1	0.0183 tC/GJ
軽油	37.7 GJ/k1	0.0187 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和3年1月）

#### ② 排出抑制対策の実施状況

横浜市の温室効果ガス排出量は、表 9.16-2 に示すとおりです。

表 9.16-2 横浜市の温室効果ガス排出量

単位：万 t-CO<sub>2</sub>

項目	年度	2005	2013 (基準年)	2016	2017	2018(速報値)	
						排出量	2013 年度比
一酸化炭素	家庭部門	439.5	500.9	444.9	439.4	442.5	-11.7%
	業務部門	351.8	486.7	393.7	371.4	361.3	-25.8%
	産業部門	273.7	245.1	212.3	199.9	190.8	-22.2%
	エネルギー転換部門	452.2	450.7	390.9	405.4	380.2	-15.6%
	運輸部門	413.8	389.5	363.9	370.8	361.3	-7.2%
	廃棄物部門	42.4	52.5	47.7	46.6	49.6	-5.5%
	合計	1,973.4	2,125.4	1,853.4	1,833.5	1,785.6	-16.0%
		97.7%	98.5%	98.1%	98.0%	98.1%	—
その他ガス	メタン	2.9	2.5	2.5	2.6	2.4	-4.0%
	一酸化二窒素	19.2	20.4	23.1	23.2	22.0	7.8%
	ハイドロフルオロカーボン	20.4	9.5	9.7	10.2	10.3	8.4%
	パーフルオロカーボン	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	六フッ化硫黄	4.3	0.8	0.5	0.5	0.5	-37.5%
	三フッ化窒素	—	—	—	0.0	0.0	—
	合計	46.9	33.2	35.8	36.5	35.2	6.0%
		2.3	1.5	1.9	2.0	1.9	—
温室効果ガス（7ガス）合計		2,020.3	2,158.7	1,889.2	1,870.0	1,820.8	-15.7%
1人あたり二酸化炭素排出量		5.51	5.74	4.97	4.91	4.77	—
1人あたり温室効果ガス排出量		5.64	5.83	5.06	5.01	4.87	—

注：表内数値が2段になっている箇所は、上段が排出量、下段が7ガスの合計に占める割合を示します。

資料：「横浜市の温室効果ガス排出量（2017年度確報値、2018年度速報値）」（横浜市温暖化対策統括本部企画調整部調整課 令和2年6月）

## 9.16.2 予測及び評価の結果

### 9.16.2-1 建設機械の稼働、工事用車両の運行

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事の実施（建設機械の稼働、工事用車両の運行）による温室効果ガスの排出量は表 9.16-3 及び表 9.16-4 に示すとおりです。

表 9.16-3 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	7,270.1	37.7	0.0187	18,792.9

表 9.16-4 工事用車両の運行に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車類	軽油	4,177.8	37.7	0.0187	10,799.5
小型車類	ガソリン	1,566.0	34.6	0.0183	3,635.7
合計		—	—	—	14,435.2

#### (2) 環境保全措置の検討

表 9.16-5 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.16-5 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働・工事用車両の運行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（機種）を使用	低炭素、低燃費の機種（機種）を使用することで、温室効果ガスの排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転	建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底	建設機械や工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、発生量の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.16.2-2 関係車両の走行

### (1) 予測

#### ① 予測結果

関係車両の走行による温室効果ガスの排出量は表 9.16-6 に示すとおりです。

表 9.16-6 関係車両の運行に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

業態	車種	燃料	年間燃料使用量 (kL/年)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO <sub>2</sub> /年)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
営業用 貨物	普通車 (大型車)	軽油	16,776	37.7	0.0187	43,365
自家用 旅客	小型自動車	ガソリン	12,221	34.6	0.0183	28,373
合計		—	—	—	—	71,738

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.16-7 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.16-7 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用を促し、温室効果ガス排出量を抑制することにより、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、発生量の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

## (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.17 地域社会

### 9.17.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

地域交通の状況、歩行者の状況についての現地調査の結果は以下のとおりです。

##### ① 地域交通の状況

自動車交通量の現地調査結果は表 9.17-1 に、最大渋滞長の現地調査結果は表 9.17-2、飽和交通流率の現地調査結果は表 9.17-3 に示すとおりです。これらの結果から算出した現況の交差点需要率は表 9.17-4 に、車線ごとの交通容量比は表 9.17-5 に示すとおりです。また、対象事業実施区域及びその周辺の道路における歩車道分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は図 9.17-1 に示すとおりです。なお、現地調査地点は、前掲図 8.2-10 (P.8-78) に示すとおりです。



表 9.17-1(1) 自動車交通量の調査結果（平日）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)		12 時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量 (台)	大型車混入 率 (%)	断面交通 量 (台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台)※	
地域社会 1 (目黒)	A	20,945	22.0	13,887	21.7	17:45~ 18:45	493	2,289
	B	14,330	36.4	8,986	37.6		424	
	C	26,139	31.3	16,829	31.3		970	
	D	10,734	23.4	7,478	23.6		402	
地域社会 2 (目黒交番前)	A	13,356	14.3	9,740	15.4	17:00~ 18:00	471	2,549
	B	28,052	30.3	18,309	30.4		929	
	C	13,179	14.3	9,247	14.9		348	
	D	24,363	31.3	15,470	31.4		801	
地域社会 3 (上川井 IC)	A	5,448	26.2	4,038	25.7	17:00~ 18:00	151	1,946
	B	22,423	34.2	14,580	34.0		788	
	C	17,779	36.9	11,482	36.5		503	
	D	15,118	19.1	10,970	19.3		504	
地域社会 4 (滝沢)	A	21,900	13.3	16,354	14.1	18:00~ 19:00	637	2,045
	B	20,305	17.3	15,141	17.7		723	
	C	8,703	22.4	6,423	22.1		685	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	19,439	17.1	14,460	17.6	17:30~ 18:30	754	1,694
	B	15,984	16.4	11,793	17.6		483	
	C	7,971	22.7	5,921	22.5		457	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 前)	A	9,408	25.6	7,006	25.0	7:30~ 8:30	490	825
	B	7,990	22.4	6,035	22.2		217	
	C	4,196	35.6	3,105	34.1		118	
地域社会 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	17,220	12.0	12,099	12.3	7:00~ 8:00	598	1,459
	B	15,186	12.9	10,657	13.1		620	
	C	5,426	4.6	4,232	4.7		241	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	15,025	12.6	10,715	12.9	7:45~ 8:45	458	2,206
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		598	
	C	20,475	11.1	14,771	11.4		723	
	D	13,679	6.8	9,896	7.6		427	
地域社会 7	—	3,545	4.1	2,910	4.6	18:00~ 19:00	302	—

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 9.17-1(2) 自動車交通量の調査結果（休日）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)		12 時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量 (台)	大型車混入 率 (%)	断面交通 量 (台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台) ※	
地域社会 1 (目黒)	A	19,635	8.1	13,878	5.9	16:45~ 17:45	588	2,175
	B	13,589	36.4	9,179	9.8		320	
	C	23,908	13.5	16,283	9.5		875	
	D	8,946	11.9	6,132	7.8		392	
地域社会 2 (目黒交番前)	A	11,403	5.2	8,597	4.5	16:45~ 17:45	388	2,218
	B	23,880	12.5	16,664	9.4		823	
	C	11,287	5.6	8,209	4.3		344	
	D	20,310	31.3	13,960	9.7		663	
地域社会 3 (上川井 IC)	A	3,810	10.2	2,799	9.0	16:45~ 17:45	100	1,714
	B	19,251	13.9	13,260	10.4		632	
	C	15,320	14.8	10,629	11.0		533	
	D	12,743	6.2	9,556	5.2		449	
地域社会 4 (滝沢)	A	17,635	4.7	13,759	4.2	15:45~ 16:45	511	1,480
	B	14,961	7.0	11,567	5.8		631	
	C	6,236	9.6	4,678	7.6		338	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	14,300	6.5	11,095	5.4	15:45~ 16:45	480	1,175
	B	11,444	5.7	8,771	4.7		447	
	C	5,142	9.3	4,010	7.7		248	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 前)	A	5,742	12.6	4,364	9.7	14:00~ 15:00	213	462
	B	5,248	9.6	4,092	8.0		187	
	C	1,802	33.9	1,238	28.3		62	
地域社会 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,654	4.9	11,463	3.5	16:30~ 17:30	509	1,217
	B	13,484	5.2	9,736	3.7		443	
	C	5,546	1.8	4,495	1.5		265	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	12,098	2.4	9,128	2.2	14:30~ 15:30	449	2,158
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		429	
	C	19,580	3.8	14,664	2.9		892	
	D	12,958	3.4	9,836	3.0		388	
地域社会 7	—	2,524	1.3	2,082	1.3	15:00~ 16:00	229	—

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 9.17-1(3) 自動車交通量の調査結果（混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)		12 時間 (7-19 時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量 (台)	大型車混入 率 (%)	断面交通 量 (台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台) ※	
地域社会 1 (目黒)	A	21,056	12.0	14,576	9.9	11:15~ 12:15	558	2,192
	B	13,614	19.8	8,991	17.8		351	
	C	25,227	18.2	17,234	16.0		895	
	D	9,937	14.2	6,945	12.8		388	
地域社会 2 (目黒交番前)	A	12,777	8.8	9,425	8.0	16:45~ 17:45	445	2,349
	B	25,161	18.7	17,166	17.3		831	
	C	12,046	9.0	8,705	8.2		433	
	D	20,894	20.0	13,838	18.2		640	
地域社会 3 (上川井 IC)	A	4,662	15.9	3,340	15.7	17:45~ 18:45	106	1,748
	B	20,191	20.7	13,557	18.5		663	
	C	15,950	21.9	10,839	19.3		529	
	D	13,865	10.7	10,130	10.1		450	
地域社会 4 (滝沢)	A	22,733	8.1	17,126	8.5	17:30~ 18:30	635	1,769
	B	19,021	10.3	14,317	10.2		702	
	C	7,332	11.6	5,105	10.4		432	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	18,287	10.2	13,779	10.1	15:45~ 16:45	631	1,462
	B	15,144	9.6	11,455	9.8		410	
	C	6,383	11.7	4,724	10.6		421	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 前)	A	7,353	13.9	5,456	11.3	15:45~ 16:45	430	638
	B	6,383	11.3	4,791	9.7		144	
	C	2,528	30.4	1,831	23.8		64	
地域社会 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,055	9.8	10,875	9.4	10:45~ 11:45	426	1,127
	B	13,176	11.1	9,414	10.8		448	
	C	5,131	5.2	4,127	5.5		253	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	14,517	7.5	10,635	6.7	11:15~ 12:15	487	2,077
	B	13,152	3.9	9,786	4.0		443	
	C	19,982	6.3	14,575	5.7		620	
	D	13,739	4.2	10,440	4.2		527	

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 9.17-2(1) 最大渋滞長の調査結果（平日・休日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	平日渋滞長最大時			休日渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)	観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地域社会 1 (目黒)	A	2	7:45~8:00	680	450	16:45~17:00	160	30
	B	2	12:30~12:45	200	100	10:15~10:30	130	70
	C	3	12:00~12:15	260	170	渋滞なし	—	—
	D	2	10:15~10:30	150	130	17:45~18:00	150	110
地域社会 2 (目黒交番 前)	A	3	16:15~16:30	130	90	12:45~13:00	110	60
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	3	8:00~8:15	270	110	渋滞なし	—	—
	D	2	12:00~12:15	450	350	渋滞なし	—	—
地域社会 3 (上川井 IC)	A	2	6:30~6:45	130	30	渋滞なし	—	—
	B	2	6:00~6:15	380	190	渋滞なし	—	—
	C	2	10:00~10:15	70	30	渋滞なし	—	—
	D	2	8:00~8:15	150	20	10:00~10:15	80	20
地域社会 4 (滝沢)	A	2	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	2	19:00~19:15	600	400	渋滞なし	—	—
地域社会 4 (瀬谷土橋公 園入口)	A	2	18:15~18:30 18:45~19:00	350	250	渋滞なし	—	—
	B	3	6:45~7:00	60	20	9:00~9:15	80	50
	C	2	18:30~18:45	150	20	渋滞なし	—	—
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	A	1	8:00~8:15	530	480	10:45~11:00	180	60
	B	1	8:45~9:00	400	300	12:15~12:30	170	100
	C	1	15:00~15:15	70	20	16:45~17:00	150	70
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	3	12:00~12:15	200	90	14:45~15:00	150	20
	B	2	8:00~8:15	140	50	16:30~16:45	80	30
	C	3	6:45~7:00 7:15~7:30 8:15~8:30 8:30~8:45	150	90	15:15~15:30	130	40
	D	2	19:00~19:15	130	70	16:15~16:30	120	50

注：1. 滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の滞留長を示しています。  
 2. 渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表では、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

表 9.17-2(2) 最大渋滞長の調査結果（混雑時）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	混雑時渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地域社会 1 (目黒)	A	2	17:00~17:15	500	160
	B	2	5:30~5:45	100	20
			7:00~7:15		
			17:15~17:30		
C	3	12:00~12:15	120	20	
D	2	13:15~13:30	260	210	
地域社会 2 (目黒交番 前)	A	3	11:45~12:00	160	120
	B	3	渋滞なし	—	—
	C	3	8:30~8:45	110	20
	D	2	13:30~13:45	430	220
地域社会 3 (上川井 IC)	A	2	渋滞なし	—	—
	B	2	渋滞なし	—	—
	C	2	10:30~10:45	100	10
	D	2	17:30~17:45	140	30
地域社会 4 (滝沢)	A	2	11:15~11:30	430	300
	B	3	渋滞なし	—	—
	C	2	渋滞なし	—	—
地域社会 4 (瀬谷土橋公 園入口)	A	2	11:15~11:30	350	260
	B	3	10:00~10:15	50	50
	C	2	渋滞なし	—	—
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	A	1	16:45~17:00	160	40
	B	1	14:30~14:45	350	240
	C	1	11:15~11:30	80	10
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	3	11:30~11:45	210	60
	B	2	18:30~18:45	90	30
	C	3	14:15~14:30	170	40
	D	2	10:45~11:00	680	600

注：1. 滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の滞留長を示しています。

2. 渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表では、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。



表 9.17-3(1) 飽和交通流率の調査結果（平日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) (①と②の小さい値)
地域社会 1 (目黒)	A	左直	1,656	1,305	78.8	1,305
		右	1,656	-	-	1,656
	B	左直	1,672	1,391	83.2	1,391
		右	1,546	1,324	85.6	1,324
	C	左	1,253	1,075	85.8	1,075
		直	1,784	1,340	75.1	1,340
		右	1,654	1,643	99.3	1,643
	D	左直	1,563	1,444	92.4	1,444
右		1,717	1,739	101.3	1,717	
地域社会 2 (目黒交番前)	A	左直	1,916	1,651	86.2	1,651
		直	1,926	1,515	78.7	1,515
		右	1,665	1,738	104.4	1,665
	B	左	1,377	1,076	78.1	1,076
		直	1,792	1,361	75.9	1,361
		右	1,661	1,248	75.1	1,248
	C	左直	1,760	1,359	77.2	1,359
		直	1,932	1,536	79.5	1,536
		右	1,566	1,508	96.3	1,508
	D	左直	1,726	1,330	77.1	1,330
右		1,487	-	-	1,487	
地域社会 3 (上川井 IC)	A	左	1,515	1,330	87.8	1,330
		右	1,267	1,049	82.8	1,049
	B	直	1,830	1,337	73.1	1,337
		右	1,616	1,425	88.2	1,425
	C	右	1,629	1,221	75.0	1,221
	D	直	1,866	1,410	75.6	1,410
右		1,690	1,362	80.6	1,362	
地域社会 4 (滝沢)	A	左直	1,663	1,540	92.6	1,540
		直	1,656	1,490	90.0	1,490
	B	直	1,948	1,577	81.0	1,577
		右	1,406	-	-	1,406
	C	左右	1,476	1,548	104.9	1,476
		右	1,735	1,581	91.1	1,581
地域社会 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	左直	1,744	1,232	70.6	1,232
		直	1,900	1,641	86.4	1,641
	B	直	1,920	1,263	65.7	1,262
		右	1,465	1,114	76.0	1,114
	C	左	1,568	-	-	1,568
		右	1,730	1,616	93.4	1,616
地域社会 5 (中瀬谷消防署出張所 北側)	A	直左	1,674	1,283	76.6	1,283
	B	直右	1,646	1,282	77.9	1,282
	C	右左	1,505	1,426	94.8	1,426
地域社会 6 (瀬谷中学校前)	A	左	960	-	-	960
		直	1,828	1,712	93.7	1,712
		右	1,620	-	-	1,620
	B	左直	1,758	1,613	91.8	1,613
		右	1,733	2,002	115.5	1,733
	C	左	1,461	1,100	75.3	1,100
		直	1,872	1,432	76.5	1,432
		右	1,658	1,471	88.7	1,471
	D	左直	1,656	1,273	76.9	1,273
右		1,712	1,333	77.9	1,333	

注：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

表 9.17-3 (2) 飽和交通流率の調査結果 (休日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) (①と②の小さい値)
地域社会 1 (目黒交差点)	A	左直	1,713	1,326	77.4	1,326
		右	1,737	1,395	80.3	1,395
	B	左直	1,753	1,354	77.2	1,354
		右	1,667	1,420	85.2	1,420
	C	左	1,423	1,275	89.6	1,275
		直	1,851	1,528	82.5	1,528
		右	1,762	1,447	82.1	1,447
	D	左直	1,683	1,364	81.0	1,364
		右	1,730	1,443	83.4	1,443
	地域社会 2 (目黒交番前)	A	左直	1,909	1,561	81.8
直			1,960	1,480	75.5	1,480
右			1,712	1,722	100.6	1,712
B		左	1,444	1,316	91.1	1,316
		直	1,886	1,419	75.2	1,419
C		右	1,739	-	-	1,739
		左直	1,849	1,242	67.2	1,242
		直	1,972	1,546	78.4	1,546
D		右	1,661	1,564	94.2	1,564
		左直	1,845	1,479	80.2	1,479
		右	1,744	-	-	1,744
地域社会 3 (上川井 IC)	A	左	1,626	1,600	98.4	1,600
		右	1,479	-	-	1,479
	B	直	1,924	1,523	79.2	1,523
		右	1,672	1,584	94.7	1,584
	C	右	1,791	1,392	77.7	1,392
		直	1,924	1,467	76.2	1,467
	D	右	1,764	1,513	85.8	1,513
地域社会 4 (滝沢)	A	左直	1,757	1,509	85.9	1,509
		直	1,940	1,348	69.5	1,348
	B	直	1,968	1,490	75.7	1,489
		右	1,543	-	-	1,543
	C	左右	1,445	1,146	79.3	1,146
		右	1,789	1,419	79.3	1,419
地域社会 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	左直	1,799	1,405	78.1	1,405
		直	1,938	1,666	86.0	1,666
	B	直	1,952	1,478	75.7	1,478
		右	1,750	1,464	83.7	1,464
	C	左	1,613	-	-	1,613
		右	1,778	1,585	89.1	1,585
地域社会 5 (中瀬谷消防署出張所 北側)	A	直左	1,789	1,230	68.8	1,230
	B	直右	1,823	1,177	64.6	1,177
	C	右左	1,528	1,310	85.7	1,310
地域社会 6 (瀬谷中学校前)	A	左	1,552	1,802	116.1	1,552
		直	1,962	1,674	85.3	1,674
		右	1,800	-	-	1,800
	B	左直	1,836	1,690	92.0	1,690
		右	1,787	1,920	107.4	1,787
	C	左	1,519	1,371	90.3	1,371
		直	1,978	1,516	76.6	1,516
	D	右	1,769	1,452	82.1	1,452
		左直	1,680	1,357	80.8	1,357
		右	1,768	-	-	1,768

注：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

表 9.17-4 現況の交差点需要率

時期	交差点名		時間帯※1	交差点需要率※2	限界 需要率※3
				現況	
平日	地域社会 1	目黒	17:45~18:45	0.696	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.793	0.900
	地域社会 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.847
	地域社会 4	滝沢	18:00~19:00	0.474	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17:30~18:30	0.502	0.913
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	7:00~8:00	0.700	0.889
地域社会 6	瀬谷中学校前	7:45~8:45	0.537	0.840	
休日	地域社会 1	目黒	16:45~17:45	0.680	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.612	0.894
	地域社会 3	上川井 IC	16:45~17:45	0.492	0.829
	地域社会 4	滝沢	15:45~16:45	0.357	0.900
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.332	0.900
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	16:30~17:30	0.666	0.882
地域社会 6	瀬谷中学校前	14:30~15:30	0.520	0.840	
混雑時	地域社会 1	目黒	11:15~12:15	0.642	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.666	0.897
	地域社会 3	上川井 IC	17:45~18:45	0.505	0.836
	地域社会 4	滝沢	17:30~18:30	0.449	0.878
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.442	0.908
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	10:45~11:45	0.590	0.878
地域社会 6	瀬谷中学校前	11:15~12:15	0.508	0.840	

※1:「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※2:交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率(※3)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※3:「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-5 現況の交通容量比

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比※		
				平日	休日	混雑時
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.969	0.790
			右折	0.278	0.184	0.389
		B	左折・直進	0.628	0.410	0.527
			右折	0.872	0.711	0.687
		C	左折	0.719	0.736	0.584
			直進	0.943	0.670	0.744
			右折	0.316	0.194	0.192
		D	左折・直進	0.492	0.559	0.433
			右折	0.709	0.806	0.903
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.426	0.500
右折	1.116				0.913	1.054
B	左折			0.279	0.245	0.294
	直進			0.815	0.729	0.639
C	右折			0.287	0.140	0.191
	左折・直進			0.524	0.513	0.769
D	直進			0.524	0.513	0.769
	右折			0.737	0.489	0.368
D	左折・直進			0.984	0.770	0.745
	右折	0.031	0.054	0.010		
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.341	0.379
		B	直進	0.865	0.592	0.582
			右折	0.786	0.653	0.679
		C	右折	0.609	0.475	0.411
		D	直進	0.626	0.517	0.624
右折	0.319		0.293	0.230		
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.512	0.386	0.540
			直進	0.512	0.386	0.540
		B	直進	0.418	0.363	0.436
			右折	0.044	0.037	0.023
		C	左折・右折	0.642	0.317	0.420
	右折		0.659	0.453	0.547	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.364	0.415
			直進	0.636	0.364	0.415
		B	直進	0.300	0.228	0.191
			右折	0.389	0.304	0.324
C		左折	0.274	0.042	0.239	
	右折	0.568	0.462	0.761		
地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	直左	0.919	0.801	0.645
		B	直右	0.782	0.592	0.578
		C	右左	0.634	0.818	0.885
地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左	0.324	0.192	0.188
			直	0.556	0.543	0.599
			右	0.057	0.084	0.069
		B	左直	0.705	0.423	0.433
			右	0.507	0.358	0.439
		C	左	0.616	0.546	0.354
			直	0.788	0.815	0.595
			右	0.246	0.501	0.354
		D	左直	0.816	0.730	0.933
			右	0.282	0.133	0.225

注：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

※：車線の交通容量比は「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.000 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

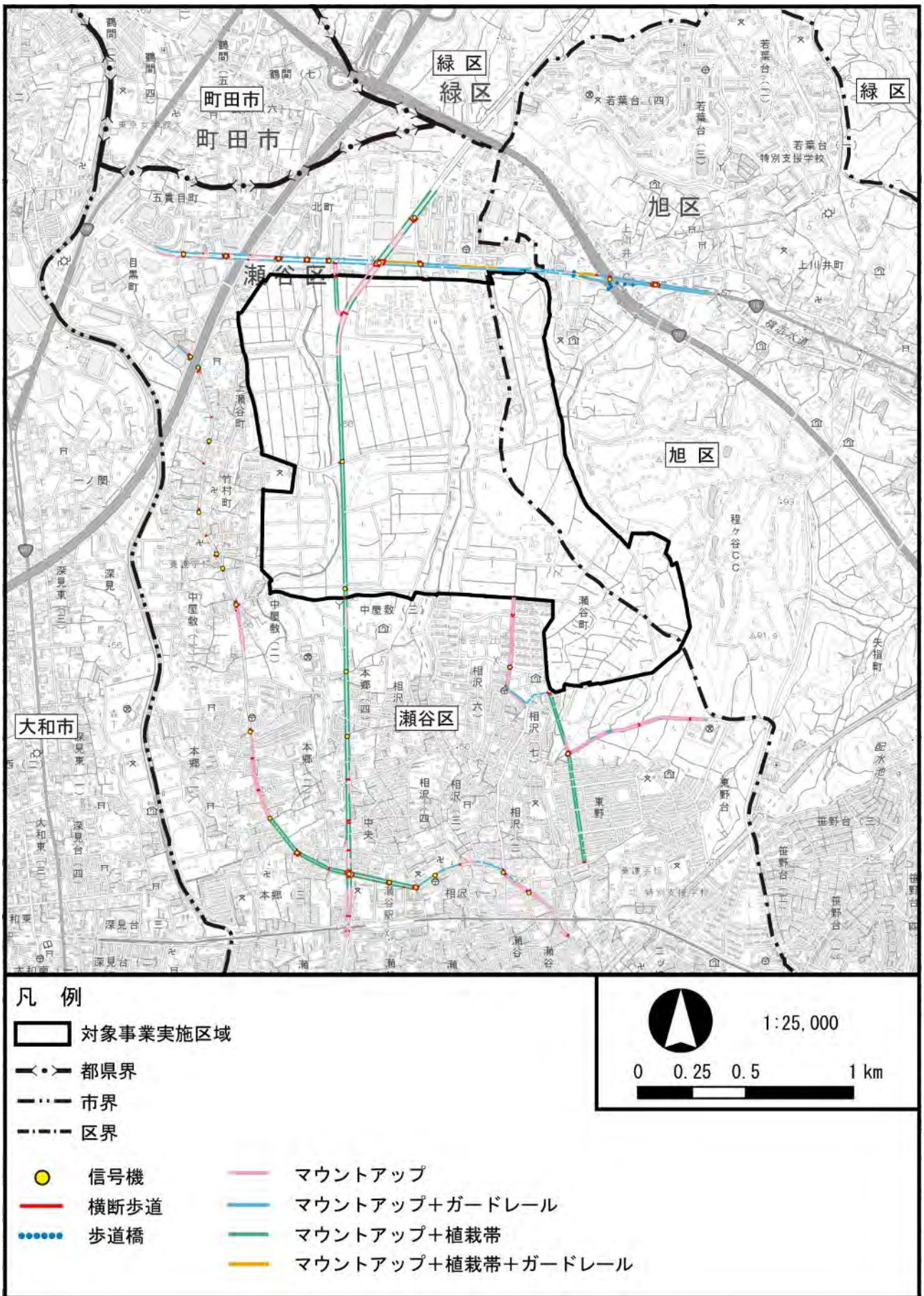


図 9.17-1 交通安全施設の整備状況



② 歩行者の状況

ア. 現地調査

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、表 9.17-6 に示すとおりです。

表 9.17-6(1) 歩行者・自転車交通量の調査結果（平日）

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)		12 時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	128	165	101	115	7:30~ 8:30	48	
	ウ-エ	228	264	178	169		108	
	オ-カ	93	107	68	70		24	
	キ-ク	218	310	139	207		74	
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	91	176	81	123	7:45~ 8:45	59	
	ウ-エ	36	85	29	61		21	
	オ-カ	28	62	20	45		15	
	キ-ク	33	70	27	61		19	
地域社会 3 (上川井 IC)	ア-イ	220	153	156	113	7:45~ 8:45	79	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	17	7	17	6	8:00~ 9:00	2
		ウ-エ	142	313	119	251	91	
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	37	25	24	23	8:00~ 9:00	6
		ウ-エ	126	275	84	232	89	
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	94	33	80	23	12:00~ 13:00	36
		ウ-エ	45	32	37	22	8	
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	11	33	5	27	17:00~ 18:00	4	
	ウ-エ	27	78	17	63		18	
	オ-カ	101	196	51	110		40	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,639	158	1,234	89	7:30~ 8:30	395	
	ウ-エ	1,156	203	947	162		198	
	オ-カ	2,063	208	1,539	158		341	
	キ-ク	2,451	362	1,967	233		734	

表 9.17-6(2) 歩行者・自転車交通量の調査結果（休日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	213	464	190	434	16:45~ 17:45	75	
	ウ-エ	242	390	175	294		68	
	オ-カ	159	385	127	334		50	
	キ-ク	301	543	249	461		96	
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	49	208	36	158	9:15~ 10:15	14	
	ウ-エ	30	152	28	135		9	
	オ-カ	51	118	42	88		26	
	キ-ク	51	149	45	114		32	
地域社会 3 (上川井 IC)	ア-イ	157	192	114	157	14:45~ 15:45	40	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	10	9	8	9	10:15~ 11:15	3
		ウ-エ	120	196	86	166	39	
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	30	10	20	9	10:15~ 11:15	4
		ウ-エ	81	172	55	147	30	
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	14	13	10	10	15:15~ 16:15, 15:30~ 16:30	5
		ウ-エ	9	11	8	6	2	
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	36	48	34	40	9:45~ 10:45	15	
	ウ-エ	56	96	48	81		25	
	オ-カ	260	282	197	200		40	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,080	397	823	340	16:15~ 17:15	135	
	ウ-エ	703	492	578	414		112	
	オ-カ	1,483	569	1,232	485		206	
	キ-ク	1,164	753	964	630		165	

表 9.17-6(3) 歩行者・自転車交通量の調査結果（混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	132	139	95	101	8:15~ 9:15	35	
	ウ-エ	110	126	64	80		25	
	オ-カ	86	147	66	111	43		
	キ-ク	217	215	167	149	61		
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	37	86	25	49	8:00~ 9:00	18	
	ウ-エ	24	25	20	17		13	
	オ-カ	39	51	25	35	9		
	キ-ク	23	58	15	32	7		
地域社会 3 (上川井 IC)	ア-イ	155	78	119	53	7:15~ 8:15	38	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	22	12	21	11	7:30~ 8:30	3
		ウ-エ	132	296	113	248		54
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	46	22	33	17	10:45~ 11:45	3
		ウ-エ	137	239	1,114	199		54
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	30	25	25	21	11:30~ 12:30	15
		ウ-エ	23	27	19	20		10
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	10	11	10	10	7:00~ 8:00	3	
	ウ-エ	16	42	5	25		4	
	オ-カ	105	165	45	101		49	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,078	135	788	89	16:30~ 17:30	122	
	ウ-エ	525	203	413	157		80	
	オ-カ	1,075	138	902	118		95	
	キ-ク	729	240	606	181		90	

## 9.17.2 予測及び評価の結果

### 9.17.2-1 交通混雑（工事用車両の運行）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事用車両の運行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 9.17-7 に、車線の交通容量比は表 9.17-8 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、地域社会 2（目黒交番前）の平日 1.114、休日 0.959 であり、限界需要率を上回っています。

工事中交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、地域社会 1（目黒）の平日 C 断面の直進方向、地域社会 2（目黒交番前）の平日、休日 C 断面の各方向、地域社会 3（上川井 IC）の平日 B 断面の直進方向となっており、交通容量比 1.0 を上回っています。なお、地域社会 2（目黒交番前）の平日の A 断面右折方向については、現況の時点で交通容量比 1.0 を上回っています。

表 9.17-7 交差点需要率（工事用車両の運行に伴う交通混雑）

時期	交差点名		時間帯 <sup>※1</sup>	交差点需要率 <sup>※3</sup>			限界需要率 <sup>※4</sup>
				現況 ①	工事中 <sup>※2</sup> ②	増分 ②-①	
平日	地域社会 1	目黒	17:00~18:00	0.633	0.686	0.053	0.889
	地域社会 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.793	1.114	0.321	0.900
	地域社会 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.807	0.127	0.847
	地域社会 4	滝沢	17:30~18:30	0.457	0.532	0.075	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:30~18:30	0.502	0.513	0.011	0.913
休日	地域社会 1	目黒	16:45~17:45	0.680	0.680	0.000	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.612	0.959	0.347	0.894
	地域社会 3	上川井 IC	16:45~17:45	0.492	0.610	0.118	0.829
	地域社会 4	滝沢	17:00~18:00	0.362	0.457	0.095	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00~18:00	0.313	0.374	0.061	0.900

注：網掛けは、限界需要率を上回ったことを示します。

※1：「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※2：「工事中」は工事中一般基礎交通量（現況交通量）に都市計画対象事業において想定している工事中の工事用車両の台数を加えた交通量にて検討した結果です。

※3：交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（※4）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※4：「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-8(1) 車線の交通容量比（工事用車両の運行に伴う交通混雑：平日）

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比※			
			現況 ①	工事中 ②	増分 ②-①	
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.889	0.889	0.000
			右折	0.245	0.343	0.098
		B	左折・直進	0.533	0.533	0.000
			右折	0.766	0.766	0.000
		C	左折	0.773	0.952	0.179
			直進	0.855	1.017	0.162
			右折	0.257	0.460	0.203
		D	左折・直進	0.495	0.495	0.000
			右折	0.701	0.701	0.000
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.603	0.000
右折	1.116				1.116	0.000
B	左折			0.279	0.279	0.000
	直進			0.815	0.815	0.000
	右折			0.287	0.287	0.000
C	左折・直進			0.524	1.735	1.211
	直進			0.524	1.735	1.211
	右折			0.737	2.631	1.894
D	左折・直進			0.984	0.984	0.000
	右折			0.031	0.031	0.000
地域社会 3	上川井 IC			A	左折・右折	0.748
		B	直進	0.865	1.122	0.257
			右折	0.786	0.932	0.146
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進	0.403	0.559	0.156
			右折	0.056	0.056	0.000
		C	左折・右折	0.639	0.639	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進	0.300	0.490	0.190
			右折	0.389	0.389	0.000
C	左折	0.274	0.274	0.000		
	右折	0.568	0.568	0.000		

注：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。



表 9.17-8(2) 車線の交通容量比（工事用車両の運行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比※		
				現況 ①	工事中 ②	増分 ②-①
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.225	0.041
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折	0.736	0.906	0.170
			直進	0.670	0.817	0.147
			右折	0.194	0.461	0.267
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
右折	0.806		0.806	0.000		
地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0.000
			直進	0.426	0.426	0.000
			右折	0.913	0.913	0.000
		B	左折	0.245	0.245	0.000
			直進	0.729	0.729	0.000
			右折	0.140	0.140	0.000
		C	左折・直進	0.513	1.617	1.104
			直進	0.513	1.617	1.104
			右折	0.489	2.437	1.948
		D	左折・直進	0.770	0.770	0.000
右折	0.054		0.054	0.000		
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.341	0.000
			直進	0.592	0.827	0.235
		B	右折	0.653	0.803	0.150
			右折	0.475	0.475	0.000
		D	直進	0.517	0.517	0.000
			右折	0.293	0.293	0.000
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.358	0.358	0.000
			直進	0.358	0.358	0.000
		B	直進	0.363	0.531	0.168
			右折	0.025	0.025	0.000
		C	左折・右折	0.262	0.262	0.000
			右折	0.471	0.471	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.316	0.316	0.000
			直進	0.316	0.316	0.000
		B	直進	0.231	0.392	0.161
			右折	0.312	0.312	0.000
C	左折	0.052	0.052	0.000		
	右折	0.463	0.463	0.000		

注：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.17-9 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-9 環境保全措置の内容（交通混雑（工事用車両の運行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	工事用車両運行ルート上の分散※	工事用車両運行ルートの変更による分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				運行時間帯の管理	工事工程の調整や工事受注者に対する指導により、車両の運行時間帯を管理することで、混雑時間帯における混雑悪化が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の計画的な運行	詳細な工事計画策定時に、適切な荷載を行う運行計画を配慮することで、工事用車両の台数が削減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	場内に十分な車両待機場所を設け、工事用車両の路上待機等をなくすことにより、周辺道路の混雑や安全性への影響が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				通勤車両の抑制	工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施することで、混雑時間帯での通勤車両の集中が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

※：工事用車両運行ルート上の分散、運行時間帯の管理の検討は、「第10章 10.3 工事用車両の運行に伴う検討」（P.10-19～30）に記載しています。

## (3) 評価

### ① 評価の結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、工事用車両の運行に伴う交通混雑は、交差点需要率で平日 0.513～1.114、休日 0.374～0.959 と予測され、平日、休日ともに地域社会 2（目黒交番前）が限界需要率を上回ります。また、車線の交通容量比についても、地域社会 1（目黒）～地域社会 3（上川井 IC）の 3 地点で 1.0 を上回る断面があると予測されます。これらの結果より、可能な限り現況交通への負荷を軽減し、更なる交通混雑を発生させないよう十分配慮する必要があると考えます。

なお、前掲表 9.17-9 の環境保全措置のうち、「工事用車両運行ルート上の分散」、「運行時間帯の管理」については、具体的なルートと運行時間帯を再設定して検討を行いました。

検討した結果は、「第 10 章 10.3 工事用車両の運行に伴う検討」(P. 10-19~30) に示します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

工事用車両の運行に伴う交通混雑の評価は、環境保全措置の実施を前提としていることから、その具体的な効果を把握するため、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.17-10 に示すように実施します。

また、工事用車両の運行に伴う交通混雑への影響については、環境保全措置の実施状況を確認するため、後掲表 11-1(3) (P. 11-4) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.17-10 事後調査の項目等 (交通混雑 (工事用車両の運行))

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
その他の項目	地域社会—交通混雑	工事用車両の運行	工事中における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果を把握するため。	交差点交通量	現地調査による確認。

#### 9.17.2-2 交通混雑 (関係車両の走行)

##### (1) 予測

##### ① 予測結果

予測時点における交差点需要率は表 9.17-11、車線の交通容量比は表 9.17-12、単路部の交通容量比は表 9.17-13 に示すとおりです。

将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日は地域社会 1 (目黒) の 0.774、休日は地域社会 1 (目黒) の 0.731 であり、限界需要率を下回ります。

将来交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、平日では地域社会 1 (目黒) の C 断面左折車線で 0.987、休日では地域社会 6 (瀬谷中学校前) の D 断面の左折・直進車線の 0.975 となっており、交通容量比 1.0 を上回る交差点はありません。

将来交通量による単路部の交通容量比は地域社会 7 で平日 0.569、休日 0.462 となり 1.0 を下回ります。

表 9.17-11 交差点需要率(関係車両の走行に伴う交通混雑)

時期	交差点名		交差点需要率 <sup>※1</sup>			供用時 限界 需要率 <sup>※2</sup>
			現況① (ピーク時間帯)	供用時② (ピーク時間帯)	増分 ②-①	
平日	地域社会 1	目黒	0.696 (17:45~18:45)	0.774 (17:00~18:00)	0.078	0.931
	地域社会 2	目黒交番前	0.793 (17:00~18:00)	0.627 (17:00~18:00)	-0.166	0.918
	地域社会 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.591 (8:00~9:00)	-0.089	0.864
	地域社会 4	滝沢	0.474 (18:00~19:00)	0.453 (7:00~8:00)	-0.021	0.920
		瀬谷土橋公園 入口	0.502 (17:30~18:30)	0.505 (18:00~19:00)	0.003	0.909
	地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.302 (7:00~8:00)	-0.398	0.911
	地域社会 6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	0.748 (7:00~8:00)	0.211	0.880
	地域社会 8	—	—	0.084 (8:00~9:00)	—	0.900
	地域社会 9	—	—	0.649 (7:00~8:00)	—	0.900
休日	地域社会 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.731 (19:00~20:00)	0.051	0.931
	地域社会 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.552 (17:00~18:00)	-0.060	0.918
	地域社会 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.662 (8:00~9:00)	0.170	0.864
	地域社会 4	滝沢	0.357 (15:45~16:45)	0.260 (16:00~17:00)	-0.097	0.920
		瀬谷土橋公園 入口	0.332 (15:45~16:45)	0.368 (17:00~18:00)	0.036	0.909
	地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.266 (15:00~16:00)	-0.400	0.900
	地域社会 6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	0.660 (15:00~16:00)	0.140	0.880
	地域社会 8	—	—	0.127 (8:00~9:00)	—	0.900
	地域社会 9	—	—	0.655 (16:00~17:00)	—	0.900

注：「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※1：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（※2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※2：「限界需要率」とは、「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-12(1) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比※		
				現況	供用時	増分
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.732	-0.077
			右折	0.278	0.727	0.449
		B	左折・直進	0.628	0.757	0.129
			右折	0.872	0.725	-0.147
		C	左折	0.719	0.987	0.268
			直進	0.943	0.239	-0.704
			右折	0.316	0.166	-0.150
		D	左折・直進	0.492	0.283	-0.209
			右折	0.709	0.167	-0.542
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.452	-0.151
右折	1.116				0.688	-0.428
B	左折(左直)			0.279	0.697	0.418
	直進			0.815	0.697	-0.118
	右折			0.287	0.689	0.402
C	左折・直進			0.524	0.693	0.169
	直進			0.524	0.693	0.169
	右折			0.737	0.064	-0.673
D	左折・直進			0.984	0.570	-0.414
	(直進)			なし	0.570	-
	右折			0.031	0.320	0.289
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.680	-0.068
			(右折)	なし	0.683	-
		B	直進	0.865	0.176	-0.689
			右折	0.786	0.677	-0.109
		C	右折	0.609	0.160	-0.449
		D	直進	0.626	0.712	0.086
			右折	0.319	0.242	-0.077
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.517	0.542	0.025
			直進	0.517	0.542	0.025
		B	直進	0.421	0.311	-0.110
			右折	0.045	0.000	-0.045
		C	左折・右折	0.672	0.535	-0.137
			右折	0.684	0.458	-0.226
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.650	0.540	-0.110
			直進	0.650	0.540	-0.110
		B	直進	0.301	0.382	0.081
			右折	0.398	0.803	0.405
		C	左折	0.291	0.000	-0.291
			右折	0.564	0.184	-0.380
地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.449	-
			左直(直進)	0.919	0.365	-0.554
			右折	なし	0.142	-
		(B)	左折・直進	なし	0.073	-
			右折	なし	0.000	-
		B(C)	直右(左直)	0.782	0.513	-0.269
			右折	なし	0.204	-
		C(D)	左折・直進	なし	0.135	-
			左右(右折)	0.634	0.502	-0.132

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 2、3 及び 5 の括弧内は将来の流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。



表 9.17-12(2) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比※		
				現況	供用時	増分
地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.324	0.034	-0.290
			直進	0.556	0.448	-0.108
			右折	0.057	0.084	0.027
		B	左折・直進	0.705	0.562	-0.143
			右折	0.507	0.731	0.224
		C	左折	0.616	0.959	0.343
			直進	0.788	0.830	0.042
			右折	0.246	0.620	0.374
		D	左折・直進	0.816	0.960	0.144
			右折	0.282	0.081	-0.201
地域社会 8	—	A	直進	—	0.011	—
			右折	—	0.041	—
		B	左折	—	0.091	—
			右折	—	0.010	—
		C	左折・直進	—	0.092	—
地域社会 9	—	A	左折・直進	—	0.363	—
			右折	—	0.000	—
		B	左折・直進	—	0.676	—
			右折	—	0.501	—
		C	左折・直進	—	0.794	—
			右折	—	0.000	—
		D	左折・直進	—	0.738	—
	右折	—	0.128	—		

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-12(3) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比※		
				現況	供用時	増分
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.694	-0.289
			右折	0.184	0.688	0.500
		B	左折・直進	0.410	0.692	0.282
			右折	0.711	0.689	-0.022
		C	左折	0.736	0.968	0.232
			直進	0.670	0.234	-0.436
			右折	0.194	0.179	-0.015
		D	左折・直進	0.559	0.258	-0.301
			右折	0.806	0.159	-0.647
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426
直進	0.426				0.339	-0.087
右折	0.913				0.619	-0.294
B	左折(左直)			0.245	0.610	0.365
	直進			0.729	0.610	-0.119
	右折			0.140	0.608	0.468
C	左折・直進			0.513	0.615	0.102
	直進			0.513	0.615	0.102
	右折			0.489	0.066	-0.423
D	左折・直進			0.770	0.482	-0.288
	(直進)			なし	0.482	-
	右折			0.054	0.332	0.278
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.749	0.408
			(右折)	なし	0.745	-
		B	直進	0.592	0.176	-0.416
			右折	0.653	0.783	0.130
		C	右折	0.475	0.121	-0.354
		D	直進	0.517	0.793	0.276
			右折	0.293	0.279	-0.014
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.404	0.334	-0.070
			直進	0.404	0.334	-0.070
		B	直進	0.373	0.218	-0.155
			右折	0.037	0.000	-0.037
		C	左折・右折	0.314	0.276	-0.038
	右折		0.465	0.301	-0.164	
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.370	0.400	0.030
			直進	0.370	0.400	0.030
		B	直進	0.242	0.258	0.016
			右折	0.304	0.545	0.241
C		左折	0.045	0.000	-0.045	
右折	0.472	0.130	-0.342			
地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.500	-
			左直(直進)	0.801	0.408	-0.393
			右折	なし	0.138	-
		(B)	左折・直進	なし	0.059	-
			右折	なし	0.000	-
		B(C)	直右(左直)	0.592	0.369	-0.223
			右折	なし	0.195	-
		C(D)	左折・直進	なし	0.108	-
左右(右折)	0.818	0.308	-0.510			

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 2 及び 3 の括弧内は将来の流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-12(4) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比※		
				現況	供用時	増分
地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.192	0.061	-0.131
			直進	0.543	0.475	-0.068
			右折	0.084	0.062	-0.022
		B	左折・直進	0.423	0.552	0.129
			右折	0.358	0.495	0.137
		C	左折	0.546	0.942	0.396
			直進	0.815	0.686	-0.129
			右折	0.501	0.472	-0.029
		D	左折・直進	0.730	0.975	0.245
			右折	0.133	0.037	-0.096
地域社会 8	—	A	直進	—	0.008	—
			右折	—	0.044	—
		B	左折	—	0.137	—
			右折	—	0.037	—
		C	左折・直進	—	0.140	—
		地域社会 9	—	A	左折・直進	—
右折	—				0.000	—
B	左折・直進			—	0.703	—
	右折			—	0.526	—
C	左折・直進			—	0.796	—
	右折			—	0.000	—
D	左折・直進	—	0.739	—		
			右折	—	0.092	—

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 5 の括弧内は将来の断面及び流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-13 単路部における交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：地域社会 7）

時期	ピーク 時間帯	車 線 数	基本 容量 (台/h)	補正係数				可能交通 容量 (台/h)	ピーク 時流入 交通量 (台/h)	交通 容量比 ※	
				車線 幅員	側方 余裕	沿道 条件	大型混入				
							3.0m				0.50m 両側
現況	平日	18時～ 19時	2,500	0.94	0.95	0.75	0.993	(0.7%)	1,663	302	0.182
	休日	15時～ 16時					0.983	(1.7%)	1,646	229	0.139
供用時	平日	8時～ 9時					0.850	(17.7%)	1,423	809	0.569
	休日	10時～ 11時					0.891	(12.2%)	1,492	689	0.462

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.17-14 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-14 環境保全措置の内容（交通混雑（関係車両の走行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				自主規制の協力依頼	通勤車両や貨物車両等に対して自主規制をかけることにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				関係車両の入出庫経路の分散	関係車両の入出庫経路の複数設定を促すことで、車両の集中による局地的な交通流の負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	施設内に十分な車両待機場所、駐車場設置を促すことで、周辺道路の交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価の結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、関係車両の走行に伴う交通混雑は、交差点需要率で平日 0.302～0.774、休日 0.260～0.731 と予測され、全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、車線の交通容量比についても 1.0 を上回る交差点はありませんでした。

なお、現況と比較すると交差点需要率、交通容量比が増える交差点、車線があるため、公共交通機関の利用促進等の環境保全措置を講ずることにより、交通流への影響を低減するよう努めます。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられること、また、適切な措置を講じるとともに関係機関と協議を行い、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.17.2-3 歩行者・自転車の安全（工事用車両の運行）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

工事用車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。

（前掲図 9.17-1（P.9.17-11））

都市計画対象事業の工事にあたっては、工事用車両の出入口付近に誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理、通行の円滑化に努めます。また、周辺に小学校があることに留意して、工事受注者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。これらのことから歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。

#### (2) 環境保全措置の検討

表 9.17-15 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-15 環境保全措置の内容（歩行者・自転車の安全（工事用車両の運行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	工事用車両の運行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全教育の徹底	車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し注意喚起することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事計画の周知徹底	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				迂回ルートの設定時に対する配慮	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるよう配慮することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価の結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、工事用車両の運行ルートや搬入時間、法定制限速度の遵守、運転手に対する安全運転教育や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事期間などの工事計画内容の周知徹底、迂回ルートの設定時に対する配慮、交通誘導員による誘導などにより、交通の安全確保を徹底します。

また、具体的な工事計画の策定にあたっては、工事区域の中には歩行者・自転車交通量が多い地域もあることなどを考慮した上で交通管理者や道路管理者と協議を行い、安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られているものと評価します。



#### (4) 事後調査

工事中の歩行者・自転車の安全については、適切な措置を講じるとともに、関係機関と協議の上で工事計画を検討するため、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

### 9.17.2-4 歩行者・自転車の安全（関係車両の走行）

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

関係車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線及び上瀬谷第172号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。（前掲図9.17-1（P.9.17-11））

対象事業実施区域内については、環状4号線（北区間）では幅2.5mの歩道が道の両側に、環状4号線（南区間）と区域内道路1号～3号は、幅5.5mの歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

都市計画対象事業においては、車両出入口付近の見通しを確保することにより歩行者等の安全性に配慮していくほか、主要な出入口付近には警備員を配置し、車両出入り際の安全管理を促していきます。

これらのことから歩行者等の安全は確保されるものと考えます。

#### (2) 環境保全措置の検討

表9.17-16に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-16 環境保全措置の内容（歩行者・自転車の安全（関係車両の走行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の周知	安全運転の周知活動により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	交通誘導員の配置により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### (3) 評価

#### ① 評価結果

##### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、関係車両に対して、決められた走行ルートを厳守させるように促し、搬入時間、法定制限速度の遵守、運転手に対する安全運転教育や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、交通誘導員による誘導などを促すことにより、交通の安全確保を徹底します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

### (4) 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられること、また、適切な措置を講じるとともに関係機関と協議を行い、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

## 9.18 文化財等

### 9.18.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 埋蔵文化財包蔵地の状況

文献その他の資料調査結果による、対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要を表 9.18-1 に示します。

対象事業実施区域内には瀬谷区に 6 箇所、旭区に 3 箇所の埋蔵文化財包蔵地がありますが、瀬谷区の 2 箇所においては米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況でした。

表 9.18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳（円墳）、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文（前・後期）・弥生（後期）・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
旭区	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A17	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	（不明）	—
	A18	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—

注：1. 表中の地点は、図 9.18-1 に示す番号と対応しています。

2. 備考欄の「—」は、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」の備考欄等に記載が無かったことを示します。

### 9.18.2 予測及び評価の結果

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と、施工計画（盛土と切土の範囲）を重ね合わせて、図 9.18-1 に示します。これによると掘削工事に伴う切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいものと考えられます。

また、工事中において新たに貝つか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。

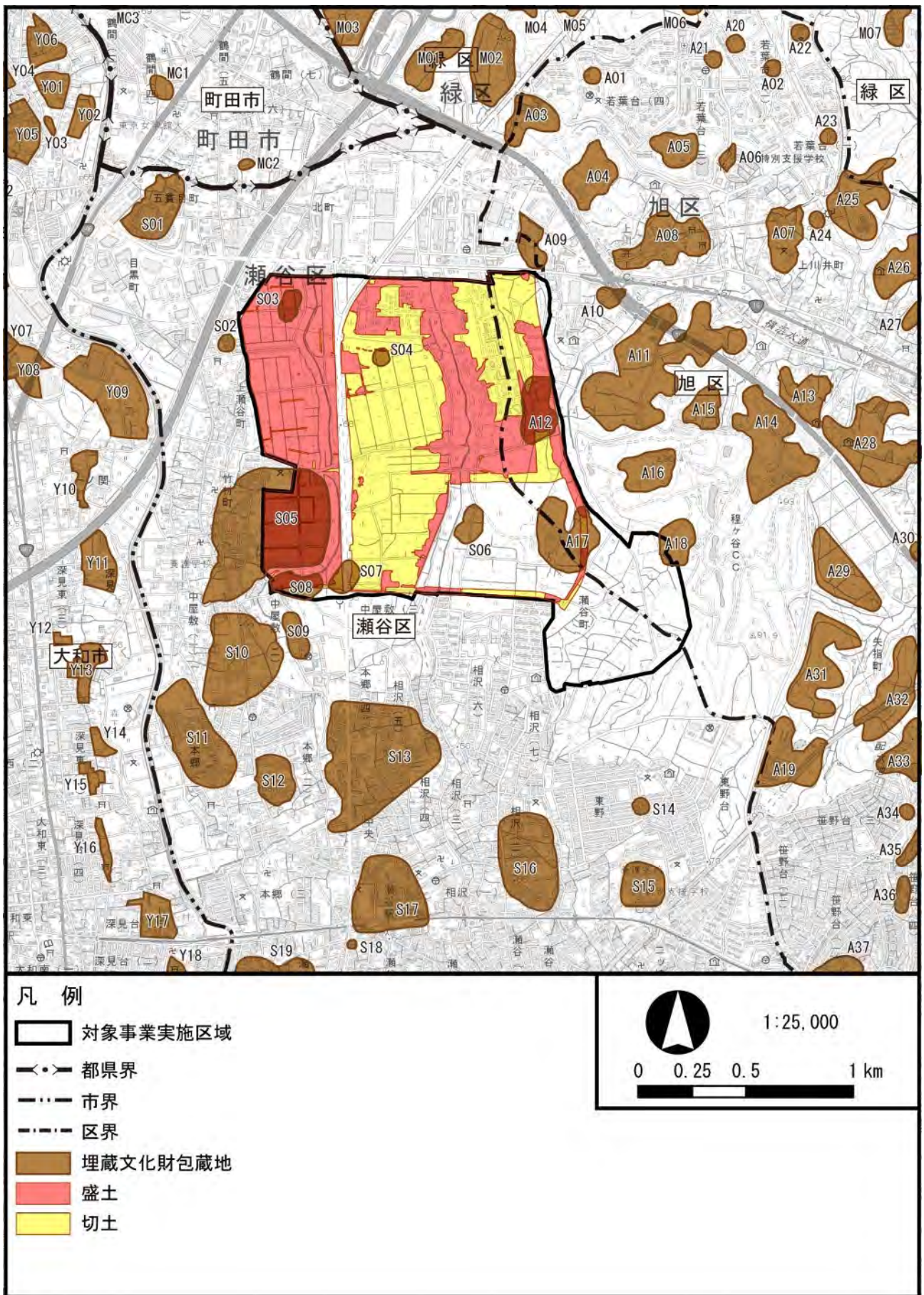


図 9.18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画の重ね合わせ

(2) 環境保全措置の検討

表 9. 18-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9. 18-2 環境保全措置の実施の内容（文化財等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	埋蔵文化財包蔵地への影響の低減	適切な施工計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では掘削工事をできる限り行わない計画とすることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないと予測します。

なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行います。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測方法で用いた施工計画は、現時点で計画されたものであり実際に工事を行う時には掘削工事の位置が変更する可能性があります。また、埋蔵文化財包蔵地についても、工事中に予期せぬ場所で発見される可能性もあります。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9. 18-3 に示すように実施します。

また、文化財等への影響については、埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を確認するため、後掲表 11-1 (3) (P. 11-4) に示すとおりモニタリングを行います。



表 9.18-3 事後調査の項目等（文化財等）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素	影響要因				
その他の項目	文化財等 造成工事の 実施	掘削工事中の 適宜としま す。	掘削工事の位置が現 在の施工計画から変 更する可能性があ り、また、工事中に 予期せぬ埋蔵文化財 包蔵地が発見される 可能性があるため。	周知の埋蔵文化財包 蔵地の範囲での工事 の状況と、新たな埋 蔵文化財を発見した 場合の対応状況。	周知の埋蔵文化財包 蔵地の範囲での工事 の状況と、新たな埋 蔵文化財を発見し た場合の対応状 況について、工 事関係者へヒア リングを行います。





## 第10章 環境保全措置の検討

### 10.1 環境保全措置の検討方法

環境保全措置の検討にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 環境保全措置の検討にあたっては、事業者により実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて代償措置を検討します。
- (2) 環境保全措置の実施時期、実施方法については、事業計画の内容に応じて適切に設定します。また、必要に応じて関係機関と協議を行い、協議内容を踏まえて適切に設定します。
- (3) 環境保全措置の実施にあたっては、詳細設計や新しい技術の有無を踏まえて妥当性を検証し、適切に実施します。

### 10.2 環境保全措置の内容

環境保全措置に係る以下の内容については、表 10.2-1～表 10.2-35 に示すとおりとしました。

- ・ 環境保全措置の実効性の内容（実施主体、方法その他）
- ・ 環境保全措置の効果、効果の不確実性の程度
- ・ 環境保全措置の実施に伴い生ずる恐れがある他の環境への影響

## 10.2.1 大気質

表 10.2-1 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働—二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	建設機械は、極力新しい排出ガス対策型の建設機械を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-2 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働—粉じん等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	土木工事における転圧、散水等	切土や盛土等の土工事により裸地となる部分の速やかな転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用道路における転圧、鉄板敷設等	造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、車両の集中を回避することにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-3 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行—二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス規制適合型の車両を使用	工事用車両は、極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の点検、整備を徹底	工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-4 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行—粉じん等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生	発生量の低減	車両のタイヤ洗浄	工事用車両は、必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし
				出入口付近における散水、清掃等	工事ヤード出入口付近において、必要に応じて散水、清掃等を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-5 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行—二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	大気汚染物質発生への影響	発生量の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

## 10.2.2 騒音

### (1) 建設機械の稼働

表 10.2-6 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	騒音の発生への影響	騒音発生源措置	発生源の低減	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、騒音を抑制することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-7 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-8 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### 10.2.3 振動

表 10.2-9 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	振動の発生への影響	振動発生源措置	発生源の低減	低振動型建設機械の採用	低振動型建設機械の採用により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、振動を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-10 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	振動の発生への影響	道路振動の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、振動の発生を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-11 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	振動の発生への影響	道路振動の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし



## 10.2.4 水質

### (1) 雨水の排水（水の濁り、水の汚れ）

表 10.2-12 環境保全措置の実施の内容（雨水の排水—水の濁り）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	濁水の発生への影響	濁水発生量の低減	土砂流出防止柵の設置	土砂流出防止柵を設置して土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成箇所の速やかな転圧	造成箇所を速やかに転圧し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置	造成法面は速やかに植栽または養生シートを設置し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				凝集剤の使用	必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで、放流水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質監視	水の濁りの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があります。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-13 環境保全措置の実施の内容（雨水の排水—水の汚れ）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	汚水の発生への影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	水の汚れの原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

## 10.2.5 底質

表 10.2-14 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—公共用水域の底質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	流出染に土よ砂る及び響汚染水の	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	工事中における底質汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし

## 10.2.6 地下水

表 10.2-15 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－地下水の水質）

影響要因※	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地下水汚染への影響	汚染水の拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	地下水の水質汚染の原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：地下水の水質の影響要因は土地の改変の程度が最大となる時期として、「敷地の存在（土地の改変）」としていますが、工事中からの累積的な影響も含めて検討しているため、影響の内容や環境保全措置については工事中の事項も含まれます。

## 10.2.7 その他の水環境に係る環境要素

表 10.2-16 環境保全措置の実施の内容  
（造成工事の実施、敷地の存在（土地の改変）－湧水の流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	実造成工事の	湧水流量への影響	湧水の涵養	造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	工事中において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）			透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	土地又は工作物の存在及び供用時において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
			創湧出水環境の	湧水環境の創出	改変が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られます。	代償	事業者	なし	なし
			の湧水	モニタリングによる湧水の流量の監視※	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：モニタリングによる湧水の流量の監視は、工事中も実施します。

表 10.2-17 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－河川の形態、流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	河川の形態、流量への影響	影河川低流量への	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	雨水の地中浸透量を確保できます。	低減	事業者	なし	なし
			河川流量の監視	モニタリングによる河川流量の監視	環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができます。	低減	事業者	なし	なし

### 10.2.8 地盤

表 10.2-18 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－地盤の安定性（土地の安定性））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の効果			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地盤の安定性への影響	地盤の安定性への影響の低減	適切な斜面・擁壁の角度の維持	「宅地造成等規制法」（昭和36年11月法律第191号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。	低減	事業者	小さい	なし
			土砂災害特別警戒区域への適切な対応	より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。	低減	事業者	小さい	なし	

### 10.2.9 土壌

表 10.2-19 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－土壌汚染）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	汚染土壌による影響	汚染土壌拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた適切な措置	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
			予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし	
			モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな土壌汚染の対策が実施できます。	低減	事業者	なし	なし	

10.2.10 動物（水生生物を含む）

表 10.2-20 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
				保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
				作業時間の順守	夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし

表 10.2-21 環境保全措置の実施の内容  
(敷地の存在(土地の改変)－重要な種及び注目すべき生息地)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)	重要な種の生息環境への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

10.2.11 植物

表 10.2-22(1) 環境保全措置の実施の内容(造成工事の実施－重要な種及び群落)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)を創出することで、保全対象種の生育環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。	回避	事業者	なし	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避低減	事業者	なし	なし

表 10.2-22(2) 環境保全措置の実施の内容(造成工事の実施－重要な種及び群落)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の移植・播種	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を新たに創出する保全対象種の生育環境等へ移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

表 10.2-23 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び群落）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	重要な種の生育環境への影響	緑地の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

10.2.12 生態系

表 10.2-24(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
				保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
				作業時間の順守	夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし



表 10.2-24(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制することで、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避 低減	事業者	なし	なし

表 10.2-25 環境保全措置の実施の内容  
（敷地の存在（土地の改変）－地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	生態系への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

### 10.2.13 景観

表 10.2-26 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在－景観）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在・構造物の存在	景観への影響	緑地及び地形の保全	緑地等の保全に配慮した土地利用計画	眺望景観、囲繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし
				緑地の創出	眺望景観、囲繞景観への影響を代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				桜並木等の創出※	眺望景観、囲繞景観への影響が代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				遠景の眺望に配慮した土地利用計画	眺望景観、囲繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況（P.2-50）参照。

10.2.14 人と自然との触れ合いの活動の場

表 10.2-27 環境保全措置の実施の内容（工事中車両の運行、敷地の存在（土地の改変）、  
構造物の存在、関係車両の走行—人と自然との触れ合いの活動の場）。

影響要因		影響	検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響	
				内容	効果	区分				
工事の実施	運行事 用車 両の	の利 用性 快 適性 へ	交 通 安 全	安 全 運 転 の 周 知	交通に伴う安全への配 慮を促すことにより、人 と自然との触れ合いの 活動の場への影響が低 減されます。	低減	事業者	なし	なし	
				土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	構敷 造地 物の 存在 存在 在 (土 地 の 改 変)	利 用 性 快 適 性 へ の 影 響	桜の 再 生	桜並木 等 の 創 出 <sup>※</sup>	新しい桜並木等を創出 することで、人と自然と の触れ合いの活動の場 への影響が代償されま す。	代償
				の緑 確 保 連 続 性	緑地 の 創 出	市民の森との連続性や 周辺からの眺望に配慮 できます。	代償	事業者	なし	なし
				交 通 安 全	公 共 交 通 機 関 の 利 用 促 進	人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					車 両 の 効 率 的 な 利 用 促 進	人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					安 全 運 転 の 周 知	人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-50) 参照。

10.2.15 廃棄物等

表 10.2-28 環境保全措置の実施の内容（造成工事－建設工事に伴う副産物）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	廃棄物等の発生量削減	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用	有効利用ができれば、埋立処分を行う発生土量の低減が図られます。	低減	事業者	なし	なし
				産業廃棄物、建設発生土の適正な管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等を遵守するとともに、指定処分を前提とすることにより、産業廃棄物や建設発生土の適正処理が図られます。	低減	事業者	なし	なし
			廃棄物等の運搬に伴う影響低減	運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定	建設発生土を運搬する車両から発生する排気ガス、騒音、振動等の影響範囲の縮小が図られます。	低減	事業者	なし	なし
				運搬時の環境負荷軽減	二酸化炭素の排出抑制、大気汚染、騒音、振動の抑制が図られます。	低減	事業者	なし	なし
				汚染土壌の場外搬出時における適切な対応	汚染物質の拡散防止が図られます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.16 温室効果ガス

表 10.2-29 環境保全措置の実施の内容  
(建設機械の稼働、工用車両の運行－温室効果ガス)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働・工用車両の運行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	建設機械や工用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用	低炭素、低燃費の機種(車種)を使用することで、温室効果ガスの排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転	建設機械や工用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工用車両の点検、整備の徹底	建設機械や工用車両の点検、整備を徹底して性能を維持することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-30 環境保全措置の実施の内容 (関係車両の走行－温室効果ガス)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用を促し、温室効果ガス排出量を抑制することにより、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.17 地域社会

表 10.2-31 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－交通混雑）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	工事用車両運行ルート分散	工事用車両運行ルートの変更分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				運行時間帯の管理	工事工程の調整や工事受注者に対する指導により、車両の運行時間帯を管理することで、混雑時間帯における混雑悪化が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の計画的な運行	詳細な工事計画策定時に、適切な荷載を行う運行計画を配慮することで、工事用車両の台数が削減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	場内に十分な車両待機場所を設け、工事用車両の路上待機等をなくすことにより、周辺道路の混雑や安全性への影響が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				通勤車両の抑制	工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施することで、混雑時間帯での通勤車両の集中が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-32 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－交通混雑）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				自主規制の協力依頼	通勤車両や貨物車両等に対して自主規制をかけることにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				関係車両の入出庫経路の分散	関係車両の入出庫経路の複数設定を促すことで、車両の集中による局地的な交通流の負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	施設内に十分な車両待機場所、駐車場設置を促すことで、周辺道路の交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-33 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行一歩行者・自転車の安全）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	工事用車両の運行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全教育の徹底	車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し注意喚起することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事計画の周知徹底	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				迂回ルートの設定時に対する配慮	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるよう配慮することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2-34 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行一歩行者・自転車の安全）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の周知	安全運転の周知活動により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	交通誘導員の配置により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし



10.2.18 文化財等

表 10.2-35 環境保全措置の実施の内容（造成工事－文化財等）

影響要因		影響	検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境 への影響
				内容	効果	区分			
工事の 実施	造成 工事の 実施	埋蔵 文化財 への影 響	埋蔵 文化財 包蔵地 への影 響の低 減	適切な施工 計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

### 10.3 工事用車両の運行に伴う検討

工事用車両の運行において、地域社会2（目黒交番前）に工事用車両が集中したため、交差点需要率が限界需要率を上回り、車線の交通容量比が1.0を上回る車線が発生すると予測されました。そのため、工事用車両の運行における環境保全措置として、“工事用車両運行ルートの分散”と“運行時間帯の管理”の環境保全措置を掲げました。

ここでは、上記2つの環境保全措置を実施した場合の「大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）」、「騒音」、「振動」及び「地域社会」の影響低減について検討を行いました。

工事用車両運行ルートの分散、及び運行時間帯の管理による検討内容は表10.3-1に示すとおりで、検討A～検討Cによる工事用車両の運行ルートは、図10.3-1に示すとおりです。

検討A～検討Dを行った結果は、表10.3-2～5に示すとおりです。

表 10.3-1 工事用車両の運行に伴う検討内容

検討ケース	検 討 内 容
検討A	対象事業実施区域北東側の八王子街道に面している所において、左折 in、左折 out が可能な工事用車両専用の出入口を設けます。
検討B	西側方面への発生の小型車を、目黒交番前交差点を通過することを避けて旧海軍道路へ分散します。 なお、西側方面へは通勤用車両の走行しか想定していないため、本分散ルートを走行する工事用車両は、17時台、18時台となります。
検討C	目黒交番前交差点は負荷をかけないように、海軍道路を南北に直進するルートをメインとします。
検討D	退勤車両は17時台の1時間に設定していましたが、それを17時台と18時台に2等分します。

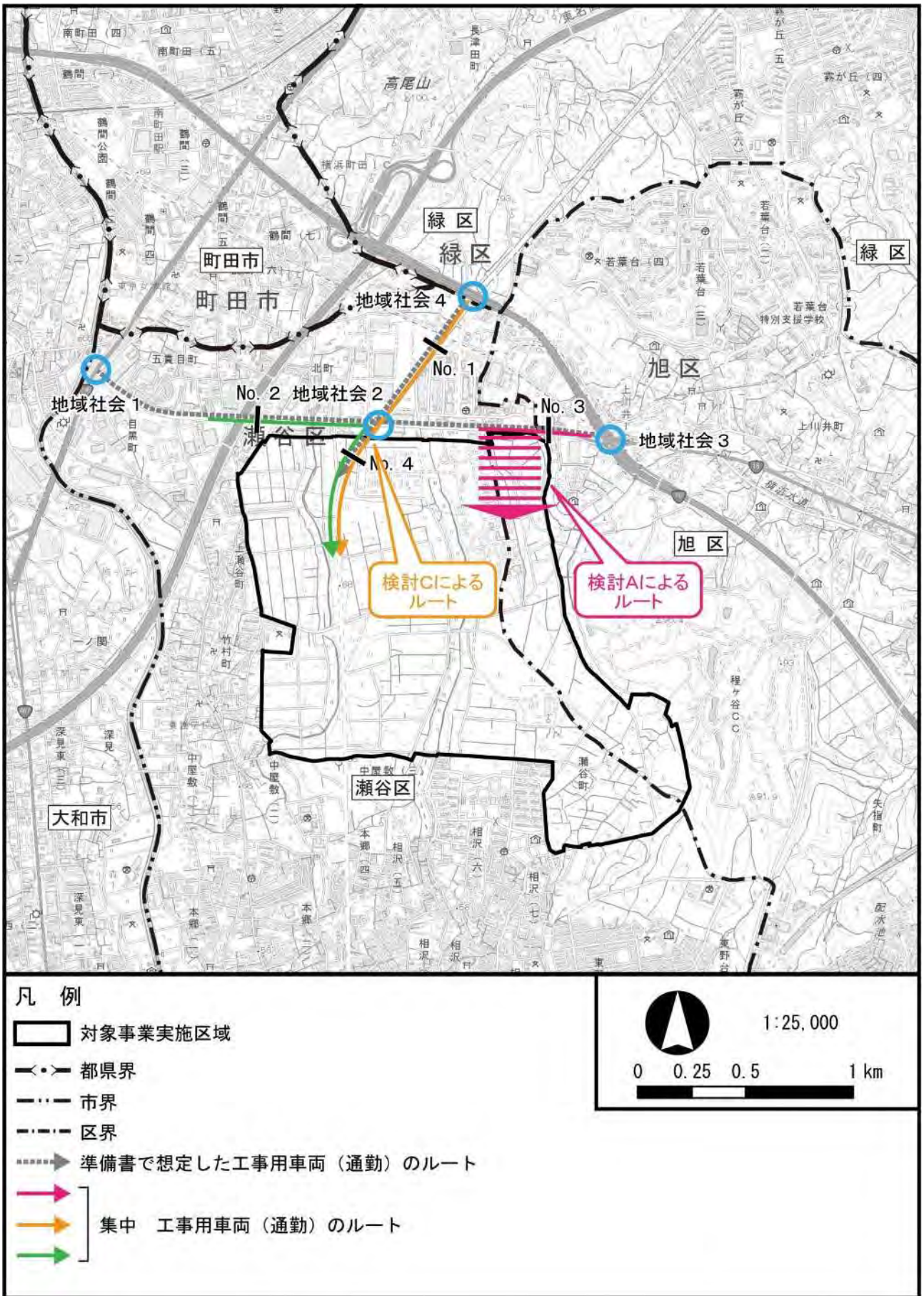


図 10.3-1(1) 工事用車両（通勤車両）の運行ルート（集中）



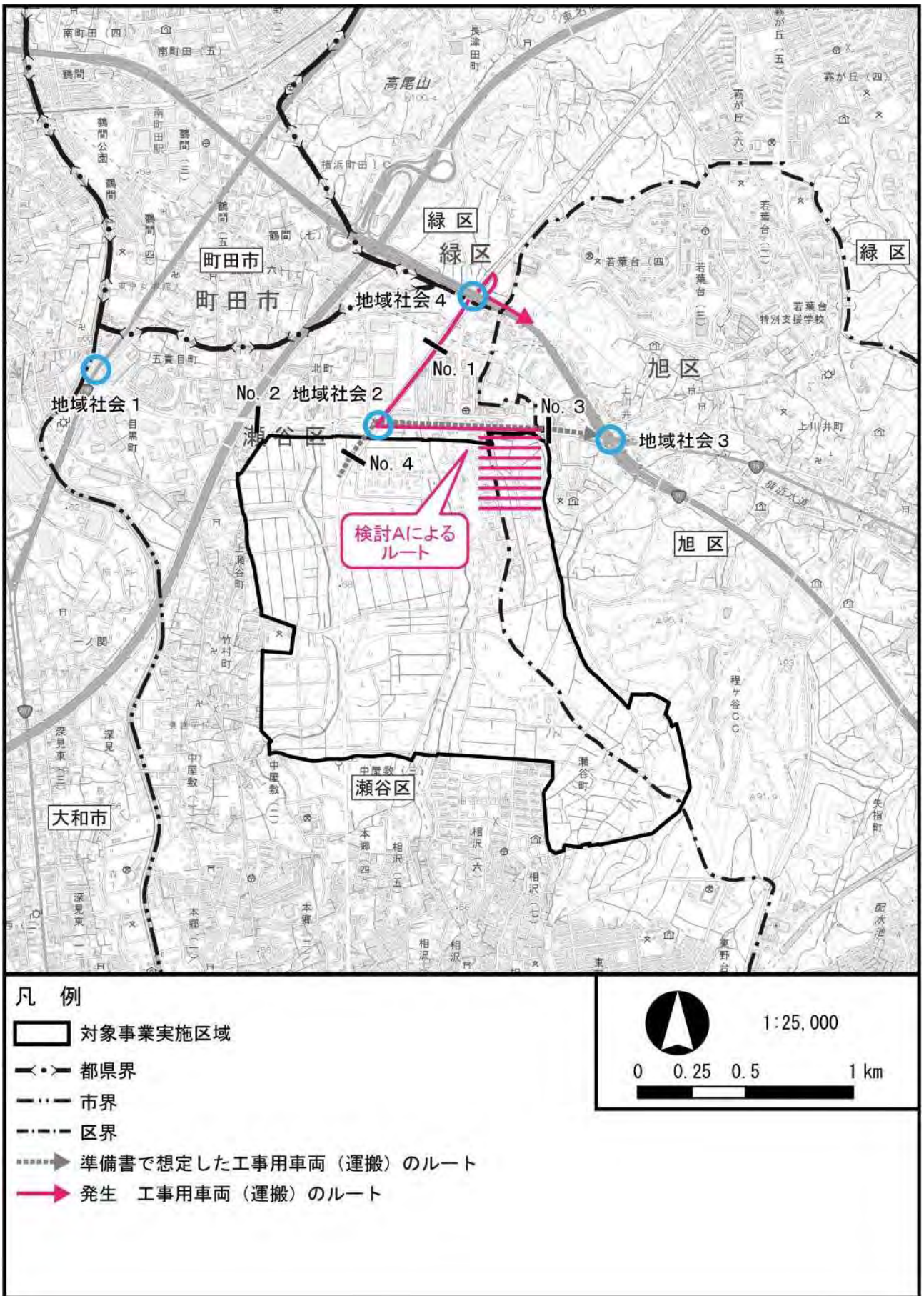
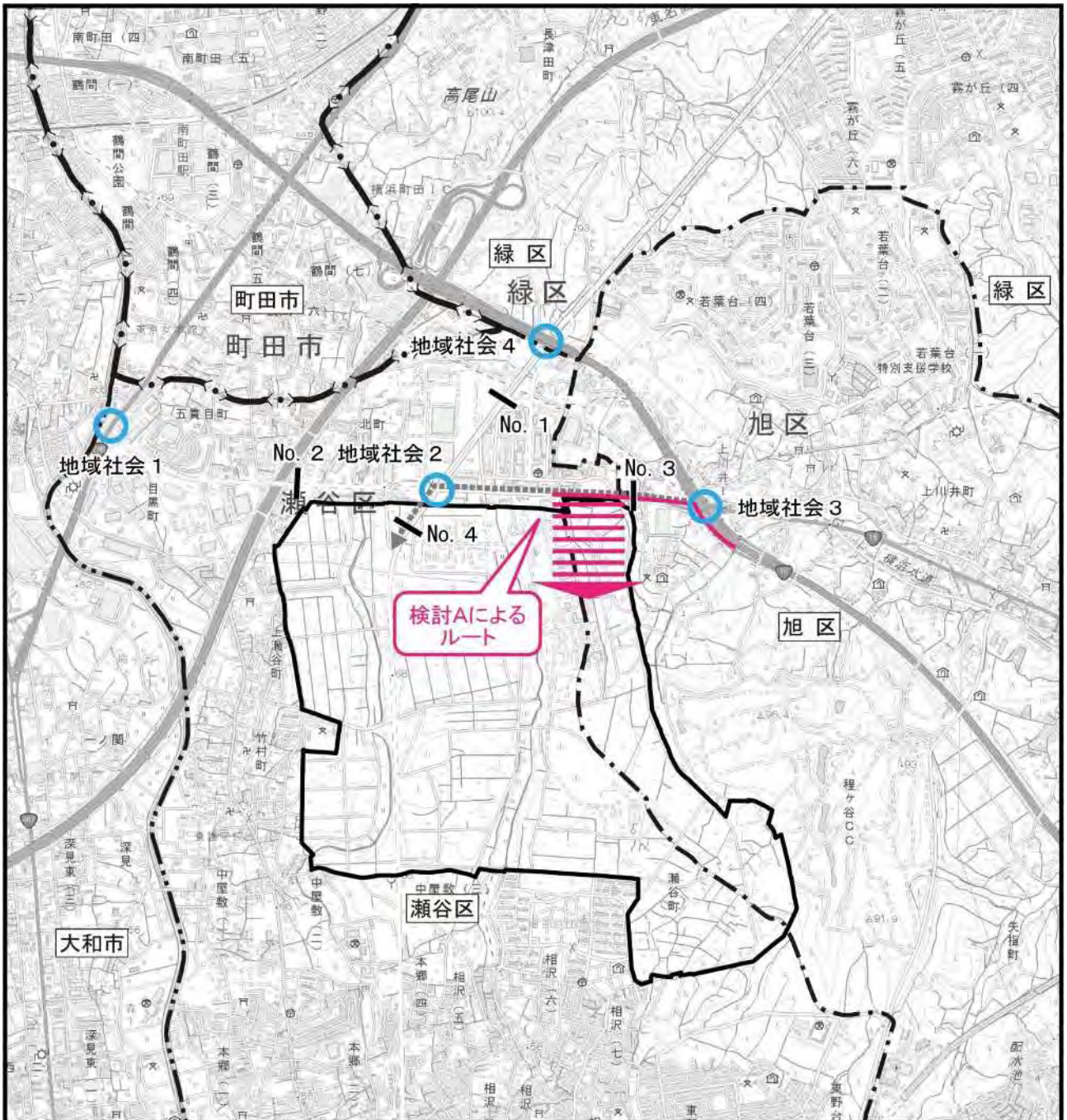


図 10.3-1(2) 工事用車両（運搬車両）の運行ルート（発生）





凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 準備書で想定した工事用車両（運搬）のルート
- 集中 工事用車両（運搬）のルート

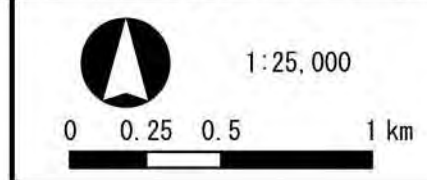


図 10.3-1(3) 工事用車両（運搬車両）の運行ルート（集中）



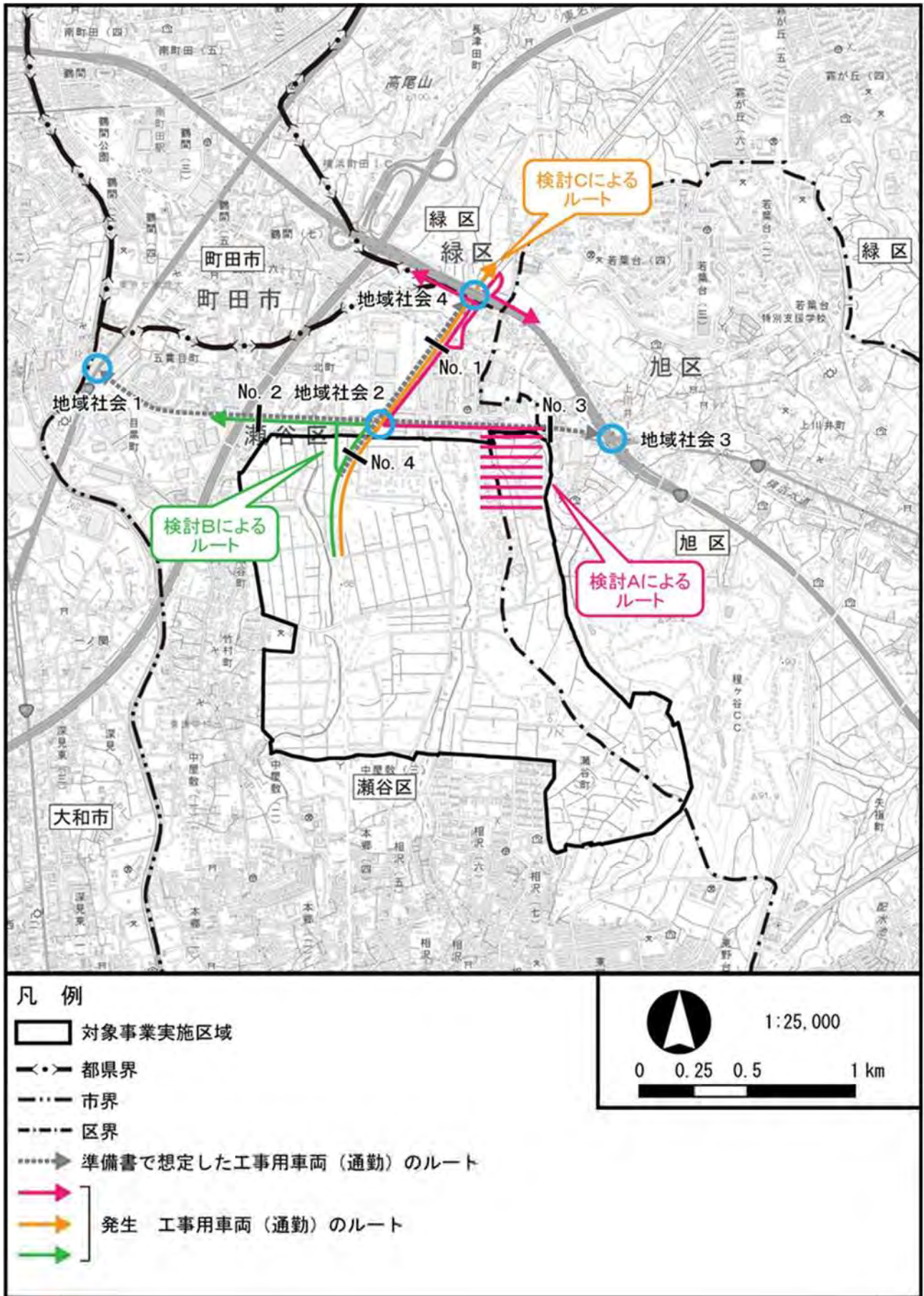


図 10.3-1(4) 工事用車両（通勤車両）の運行ルート（発生）



(1) 大気質

① 二酸化窒素質

表 10.3-2(1) 環境保全措置実施前後の二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

予測地点	道路名	方向	実施前予測結果 (ppm)		実施後予測結果 (ppm)		環境基準
			年平均値	日平均値の年間98%値	年平均値	日平均値の年間98%値	
No. 1	環状4号線	東側	0.013881	0.032266	0.013993	0.032455	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
		西側	0.013941	0.032367	0.014074	0.032593	
No. 2	八王子街道	北側	0.015148	0.034408	0.015151	0.034412	
		南側	0.015274	0.034621	0.015279	0.034629	
No. 3	八王子街道	南側	0.015968	0.035794	0.015809	0.035524	
		北側	0.015916	0.035706	0.015749	0.035423	
No. 4	環状4号線	西側	0.014220	0.032839	0.013915	0.032323	
		東側	0.014123	0.032675	0.013852	0.032217	

注：予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.013ppmを含みます。

② 浮遊粒子状物質

表 10.3-2(2) 環境保全措置実施前後の浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

予測地点	道路名	方向	実施前予測結果 (mg/m <sup>3</sup> )		実施後予測結果 (mg/m <sup>3</sup> )		環境基準 (長期的評価)
			年平均値	日平均値の年間2%除外値	年平均値	日平均値の年間2%除外値	
No. 1	環状4号線	東側	0.021054	0.049683	0.021065	0.049698	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		西側	0.021059	0.049690	0.021072	0.049708	
No. 2	八王子街道	北側	0.021183	0.049866	0.021183	0.049866	
		南側	0.021197	0.049885	0.021198	0.049886	
No. 3	八王子街道	南側	0.021279	0.050001	0.021259	0.049973	
		北側	0.021273	0.049993	0.021252	0.049963	
No. 4	環状4号線	西側	0.021088	0.049731	0.021060	0.049691	
		東側	0.021079	0.049718	0.021054	0.049683	

注：予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.021mg/m<sup>3</sup>を含みます。

③ 粉じん等

表 10.3-2(3) 環境保全措置実施前後の降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較

予測地点	道路名	実施前予測結果 (t/km <sup>2</sup> /月)				実施後予測結果 (t/km <sup>2</sup> /月)				参考値 (t/km <sup>2</sup> /月)
		春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	
No. 1	環状4号線	0.1	0.1	0.1	0.1	0.8	0.8	0.8	0.7	10
No. 2	八王子街道	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	
No. 3	八王子街道	1.8	1.9	2.8	2.7	0.9	1.0	1.4	1.4	
No. 4	環状4号線	2.2	2.0	3.2	3.4	0.4	0.3	0.5	0.6	

(2) 騒音

表 10.3-3 環境保全措置実施前後の騒音の予測結果と環境基準との比較（昼間）

予測地点	道路名	方向	将来一般交通量 A	実施前予測結果 (dB)		実施後予測結果 (dB)		環境基準	
				工事中交通量 B	工事用車両による増加分 B-A	工事中交通量 B'	工事用車両による増加分 B' -A	環境基準 (dB)	地域類型
No. 1	環状4号線	東側	65.7 (○)	65.9 (○)	0.2	66.2 (○)	0.5	70 以下	幹線
		西側	66.7 (○)	66.9 (○)	0.2	67.8 (○)	1.1	70 以下	幹線
No. 2	八王子街道	北側	71.9 (×)	72.0 (×)	0.1	72.0 (×)	0.1	65 以下	C (道路)
		南側	71.0 (×)	71.1 (×)	0.1	71.1 (×)	0.1	65 以下	C (道路)
No. 3	八王子街道	南側	72.7 (×)	73.5 (×)	0.8	73.2 (×)	0.5	65 以下	C (道路)
		北側	72.6 (×)	73.4 (×)	0.8	72.9 (×)	0.3	65 以下	C (道路)
No. 4	環状4号線	西側	69.7 (○)	71.6 (×)	1.9	70.1 (○)	0.4	70 以下	幹線
		東側	69.8 (○)	71.7 (×)	1.9	70.2 (○)	0.4	70 以下	幹線

注：( ) 内の○印は環境基準を下回る、×印は上回ることを示し、網掛けは環境基準を上回ったことを示します。

なお、環境基準と比較を行う際には、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）」（平成27年10月、環境省）に準拠し、整数化した騒音レベルが基準値を超過しない場合は「○」、超過する場合は「×」としました。

## (3) 振動

表 10.3-4 環境保全措置実施前後の振動の予測結果と要請限度との比較

予測時間帯	予測地点	道路名	方向	将来一般交通量 A	実施前予測結果 (dB)		実施後予測結果 (dB)		要請限度	
					工事中交通量 B	工事用車両による増加分 B-A	工事中交通量 B'	工事用車両による増加分 B'-A	要請限度 (dB)	区域区分
昼間	No. 1	環状4号線	東側	47.6 (○)	47.6 (○)	0.1 未満	48.6 (○)	1.0	70	第2種
			西側	47.7 (○)	47.7 (○)	0.1 未満	48.7 (○)	1.0		
	No. 2	八王子街道	北側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満	48.1 (○)	0.1 未満	70	第2種
			南側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満	48.1 (○)	0.1 未満		
	No. 3	八王子街道	南側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0	58.7 (○)	0.8	70	第2種
			北側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0	58.7 (○)	0.8		
	No. 4	環状4号線	西側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3	50.4 (○)	1.3	65	第1種
			東側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3	50.4 (○)	1.3		
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45.1 (○)	46.2 (○)	1.1	46.2 (○)	1.1	65	第2種
			西側	45.2 (○)	46.3 (○)	1.1	46.3 (○)	1.1		
	No. 2	八王子街道	北側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6	47.2 (○)	0.6	65	第2種
			南側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6	47.2 (○)	0.6		
	No. 3	八王子街道	南側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6	56.4 (○)	0.6	65	第2種
			北側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6	56.4 (○)	0.6		
	No. 4	環状4号線	西側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2	50.1 (○)	1.8	60	第1種
			東側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2	50.1 (○)	1.8		

注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

3. ( ) 内の○印は要請限度を下回ることを示します。

(4) 地域社会

① 交差点需要率

表 10.3-5(1) 現況の交差点需要率及び環境保全措置実施前後の交差点需要率と限界需要率

時期	交差点名		現況		実施前			実施後		
			対象時間	交差点需要率	予測対象時間	交差点需要率	限界需要率	予測対象時間	交差点需要率	限界需要率
平日	地域社会 1	目黒	17 時台	0.633	17 時台	0.686	0.889	7 時台	0.806	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	17 時台	0.793	17 時台	1.114	0.900	17 時台	0.856	0.900
	地域社会 3	上川井 IC	17 時台	0.680	17 時台	0.807	0.847	17 時台	0.715	0.847
	地域社会 4	滝沢	17 時台	0.457	17 時台	0.532	0.904	18 時台	0.490	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17 時台	0.502	17 時台	0.513	0.913	7 時台	0.601	0.909
休日	地域社会 1	目黒	17 時台	0.680	17 時台	0.680	0.894	17 時台	0.657	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	17 時台	0.612	17 時台	0.959	0.894	17 時台	0.664	0.894
	地域社会 3	上川井 IC	17 時台	0.492	17 時台	0.610	0.829	17 時台	0.488	0.829
	地域社会 4	滝沢	17 時台	0.362	17 時台	0.457	0.900	17 時台	0.410	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17 時台	0.313	17 時台	0.374	0.900	17 時台	0.386	0.900

注：網掛けは、限界需要率を上回ったことを示します。

② 車線の交通容量比

表 10.3-5(2) 現況及び環境保全措置実施前後の車線の交通容量比（平日）

交差点名		断面	流入車線構成	現況		実施前		実施後						
				対象時間	交通容量比	対象時間	交通容量比	対象時間	交通容量比					
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	17 時台	0.889	17 時台	0.889	7 時台	1.111					
			右折		0.245		0.343		0.335					
		B	左折・直進		0.533		0.533		0.540					
			右折		0.766		0.766		1.013					
		C	左折		0.773		0.952		0.783					
			直進		0.855		1.017		0.950					
			右折		0.257		0.460		0.375					
		D	左折・直進		0.495		0.495		0.675					
			右折		0.701		0.701		0.547					
		地域社会 2	目黒 交番前		A		左折・直進		17 時台	0.603	17 時台	0.603	17 時台	0.603
直進	0.603			0.603		0.603								
右折	1.116			1.116		1.116								
B	左折			0.279	0.279	0.279								
	直進			0.815	0.815	0.815								
	右折			0.287	0.287	0.287								
C	左折・直進			0.524	1.735	0.981								
	直進			0.524	1.735	0.981								
	右折			0.737	2.631	0.737								
D	左折・直進			0.984	0.984	0.984								
	右折			0.031	0.031	0.396								
地域社会 3	上川井 IC			A	左折・右折	17 時台	0.748	17 時台		0.748		17 時台		0.959
		直進	0.865		1.122		0.865							
		B	右折	0.786	0.932		0.786							
			右折	0.609	0.609		0.609							
		D	直進	0.626	0.626		0.626							
			右折	0.319	0.319		0.319							
		地域社会 4	滝沢	A	左折・直進		17 時台		0.453	17 時台	0.453		18 時台	0.506
					直進				0.453		0.453			0.506
B	直進			0.403	0.559	0.498								
	右折			0.056	0.056	0.213								
C	左折・右折			0.639	0.639	0.632								
	右折			0.631	0.631	0.652								
瀬谷土橋 公園入口	A		左折・直進	17 時台	0.636	17 時台		0.636	7 時台		0.724			
			直進		0.636			0.636			0.724			
	B		直進		0.300			0.490			0.357			
			右折		0.389			0.389			0.599			
C	左折	0.274	0.274	0.176										
	右折	0.568	0.568	0.691										

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 断面は、後掲図 10.3-2 と対応しています。

表 10.3-5(3) 現況及び環境保全措置実施前後の車線の交通容量比（休日）

交差点名		断面	流入車線構成	現況		実施前		実施後						
				対象時間	交通容量比	対象時間	交通容量比	対象時間	交通容量比					
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	17 時台	0.969	17 時台	0.969	17 時台	0.934					
			右折		0.184		0.225		0.209					
		B	左折・直進		0.410		0.410		0.445					
			右折		0.711		0.711		0.736					
		C	左折		0.736		0.906		0.765					
			直進		0.670		0.817		0.729					
			右折		0.194		0.461		0.317					
		D	左折・直進		0.559		0.559		0.515					
			右折		0.806		0.806		0.813					
		地域社会 2	目黒 交番前		A		左折・直進		17 時台	0.426	17 時台	0.426	17 時台	0.405
							直進			0.426		0.426		0.405
							右折			0.913		0.913		0.907
B	左折			0.245	0.245	0.254								
	直進			0.729	0.729	0.721								
	右折			0.140	0.140	0.154								
C	左折・直進			0.513	1.617	0.925								
	直進			0.513	1.617	0.925								
	右折			0.489	2.437	0.543								
D	左折・直進			0.770	0.770	0.700								
	右折			0.054	0.054	0.378								
地域社会 3	上川井 IC			A	左折・右折	17 時台	0.341	17 時台		0.341		17 時台		0.478
					直進		0.592			0.827				0.514
				B	右折		0.653			0.803				0.721
		右折	0.475		0.475		0.424							
		D	直進	0.517	0.517		0.455							
			右折	0.293	0.293		0.275							
		地域社会 4	滝沢	A	左折・直進		17 時台		0.358	17 時台	0.358		17 時台	0.358
					直進				0.358		0.358			0.358
B	直進			0.363	0.531	0.448								
	右折			0.025	0.025	0.161								
C	左折・右折			0.262	0.262	0.241								
	右折			0.471	0.471	0.471								
瀬谷土橋 公園入口	A		左折・直進	17 時台	0.316	17 時台		0.316	17 時台		0.316			
			直進		0.316			0.316			0.316			
	B		直進		0.231			0.392			0.366			
			右折		0.312			0.312			0.610			
C	左折	0.052	0.052	0.052										
	右折	0.463	0.463	0.463										

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 断面は、後掲図 10.3-2 と対応しています。



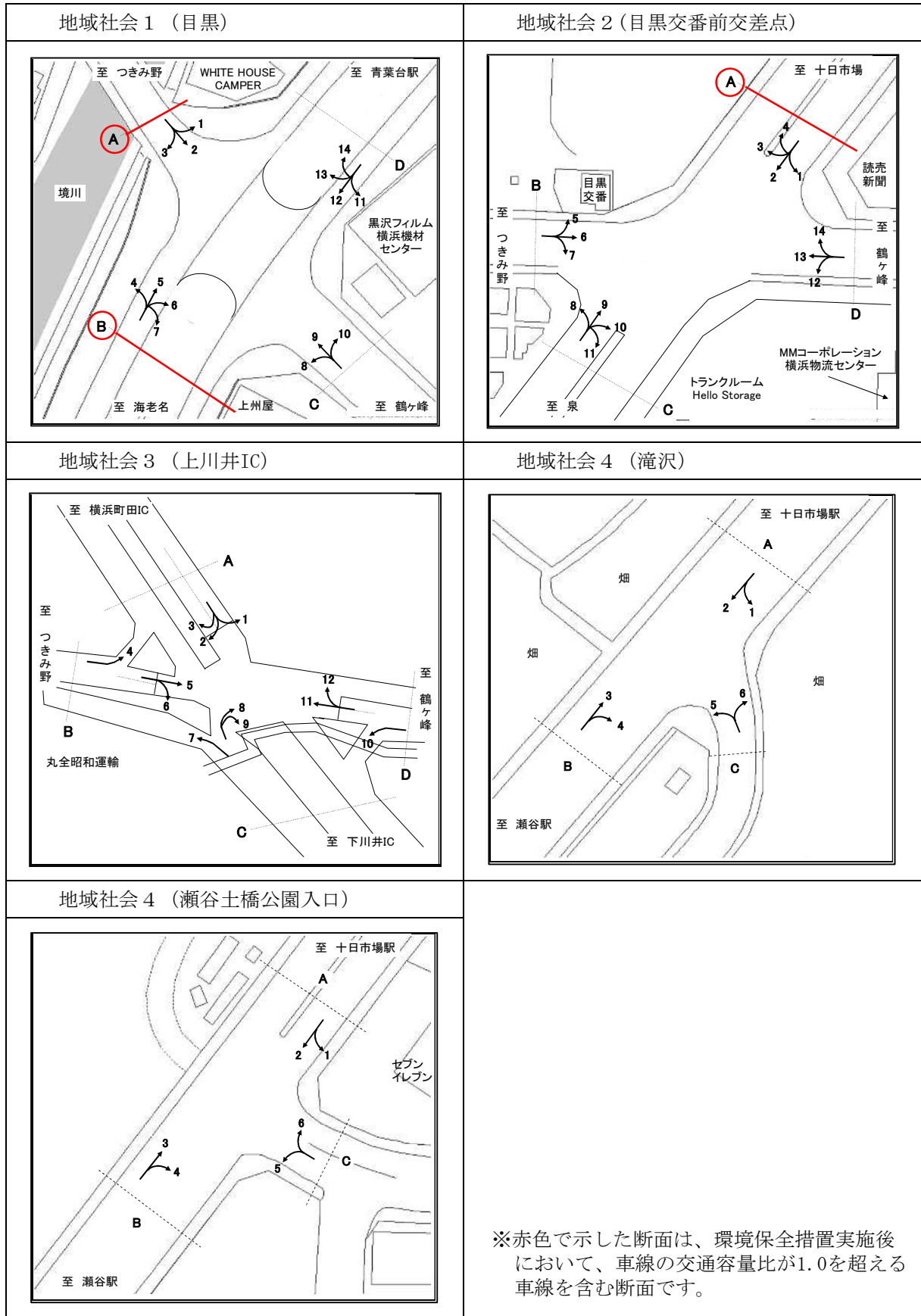


図 10.3-2 交差点の断面の位置

## 第11章 事後調査等

### 11.1 事後調査

事後調査にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づき以下に該当する場合実施することとします。
  - ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
  - ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
  - ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
  - ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合
- (2) 事後調査項目、手法の選定にあたっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とします。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境影響を低減するため、可能な限り環境への影響が少ない調査手法を選定します。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認または予測された場合には、関係機関と協議の上、適切な措置を講じます。

事後調査に係る以下の内容については、表 11-1 に示すとおりとしました。

- ・ 事後調査等の時期及び頻度
- ・ 事後調査等を行うこととした理由
- ・ 事後調査等の項目
- ・ 事後調査等の手法

また、事後調査の実施及び事後調査の結果の公表については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期、公表方法については、関係者と協議の上で決定します。

### 11.2 モニタリング

環境影響評価法に基づく事後調査の他、予測結果が環境基準値を超過している項目や影響が大きいと判断される項目に対して環境保全措置を講じる場合などについても、モニタリングの実施等により、環境保全措置の効果を検証します。なお、関係車両の走行に係るモニタリングについては、基盤整備までを事業範囲とする土地区画整理事業においては行いません。モニタリングの詳細については、P. 11-5～9 に記載のとおりです。

事後調査及びモニタリングを行う項目等については、表 11-1 に示すとおりです。

なお、事後調査及びモニタリングにあたっては、関連事業の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえて事後調査計画書を作成し、その内容を公表するとともに、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。その際、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて客観的かつ科学的に検討します。また、その結果は事後調査報告書としてとりまとめ、公表します。

表 11-1 (1) 事後調査等の項目等 (1)

環境影響評価項目			事後調査				モニタリング	
			時期及び頻度	行うこととした理由	調査項目	調査手法	対象項目※	行うこととした理由
環境要素	影響要因							
大気環境	大気質 (二酸化窒素)	建設機械の稼働					△	横浜市の環境目標値を超過しているため
	騒音	工事用車両の運行					○	一部地点で環境基準を超過しているため
水環境	水質(水の濁り)	雨水の排水	工事中における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果を定量的に把握するため。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	浮遊物質( SS )	現地調査による確認	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
	水質(水の汚れ)	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、及び同別表 2 の 1 (1) 河川(湖沼を除く。)に掲げる 8 項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認	○	
	地下水(地下水の水質)	敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	地下水の水質の状況(「地下水の水質に係る環境基準について」に定める 28 項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類)	現地調査(観測井を設置し、定期的に地下水を採取し、関係告示に準じて測定分析する手法)による確認	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
	その他の水環境(湧水の流量)	造成工事敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	湧水の流量(水温、気温、電気伝導率等も併せて調査)	現地調査による確認	○	予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講じるため
	その他の水環境(河川の形態、流量)	敷地の存在(土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため

表 11-1 (2) 事後調査等の項目等 (2)

環境影響評価項目			事後調査				モニタリング	
			時期及び頻度	行うこととした理由	調査項目	調査手法	対象項目※	行うこととした理由
環境要素	影響要因							
動物	重要な種及び注目すべき生息域	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生息環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。 ※P. 11-1 (1) の③及び④に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における保全対象種の生息状況</li> <li>・工事の完了後における保全対象種の生息状況</li> <li>・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。</li> </ul>	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため
植物	重要な種及び群落	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生育状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。 ※P. 11-1 (1) の③及び④に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中における保全対象種の生育状況</li> <li>・工事の完了後における保全対象種の生育状況</li> <li>・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。</li> </ul>	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため

表 11-1 (3) 事後調査等の項目等 (3)

環境影響評価項目			事後調査				モニタリング	
			時期及び頻度	行うこととした理由	調査項目	調査手法	対象項目※	行うこととした理由
環境要素	影響要因							
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息・生育状況を勘案して設定	保全対象種について、本事業による生息・生育環境の変化があるため。また、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があり、代償措置については効果の不確実性があるため。 ※P. 11-1 (1) の③及び④に該当	・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。	現地調査（目視確認等）による確認	○	工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため
その他の項目	地域社会—交通混雑	工事用車両の運行	工事中における適切な時期・頻度	環境保全措置の効果を把握するため。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	交差点交通量	現地調査による確認	○	環境保全措置の実施状況を確認するため
	文化財等	造成工事の実施	掘削工事中適宜	掘削工事の位置が現在の施工計画から変更する可能性があり、また、工事中に予期せぬ埋蔵文化財包蔵地が発見される可能性があるため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況について、工事関係者へヒアリングを実施	○	埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を確認するため

注：※対象項目欄の○はモニタリングを行う項目、△は今後、施工業者と必要性を踏まえモニタリングの実施を検討する項目

<モニタリングの手法等について>

① 大気質（二酸化窒素）

新しい排出ガス規制適合型の車両の使用や工事工程の平準化等について施工業者と調整し、二酸化窒素への影響の低減を図っていきます。また、モニタリングについては、今後、施工業者と必要性を踏まえ検討していきます。

② 騒音（工事用車両騒音）

工事用車両騒音の予測を行った4地点で車両の運行台数がピークとなる時期に調査を行うことにより、モニタリングを行います。併せて、工事用車両、一般車両の車種別台数についても調査を行います。

③ 水質－水の濁り

a 仮設調整池の出口

各仮設調整池の出口において、濁度計により連続的に濁度の監視を行います。

また、SSについては、平常時（非降雨時）に年間4回\*の測定を行うとともに、10mm以上の降雨時についても年間4回の調査を行います。

b 放流先河川

現地調査を行った地点（ただし、堀谷戸川については、支流を含む。）において、平常時（非降雨時）に年間4回の測定を行うとともに、仮設調整池出口におけるSSの降雨時調査時期と併せて年間4回の調査を行います。（図11-1参照）

④ 水質－水の汚れ

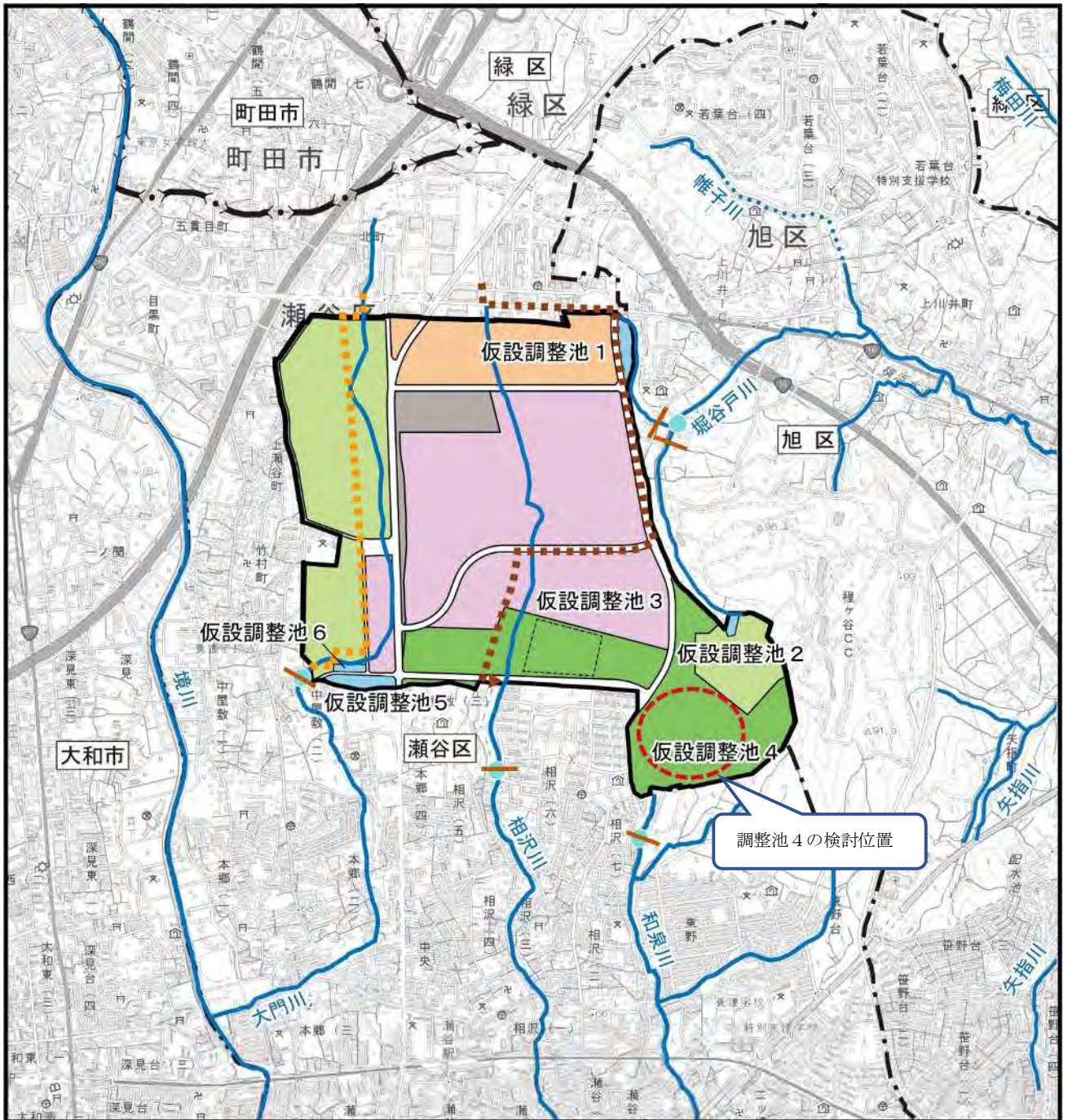
a 仮設調整池出口及び放流先河川

各仮設調整池の出口及び放流先河川（水の濁りの調査と同じ場所）において、年間4回の調査を行います。（図11-1参照）

なお、水の汚れ（健康項目及びダイオキシン類に限る。）について、万一、環境基準値を超過するような結果となった場合は、当該河川において底質の調査も行います。

※： 現地調査や横浜市内で行われている中小河川の調査は豊水期1回、渇水期1回の年間2回程度となっていますが、水質等の調査を年間4回とした理由は、工事工程の変化を把握できる調査とし、かつ、四季の各季1回程度調査を行うのが妥当と判断したためです。なお、調整池排出口での濁度は連続観測の予定です。





凡例

対象事業実施区域 
  都県界 
  市界 
  区界

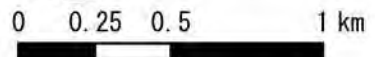
- 農業振興地区
- 観光・賑わい地区
- 物流地区
- 公益的施設用地  
(公園・防災等用地)
- 交通施設用地
- 道路

- 調整池(地上式)  
— 工事中は  
仮設調整池1、2、5、6
- 公益的施設内調整池(地下式)  
— 工事中は仮設調整池3

※調整池4は動植物の生息・生育環境の創出に寄与する調整池(地上式)について、詳細な位置等を含め、公園整備事業等と調整を図りながら検討—工事中は仮設調整池4



1:25,000



- 相沢川切り回し
- 大門川切り回し
- 水質(水の濁り)予測地点
- 水質(放流先河川)モニタリング地点(断面)

図 11-1 水質モニタリング地点図

⑤ 地下水の水質

地下水の水質については、対象事業実施区域内及びその周辺の帯水層が南方向に傾いており、地下水の流れも北から南に向かうと推察されることから、対象事業実施区域の南端部に接する箇所のうち、GL-8, 9m で鉛の土壌溶出量が指定基準を超過した地点近傍及びその南側で地下水の利用がある場所として、図 11-2 に示す 2 箇所においてモニタリングを行います。その際、鉛等の比重の特性を踏まえて、複数の深度の帯水層にて採水を行います。調査頻度は「地下水質モニタリングの手引き」（環境省、平成 20 年 8 月）では、継続監視調査の場合は年 1 回以上とされていますが、水質（水の汚れ）の調査と同様の理由で年 4 回とし、汚染がみられない場合であっても、竣工 1 年後まで継続します。なお、参考として地下水位についてもこの間、継続的に観測します。

⑥ 湧水の流量

湧水の流量のモニタリングは、準備書の現地調査で湧水が確認された 3 地点を基本としますが、代償措置により湧水環境の創出が行われる場所においてもモニタリングを行うこととします。モニタリングの頻度は水質と同様に年間 4 回を基本としますが、近接地域で造成工事が行われる期間については、工事実施日について毎日湧水の状況を目視で観測するものとします。

⑦ 河川の形態、流量

河川流量のモニタリングは、準備書の現地調査を行った地点（ただし、堀谷戸川については、支流を含む。）において、10 mm 程度以上の降雨時に年間 4 回の測定を行うとともに、仮設調整池出口における放流量について連続的なデータを収集するものとします。



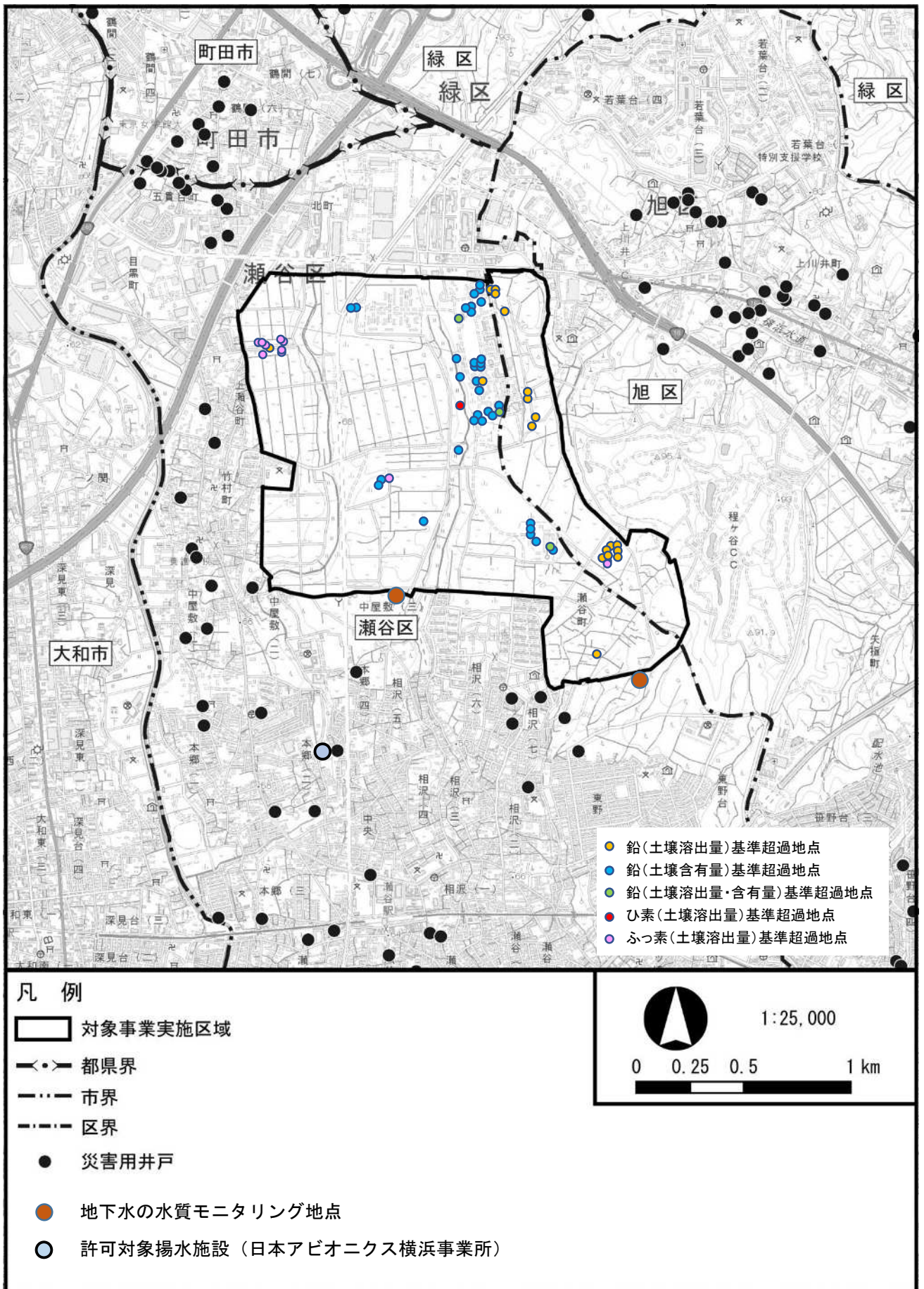


図 11-2 地下水の水質モニタリング地点

⑧ 動物、植物、生態系

動物、植物、生態系について、工事中及び工事完了後に現地調査を行い、保全対象種の生息・生育状況を確認します。

また、動物については、環境保全措置（保全対象種の個体の移動）の一環として、工事中にシュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイが確認された場合には、創出した生息環境（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

植物については、環境保全措置（保全対象種の移植・播種）の一環として、工事中にミズニラ、ヒメミズワラビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケが確認された場合には、創出した生育環境（湿地環境と草地環境）へ移植します。なお、移植・播種の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

生態系については、環境保全措置（保全対象種の個体の移動）の一環として、工事中にシオカラトンボ（幼虫）が確認された場合には、創出した生息環境（湿地環境と草地環境）もしくは工事区域外の生息適地へ移動させます。捕獲の方法や時期等については、専門家等の助言を踏まえ、今後計画、実施します。

また、動物、生態系におけるホトケドジョウについては、工事中にモニタリング調査を実施し、生息状況が変化した場合に順応的に対策を検討します。

⑨ 地域社会（交通混雑）

工事用車両に係る交通混雑の予測を行った4交差点で車両の運行台数がピークとなる時期（平日及び土曜日）に調査を行うことにより、モニタリングを行います。併せて、工事用車両、一般車両の車種別台数についても調査を行います。また、渋滞等の状況についてもその有無や滞留長、渋滞長について観測します。

⑩ 文化財

周知の埋蔵文化財包蔵地での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況を収集整理します。



## 第12章 総合評価

都市計画対象事業の環境要素ごとにおける、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置を適切に実施することで、環境への影響については実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、回避又は低減が困難な場合においては、代償措置が実施されることで、環境の保全について適切な配慮がなされていると評価します。

以上を総合的に評価すると、都市計画対象事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限りの低減が図られるものと評価します。





## 第13章 環境影響を受ける範囲と認められる地域

### 13.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域

「都市計画主務省令第7条の規定により読み替えて適用される改正主務省令第18条」による環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（Ⅱ）」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）や「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）を参考に、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の項目について検討した結果、対象事業実施区域の区域境界から約200mとし、図13-1に示します。

### 13.2 対象地域

市条例による対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の影響等を考慮し、表13-1及び図13-1に示します。

表 13-1 対象地域

自治体名	町名
横浜市 瀬谷区	瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目
横浜市 旭区	上川井町

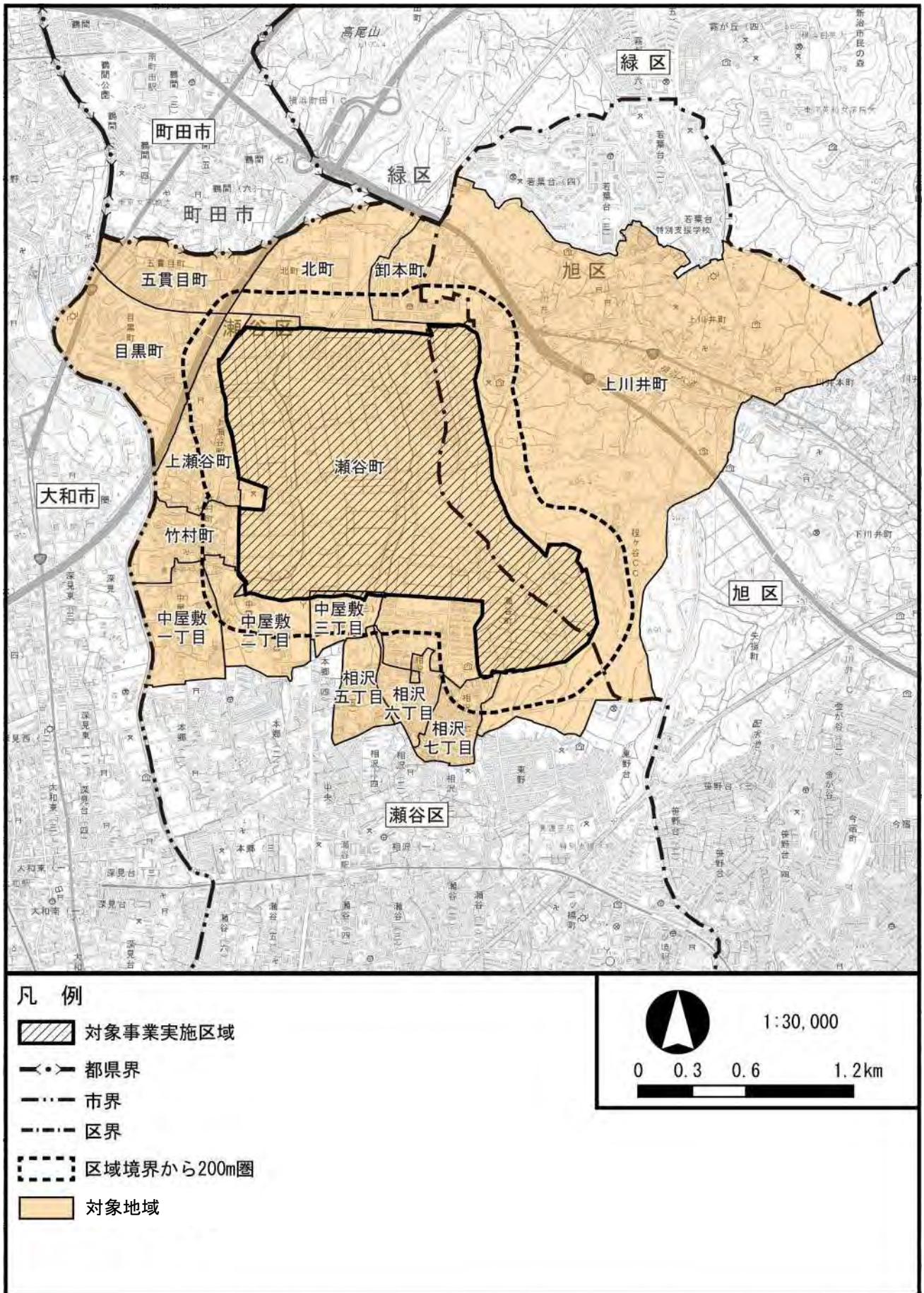


図 13-1 環境影響を受ける範囲と認められる地域及び対象地域

## 第14章 準備書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 14.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

準備書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 14. 1-1 に示すとおりです。

表 14. 1-1(1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1 総括事項</p> <p>本事業は大規模な改変により、広大な草地や水辺など自然環境及び田畑の消失が懸念されるが、動物・植物・生態系の環境保全措置について、イメージや観念的なものが多く、準備書の段階においても具体化していないものがあつたため、評価書を作成する段階では、その時点で具体化したものについては、できる限り評価書に記載すること。また、計画を具体化するに当たり、その内容及びそれが適切なものかどうかについて、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。</p> <p>以上のことから、評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p>	<p>環境影響評価書（以下、評価書という。）における動物・植物・生態系の環境保全措置について、評価書作成時点で具体化した内容（創出する具体的な環境区分や、その配置、創出環境の面積、平面・断面イメージ、創出に際しての留意点等）を記載しました。</p> <p>また、環境保全措置の計画を具体化するに当たり、その内容等について、今後、説明会等において、関係住民等に丁寧に説明していきます。</p>	<p>P. 9. 10-142 ～153 P. 9. 11-49 ～56 P. 9. 12-21 ～30</p>
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 騒音</p> <p>ア 騒音に係る事後調査について</p> <p>事業者は、道路交通騒音について、工事用車両の分散により低減する計画としているが、道路交通騒音が高い地域における長期の工事となることから、騒音の事後調査を実施し、環境保全上の問題がないよう努めること。</p>	<p>事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第 32 条に基づき判断することとしており、本事業においては、騒音における工事用車両の運行の項目について事後調査は予定しておりませんが、一部の地点で環境基準を超過しているため、モニタリングの実施により環境保全措置の効果を検証します。</p>	<p>P. 11-1、2、5</p>
<p>(2) 生態系</p> <p>ア 相沢川沿いに創出する水辺環境について</p> <p>事業者は、相沢川沿いの一部の区域において、暗渠化した相沢川からの取水により湿地環境や水路等の水辺環境を創出するとともに、観光・賑わい地区等に降った雨を暗渠化した相沢川に流入させ、その地区降雨相当分は調整池を経由して下流の相沢川に流すとしているが、具体的な方法等は今後、検討するとしている。</p> <p>相沢川沿いに新たに創出する水辺環境については、保全対象種等の生育・生息に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等も、十分考慮した上で具体化を図ること。</p>	<p>今後、相沢川沿いに創出する水辺環境を検討する上では、公園整備事業者と十分連携した上で、有識者等の助言を踏まえ、保全対象種の生息・生育に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等に配慮した構造となるよう検討し、具体化します。</p>	<p>P. 9. 12-24～27</p>

表 14.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>イ 和泉川源流部の環境保全措置について</p> <p>事業者は、和泉川源流部にホトケドジョウを保全対象種とした生息環境を創出するとともに、環境負荷の少ない地上式調整池を検討しているが、具体的な内容はほとんど明らかになっていない。</p> <p>こうしたことから、和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量を考慮するとともに、地上式調整池については、多様な生物を育める水辺環境となるよう工夫すること。</p>	<p>和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、今後、公園整備事業者と調整を図りながら、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量を確保できるよう整備計画を具体化します。</p> <p>また、地上式調整池についても、多様な生物の生息・生育環境の創出に寄与するような調整池となるよう、今後、公園整備事業者と調整していきます。</p>	<p>P.9.12-23</p>
<p>ウ 保全対象種等の保全対策について</p> <p>本事業により、事業実施区域内の現況の大部分が改変されるが、保全対象種等の保全手法について、工事スケジュールを踏まえた手順や具体的方法等はほとんど明らかになっていない。</p> <p>こうしたことから、有識者を擁する機関や公園事業者等と十分連携し、できる限り実効性の高い保全対策を計画し実施するとともに、環境教育や環境保全の担い手育成の観点から、早い段階から住民等と十分連携を図り、できる限り生物多様性への影響を減らすよう努めること。</p>	<p>保全対象種の保全手法については、今後、有識者等の助言も参考にしながら工事工程等を踏まえた具体的な時期や方法を決定するなど、実効性の高い計画の立案に努めるとともに地域住民等と連携を図り、生物多様性への影響をできる限り低減するように努めます。</p>	<p>—</p>

## 14.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

準備書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 14.2-1 に示すとおりです。

表 14.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
1 全般的事項		
(1) 関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」や「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」、「(仮称)横浜国際園芸博覧会」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。	工事期間が重複する関連事業とは十分に調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討します。	—
(2) 評価書の作成に当たっては、環境影響評価審査会に提出した補足資料の内容を踏まえるとともに、補足資料を添付してください。	評価書の作成に当たっては、環境影響評価審査会に提出した補足資料の内容や審議を踏まえ、予測、評価等を見直しました。また、提出した補足資料は、資料編に記載しました。	P. 資料 審査会-1~172
(3) 審査の過程で示された、環境影響評価法に基づく事後調査とは別に行うモニタリングの内容を評価書に記載してください。	環境影響評価法に基づく事後調査とは別に行うモニタリングの内容を評価書に記載しました。	P. 11-1~9
(4) 工事内容（進捗状況、予定等）や本事業に伴う環境情報について、インターネットやその他の適切な方法により市民等へ積極的に情報提供を行ってください。	工事内容については、適宜、地元説明会を開催するほか、本事業に伴う環境情報については、必要に応じてインターネットや回覧、現地における看板設置等の多様な手段により市民等に情報提供を行います。	—
2 事業計画		
(1) 大幅な土地の改変による湿地、草地などの自然環境や水田の消失に対する環境保全措置の具体性が乏しいことから、評価書作成時点で具体化された内容を可能な限り評価書に記載してください。	動物・植物・生態系の環境保全措置については、評価書作成時点で具体化した内容について、可能な限り評価書に記載しました。	P. 9. 10-142 ~153 P. 9. 11-49 ~56 P. 9. 12-21 ~30
(2) 調整池の設置に当たっては、周辺の緑との繋がりに配慮してください。特に、調整池4については、可能な限り道路と離隔するとともに周辺での構造的な配慮を評価書に記載してください。また、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業者と生態系の保全や後背地との連続性を考慮した調整池の位置、構造、面積などについて協議してください。	調整池については、設置場所の状況や地権者との調整を踏まえ、可能な限り周辺の緑との繋がりにへの配慮に努めます。 調整池4については、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業者と生態系の確保や後背地との連続性を考慮した調整池の位置、構造、面積などについて関係者と協議していきます。	—



表 14.2-1(2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
(3) 農業振興地区の盛土による影響と環境保全措置としている「周辺の緑地との連続性の確保」を両立するための具体的な内容や、地権者等との農地や盛土に関する合意形成のプロセスを、可能な限り評価書に記載してください。	農業振興地区における造成については、地権者の意向を踏まえ、平坦な農地環境の創出に向けて調整を進めているところですが、引き続き、農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、周辺の緑地との連続性に配慮していく旨、評価書に記載しました。	P. 2-18
(4) 相沢川沿いに創出する保全対象種の生息環境においては、環境学習の場としての活用も検討してください。なお、検討に当たっては、人の利用と動物、植物、生態系の保全とのバランスを考慮してください。	相沢川沿いに創出する保全対象種の生息環境については、有識者等の助言を踏まえ、自然環境保全の観点に加え、人の利用と動物、植物、生態系の保全とのバランスを考慮しつつ、環境学習の場として利用できるよう、検討していきます。	—
(5) (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の事業計画地内における防災拠点計画とそれに伴う環境配慮を当該事業者引継ぐ際には、多様な生物の生息可能なエリアとヘリポートなど災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、生態系の保全が図られるよう配慮を求めてください。	動植物・生態系への代償措置として、公益的施設用地内に保全対象種の生息環境を新たに創出していきますが、関係部署へ引き継ぐ際には、この生息環境以外で、広域応援活動拠点としての機能が位置付けられるよう、配慮を求めていきます。	—
<p>3 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 水質</p> <p>大門川の水質については、対象事業実施区域内の流下による自然浄化作用で改善されていると考えられるが、暗渠化に伴い、同作用の喪失が懸念されることから、事後調査結果等に応じて、適切な対策を行ってください。</p>	<p>大門川については、暗渠化に伴い浄化機能が低下するものと思われるため、事後調査等を行い、著しい水質の悪化が見られた場合には、その状況に応じて適切な環境保全措置を講じていきます。</p>	P. 9. 4-32
<p>イ 土壌</p> <p>(7) 汚染土壌の処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等を評価書に具体的に記載するとともに、汚染土壌の管理を徹底してください。</p> <p>(4) 土壌汚染対策工事に伴う降雨時における汚染土壌等の拡散や地下水汚染の環境リスクを低減してください。</p>	<p>汚染土壌の処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等並びに汚染土壌の管理手法について、評価書に具体的に記載しました。また、汚染土壌の管理を徹底して行います。</p> <p>土壌汚染対策工事に伴う降雨時において汚染土壌等が拡散しないよう、必要に応じて、集水柵の設置や養生シートの敷設等を行います。</p> <p>また、土壌汚染対策工事に伴う地下水汚染への影響を的確に把握できる地点において地下水の水質のモニタリングを実施します。</p>	<p>P. 9. 9-8</p> <p>P9. 4-26</p> <p>P11-7、8</p>

表 14. 2-1 (3) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>ウ 生態系</p> <p>(7) 動植物の移設・移植、播種などに際しては、専門家の助言を取り入れるとともに、積極的に市民参画を図りながら、可能な限り保全に努めてください。</p> <p>(4) 評価書の作成に当たっては、対象事業実施区域周辺の生息・生育環境を含めた地域個体群の維持に関する考え方について、より具体的に評価書に記載してください。</p>	<p>動植物の移設、移植・播種などに際しては、今後、専門家等の助言も参考にしながら工事工程等を踏まえた具体的な時期や方法を決定するなど、実効性の高い計画の立案に努めるとともに地域住民等と連携を図ることで、可能な限り保全に努めます。</p> <p>対象事業実施区域周辺の生息・生育環境を含めた地域個体群の維持に関する考え方について、評価書に記載しました。</p>	<p>—</p> <p>P. 9-10-146 ～148</p> <p>P. 9-11-51、 52</p> <p>P. 9-12-23～ 25</p>
<p>エ 地域社会</p> <p>審査の過程で検討された工事用車両の運行ルートや出退勤時間の分散については、実施可能な工程計画を策定するとともに適切に労務管理を行い、実行性を担保してください。</p>	<p>工事用車両の運行における環境保全措置に記載のとおり、対象事業実施区域の北東側に工事用車両専用の出入口を設置すること、工事工程の調整や工事受注者に対する指導により、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両を運行させることで、特定の交差点に交通が集中しないように配慮します。</p>	<p>P. 10-25～39</p>
<p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 騒音</p> <p>関係車両の走行に伴う騒音予測では、一部の予測地点で環境基準を超過していることから、供用後における管理責任の所在を明確にし、供用時の状況に応じてモニタリングを実施するよう管理者に引き継いでください。</p>	<p>関係車両の走行による影響への対応については、評価書に記載した予測、評価の内容を本市の関係部局等に引継ぎ、モニタリングの実施など、適切な対応策が講じられるように努めます。</p>	<p>P. 9. 2-36</p>
<p>イ 生態系</p> <p>(7) 新たに創出する生物の生息環境については、日常的に環境の変化を把握するなど、良好な生物の生息・生育環境の維持に努めるよう供用後の管理者に引き継いでください。</p> <p>(4) 地権者等との協議のプロセスを含めた農道の建設計画（舗装、擁壁等）を評価書で可能な限り明らかにするとともに、生態系への影響についても記載してください。</p>	<p>新たに創出する生物の生息環境については、良好な生物の生息・生育環境の維持に努めるよう供用後の管理者に引継ぎます。</p> <p>今後、地権者等と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、農道の舗装、擁壁等の考え方について、周辺の緑との連続性に配慮し、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備を行えるよう、調整を図っていく旨、評価書に記載しました。</p>	<p>—</p> <p>P. 2-6</p>
<p>ウ 景観</p> <p>農道沿いに建設する擁壁による景観への影響を可能な限り評価書に記載してください。</p>	<p>評価書で新たに追加した予測地点 No. 7 について、農道沿いに建設する擁壁による景観への影響を記載するとともに、今後、地権者等と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、擁壁の高さ等による景観への影響も配慮する旨、評価書に記載しました。</p>	<p>P. 9. 13-38、 39</p>

### 14.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

準備書を令和3年6月25日～令和3年8月10日まで縦覧に供し、準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果31通の意見書、延べ77件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表14.3-1に示すとおりです。

表 14.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>環境破壊を止め、持続可能な社会の実現という目標を掲げた世界と手を繋げない、逆を向く計画であることが残念でなりません。経済効果を重視した計画は、持続可能な開発にはなりません。後世によりよい地球を残す努力を、発信力のある横浜で実践するべきです。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
	<p>現在人間活動によって、地球レベルで温暖化が進み、異常気象が多発しているため、横浜市は自然環境を尊重した新しい「開発のあり方」を世界に向けて発信すべきではないでしょうか。</p>	
	<p>上瀬谷通信施設跡地の整備は、花博のためではなく、地元住民や上瀬谷町のためのまちづくりをして欲しい。</p>	
	<p>少子化、人口・世帯数減が進む中、自然の破壊を伴う新たな物流地区や観光・賑わい地区、それに伴う道路や交通施設の創設は必要なく、環境保全の見地から、公園等の緑地としての保全、農業振興及び防災目的に限定し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐことを求める。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p>
	<p>旧上瀬谷通信施設の自然環境保全については、平成16年11月に要望書を提出し、当時の中田市長から緑地の確保や自然環境保全について充分考慮していく旨の回答をいただいております。環境を確実に保全できるか不明の工事を実施するとすると、回答とは異なります。貴重な自然環境を次世代に残すために確実に保全することを望みます。</p> <p>テーマパークについては、アメリカの映画会社2社が白紙撤回し、内容は決まっておらず、さらに、新型コロナウイルスの変異株も含む世界的流行と今後も未知のウィルスの流行が懸念されるなか、本当に「テーマパーク」で進めているのかという確認や議論が必要なように思います。</p>	<p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p>
	<p>観光・賑わいゾーンは市民にとっては不要、迷惑です。</p> <p>この土地に生きている動植物が死に、自然環境や水の流れも変わり、川が死にます。我が子たち、その友達も、「このままにしてほしい」と言っています。未来を殺さないでください。</p>	<p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p>
	<p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>	
	<p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>	
	<p>今の自然環境を破壊する土地利用計画を見直すことを求めます。</p> <p>テーマパーク構想をゼロベースから見直すことを求めます。</p>	
	<p>新交通システムや土地利用計画が長期的に市民の利益になると思えません。現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>	

表 14.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>「脱炭素」という立場からも、里山的な環境として整備し、緑を残して欲しいです。計画を見直して下さい。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p>
	<p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>	
	<p>自然を破壊する土地利用計画に反対します。</p>	
	<p>自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>	
	<p>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、土地利用基本計画に基づくのではなく「米軍施設返還跡地利用指針（2006年6月策定）に基づいて進めること。現「環境保全計画」では自然も安心・安全も守れない。</p> <p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。巨大テーマパーク計画構想を見直して下さい。</p>	
	<p>瀬谷区の北部に残された貴重な自然です。今まで区民の憩いの場として使われてきたため、自然を残す方法を考えて下さい。</p> <p>テーマパークは、ドリームランド、Y150博などのように、採算がとれないで赤字になることは、目に見えています。テーマパークで赤字を出したら、責任をとる人はいるのですか。</p>	
	<p>昨今は新型コロナウイルスの世界的流行と、今後も未知のウィルスの流行が懸念されるなか、本当に「テーマパーク」で進めていいのかという確認が必要のように思います。市は地権者の方々にこのままテーマパークで進めていいのか聴取するべきではないでしょうか。その際、中立的な人物が地権者一人ひとりに聴取する形をとるべきと考えます。準備書等を見て、地権者の中にも現地の貴重な自然を未来に残すべきと考える人がでてくる可能性も十分あります。</p>	
<p>市民意見の大半が「豊かな自然を残して」と基本方針の見直しを求めている。テーマパーク構想そのものがコロナ渦以前のものであり、しかも提案した民間企業がその構想から撤退しているのに突き進むのは、市民の信頼を得られない。</p> <p>まちづくり協議会との合意形成を図ったうえで、巨大テーマパーク構想をゼロベースから見直し、大規模災害発災時に広域避難場所として確保することはもとより、他都市からの救援物資や災害救助の部隊など受援体制を確保できる首都圏でも貴重な広域の場所を確保すること。</p>	<p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入れに必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）としての土地利用等も行っています。</p>	

表 14.3-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>最近の環境アセスに関する市の報告書を読んで感じるのですが、自然保護に関し内容が薄いように思えます。このアセスは「花博計画ありき」を大前提に自然保護に影響なし、と結論づけているとしか思えません。山や畑が分断され、都市公園化されるという人間だけの環境でよいのでしょうか。自然保護団体の意見を収録されることを期待します。</p>	<p>都市計画対象事業に係る環境影響評価は、環境影響評価法や横浜市環境影響評価条例に則り適切に進めています。</p> <p>なお、当地区の土地利用計画は、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指すもので、土地利用のひとつとして、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間、SDGsの実現など国際園芸博覧会の理念を継承していく公園を整備していくこととしています。</p> <p>環境影響評価を行うにあたり、専門家や現地市民団体にヒアリングを行いました。また、市民の皆様からいただいたご意見については、今後の事業計画を深める上で参考とさせていただきます。</p>
	<p>上瀬谷跡地の45%は国有地です。地権者の同意はあくまでも民有地についてであり、多くの市民が自然環境を保全し福祉施設を希望しています。基本計画を見直し自然環境を保全して下さい。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指しています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公益的施設用地や将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>



表 14.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>上瀬谷基地跡地は、瀬谷に残された貴重な空地です。交通網を通すなど、もつての外で、いつでも自由に使える広場、防災の拠点にし、住民がよりよく利用できる計画にして欲しいです。これ以上、自然破壊はやめて下さい。</p> <p>一部の企業が利益を得る為に、市民の税金を投入してはいけないのではないのでしょうか。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>また、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入れに必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）としての土地利用等も行っています。</p>
	<p>このたびの開発計画は、横浜市に残された貴重な環境を根こそぎ破壊するという無謀なものです。モニタリング調査は、形ばかりでした。実際は、10倍以上の動植物が死滅するでしょう。自然に配慮する姿勢がまったく見られない、後世に多大な反省を残す横浜市の愚策です。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出する計画としています。さらに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することで生態系ネットワークの確保に資するよう取り組むなど、対象事業実施区域全体で自然環境の質の向上を図っていく方針です。</p> <p>創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> <p>保全対象種の生息・生育環境の創出、保全対象種の個体の移動、移植・播種については、専門家等の助言を踏まえて実施します。</p>

表 14.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>かつての米軍施設返還跡地利用指針から 180 度転換するようにしてテーマパークを中心としたまちづくりに変えたことについて、市は指針を踏襲しているとしていますが、準備書の内容は踏襲できないことを意味しています。「環境影響の低減が図られると評価します」とありますが、どの程度低減されるのか、具体的にどうなるのか、明確ではありません。猛禽類のような生態系の上位種が生息できるということは優良な自然があることを意味するもので、それをだめにしてしまうような「造成」、その中心となるテーマパーク関係は計画の変更を求めます。以前、市民に示した指針に戻し、首都圏郊外に残された貴重な自然と触れ合える場として自然保護公園のような形で未来に残してください。</p>	<p>本地区では、令和 2 年 3 月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>また、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出する計画としています。さらに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することで生態系ネットワークの確保に資するよう取り組むなど、自然環境の質の向上を図っていく方針です。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p>
	<p>道の駅計画はありませんか？</p>	<p>現時点で、本地区に道の駅を整備する計画はありませんが、直売等による「収益性の高い農業」の展開は検討していきます。</p>
	<p>通信施設跡地の草地にはヒバリが囀り、横浜でも稀になったセッカの繁殖も記録されています。準絶滅危惧種のオオジシギも秋の渡り時期には観察されおり、広大な跡地利用の一部になります。市民の森に隣接した豊かな自然公園が作られることを強く要望します。</p>	<p>地区の南東側には公益的施設用地（公園・防災等用地）を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ることとしています。公園内の具体的な内容等については今後、公園事業者とともに検討していきます。</p>
	<p>お題目でない、市民の安全の立場をつらぬいて、事業を進めて下さい。</p>	<p>本地区では、令和 2 年 3 月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」において、「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしており、方針の一つとして「将来にわたり、安全安心で、利便性の高いまち」を位置付け、まちづくりを進めていきます。</p>

表 14.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	道路を整備して、2階建ての観光バスが通れるようにし、駐車場の整備をして欲しい	東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの幹線道路に近接する優位性を最大限発揮できるように、道路アクセスの強化や計画地区内の土地利用を考慮して、計画地区内の道路ネットワークを形成します。あわせて、将来の土地利用者に駐車場設置を促していきます。
	物流地区や観光・賑わい地区、それに伴う道路や交通施設の創設が現行の開発の基準で行われた場合、昨今の気象激化で豪雨傾向が増々激しくなる中、内水及び洪水による大規模な浸水被害が増えるのではないかと。	本事業では、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、対象事業実施区域内に30年確率降雨に対応する調整池を適切に配置します。 また、透水性・保水性舗装、雨水浸透枳等の活用や超過降雨に対しては、ハザードマップの周知等のソフト対策を活用するとともに、必要な道路側溝等の雨水排水対策を実施します。
	この地域は3河川の源流となっており、今後の雨量によっては水没する可能性があります。土地利用の際は十分な(水源にふさわしい)遊水地を設けることや排水のための暗渠の設置を考えるべきです。	
	瀬谷区瀬谷町で洪水があったが、防災・減災の対策や道路側溝が整備されていない。	
	盛土、切土の問題もあり、急な予期せぬ降雨も考えられます。工事中にも遊水地を設けるべきです。仮設遊水池4(の容量)はもう少し増やすべきです。	工事中には、仮設調整池をそれぞれの流域毎に設置します。その規模は集水区域の面積や過去の降水量を考慮し、適切に設定しています。
	排水施設計画 (地区内の地表水の確保について) この地域は4つの河川の源流域になっています。和泉川の流域に住み、十数年毎日水位・水質・気温・水温・水生生物等を観測していますが、近年は水位の変動が激しくなっています。これは世界的気候変動に連動した動きであるとともに、源流域の透水性・保水力の低下によるものだと考えられます。安定した水量を確保するために森(緑のダム)の拡大、大きな地上式調整池の設置を望みます。水位が安定すれば流域の生活者の安全や豊かな生態系が保持されます。	和泉川流域においては、公益的施設用地として、現在の地形や自然環境を生かした土地利用計画としています。緑のダムの拡大や地上式調整池の設置については、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、河川の流量については、「河川の形態・流量」(準備書P.9.7-11~13参照)において、予測、環境保全措置の検討並びに評価を実施しています。
	(水田のある谷戸を生きた自然博物館に) 地区内の相沢川の上流域は水田のある谷戸が存在しています。大都市横浜の中であって日本の原風景を思い起させる場所であり、ここには多くの良さが残されています。日本人の命を支えてきた米の栽培、水田の持つ豊かな生態系と日本の原風景としての景観、豪雨時の自然の遊水池機能、地下水脈への水の供給等。これらの事項は環境教育の格好の生きた教材になります。 また計画では相沢川は、迂回された上に暗渠化されるようですが、これでは川は死んでしまいます。横浜市は和泉川やいたち川のように「多自然工法」の実績があります。これを活用して整備すべきです。	相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出については、暗渠化した相沢川より取水することにより、新たに創出します。

表 14.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>対象地域の環境保全の見地から、代償措置は不十分ではないかと感じており、この地域が有する凹凸の自然地形とそれが生み出す水域環境を上手に生かした事業計画への軌道修正を提案します。</p> <p>これからの国土形成の柱として、国（主に国土交通省や環境省等々）は「流域治水」に舵を切り、持続的な国土管理（流域管理）を実現していくグリーンインフラとセットで異常気象下における治水と環境の共存による持続的な社会を構築していこうとする国全体の新たなムーブメントがある中で、盛土・切土による平坦化や河川の切り回しといった今回の区画整理事業の準備書は昭和の時代の開発計画かと錯覚するような内容であり、横浜市としてこれからどのような地域、郷土を次世代に継承していきたいかという理念が全く感じられない内容に落胆しました。</p> <p>戦後、米軍基地という特殊な環境から、横浜市内でも極端に開発が遅れ、多くの地域で失われた自然環境が今なお残る貴重な地域となりました。中でも、このエリア固有の自然資産として相沢川上流域の「谷戸地形」があげられ、谷戸が育む水域環境が多く生き物の生息・生育の場となり、それこそ「昭和」の時代と今でも触れ合える横浜市内の貴重な空間が残されています。この谷戸が有する自然環境の価値を専門家はどのように評価しているのでしょうか？現在計画されている代償措置で、この谷戸が有する価値を十分に補えるという科学的な根拠を示すことなく、区画整理事業の環境影響評価は妥当と判断されているところに大いなる疑問を感じます。</p> <p>横浜の次世代に何を継承していくかを考えた時、凹凸を埋めて平らにする、河川は切りまわして暗渠で隠すというひと昔前の開発計画ではなく、この地域（流域）が有する貴重な自然資産を最大限に生かした土地利用計画を、専門家の英知を結集して是非とも検討頂きたいと思います。</p> <p>例えば、ふるさとの川整備事業で自然豊かな川へと再生された同じ瀬谷区内の和泉川のような地域と一体となった川づくりを、相沢川や大門川ではできないものではないでしょうか？</p>	<p>相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p> <p>また、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することを検討していきます。</p>

表 14.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解																			
事業計画	<p>観光・賑わい地区は盛土、切土を行い、全改変となる。相沢川を切り回して2km以上が暗渠となる。水のゆたかな瀬谷の良い所を全て覆い隠すような、考えられない改造である。和泉川の東山の水辺の様な子供たちが遊べる川にしてほしい。</p>	<p>相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。</p> <p>また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p>																			
	<p>調整池は5つあるが、1つぐらいは、水鳥が飛来するような調整池を兼ねた大きな池にしてほしい。</p>	<p>本地区に整備する調整池は、雨水を一時的に貯め、河川への流出を遅らせることにより、河川水位の急激な上昇を防止することを目的に設置するものです。調整池の具体的な設えについては、今後関係部署と協議し、決定することとしています。</p> <p>また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p>																			
	<p>調整池を各所につくる予定のようですが、コンクリートのプールのようなものではなく自然の池のような形にしてください。</p>	<p>本地区に整備する調整池は、雨水を一時的に貯め、河川への流出を遅らせることで、河川水位の急激な上昇を防止することを目的に設置するものです。調整池の具体的な設えについては、今後関係部署と協議し、決定することとしています。</p>																			
事業計画	<p>地域の課題解決策としてグリーンインフラ手法の展開を推進することに対して勇気づけられました。準備書を拝読しながら下記キーワードの視点で推敲しました。</p> <p>a)デミングサイクル、b)現状打破（ブレイクスルー）、c)バーナード組織の3要素（組織目的・協働意欲・情報共有）、d)首都圏最大規模（700ha）の巨大空間資源、e)横浜西の玄関口</p>	<p>いただいたご意見にあるキーワードにつきましては、今後の事業計画の深度化を図る際に参考とさせていただきます。</p>																			
	<p>地域の課題解決に小さなグリーンインフラ的実践活動事例</p> <table border="1" data-bbox="339 1491 847 1615"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>課題</th> <th>自然環境の機能</th> <th>実践活動</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>荒廃した竹林</td> <td>景観形成、生物の生息・生育の場の提供</td> <td>NPO他</td> <td>地域振興・環境・体験学習</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>散乱した落葉</td> <td>景観形成、</td> <td>NPO他</td> <td>土壌改良・体験学習</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>荒地</td> <td>景観形成、生物の生息・生育の場の提供</td> <td>NPO他</td> <td>地域振興・環境・体験学習</td> </tr> </tbody> </table>	No	課題	自然環境の機能	実践活動	効果	1	荒廃した竹林	景観形成、生物の生息・生育の場の提供	NPO他	地域振興・環境・体験学習	2	散乱した落葉	景観形成、	NPO他	土壌改良・体験学習	3	荒地	景観形成、生物の生息・生育の場の提供	NPO他	地域振興・環境・体験学習
No	課題	自然環境の機能	実践活動	効果																	
1	荒廃した竹林	景観形成、生物の生息・生育の場の提供	NPO他	地域振興・環境・体験学習																	
2	散乱した落葉	景観形成、	NPO他	土壌改良・体験学習																	
3	荒地	景観形成、生物の生息・生育の場の提供	NPO他	地域振興・環境・体験学習																	
事業計画	<p>今の貴重な原っぱは残し、周辺に桜を植えて市民の花見の場所を確保などは出来ませんか。</p>	<p>桜については、「人と自然との触れ合いの活動の場」の環境保全措置で、新しい桜並木等を創出することとしています。また、海軍道路の桜並木ついて、準備書P.2-59「イ.海軍道路の桜並木の検討状況」に記載のように、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げており、現存する桜の残置や移植、伐採の考え方、新たに樹木を新植する場合の樹種の選定などについて、意見交換を行っているところです。</p>																			

表 14.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
手続全般	<p>テーマパークの環境影響評価準備書がまだ出ていません。テーマパークも他の公園関係なども全て準備書を市民に示したうえで、十分自然環境を保全できるなら工事に入るとするのが順序と考えます。インフラ関係などを先に工事しようと言っても、それを先に整えることでやるのが固定化されてしまい、自然を破壊せざるをえないような事態になることは避けるべきです。</p>	<p>土地区画整理事業は、将来の土地利用のための基盤整備を行うものであり、都市計画決定の手続と並行して環境影響評価を行っています。テーマパーク等の上物建設については、土地区画整理事業者が行うものではなく、その規模が横浜市環境影響評価条例の規模要件を上回ることとなった場合は、改めて上物事業者により環境影響評価が行われることになります。</p>
環境影響評価	<p>これまでほとんど光を発しなかった地域に、照明など、光を出す器具が設置されると、夜空が明るくなり、地域の夜の光環境が劣化することになる。環境省の「光害対策ガイドライン」を遵守し、工事中も含めて施設の供用時に、瀬谷区近隣の光環境の劣化を最小限に留めるようにしていただきたい。</p>	<p>都市計画対象事業は土地区画整理事業であり、光害を生じるような施設の設置は計画していません。なお、工事中において、やむを得ず夜間作業を行う場合は、ルーバー等により上空に光が漏れないよう努めるなど、光環境の劣化防止に配慮します。</p>
	<p>計画通り事業がすすめられた場合、現状の水田や畑、樹木などで形成されている里山環境などが持つ保水能力を失うことになる。気候変動の影響でこれまでに経験の無い大雨による水害を防ぐことができるのか、評価項目に入れて検証するべきであり、下流域での水害を防ぐためには、現状の保水環境を残すことが必要です。従って、環境影響評価に浸水の項目を入れること。</p>	<p>本事業では、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、対象事業実施区域内に30年確率降雨に対応する調整池を適切に配置します。                      なお、放流先河川への影響については、河川の形態・流量について予測評価を行い、準備書P.9.7-12(表9.7-10)に示すように、環境保全措置として透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保や、環境保全措置の効果を定量的に把握するためのモニタリングによる河川流量の監視を実施することとしています。</p>
	<p>環境影響評価に「浸水」の項目を入れて下さい。</p>	
	<p>軟弱地盤であると思うので、よく調査してほしい</p>	<p>準備書P.3-32(図3.2-11)に示すように、現在の相沢川、大門川沿い等に5m未満の軟弱地盤層が分布しています。今後、工事を実施するうえでも必要に応じて調査をしていきます。</p>



表 14.3-1 (10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>方法書に対する知事意見では、上瀬谷ライン整備事業、公園整備事業の2つの関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定等の検討を行うこと、地域住民に分かりやすく説明することを求めているが、準備書には、「準備書提出時点で事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続きの中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。」としているだけです。</p> <p>「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」は、当該区画整理事業と切り離すことはできないもので、この工事に係るトンネル掘削工事などは、地盤や水の流れなど地域に重大な影響を及ぼすものであり、すみやかに環境影響評価準備書段階での所要の手続きを行うこと。</p>	<p>(仮称)上瀬谷ライン整備事業並びに公園整備事業との複合影響については、各事業計画が明らかになった時点で、当該事業の環境影響評価手続の中で都市計画対象事業(土地区画整理事業)による環境影響を含めて示すよう、関連事業と調整しています。</p> <p>なお、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の準備書については、適切な時期に手続を行っていきます。</p>
	<p>県知事意見に示されている新交通システムや土壌汚染処理について、市民が安心できるようにして下さい。</p>	<p>(仮称)上瀬谷ライン整備事業並びに公園整備事業との複合影響については、各事業計画が明らかになった時点で、当該事業の環境影響評価手続の中で都市計画対象事業(土地区画整理事業)による環境影響を含めて示すよう、関連事業と調整しています。</p> <p>なお、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の準備書については、適切な時期に手続を行っていきます。</p> <p>土壌汚染については、国に適切な対応を求めています。土地区画整理事業着手時に汚染土壌がある場合は、市で土壌汚染対策法に則った適切な対応を行い、それに要した費用については、国に負担していただくよう調整を進めます。</p>
	<p>計画ゾーンのNo2は0.005PPMとしているが、冬期と夏期では異なる。現状4号線沿線ではもっと高い。測定結果を再度見直して下さい。</p>	<p>ご意見のとおり、準備書P.9.1-9(表9.1-10)及びP.9.1-11(表9.1-13)によれば、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)について、冬季と夏季では濃度が異なり、冬季の期間平均値は、各現地調査地点とも夏季より高い濃度になっています。</p> <p>また、環状4号線沿道の「沿道大気5」の地点では、夏季0.009ppm、冬季0.020ppmとなっています。(いずれも季節別に7日間測定した期間平均値)</p>

表 14. 3-1 (11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
地下水	<p>p3-25 でテトラクロロエチレンが検出されているが、元上瀬谷通信施設の影響と考えられるため、対策が必要となるのではないのでしょうか。</p>	<p>準備書 P. 3-24～25 において相沢三丁目の調査地点の井戸から環境基準を超えるテトラクロロエチレンが確認されています。一方、防衛省による調査結果においては、対象事業実施区域内においてテトラクロロエチレンは検出されておらず、旧上瀬谷通信施設との因果関係は想定しにくい状況です。ただし、地下水の水質については、事後調査を行い、万一、テトラクロロエチレンによる汚染が確認された場合は、その原因を究明し、適切な対応を行います。</p>
	<p>(地下水の確保について) この地域は瀬谷区で最も海拔の高い場所になっていて、瀬谷区を北から南に向かって続いている地下水脈の水の供給源になっていると考えられます。「2002 年 瀬谷区防災マップの災害用井戸」の分布が地下水脈を物語っています。今後気候変動は激しくなると予想されたり大規模地震発生も懸念される中、現在の上水道での水の供給も万全とは言えません。区民の命を守るためにも地下水脈の確保が望まれます。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺の広域的な帯水層としては、準備書資料編 (P. 資料 地下水 2) の地質断面図の洪積砂礫層 (Dg) が該当し、対象事業実施区域内においては概ね GL-15m 以深に分布しています。都市計画対象事業ではこの深度に至る造成は現時点では計画していないため、地下水脈の連続的な遮断による影響は回避できるものと考えています。</p>
環境影響評価	<p>鉛等の土壌汚染については、横浜市が責任を持って処理し、ppp (汚染者負担) の原則に則り国にその財源を請求すべきです。</p>	<p>土壌汚染については、国に適切な対応を求めています。土地区画整理事業着手時に汚染土壌がある場合は、市で土壌汚染対策法に則った適切な対応を行い、それに要した費用については、国に負担していただくよう調整を進めます。</p>
	<p>土壌汚染は掘削除去を国と市の責任で進めることを求めます。</p>	
	土壌汚染	<p>掘削量の計算にあたっては、大雑把すぎるので、汚染土壌の把握を 5m×5m で行う区画とすべきです。 そして、1m、2m の深度での汚染土壌分析を行い、汚染土壌の掘削範囲を決め、行うべきです。</p>
<p>土壌汚染の鉛等について、防衛省が実施した 10m×10m の区画のうち、1 か所の土壌検査では汚染の実態がつかめたとはいえません。土壌汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るため汚染土壌の「掘削除去」を行うことが国と本市の責務だが、準備書では、掘削除去だけではなく区域によっては、舗装・盛土・区域内土壌入れ替えなどの手法を示している。これでは到底市民の安全安心につながる土壌汚染対策とは言えない。国と本市の責務として、土壌汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るために汚染土壌の除去にあたっては、5m×5m の区画で、表層及び深度方向 1m と 2m とで土壌分析を実施し、掘削除去すべき土壌の把握を行うこと。</p>		

表 14.3-1 (12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境 影響 評価	<p>P.9.9-13で4行目、なお以下の文で、この地点は問題がないとしているが、鉛の性質上、普通、溶出試験では検出されないため、何かは起きている可能性があります。よく調査して、後で問題が出ないように対策を講じるべきです。地下水調査に問題があると予想されます。</p>	<p>準備書において、対象事業実施区域南東部の深さ8, 9mの位置で鉛(土壌溶出量)が基準を超過している地点については、大規模な土地の造成等はありません。また、和泉川の水質調査結果等によると現状では水質汚染も見られていないことから、掘削除去等の対応は行わないこととしています。</p> <p>なお、工事中においては、当該地点近傍の敷地境界付近にて、対象事業実施区域及びその周辺の広域的な帯水層を対象として、地下水の水質の事後調査を行う予定であり、万一、汚染が確認された場合は、適切な措置を講じます。</p>
	<p>汚染土壌(ほぐし)とありますが、ほぐしは他の汚染されていない土壌との混合なので、希釈されます。汚染土壌のほぐしによる排出は認められません。</p>	<p>汚染土壌を場外に搬出する際、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」(環境省)に準じて、運搬中に飛散等がないようフレキシブルコンテナ等にて密閉して運搬しますが、地山(地盤)の固結した土壌を掘削し、フレキシブルコンテナ等に充填する際、土の体積が増えることが分かっており、その状態をほぐしと表現しています。他の汚染されていない土壌との混合を行うことはありません。</p>
	<p>防衛省が行った土壌調査の結果を記載すべきで、独自に調査を行ったならそのデータも記載すべきです。</p> <p>P.9.9-2~7に文献等の調査結果が地図により記載されているが、データや汚染状況が把握できないため、数字のデータを付記するなど、分かりやすく記載すべきです。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省による調査結果を用いて予測評価を行いました。その調査結果は、準備書P.9.9-2~P.9.9-7、資料編P.資料 土壌汚染6~8などに記載しています。また、汚染状況を市民の皆様に見やすく表現するために、準備書では図表で記載しています。</p>
	<p>民有地において掘削除去されている部分がどこであるかと汚染のデータを記載して下さい。</p>	<p>掘削除去を行った民有地の位置や汚染状況については、個人の資産に関する情報のため、準備書には記載していません。</p>
	<p>土壌汚染は完全に除去して下さい。</p>	<p>土壌汚染の対策手法については、将来の土地利用に支障が生じないように、土壌汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に則り、事業者により、適切な対応を実施します。</p>
	<p>土壌汚染処理を完全に行うための手順や具体的計画を示して下さい。それなしには前へ進めません。</p>	
	<p>敷地内の切土、盛土に混入する恐れがあるため、汚染土壌の排出に関する立ち入りを設けてください。</p>	<p>汚染土壌の搬出に当たっては、他の盛土や切土と混入しないように適切に対応します。また、立ち入り制限を設けたうえで実施します。</p>

表 14.3-1 (13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>移動や移植するだけでは、生態系を守ることはならないことは明かです。事業者の都合で進められてしまえば多種多様な動植物を守れる保証はなく、一度失った生態系を取り戻すことができない事実に向き合うべきです。</p> <p>「事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価」としているが、事業者の都合で進められてしまえば多種多様な動植物を守れる保証はなく、一度失った生態系を取り戻すことができない。現状の水田を核とした地域を維持すること。</p>	<p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p>
	<p>多くの野鳥（留鳥・猛禽類・貴重な渡り鳥など）などの生息地が間違いなく奪われるでしょう。猛禽類などは餌場となる広大な畑や山林が必要です。原っぱがあつてこそ野鳥（渡り鳥・シギやチドリなど）も消える事必定です。かつてたくさん生息していたキジは、開発により阿久和地区からも姿を消し、ここでも姿が消えるでしょう。</p> <p>虫や植物などに配慮したサンクチュアリはできませんか。</p>	
	<p>環境保全措置を実施しても、確実に保全できるとは限らないと理解します。特に、造成工事においては生態系の上位種などに影響が大きく、環境保全措置の効果は不確実です。</p> <p>また、環境影響の低減が図られると評価していますが、どの程度低減されるのか定かではありません。</p>	
	<p>動物、植物、生態系の環境保全措置は、これだけの面積の田んぼや、畑、水路、樹林、草地、相沢川を埋め立てる事で生じる環境影響の低減が図れる措置とは思えない。</p> <p>建前だけの措置ではなく、具体的に創出内容、措置内容を提示して現状と比較して頂きたい。</p>	

表 14.3-1 (14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>公園・防災ゾーンについて大規模な池、水性湿地ゾーン（300m x 200m 規模が望ましい）を作られることを提唱します。旧上瀬谷通信施設跡地は瀬谷市民の森に続く恵まれた環境を有していますが、水辺が無いという環境上の欠落があります。野鳥等生き物の半数近くは、湖沼・湿地と水に起因した環境に生息します。当該地域は相沢川源流域にあたり、大規模な池、湿性ゾーンの創生は十分可能と思われます。下流の遊水地と併せ、涵養機能を高め大雨時の遊水機能をも付加し、グリーンインフラとしての有効活用も図るものです。</p>	<p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> <p>その中で、グリーンインフラとしての有効活用についても検討し、深度化を図ります。</p>
	<p>（対象となる地区が総て切土・盛り土になること）</p> <p>現在地表には多種多様な植物が繁茂し、その中には在来の希少種もあり、それらの植物を基盤とした生態系が築かれています。盛り土・切土によってこれらの植物は全滅してしまいます。すでに3年前に盛り土がなされたところは、オオブタクサの林状態になっており、その他オオマツヨイグサなどの外来種でおおわれています。長い年月にわたって築かれてきた生態系は崩れてしまい、生態系の頂点に立つ猛禽類も生存できなくなる恐れがあるため、できる限り現在の地形を生かして整備されるよう望みます。</p>	<p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>創出した環境や整備した緑地については、維持管理の中で、外来種対策も併せて検討してまいります。</p>
	<p>鷹の仲間（ノスリ、チョウゲンボウ、オオタカ、ツミ、サンバ）や、イタチ、タヌキは現在の草地や農地、水辺を必要としている。現在の環境保全措置では生態系が守られるとは思えない。</p> <p>一度破壊された環境を、元には戻せない。未来の子供たちに、水と緑の瀬谷を残してほしい。</p>	<p>鷹の仲間の一部（ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ）は、工事中には一時的に逃避する可能性があります。供用時には農業振興地区として整備した耕作地環境を利用すると考えています。</p> <p>イタチ、タヌキは、対象事業実施区域周辺に樹林が残存することから、生息は可能であると考えています。</p> <p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p>

表 14. 3-1 (15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>動物・植物・生態系</p> <p>猛禽類の獲物はほとんどがヒヨドリ、ムクドリなどの野鳥で、それらの野鳥は広大な草地や点在する樹木、森林にささえられて生息しています。造成工事などで広大な草地や樹木が失われることのないようにし、公園関係なども最小限の整備にとどめ、広大な草地や樹木を自然の状態のままに残してください。地面より上の空間についても配慮が必要で、猛禽類の狩に大きな障害となるため、国際園芸博覧会も含めて広場を含む広大な草地や畑地に高い建造物・人工物を造ることはやめてください。電線も、地下に通してください。今回の猛禽類の確認位置図にはあまり掲載されていないようですが猛禽類の求愛飛行（ディスプレイ・フライト）が見られることもあります。生態系の上位種が生息し繁殖行動も見られるような優良な自然をだめにしてしまう「造成」、その中心となるテーマパーク関係は計画の変更を求めます。準備書の内容は自然保護公園のような形を示唆していると確信します。</p>	<p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>土地区画整理事業の特性上、土地の造成を伴う事業となりますが、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p>
環境影響評価	<p>景観</p> <p>表 9. 13-8 主要な眺望点 景観現地調査地点 地点 5 「東山ふれあい樹林」について、地点 5 「2 級河川和泉川流域の 5 つの水辺（二ツ橋の水辺・東山の水辺・関ヶ原の水辺・寺ノ脇の水辺・宮沢遊水地）、4 ヶ所の特別緑地保全地区（宮沢・蟹沢、東山、宮沢、宮沢三丁目）」のとおり、名称の追加をお願いしたい。また、地点 20 として「全通院勢至堂隣接台地。霊峰富士・丹沢山塊の遠景。」を追加して欲しい。</p>	<p>主要な眺望点の地点名については、準備書 P. 9. 13-8（表 9. 13-8）の下に記載した資料の名称に基づき記載しています。</p> <p>また、丹沢の山並みについては、準備書 P. 9. 13-9（表 9. 13-9）に記載した通り、景観資源のひとつとしています。</p>
環境影響評価	<p>地域社会</p> <p>交通渋滞問題について調査と対策がまったく不十分。</p> <p>市民からは大気汚染、交通渋滞、住環境など周辺環境悪化への懸念が示されている。2026 年時点の車両状況を予測して、交通量は現状より増えることは認めながらも、公共交通機関の利用促進の環境保全措置を講ずることにより、交通流への低減するよう努めますとしていることは看過できず、1500 万人来場を見据えた供用開始時期との整合性が取れているとは言えません。大気汚染については、準備書では現状と工事期間についての記載しかなく、（供用時の）環境保全措置の検討を行うことが求められています。</p>	<p>準備書「9. 17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点等があるため、準備書 P. 9. 17-65（表 9. 17-25）に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。また、供用時の関係車両による大気汚染に係る環境影響評価結果については、準備書 P. 9. 1-57～67 に記載しています。</p>



表 14.3-1 (16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

分類	意見書の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>予想される交通渋滞対策を明確にすることを求めます。</p>	<p>準備書「9.17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P.9.17-65 (表 9.17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p>
	<p>計画案の走行ルートでは 1500 万人の収客を処理しきれない。特に 16 号の交通渋滞は解消されないため、安心できる根拠を示して下さい。</p>	<p>準備書「9.17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P.9.17-65 (表 9.17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p>
	<p>予想される交通渋滞が地域住民の日常生活にどのような悪影響があるか、安心というならば、その理由を具体的に知らせて下さい。</p>	<p>準備書「9.17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P.9.17-65 (表 9.17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p>
	<p>交通渋滞対策が明確でないので、安心できる根拠を明確にしてください。</p>	<p>準備書 P.9.17-65 (表 9.17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p>
事後調査	<p>事後調査に硝酸性窒素、テトラクロロエチレンを加えるべきです。</p>	<p>河川の水質（水の汚れ）と地下水の水質の事後調査については、環境基準項目を対象に行うこととしています。従って、地下水の水質の環境基準項目である硝酸性窒素やテトラクロロエチレンも調査対象となります。</p>
関連事業	<p>地下式トンネルや上瀬谷車両基地を作る話ですが、中止にしてください。</p>	<p>相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とし、旧上瀬谷通信施設に至る新交通システムを整備する「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」は、旧上瀬谷通信施設の大規模な土地利用転換に伴う交通需要等への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に寄与するものであり、本市にとって必要性の高いものと考えています。</p>

その他のご意見

表 14.3-1 の他に、記載内容が不明瞭のため解読ができなかった意見書、本事業と関連のない意見書が 2 通ありました。

## 第15章 環境影響評価準備書からの相違点

補正前の評価書の作成にあたっては、環境保全の見地からの意見を有する者の意見、神奈川県知事の意見並びに横浜市長からの意見を勘案し、準備書の記載事項について検討を行い、追記・修正しました。準備書からの主な相違点は、表 15-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の修正については、適宜実施しました。

表 15-1(1) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
はじめに	手続きの進捗に伴う更新等	—	計画段階環境配慮書にて、横浜市長にのみ意見を求めた理由について追記しました。 準備書公告以降の手続き実施状況について追記しました。
1-1	代表者の氏名	林 文子	山中 竹春
2-7、2-8 他	土地利用計画図他	—	調整池 4 の記載について変更しました。
2-9～10	模式断面図	—	A～D断面の模式断面図において、現況地盤面の高さを追記するとともに、盛土厚、切土厚が最大となる位置と厚さを追記しました。
2-14	排水施設計画	—	対象事業実施区域内の降雨の流し方について追記しました。
2-59～61	グリーンインフラの検討状況	—	グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容を追記しました。
2-62	海軍道路の桜並木の検討状況	—	「海軍道路の桜並木に関する懇談会」における検討の状況を更新しました。
3-26、28	表 3.2-12 図 3.2-8	—	形質変更時要届出区域の解除に伴い指-160 を削除し、新たに指定された指-197 を記載しました。
3-55、3-57	表 3.2-16、 表 3.2-17(1)	—	文献その他の資料として、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」(環境省、平成24年12月)を追加しました。
3-71	図 3.2-28(1)、 図 3.2-28(2)	—	オオタカの生息分布の図を追加しました。
3-93	図 3.2-34	—	食物連鎖模式図に「カエル類(幼生)」を追加しました。
8-68、70	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況の現地調査	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点 (上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区を追加)
8-72	同上、調査位置(図 8.2-9)	—	上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区を追加しました。
8-77	地域社会の交通混雑と歩行者・自転車の安全の予測地点	関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点 (地域社会 1～地域社会 6)	関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 8 地点 (地域社会 1～地域社会 6、 <u>地域社会 8～地域社会 9</u> )

表 15-1(2) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
8-78	同上、調査位置(図8.2-10)	—	予測地点として、地域社会8、9を追加しました。
9.1-19	気象条件	対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、	対象事業実施区域と同じ横浜市瀬谷区にある気象観測所であり、
9.1-19	バックグラウンド濃度	対象事業実施区域最寄りの一般局である瀬谷区南瀬谷小学校測定局	対象事業実施区域と同じ横浜市瀬谷区にあり、地形や標高もほとんど同じ瀬谷南瀬谷小学校測定局
9.1-20	予測結果(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	—	建設機械の稼働の予測対象時期における、工事用車両も運行による影響との重合について追記しました。
9.1-25、26	二酸化窒素の評価	—	二酸化窒素の環境基準に、環境省通達の「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあつては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」を追記し、評価を行いました。
9.4-23	水の濁りについての環境影響の回避、低減に係る評価	—	大門川の暗渠化に伴う環境保全措置を追記しました。
9.4-24、25	水の濁りについての国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価	—	和泉川流域の水の濁りについて、造成箇所速やかな転圧や造成法面の速やかな植栽の効果を見込んだ場合の定量的な予測及び評価を行った結果を記載しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測対象時期	—	河川の暗渠化に係る工事完了時を追記しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測方法	—	河川の暗渠化に係る予測方法を追記しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測の前提条件	—	汚染土壌の掘削除去時に仮設調整池が完成していない場合の環境保全措置を追記しました。
9.4-27	水の汚れに係る予測結果	—	大門川と相沢川の暗渠化による影響について追記しました。
9.4-29	水の汚れについての環境影響の回避、低減に係る評価	—	大門川と相沢川の暗渠化による水の汚れについて、モニタリングの実施と、その状況に応じた環境保全措置を講じることを記載しました。
9.4-32	事後調査について	—	暗渠化による影響の不確実性について記載するとともに、事後調査の結果に基づく環境保全措置の実施について記載しました。
9.4-32	水の汚れの事後調査の項目	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、及び同別表2の1(1)河川(湖沼を除く。)に掲げる8項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
9.5-5	底質の予測結果	—	大門川と相沢川の暗渠化による影響について追記しました。
9.6-3	地下水の水質に係る文献その他の資料調査	—	資料編に調査区画別の調査結果を記載した旨を追記しました。

表 15-1(3) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.6-6	地下水の水質に係る予測結果	—	災害用井戸への予測結果を追記するとともに、地下水質のモニタリングを行う旨を追記しました。
9.7-4	湧水の状況に係る現地調査	—	帯水層の状況を踏まえた湧水の涵養源の状況に係る記述を記載しました。
9.7-8	湧水の流量に係る予測結果(「イ. 予測結果」の4行目)	調整池 2	調整池 <u>4</u>
9.7-11	河川の形態、流量の予測結果(「イ. 予測結果」の5行目からの段落)	このように、対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。	<u>相沢川と大門川については、人為的に流れが改変されるため、河川形態への大きな影響がありますが、対象事業実施区域外の河川については、河道を変えることはなく、適正な規模の調整池が設置されることにより、大雨時にも著しい流量の増加は見込まれないため、周辺河川の形態は維持され、対象事業実施区域外の河川形態への影響は小さいと予測します。</u>
9.9-5	文献その他の資料調査(c. 調査結果(国有地)(a)特定有害物質)	土壤汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 56 調査区画で詳細調査が行われており	土壤汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 <u>66</u> 調査区画で詳細調査が行われており (防衛省における土壤汚染調査結果の更新)
9.9-5	同上	—	資料編に調査区画別の調査結果を記載した旨を追記しました。
9.9-6	表 9.9-2	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-7	図 9.9-3	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-8	土壤汚染の予測の前提条件	—	汚染土壌の掘削除去や運搬、処分を行う場合の具体的な配慮内容の例を追記しました。
9.9-12	図 9.9-7	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-13	掘削除去を行う場合に場外搬出される土量の計算	汚染土壌場外搬出量 10400m <sup>3</sup> (ほぐし状態で 13000 m <sup>3</sup> ) 1日当たりの車両発生台数 7台(発生集中交通量で 14台)	防衛省による詳細調査区画の追加等による計算の見直しを行い、計算結果は以下のとおり変更しました。  汚染土壌場外搬出量 <u>12800m<sup>3</sup></u> (ほぐし状態で <u>16000 m<sup>3</sup></u> ) 1日当たりの車両発生台数 <u>約9台</u> (発生集中交通量で <u>18台</u> )
9.10-2	表 9.10-1(2)	調査範囲の中で、営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。	営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。

表 15-1(4) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-8	図 9.10-1(3)	—	調査範囲に係る注釈(注1)を追記しました。また、図は対象事業実施区域が中心となるよう修正し、図及び凡例から調査範囲を削除しました。
9.10-17	表 9.10-3(2)	鳥類(猛禽類) 令和2年3月9日～3月11日 夜間調査(ホタル類) 令和元年6月13日～6月14日	鳥類(猛禽類) 令和2年3月10日～3月12日 夜間調査(ホタル類) 令和元年6月12日～6月13日
9.10-19	表 9.10-4 表 9.10-5	—	一般鳥類と猛禽類の定点調査時間について一覧表を追加しました。
9.10-22	イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況	—	オオタカに係る記載を追記しました。
9.10-25	d. 鳥類(猛禽類)	その他の猛禽類は、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖は確認されませんでした。	<u>対象事業実施区域内にハイタカ、ノスリ、ハヤブサ等が確認され、特にオオタカは、対象事業実施区域における利用頻度が高く複数個体が観察されました。対象事業実施区域の環境と調査結果から、狩場(餌場)として利用していることが考えられます。</u>
9.10-26	e. 鳥類(ねぐら調査)	—	ねぐら調査は、鳥類のねぐら入りが日の入り前後に行われることが多いこと、日の入り前に周辺の鳥類の群れの有無を把握することから、日の入りの概ね1時間半前から完全に日が暮れる時間帯となる日の入り30分後まで実施しました。 表 9.10-11 を追加しました。
9.10-26	e. 鳥類(ねぐら調査)	現地調査の結果、ムクドリ のねぐらを確認しました。	現地調査の結果、秋季は群れの確認が早い時間帯であることから、 <u>ねぐらの位置は確認できませんでした。冬季は夕暮れ前後に群れを確認しましたが、滞留後に東方向に飛去していることから、ねぐらの位置は特定できませんでした。</u>
9.10-26	表 9.10-12	その後、再度飛翔する群れは見られなかったことから、大門川沿いの樹林をねぐらとして利用しているものと考えられる。 なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。	<u>夕暮れ前後には群れを確認することができなかったため、ねぐらの位置は確認できなかった。</u>
9.10-26	表 9.10-12	なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。	<u>夕暮れ前後に群れを確認したが、ねぐらの位置は特定できなかった。</u>
—	—	図 9.10-3 ねぐらの確認位置図	削除しました。
9.10-49	表 9.10-21	オオタカの情報を非表示	オオタカの情報を表示しました。
9.10-62～66、 9.10-68～72	図 9.10-5(1)～(5)、(7)～(11)	猛禽類の確認位置図	対象事業実施区域が中心となるよう図を修正し、図及び凡例から調査範囲を削除しました。
9.10-67	図 9.10-5(6)	猛禽類の確認位置図	図及び凡例から調査範囲を削除しました。

表 15-1 (5) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-73	d. 鳥類(猛禽類)	また、確認された重要な種のうち、繁殖が確認されたオオタカについて確認状況を示します。オオタカの確認状況は前掲表 9.10 8 (P.9.10 (動物) -24) に、繁殖期別の飛翔状況は図 9.10 7 に示すとおりです。	また、確認された重要な種のうち、 <u>オオタカについて確認状況を図 9.10-5(12)及び(13)に示します。</u>
9.10-74~75	図 9.10-5(12)、(13)	(図のタイトル) オオタカの飛翔図 (〇〇年繁殖期)	(図のタイトル) 猛禽類の確認位置図 (オオタカ:〇年繁殖期)
9.10-92	d. 鳥類 (猛禽類)	—	<u>現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である鳥類 (猛禽類) は確認されませんでした。</u>
9.10-107	表 9.10-37	オオタカの影響予測を非表示	オオタカの影響予測を表示しました。
9.10-107~108	表 9.10-37	一般的な生息環境	一部の種について、一般的な生息環境の記載を更新しました。
9.10-124 ~ 127、131、136、138	表 9.10-40(1) ~ (2)、 表 9.10-41(1) ~ (5)、 表 9.10-42(8)、(18)、 表 9.10-43(1)	—	確認状況及び主な生息環境について、分布・生態学的特徴を踏まえて、追記しました。また、環境が追加された種については、追加した環境も踏まえて、影響予測を更新しました。
9.10-128	表 9.10-42(2) (影響予測—造成工事)	本種は、対象事業実施区域外の樹林地の沢周辺のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。	本種は、対象事業実施区域外の樹林地の沢周辺のみで確認されており、 <u>対象事業実施区域における生息の可能性は低いと考えられます。</u>
9.10-128	表 9.10-42(2) (影響予測—土地又は工作物の存在及び供用)	本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、対象事業実施区域と集水域が異なるため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。	本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、 <u>帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。</u>
9.10-142	表 9.10-46	カララヒワ、アオジ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	<u>カララヒワ、アオジ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ</u>
9.10-144	表 9.10-47(2)	モズ、カララヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	<u>モズ、カララヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ</u>
9.10-144	表 9.10-47(2) (上記の適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮して、緑地の創出に努めます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、 <u>生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います。</u>



表 15-1(6) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-146	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出について、環境区分表、断面イメージ図等を追記しました。
9.10-147~150	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追記しました。
9.10-153	表 9.10-50(4) (保全対象種)	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ
9.10-153	表 9.10-50(4) (環境保全措置一効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。
9.10-154	(4)事後調査	—	また、動物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。
9.11-5	図 9.11-2	—	令和3年の植物調査ルートを追加しました。
9.11-6	表 9.11-4	—	令和3年の調査時期を追加しました。
9.11-11	a. 維管束植物の確認種	128 科 677 種の維管束植物	128 科 678 種の維管束植物
9.11-13、9.11-35、9.11-40、9.11-48、9.11-49、9.11-55	表 9.11-7(3)、 表 9.11-15、 表 9.11-18(3)、 表 9.11-21、 表 9.11-22、 表 9.11-24(1)	—	タコノアシを追加しました。
9.11-27	a. 維管束植物の重要な種の確認状況	10 科 12 種	11 科 13 種
9.11-27	表 9.11-11	—	タコノアシ及びセイタカハリの確認状況を更新しました。
9.11-27、9.11-38	表 9.11-11、 表 9.11-17	※：ヌマトラノオ及びハライは、「神奈川県レッドリスト(植物編)2020」(神奈川県 令和2年10月)で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。	※：ヌマトラノオ及びハライは、「神奈川県レッドリスト(植物編)2020」(神奈川県 令和2年10月)で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。 令和3年度の調査では、確認されませんでした。
9.11-28	図 9.11-6	—	タコノアシ及びセイタカハリの確認地点を追加しました。

表 15-1(7) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.11-34	⑤予測対象種	・維管束植物（種子植物及びシダ植物）：12種	・維管束植物（種子植物及びシダ植物）：13種
9.11-35	表 9.11-15	現地調査で確認された重要な種（12種）	現地調査で確認された重要な種（13種）
9.11-37	図 9.11-9	－	直接的影響から、予測結果「生育環境への影響は大きい。」に流れる矢印を追加しました。
9.11-38	表 9.11-17	－	タコノアシ及びセイタカハリの影響予測を更新しました。
9.11-38	表 9.11-17	「－」は、対象事業実施区域外に生育地が確認されなかったことを示します。	「－」は、対象事業実施区域内のみに生育し、 <u>工事の実施（造成工事）により、全ての生育地が改変されるため、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））時点で存在しないことから、影響予測の対象外としたことを示します。</u>
9.11-39、9.11-40、9.11-41、9.11-43、9.11-46、9.11-47	表 9.11-18(1)～(2)、(4)～(5)、(9)、(10) 表 9.11-19(1)～(3)、 表 9.11-20 (影響予測－土地又は工作物の存在及び供用)	対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。	<u>本種は対象事業実施区域内のみに生育し、工事の実施（造成工事）により、全ての生育地が改変されるため、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））時点で存在しないことから、影響予測の対象外としました。</u>
9.11-41、9.11-44	表 9.11-18(6)、 表 9.11-18(11) (確認状況及び主な生息環境)	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。 <u>その後の調査では確認されませんでした。</u>
9.11-43	表 9.11-18(10)	－	セイタカハリの確認状況及び影響予測を追加しました。
9.11-49	表 9.11-22 (適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地の創出を行います。	周辺の緑との連続性や生物の移動、 <u>生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います。</u>
9.11-51～54	環境保全措置について	－	保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追加しました。
9.11-55	表 9.11-24(1) (環境保全措置－効果)	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、 <u>保全対象種を新たに創出する保全対象種の生育環境等へ移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。</u>
9.11-56	表 9.11-24(2) (環境保全措置－効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、 <u>生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。</u>

表 15-1(8) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.11-57	(4)事後調査	—	また、植物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。
9.12-10	(a)低地の樹林・畑地・草地の生態系	非表示	記載内容を表示しました。
9.12-11	図9.12-3、図9.12-4	ニホンアマガエル	カエル類 また、シオカラトンボ(幼虫)、アジアイトトンボを追加しました。
9.12-18	表 9.12-12(1)	—	確認状況及び主な生息環境について、分布・生態学的特徴を踏まえて、追記しました。また、追加した環境も踏まえて、影響予測を更新しました。
9.12-20	表 9.12-14 (シマヘビ(爬虫類)の選定理由)	工事の実施(造成工事)、土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、影響が大きいと予測されたため。	工事の実施(造成工事)においては影響が大きい、土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、影響があると予測されたため。
9.12-21	表 9.12-15 (オオタカ、ヒバリ等の適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮し、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮し、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
9.12-23	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出について、環境区分表、断面イメージ図等を追加しました。
9.12-24~27	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追加しました。
9.12-30	表 9.12-18(4) (環境保全措置一効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。
9.12-31	(4)事後調査	—	また、生態系への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。
9.13-3	現地調査	表 9.13-5 に示す 6 地点を現地調査地点として	表 9.13-5 に示す 7 地点を現地調査地点として
9.13-4、5	表 9.13-5 図 9.13-1(1)	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」を追加しました。
9.13-7	表 9.13-7	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の調査内容を追加しました。

表 15-1(9) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.13-11、15	主要な眺望景観、 囲繞景観の状況	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の調査結果を追加しました。
9.13-38、39	予測結果	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の予測結果を追加しました。
9.13-51	表 9.13-18	—	環境保全措置として挙げた“桜並木等の創出”において、桜並木等が消失する範囲と代償とする範囲を追記しました。
9.14-1	調査地域・調査地点	調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 12 地点としました。	調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 13 地点としました。
9.14-2、3	表 9.14-1 図 9.14-1	—	「13 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」を追加しました。
9.14-4	表 9.14-2	—	上瀬谷農業専用地区を対象とした聞き取り調査の日時等を追加しました。
9.14-11	調査結果	—	鎌倉古道 北コースのうち、対象事業実施区域内に含まれる範囲を追記しました。
9.14-22、23	調査結果	—	「13 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」の調査結果を追加しました。
9.14-29～31	表 9.14-9～11	—	「鎌倉古道 北コース」の予測結果について、コースのうち、影響が生じる範囲と生じない範囲が分かるように追記しました。 「上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」の予測結果を追加しました。
9.14-32、33	表 9.14-12 表 9.14-13	—	環境保全措置に“工事の内容等の早期周知”を追加しました。
9.14-32、33	表 9.14-12 表 9.14-13	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
9.14-34	評価	—	“利用性の変化の程度”の部分において、仮設道路を設ける可能性がある等を追記しました。
9.15-6	表 9.15-7	コンガラの発生量 18,511.76 産業廃棄物発生量 26,502.63	コンガラの発生量 <u>28,360.15</u> 産業廃棄物発生量 <u>48,558.80</u>
9.15-7	表 9.15-9	—	次の環境保全措置を追加しました。 ・市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用 ・産業廃棄物、建設発生土の適正な管理 ・運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定 ・運搬時の環境負荷軽減 ・汚染土壌の場外搬出時における適切な対応
9.15-8	環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響	造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生への影響を低減させるため、	造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生及び運搬による影響を低減させるため、

表 15-1(10) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.15-8	表 9.15-10	—	環境保全措置を追加しました。 ・市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用 ・産業廃棄物、建設発生土の適正な管理 ・運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定 ・運搬時の環境負荷軽減 ・汚染土壌の場外搬出時における適切な対応
9.17-4	図 9.17-1	—	「地域社会 8」、「地域社会 9」を追加しました。
9.17-54	環境保全措置の検討	—	環境保全措置を踏まえた検討結果を第 10 章に示していることを記載しました。
9.17-56	図 9.17-10	—	予測地点に「地域社会 8」、「地域社会 9」を追加し、2つの交差点構造を追加しました。
9.17-59、61、63	表 9.17-22 表 9.17-23(2)、(4)	—	「地域社会 8」、「地域社会 9」の予測結果を追加しました。
9.17-72、73	表 9.17-29 表 9.14-30	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
10-13	表 10.2-21	—	第 9 章の環境保全措置を踏まえ、修正を行いました。
10-14	表 10.2-22(2)、 表 10.2-23	—	
10-16	表 10.2-25	—	
10-19	表 10.2-28	—	
10-18、24	表 10.2-27 表 10.2-34	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
10-25～39	工事用車両の運行に伴う検討	—	工事用車両運行ルート分散と運行時間の管理の環境保全措置を実施した場合の大気質、騒音、振動、地域社会の影響低減について追記しました。
11-2	水質(水の汚れ)の事後調査の項目	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、及び同別表 2 の 1 (1) 河川(湖沼を除く。)に掲げる 8 項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
11-5～9	モニタリング	—	モニタリングを行う項目等について追記しました。
12-2	表 12-1(1)	—	建設機械の稼働における二酸化窒素の評価を修正しました。
12-11	表 12-1(10)	—	土壌汚染について、指定基準値超過が確認された区画数を 66 区画に更新しました。
12-14	表 12-1(13)	—	景観の調査地点に「瀬谷区上瀬谷町」を追加しました。 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点に「上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」を追加しました。
12-14	表 12-1(13)	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
12-15	表 12-1(14)	—	廃棄物等の環境保全措置を追加しました。
12-16	表 12-1(15)	—	関係車両の走行の予測地点を 8 箇所に変更しました。
12-17	表 12-1(16)	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
資料 大気-68～75	表 9.1-21	—	工事用車両の運行に係る環境保全措置実施後の、各地点の工事用車両台数を追記しました。

表 15-1(11) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
資料 土壌汚染-4	土壌汚染のおそれのエリア区分	—	防衛省における土壌汚染のおそれのエリア区分（第二種特定有害物質 旧地盤）を追加しました。
資料 土壌汚染-7	調査結果	—	防衛省における土壌汚染調査結果を更新しました。
資料 土壌汚染-8	図 9.9-3	—	防衛省における土壌汚染調査結果を更新しました。
資料 土壌汚染-9、10	表 9.9-2	—	表層における指定基準超過区画の区画別土壌汚染及び地下水の調査結果を追記しました。
資料 地域-982	図 4	—	地域社会 8、地域社会 9 の交差点位置を追記しました。
資料 地域-990、991	表 30～表 33	—	地域社会 8、地域社会 9 の方向別交通量と大型車混入率の表を追記しました。
資料 地域-994	交差点需要率	主要交差点（7 交差点）	主要交差点（9 交差点）
資料 地域-1033、1034	供用時平日交差点検討資料	—	供用時平日の地域社会 8、地域社会 9 の交差点検討資料を追記しました。
資料 地域-1042、1043	供用時休日交差点検討資料	—	供用時休日の地域社会 8、地域社会 9 の交差点検討資料を追記しました。
資料 地域-1045～1054	環境保全措置実施後の工事中交差点検討資料	—	環境保全措置実施後の工事用車両の運行における地域社会 1～地域社会 4 の交差点検討資料を追記しました。





## 第16章 評価書についての意見及び都市計画決定権者の対応

評価書に対する国土交通省関東地方整備局長の意見及び都市計画決定権者の対応は、表 16-1 に示すとおりです。

表16-1(1) 国土交通省関東地方整備局長の意見と都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長の意見	都市計画決定権者の対応
<p>1. 総論</p> <p>(1) 事後調査等について</p> <p>ア 本評価書では事後調査の計画が具体化されていないことから、関連事業等の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえ、事業着手までに具体的な計画を検討した上で、その内容を公表すること。</p> <p>イ 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。</p> <p>ウ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。</p> <p>エ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。</p>	<p>都市計画対象事業の着工までに明らかになる関連事業の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえて事後調査計画書を作成し、その内容を事業の着手までに公表します。</p> <p>事後調査及び環境監視（モニタリング）については、今後、評価書に記載した内容を具体化した事後調査計画書を作成し、適切に実施します。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。</p> <p>追加的な環境保全措置を講じる場合には、専門家等の助言を踏まえて、その内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討します。</p> <p>事後調査及び環境監視（モニタリング）により都市計画対象事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置及び追加的な環境保全措置について、検討の過程、内容、実際に生じた効果及び不確実性の程度について、事後調査報告書として取りまとめ公表します。</p>

表16-1(2) 国土交通省関東地方整備局長の意見と都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長の意見	都市計画決定権者の対応
<p>(2) 関連事業等との累積的影響及び連携について</p> <p>対象事業実施区域では、横浜市により関連事業が計画されているほか、令和9年には国際園芸博覧会の開催が計画され、横浜市環境影響評価条例(平成22年横浜市条例第46号)に基づく環境影響評価手続が進められている。本事業と関連事業等の工事期間等が重複する予定となっていることから、関連事業等との調整を実施した上で、工事用車両の通行、建設機械の稼働等による本事業と関連事業等との累積的な影響を考慮した工事計画とすること。</p> <p>また、特に環境保全措置として保全対象種の生息及び生育環境の創出を計画しているエリアと「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び国際園芸博覧会の計画地が重複していることから、引き続き、これらの事業との調整を実施し、環境保全の観点で適切な整備及び維持管理が実施されるよう連携すること。</p> <p>さらに、本事業及び関連事業は、将来的には年間1,500万人が訪れる新たな活性化拠点の形成を目的として計画されており、特に対象事業実施区域内の観光・賑わいゾーンでは、テーマパークを核とした複合的な集客施設の立地が計画されているなど、来客者等の関係車両の走行による周辺地域の環境への影響要因には、民間事業を含む複数の事業が関係している。このため、供用後に生じる影響について、適切な環境保全措置が確実に実施されるよう、関係する他の事業等との環境の保全に関する連携及び役割を明確化し、周辺地域の環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>都市計画対象事業と並行して行われる関連事業や国際園芸博覧会との調整を図り、これらの累積的な影響を考慮した工事計画とします。</p> <p>動物、植物及び生態系の環境保全措置として、保全対象種の生息及び生育環境の創出を計画しているエリアは、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び国際園芸博覧会の計画地と重複することから、環境保全の観点で適切な整備及び維持管理が実施されるよう、引き続き、公園整備事業等の関連事業と調整を図りながら検討していきます。</p> <p>また、将来の土地利用時における集客施設等の立地に伴う関係車両の走行による周辺地域への環境影響の回避、低減に向けて、関係する民間事業者等へ評価書に記載した環境保全措置の促進や、必要に応じて、横浜市として供用時におけるモニタリングの実施等を検討していきます。</p>

表16-1(3) 国土交通省関東地方整備局長の意見と都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長の意見	都市計画決定権者の対応
<p>2. 各論</p> <p>(1) 建設機械の稼働による粉じん等及び騒音に係る影響</p> <p>対象事業実施区域は、都市計画法に基づき指定された第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域等に隣接しており、対象事業実施区域の周辺には住居等が存在しているところ、建設機械の稼働に伴う粉じん等及び騒音の予測値が現況値から大きく増加することとなっている。このため、散水や低騒音型の建設機械の採用、仮囲いの設置等の発生源対策、工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施し、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。</p>	<p>工事を行う際には、必要に応じて、転圧や散水等を行うことで、粉じん等の発生を抑えるとともに、低騒音型建設機械の採用や工事工程の平準化等を行うことで、騒音を低減させ、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減させます。</p>
<p>(2) 水環境、水生生物等に対する影響</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、生物多様性保全上重要な里地里山に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」が存在するとともに、河川、湧水等が存在しており、「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧ⅠB類として分類されているホトケドジョウ等の重要な水生生物が確認されていることから、本事業の実施に伴う濁水の発生、動植物の生息及び生育環境の消失等による水環境、水生生物等への影響が懸念される。このため、水環境、水生生物等に対する影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な環境保全措置を実施し、本事業の実施に伴う影響を極力低減すること。また、代償措置として予定している保全対象種の生息及び生育環境の創出については、専門家等からの助言を踏まえて具体化した計画を公表するとともに、事後調査及び環境監視を実施し、適切な維持管理に努めること。</p>	<p>環境保全措置の実施にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、本事業の実施に伴う影響を極力低減します。また、代償措置として予定している保全対象種の生息及び生育環境の創出については、専門家等からの助言を踏まえ、具体化した計画(事後調査計画)を公表するとともに、事後調査及び環境監視(モニタリング)を実施し、適切な維持管理に努めます。</p>

表16-1(4) 国土交通省関東地方整備局長の意見と都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長の意見	都市計画決定権者の対応
<p>(3) 土壌汚染について</p> <p>対象事業実施区域では、土壌汚染の調査をした結果、特定有害物質による汚染状態が、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく要措置区域等の区域の指定に係る基準を超過している。そのため、汚染が確認された土壌について、土壌汚染対策法、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（平成31年3月環境省）、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（令和3年5月環境省）等に基づき、適正に措置等を実施し、土壌汚染に係る環境への影響を回避すること。</p>	<p>汚染が確認された土壌については、国が土壌汚染対策法に基づく適切な対応を行った後、土地の造成時には、改めて土地区画整理事業者により、掘削除去や舗装等の土壌汚染対策法に基づく適切な対応を実施します。</p> <p>また、汚染土壌の運搬、処理・処分を行う場合は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（平成31年3月環境省）、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（令和3年5月環境省）等に基づき、土壌汚染の拡散防止対策を適切に講じることで、土壌汚染に係る環境への影響を回避します。</p>
<p>(4) 廃棄物等</p> <p>ア 産業廃棄物について</p> <p>対象事業実施区域には、米軍施設等の既設建物等が存在し、その既設建物の一部では石綿が使用されている。本事業の実施に伴い発生するコンクリート塊等の廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令等に基づき、再生利用に努めるとともに、石綿含有廃棄物等については、適正に処分すること。また、可能な限り工事着手までに廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、適正に処理すること。</p> <p>イ 建設発生土について</p> <p>本事業は、大規模な土地の改変により、建設発生土が約71.2万m<sup>3</sup>となることが予測されている。このため、建設発生土の運搬及び処分による環境への影響を回避又は極力低減する観点から、工法の工夫等により、建設発生土の発生量を可能な限り抑制するとともに、発生した建設発生土については、他事業との調整により有効利用に努めること。また、やむを得ず建</p>	<p>対象事業実施区域内の米軍施設等の既設建物等については、可能な限り解体工事を行う前に図面や現地踏査により、発生する産業廃棄物の種類、量を確認し、それに応じた処理方法、処分先を決定できるように努めます。なお、解体する際に発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等の関係法令等に基づき、再生利用に努め、アスベスト含有廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）に則って適正に処分を行います。</p> <p>造成地盤高の調整や関連事業の事業者と調整を図ることで、対象事業実施区域外への建設発生土の搬出量の低減に努めます。市内及び近辺で行われる公共事業において、場外搬出される建設発生土の有効利用を検討しますが、やむを得ず建設発生土の処分が必要となった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神奈川県土砂の適正処理に関する条例等に則って</p>

表16-1(5) 国土交通省関東地方整備局長の意見と都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長の意見	都市計画決定権者の対応
<p>設発生土の処分が必要となった場合で、対象事業実施区域外で新たな改変が発生するなど搬出先の土地での環境への影響が懸念される場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施すること。</p>	<p>適正に処分を行います。さらに、搬出先の周辺環境への影響が懸念されると判断した場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施します。</p>





## 第17章 評価書の補正

環境影響評価書の補正にあたっては、国土交通省関東地方整備局長の意見を勘案して、補正前の評価書の記載事項について検討を行い、必要な追記・修正を行いました。補正前の環境影響評価書からの主な相違点は、表 17-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の修正については、適宜実施しました。

表 17-1 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書における 該当ページ及び修正点		補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
9. 10-154 9. 11-57 9. 12-31 11. 1-3～4	動物、植物、生態系の項目	事後調査を実施する理由として、P. 11-1 (1) の④に該当することとしていました。	事後調査を実施する理由として、P. 11-1 (1) の④に加え③を追加しました。
9. 15-5	アスベストの適正処分	—	以下の文章を追加しました。 対象事業実施区域内の米軍施設等の既設建物等については、可能な限り解体工事を行う前に図面や現地踏査により、発生する産業廃棄物の種類、量を確認し、それに応じた処理方法、処分先を決定できるように努めます。また、アスベスト含有廃棄物は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月環境省）に則って適正に処分を行います。
9. 15-5	建設発生土搬出先での環境影響への対応	—	以下の文章を追加しました。 また、建設発生土の処分が必要となった場合で、対象事業実施区域外で新たな改変が発生するなど搬出先の周辺環境への影響が懸念されると判断した場合は、搬出先の土地における環境への影響を適切に把握するための調査等を実施し、追加的な環境保全措置を実施します。
11-1	事後調査及びモニタリングの手法等	—	以下の文章を追加しました。 なお、事後調査及びモニタリングにあたっては、関連事業の事業計画を考慮し、専門家等の助言を踏まえて事後調査計画書を作成し、その内容を公表するとともに、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じます。その際、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて客観的かつ科学的に検討します。また、その結果は事後調査報告書としてとりまとめ、公表します。



## 第18章 環境影響評価の受託者の名称

名 称 : 玉野総合コンサルタント株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 牧村 直樹

住 所 : 愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号

